

たかはるちよう はらいかわ
高原町祓川・
さの
狭野の神舞（神事）——本文編——

平成十二年三月

宮崎県西諸郡
高原町教育委員会

高原町たかはるちよう祓川はらいかわ・狭野さのの神舞カンメ（神事カンゴツ）——本文編——

平成十二年三月

宮崎県西諸郡
高原町教育委員会

序

高原町は、靈峰高千穂峰の膝元にあり、古くから「神武天皇御降誕の地」として知られ、それにまつわる様々な伝承や地名などが多く残っています。又、今回調査の対象となりました祓川・狭野の神舞をはじめとする民俗芸能の他、狭野杉・仏法僧繁殖地などの天然記念物も数多く残る、歴史に恵まれた町です。

町内の民俗芸能につきましては、その重要性を理解しながらも、なかなか調査に移すことができませんでしたが、今回、文化庁並びに宮崎県教育委員会文化課のご助力により、ようやく民俗芸能の保存継承・調査を軌道に乗せることができました。

調査を快諾下された、渡辺伸夫先生・永松敦先生・松原武実先生・板谷徹先生・後藤淑先生をはじめ様々な方に、神楽当日はもとより、その事前の行事、また、年末年始にも調査のため来町してくださり、そのおかげを持ちまして、このような素晴らしい報告書を作成することができました。

又、地元の民俗芸能の保存会の方々にも、行事で御多忙の中、調査に快く協力して下さり、感謝の念に堪えません。

その他にも、本当に色々な方に御世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

今後とも、本町の文化財保護行政に対する御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成十二年三月

高原町教育委員会

教育長 正入木 久 男

例 言

一、本報告書は、高原町教育委員会が、平成一〇年度から平成一一年度にかけて、文化庁及び宮崎県教育委員会の補助を受けて実施した、「破川神楽行事調査事業（諸職調査を含む）」の調査報告書である。

二、調査は、高原町教育委員会が主体となり、専門調査員に調査・原稿執筆を依頼して実施した。

調査については、以下の五名の専門家に依頼した（敬称略）。

調査主体 高原町教育委員会

教育長 正入木 久 男

社会教育課長 増田 賢 一

社会教育係長 篠原 弘 二

社会教育課主事 大 學 康 宏

専門調査員（所属は調査時）

渡辺伸夫（早稲田大学演劇博物館学芸員）

後藤 淑（昭和女子大学教授）

松原武実（鹿児島短期大学教授）

永松 敦（推葉民俗芸能博物館主任学芸員）

板谷 徹（沖縄県立芸術大学音楽学部教授）

三、本報告書の原稿については、各調査員がそれぞれ分担して執筆し、原稿の編集については、各調査員の意向に基づき、大学が行った。執筆については、本文目次に掲載している。

なお、各原稿において、用語についての若干の齟齬が見られる。本来ならば全て統一するべきであるが、本報告書では、執筆者に一任した。

四、写真については、永松の撮影したものを使用している。又、その写真・ビデオ等の成果品については、全て高原町教育委員会で保管している。

五、今回、行事調査から報告書作成にいたるまで、様々な方に史料や情報のご協力をいただいた。この場を借りて御礼申し上げます（敬称略）。

有水美和 岩元正吉 岩元幸子 牛尾めぐみ 押領司シゲ子

大谷津早苗 尾口義男 倉田裕子 黒木光太郎 黒木嘉民 徳永和喜

所崎 平 富田至和 那賀教史 永田良保 日高美佐子 宮田信子

宮田ひとみ 山下真一

破川神楽保存会

狭野神楽保存会

狭野棒踊り・奴踊り保存会

花堂・小塚棒踊り保存会

蒲牟田棒踊り保存会

広原棒踊り保存会

狭野神社

霧島東神社

鹿児島県歴史資料センター黎明館調査史料室

都城市史編集室

本文目次

序章 高原町の概要及び調査の経緯 1

第一節 高原町の概要 1

第二節 高原町の歴史的環境 1

第三節 調査に至る経緯及び調査方法 3

第一章 高原町の民俗芸能 8

第一節 神楽 8

一 県内の神楽調査の現状 8

二 南九州の神楽の現状 9

三 祇川・狭野神舞の研究史 10

四 祇川・狭野の神舞内の共通性及び相違点 10

第二節 苗代田祭・御田植祭 13

一 御田植祭 14

二 その他の民俗芸能 15

一 高原町の芸能一覧 15

二 棒踊 16

三 奴踊 17

第二章 祇川の神舞 19

第一節 概要 19

第二節 行事次第・番付 19

第三節 御講屋の構成 23

第四節 詞章 24

一 『神寄本』 24

二 『神事番附・神歌本(仮称)』 34

三 『舞数記』 43

四 『諸神勸請(仮称)』 44

五 使用装束その他備品について 46

第三章 狭野の神舞 50

第一節 概要 50

第二節 行事次第・番付 51

第三節 御講屋の構成 54

第四節 詞章 54

一 『神舞之歌』 54

二 『舞之巻』 61

第五節 使用装束その他備品について 63

第四章 祇川神舞における舞の特徴 67

第一節 舞の二種と御講屋 67

第二節 面舞の型 68

第三節 刀舞の型 68

第四節 神楽舞の芸能 71

第五章 神舞の音楽的特徴 93

第一節 狭野の神舞 93

一 はじめに 93

二 神師(かんすい) 93

三 金山(かなやま) 95

四 各舞曲の音楽 95

第二節 祇川の神舞 101

一 はじめに 101

二 神隨(かんすい) 102

三 金山(かなやま) 104

四 各舞曲の音楽 106

第六章 神舞面についての考察 126

第一節 はじめに 126

第二節 祇川神舞面 126

第三節 狭野神舞面 126

第四節 特色と価値 128

第七章 霧島六所権現と修験道 …………… 130

第一節 霧島六所権現と修験道 …………… 130

一 はじめに 130

二 霧島六所権現 130

三 戦国期の華林寺と霧島六所権現 131

四 霧島連山の修験道と神楽 133

第二節 狭野神社と神徳院の沿革 133

一 狭野神社と神徳院の沿革 133

二 狭野の社家文書 135

三 発給者 138

四 発給日 138

五 官位 139

第三節 霧島東神社と錫杖院 139

一 狭野・祇川地区の年中行事 139

二 祇川地区の年中行事 140

第五節 狭野・祇川地区の屋敷神 140

第八章 文献資料 …………… 143

一 『公私留帳 第一』 143

二 『公私留帳 第五』 151

三 『社方含蔵帳』 158

四 『御願文并御祈祷方諸書留帳』 178

五 『舞座敷御広め願(仮称)』 182

第九章 神楽史上における高原神舞 …………… 183

第一節 高原神舞の歴史 183

一 はじめに 183

二 高原神舞の周辺 183

三 大宝の注連 187

四 社人神楽の伝統 189

五 内侍舞 191

第二節 高原神舞の特色 192

一 宿借り曲「門境」 192

二 「神師」と「神隨」 193

三 高原神舞の特色と価値 194

附論 神楽と神舞について …………… 196

執筆分担

序章 第一章 第一、二節 大松康宏

第二章 第三節 大松康宏

第四章 第一、三節 大松康宏

一、三節 大松康宏

四、五 大松康宏

第三章 第五節 大松康宏

第一、三節 大松康宏

第四節 大松康宏

第五節 大松康宏

第四章 第一、二節 大松康宏

第三章 第五節 大松康宏

第六章 後藤武実

第七章 永松仲夫

第八章 渡辺仲夫

第九章 渡辺仲夫

附論 渡辺仲夫

序章

たかほらまろ

高原町の概要及び歴史的環境

第一節 高原町の概要

宮崎県西諸県郡高原町は、霧島連山の南西部にある高千穂峰の東麓に位置する。町域は、東西約一八⁺、南北約一〇⁺、面積八五・三八平方⁺、中央部がくびれており、全体的に東西に長い。霧島連山を鹿兒島県との県境に持ち、南東部は鹿兒島県霧島町、南部及びその周囲は宮崎県都城町・北諸県郡山田町・高崎町、町北部を流れる岩瀬川を境に西諸県郡野尻町・小林市とそれぞれ接している。町の中心部は、岩瀬川の支流である辻の堂川の南方、標高約二〇〇⁺の台地にある。人口は約一万一千人前後である。

第二節 高原町の歴史的環境

高原町では、天孫降臨の地と伝えられている高千穂峰(標高一五七四⁺)の膝元に位置しているため、神話に因んだ伝承が多い。そもそも「高原」という地名自体が、「高天原」が転じたものであると、『三国名勝図會』には書かれている。又、『日本書紀』での神武天皇の幼名の「一⁺狹野尊」にちなみ、東征以前の宮跡の地という言い伝えが古くから残り、『三国名勝図會』をはじめ、複数の地誌で、由来や伝承地の事が記載されている。内容については、場所は、狭野を中心とした一帯で、生誕地の皇子原から、宮跡である宮の宇都・その間を通る都街道・東征の際に通った道々に名付けられた迎、馬登・鳥井原、等がある。

このように、どの地誌を見ても、伝承面では豊富だが、それ以外の事については、殆ど不明なのが現状である。

現在の高原町域では、縄文時代前期が、これまでの成果でさかのぼることのできる最も古い時代である。どいづも、包含層内で遺物のみの出土であるため、どういった集落が、どれぐらいの規模で作られていたかは不明である。今のところ、後川内地区の川除遺跡で轟B式・曾畑式が、大谷遺跡で曾畑式が少量確認されている。

縄文時代中期になると、遺跡数は徐々に増加し、後期になると爆発的に増加する。その内容も多岐に渡り、特に土器型式から判別できる他文化圏の交流が幅広くなるのが大きな特徴である。霧島山を中心とすれば、南は鹿兒島・都城・志布志、北は熊本・北部九州、さらに遠くに目を向けると、瀬戸内・四国南部まで交流の幅が広がるようになる。

しかし、この辺りが最盛期だったようで、以後、遺跡数は極端に減少する。続く、弥生・古墳時代になっても状況は変化しない。むしろ、古墳時代の場合、西諸県でよく見られる「地下式横穴墓」という遺構である。これまでに四群一七基が発掘調査により確認されており、時期はほぼ五世紀前半から六世紀前半に集中する。特に、平成九年に調査された日守三一号墓では、近畿地方の中央政權との繋がり証明する遺物である蛇行剣が出土している。しかしながら、集落そのものの発掘調査数が少なく、しかも墓と集落がセットで見られることがないため、現在に到っても詳細は不明である。

このように、時代が連続するような遺跡は皆無に近く、又、時代によって形成される場所も異なるため、長期間での歴史の解明が非常に困難になっている。この後も遺跡数は増加することはない。『倭名類聚抄』には、「諸縣郡」の一つに「春野郷」が見られる。今のところ、高原・小林を含めた地域が比定されているが、「春」を同じ読み方の「原」に変換すると「原野」となる。当時のこの周辺の景観を表現した地名かと思われる。原因は、信仰の対象となった山の麓に位置しているためと、西海道が当城の北側をかすめることなく通っているため、人の手が加わることがなく、とり、次第に山林化していったものと思われる。

ところが、九世紀後半から一〇世紀前半にかけて、突如として集落が複数登場する。土器の形態から見ると、発生・衰退がほぼ同時期である。

二〇四五年で調査例が増大し、住居跡なども少量検出されることもある。これはほぼ確実に検出されるのが、島の畝状遺構である。現在の町域ではほぼ全域で認められる。比較的古代の火山灰が良好に残存する高原町のみでの発見が多いため、どの辺りの地域まで広がりをみせるのかは不明である。高原では、調査された平安時代の遺跡五遺跡のうち四遺跡で検出されている。多くは緩斜面の台地で作られているが、中には斜度約一〇度ほどの斜面で作られている遺跡もある。作られている土物は、現在のところ根菜類が有力であるが、稲(陸稲)の可能性もある。畝遺構の

形成された土層には細かい炭化物が大量に混ざっていることから、焼畑の可能性もある。

しかし、霧島山の麓側では、大規模な噴火が起こる直前に土地が放棄されており、又、他の火山灰の影響を受けにくい場所でも同様に放棄されていることから、同一の集団により一時的な開拓で造成された可能性が高い。この直後から、スキの生息する原野に戻っていった事が土壌分析より窺える。遺跡の調査例からは、畠造構の後、火山灰の自然層と連続のみの無遺物層が続く。その無遺物層の上部に狩猟用の自然層が検出されている。今のところ検出例は少なく、全国でも検出例はごくわずかである。土層及び逆茂木内に含まれていた炭化木から、一三世紀前半・一六世紀半ばに使用されていたことが判明している。

このように、ここまで新しい時代の遺構が検出される大きな理由は、近隣には見られない火山灰の豊富さである。これは、発掘調査からでも、寺社の被害を記した文献からも推測される。まず、延暦七年(七八八)の噴火では狹野神社が焼失し、続く大永三年(一一二二)の噴火では霧島東神社及びその神宮寺である錫杖院が焼失、仁安二年(一一六七)の噴火では、狹野の西生寺・平重盛創建という伝承あり、具体的な場所は不明が焼失した。最も被害の大きかったのは文暦元年(一一三四)の噴火で、町内の岩元家文書によると、狹野神社とその神宮寺である神徳院、霧島東神社、錫杖院などが全て焼失、狹野神社はしばらく東霧島神社(北諸郎部高崎町)の勸留院に移るといふ様であった。

高原町での発掘調査の際、鍵層となるのが高原スコリアである。地元ではボラと呼ばれており、直径約五〇センチ、中には二〇センチもある軽石が主である。降下範囲は主に宮崎県南部、町内でも比較的霧島山から離れた所では五〇センチ程度だが、山に近くなると、一辺を越えたところもあり、噴火の凄まじさと被害の甚大さが窺える。高原スコリアの年代は、今のところまだ特定されていないが、文暦元年を中心とした複数時期と思われる。

中世になると、伊東氏・北原氏・島津氏の三氏による領土拡張の中で登場することが多くなった。永濱家文書「高原所系図巻冊」によると、天文二〇年頃は北原氏の領内となるが、元龜三年に北原氏と伊東氏が争い、伊東氏の領地となったようである。伊東義祐の代には、伊東四八ヶ城の中に高原城が含まれている。現在の西諸郎地方の辺りを押さえる要衝で

あつたようである。

元龜三年(一五七二)の木崎原合戦の後、伊東氏が守る高原城を、天文四年(一五七六)八月に島津義久・義弘が攻略、落城させたことにより、島津領となった。当時の高原城は、「上城」と下城二つに分かれていた事が『上井兼日記』等の文献や、現存する縄張り等から窺える。

高原城落城後は、周囲一体が島津領になったことにより、戦略的拠点の意味合いが薄れ、史料にはあまり登場しなくなる。その後は地頭仮屋が置かれ、明治時代まで島津氏の統治が続いた。高原郷の範囲は、幾度かの編入・分離があったが、現在の高原町と高崎町・郡城市の一部が主な範囲である。江戸時代の高原郷の動静については、「高原所系図巻冊」に詳し。

江戸時代になっても、霧島山は度々大きな噴火を起こし、そのたびに周辺の神社仏閣・集落田畑に被害を起こしている。中でも享保元年から二年(一七一六～一七一七)にかけての噴火では、狹野・霧島東・霧島岑神社等が焼失、高原・高崎・小林郷の集落に壊滅的な打撃を与えたといふ。

明治四年の廃藩置県により、都城県の中に含まれ、明治六年の再編成では宮崎県に所属した。明治九年には宮崎県廃止に伴い鹿児島県に属したが、明治一六年に再び宮崎県が設置されると、宮崎県に所属することとなった。

明治一〇年に勃発した西南戦争では、当時の高原周辺でも戦闘が行われ、鉄砲玉が竹藪に飛び込んでく音がよく聞こえたという話や、西郷軍が村を通つた時に手厚くもてなした、戦闘により周囲が血の海となつた、等の伝承が残っている。

明治二年には西郷・広原・蒲幸田・後川内四村が合併して高原村となり、昭和九年には町制施行に伴つて高原町となり、現在にいたっている。町内には、狹野神社・霧島東神社・霞神社などの島津氏が厚く信仰した神社があり、そのうち狹野神社には、慶長一七年(一六〇二)頃、豊臣秀吉の朝鮮出兵に従軍した薩摩軍の帰国を記念し、薩摩国大口城主の新納忠元の依頼による、神徳院(狹野神社の別当寺)の住職有淳法印により植えられた杉がある。現在、狹野の杉並木として、国の天然記念物に指定されている。又、仏法僧の飛來地としても知られている。

又、霧島東神社には、薩摩藩主一九代島津光久が、寛文六年(一六六

六)に扁額を奉納するなど、中世から近世を通じて、島津氏の手厚い庇護があった。

高原町は、西麓・蒲半田・広原・後川内の四地区に大きく分かれており、そのうち、江戸時代から継統していると思われる民俗芸能に関しては、蒲半田の狭野地区近辺に集中しており、他所では少ない。若しくは現在のところ確認されていない。

現在高原町で行われている民俗芸能は、狭野地区では、狭野・祓川の神舞・狭野神社苗代田祭・狭野棒踊り・狭野奴踊り・俵踊り・麓地区では、旧家が多く残る花笠・小塚地区で棒踊り・並木地区では棒踊り(があつたという伝承)、広原地区では棒踊り、などが残っており、現在も活動を続けている。そのうち、祓川の神舞は、昭和四九年一月二七日に宮崎県記録選択無形民俗文化財に、苗代田祭は平成一年九月二七日に宮崎県無形民俗文化財に、狭野の神舞・狭野棒踊りは町無形文化財に、それぞれ指定されている。又、祓川地区の旧家で、天保四年(一八三四)に建てられた黒木家住宅は、国の重要文化財となり、現在、宮崎県総合博物館裏の民家園に移築されている。

第三節 調査に至る経緯及び調査方法

高原町では、かねてより、地元の保存会より度々調査などについての要望を受けていたが、町単独で調査を実施するには財政的に非常に困難な状況であったため、容易に事が運ばなかった。平成九年の秋、当時の宮崎県教育委員会文化課文化財係長であった那賀教史氏の協力をいただき、調査事業の準備を進めた。事業に伴う調査員の選出については、那賀氏が、当時諸塚神楽の調査のため来県されていた、早稲田大学演劇博物館学芸員(当時)の渡辺伸夫氏に打診し、承諾をいただいた。その他専門分野ごとの調査員については、渡辺氏に一任し、最終的に渡辺氏を含めた以下五名に調査を依頼した(所属は当時)。

後藤淑(昭和女子大学教授)

松原武実(鹿児島短期大学教授)

永松敦(椎葉民俗芸能博物館学芸員)
板谷徹(沖縄県立芸術大学音楽学部教授)

この五名を中心として、町内の民俗芸能・諸行事について調査することとなった。調査は、神楽を一応中心にしていたが、実際は高原町に伝承されている民俗芸能のうち、その殆どについても、神楽が形成された高原町の文化を理解する上で必要と判断したため、実際に行事に参加して調査を実施した。参加した民俗行事については左記の通りである(それぞれの詳細については後述)。

- 霧島東社歳旦祭(毎年一月一日)
- 狭野神社元始祭(毎年一月三日)
- 祓川御初祓(毎年一月八日)
- 狭野神社苗代田祭(ブガハホ、毎年二月一日)
- 祓川霧島講(四月初旬・中旬の日曜日)
- 御田植祭(毎年五月二六日)
- 霧島東神社例大祭(毎年十一月九日・宵宮祭は八日)
- 祓川番付発表(毎年十二月一日)
- 狭野神舞(毎年十二月第一土曜日)
- 狭野霧島講(狭野神楽斉行翌日の日曜日)
- 祓川内祭(神楽斉行前日の金曜日)
- 祓川神舞(毎年十二月第二土曜日)
- 祓川神舞(神楽斉行翌日の日曜日)

その他、面・装束・採り物等の採寸・写真撮影、神楽関連の古文書の調査、神楽舞の調査、など、民俗芸能にかかる付属的な調査も行った。

(参考文献)

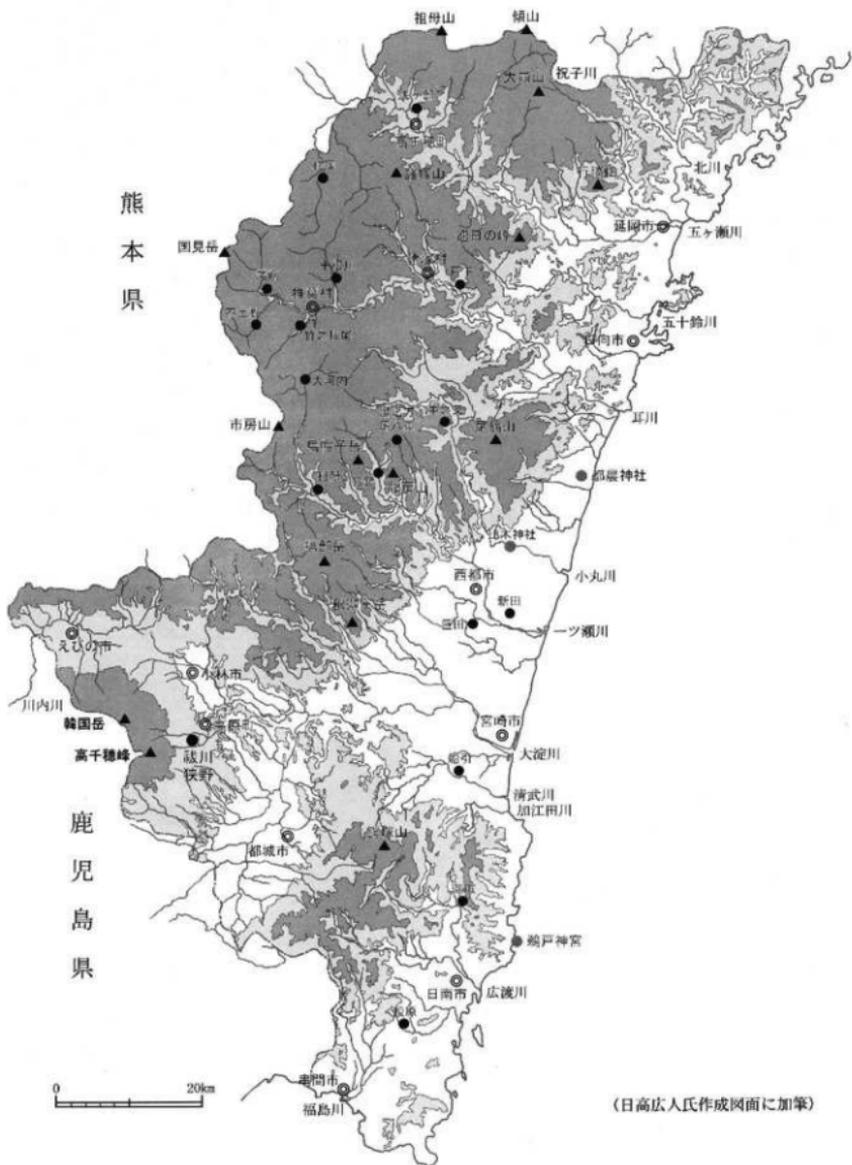
東京大学史料編纂所 一九五七 『上井覚兼日記(上)』岩波書店

(財)文化財建造物保存技術協会編 一九七三 『重要文化財黒木家住宅保存修理工事報告書』

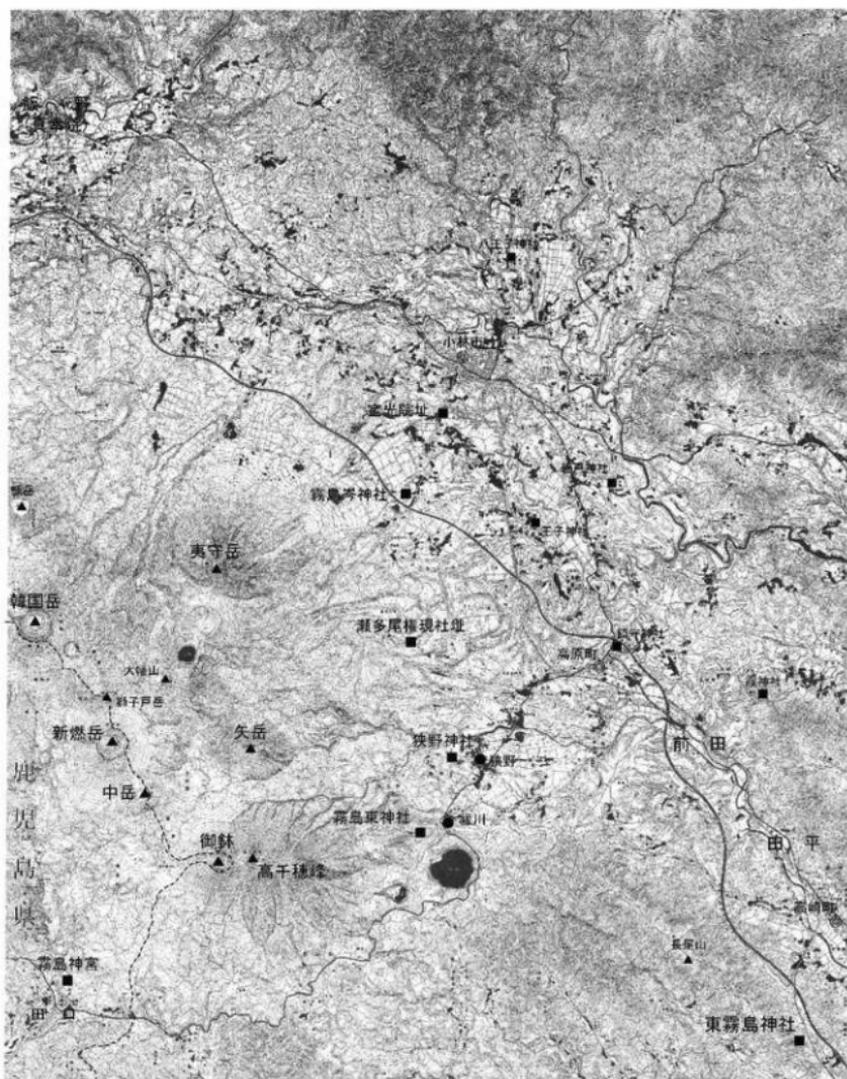
宮崎県

高原町史編纂委員会 一九八四 『高原町史』高原町

- 宮崎県 編 一九九一 『宮崎県史 資料編 考古一』
- 宮崎県 編 一九九三 『宮崎県史 資料編 考古二』
- 宮崎県 編 一九九六 『宮崎県史 史料編 近世五』
- 野口逸三郎 他 一九九七 『宮崎県の地名』 『日本歴史地名体系』 第四六巻 平凡社
- 高原町教育委員会 一九九一 『立切地下式模六群』 『高原町文化財調査報告書』 第一集
- 高原町教育委員会 一九九八 『高原町町内遺跡群分布調査報告書』
- 宮崎県埋蔵文化財センター 一九九八 『荒迫遺跡』 『宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書』 第三集
- 高原町教育委員会 一九九九 『高原町埋蔵文化財発掘調査報告書』 『高原町文化財調査報告書』 第一集
- 高原町教育委員会 一九九九 『川除遺跡』 『高原町文化財調査報告書』 第五集
- 高原町教育委員会 二〇〇〇 『榑粉山遺跡』 『高原町文化財調査報告書』 第六集
- 高原町教育委員会 二〇〇〇 『榑粉山遺跡』 『高原町文化財調査報告書』 第六集



第1図 宮崎県の地形図及び神楽伝承地図



※霧島岑神社は、夷守神社と合祀後、夷守岳中腹から現在地(元は夷守神社敷地)に遷宮した。

第2図 霧島山周辺地形図及び周辺寺社位置図

第一章 高原町の民俗芸能

第一節 神楽

一 県内の神楽調査の現状

現在、宮崎県内では、正確な数は不明だが、三〇〇近い神楽が県内のほぼ全域に分布しており、県内外を問わず多くの研究者・あるいは観光客が訪れている。以前は、高千穂神楽や西都市の銀鏡神楽など、ごく一部の神楽が知られているのみであったのが、近年の精力的な調査により、地元でしか知られていなかった神楽が次々とクローズアップされ、宮崎県が「神楽の宝庫」とまで言われるまでに到っている。例えば椎葉村の神楽の場合、以前はごく一部の研究者にしか知られていなかったが、昭和五〇年代後半の大規模な調査によって一躍有名になり、国内外の公演にも出演するようになった。

しかし、その知名度に比して、南九州の神楽の起源及びその伝播経路については、いつから始まり、どのように流入・伝播したのか、その流れについては未だ不明確な点が多い。その理由については、

(一) 県内の神楽を見渡した時、舞や神歌などの要素があまりに多様化しているため、文化面・伝播面等の共通点を見出しにくい。
(二) 内容について触れられる時、天の岩戸神話を主題としている番付がクローズアップされる事が多いこと、また、神秘的要素を強調しすぎたため、その起源を得てして神話の時代に結び付けようとする傾向が多い。その理由としては、近世期における唯一神道重視による宗教変革等が揚げられよう。つまり、「古来からの継続性」を信奉する上で途中の変化を無視するケースが多い。つまり、社会情勢による変革したものの悪い・粗悪なイメージ、変革のない古いもの良いイメージ、という固定観念が存在する。

の二つに集約される。(三)の一例であるが、高原町周辺の神楽に対して、その起源の全てを古代朝廷で行われていた「諸舞」に繋げる論調が大きく叫ばれていた時期があった。単に「西諸県郡」と「諸舞」に共通点を見出したものに過ぎないが、こうした内容が最近までの神楽の説明書・書籍

にはよく書かれていた^④。

総合すると、神楽を理解しようとした時、(一)その内容があまりにも漠然且つ難解すぎる、(二)神楽に関する総合的、あるいは各地域の個別芸能について検証された文献の少なさ、という二つの壁があるため、現状のまま無理に理解しようとする。その結果、神話のみを強調した説明のみで神楽に対する認識が完結してしまい、歴史的な沿革まで理解が及ばないというのが実情であろう。勿論、神楽に関する史料が少ないという事も一つの理由としてあるが、しかし、その沿革自体、一般・学界を含めても、明確に示した論がこれまで全くと言って良い程存在しなかったという理由も、その一因となっている。

これに対して永松敦氏が、非常に簡略に神楽の沿革を提唱した^⑤。氏によると、宮崎県においては、平安末期、今山八幡宮(延岡市)に舞楽と共に「八乙女舞」という巫女舞の記録が最も古いとされ、当初は舞楽と同列であったのが、中世末期から近世にかけて修験者とその役目を担うようになり、修験祈禱の一種である「大宝の注連」を立てて舞われる事が多くなった。しかし、近世中期以降の吉田唯一神道の浸透により、記紀神話の解釈の追加・上書きにより、仏教用語が神道用語に書き換えられ、結果的に新たに加わった神道の内容と従来の修験道的内容が混在した状態で現在に到る、というものである。特に、これまで修験道の影響を受けているという、神楽に抱いている漠然とした認識に対して、より具体的に修験道の役割や関わりを明確に打ち出した論と言える。

しかし、この沿革(縦の時間軸)の中に一つ一つの神楽を埋め込んでいくのは、膨大な作業を伴ってしまう。又、同時期における他神楽との繋がりがというのが見えてこない。そこで、神楽という芸能をモノとしてとらえ、考古学分野では基礎作業といえる「型式分類」で神楽を理解しようとする動きが見られた。山口保氏により、左記の三系統を軸として分類されている^⑥。

一 時期面

- (一) 「春神楽」春の日中に行われる
- (二) 「霜月神楽」十一月下旬から十二月下旬にかけて夜通し行われる
- (三) 「平夜神楽」同じ時期だが夕刻から夜半まで

二 地域面

- (一) 県北の山間部

三 生産形態面

- (一) 〔宮崎平野部〕
- (二) 〔霧島山系〕
- (三) 〔奥南沿岸部〕
- (四) 〔山地神楽園(焼畑狩猟神楽園)〕
- (一) 〔平地神楽園〕
- (二) 〔沿岸神楽園〕

しかしながら、これは特定面をとらえた分類なので、実際はこれらの条件が複数揃って一つの神楽が成立する。例えば、日南地方から宮崎市周辺を通して高嶺・都農方面の神楽には「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七)(一八)(一九)(二〇)(二一)(二二)(二三)(二四)(二五)(二六)(二七)(二八)(二九)(三〇)(三一)(三二)(三三)(三四)(三五)(三六)(三七)(三八)(三九)(四〇)(四一)(四二)(四三)(四四)(四五)(四六)(四七)(四八)(四九)(五〇)(五一)(五二)(五三)(五四)(五五)(五六)(五七)(五八)(五九)(六〇)(六一)(六二)(六三)(六四)(六五)(六六)(六七)(六八)(六九)(七〇)(七一)(七二)(七三)(七四)(七五)(七六)(七七)(七八)(七九)(八〇)(八一)(八二)(八三)(八四)(八五)(八六)(八七)(八八)(八九)(九〇)(九一)(九二)(九三)(九四)(九五)(九六)(九七)(九八)(九九)(一〇〇)」の複合条件が存在している。「(一)(二)(三)」のみは、上記二地区に混ざり合った状態で存在する。

二 南九州の神楽の現状

今度は、宮崎県という行政枠ではなく、南九州という広域に目を向けてみよう。この場合、南九州を宮崎県南部及び鹿児島県と位置づける。本報告書の主題である「狭川神舞」「狹野神舞」は、霧島山系の東麓に伝承されている神楽である。第一節第一項の分類に則せば、「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)(一六)(一七)(一八)(一九)(二〇)(二一)(二二)(二三)(二四)(二五)(二六)(二七)(二八)(二九)(三〇)(三一)(三二)(三三)(三四)(三五)(三六)(三七)(三八)(三九)(四〇)(四一)(四二)(四三)(四四)(四五)(四六)(四七)(四八)(四九)(五〇)(五一)(五二)(五三)(五四)(五五)(五六)(五七)(五八)(五九)(六〇)(六一)(六二)(六三)(六四)(六五)(六六)(六七)(六八)(六九)(七〇)(七一)(七二)(七三)(七四)(七五)(七六)(七七)(七八)(七九)(八〇)(八一)(八二)(八三)(八四)(八五)(八六)(八七)(八八)(八九)(九〇)(九一)(九二)(九三)(九四)(九五)(九六)(九七)(九八)(九九)(一〇〇)」の分類に該当する。最初に県内に三〇〇近くの神楽があると述べたが、高原町近辺では非常に少ない。というよりは、消滅してしまつたと言つた方が正解であろう。

宮崎県小林市の永井家文書『小林八王子権現由緒覚』(延宝八年一月二七日奥書)には、

- 一 鳥津義弘三之山御知行ニ為祭故神舞注連三本成就仕候事
- 一 飯野佐原合戦之時神舞成就仕候事
- 一 飲肥ニ御立之時注連三本成就之事
- 一 天正六年十月廿日新納院於高城豊後より陳ヲ取候時神舞注連十三本
- 一 少、拾三年差上於大岸護摩一座成就之事
- 一 天正十三年八月より肥後御登之御時御祈念神舞成就之事
- 一 同治四年六月廿一日より筑紫(御立之御時神舞注連六本成就之事

一大坂御上洛之御時神舞注連七本成就之事 一其後御上洛之御時神楽成就事

という記述が見られる。これによると、島津氏による木崎原の合戦・佐土原攻め・肥後筑紫攻め等に際して頼成流の注連を立て、神舞を奉納したとあるが、『上井覚兼日記』にも同じような年代に同じような所作が行われていたという内容が見られることから、霧島山周辺では、普遍的に注連を立てる型式の神楽が行われていたと思われる。ところが現在、このような注連を立てる型式の神楽が残存している地域もある。例えば、隣の小林市堤地区では「岩戸神楽」が伝承されている。主に毎年七月三〇日、岩戸神社の夏祭りや奉納され、剣舞などが残存している。公式な調査は行われていないが、明治三〇年前後の神歌本が残存する。その隣のえびの市には馬関田神楽・水流神楽がある。馬関田神楽は、菅原・弊田神社の祭大祭等で行われ、田の神舞・長大刀舞・鉦舞・花舞の四番付が残存している。又、水流神楽は別称「タノカンメ」と呼ばれているように、田の神舞のみが残存している。他に「剣舞」「四方鬼神」「しんかどん」等があったようである。

近隣で確認されているのは右の三神楽のみで、その他近隣の野尻・須木・高崎・山田では伝承そのものが全く確認されていない。この近辺の民俗芸能は殆ど調査が成されていないため、今後の調査が期待される。

このように、近隣の神楽が消失している中で、狭川と狹野、二つの神楽が残存している事は、非常に大きな意味を持つ。それは、県内の神楽だけでなく、鹿児島側の神楽にも大きく言える。鹿児島県にも神楽は存在するが、芸能の保存状況は芳しくなく、文書や神歌による類推が主体である。同じ霧島山系の霧島町では「霧島神楽」があるが、近年、地域振興を軸として途絶えていたものを創作を絡めて復興したので、旧来のものとは形が異なっている。その他では、国分市の「止上神舞」、有明町の「蓬原神舞」、串良町の「乃八千神舞」、菱刈町の「湯之尾神舞」、大口市の「曾木神舞」、入来町の「入来神舞」などがある。このうち、止上神舞の番付を見ると、「箕輪」「踏額刀」「長刀」「十二観」「御笠」「住吉」「籠藏」神楽「柴荒神」「陰陽」など、戦川・狹野の番付と殆ど大差のない番付が存在

する。現在、その殆どは消滅しているが、兩神楽と非常に近い内容である事が窺える。蓬原や湯之尾・曾木・万八千神舞にも同様の番付が見られる。

つまり、宮崎県南部から鹿児島県側での神楽が衰滅している現状で、**祇川・狹野の神舞の存在は、周囲の神楽を考察、或いは復元していく過程での数少ない証明材料という重要な位置を占めることがわかる。**

三 祇川・狹野神舞の研究史

南九州の中で、**祇川・狹野の神舞が重要な位置を占めているというのは、漠然とした認識はあったものの、具体的に位置づける本格的な調査はこれまで成されなかった。**兩神楽が世間的に認知されるきっかけとなったのは、**本田安次氏の芸能調査による。昭和四〇年代から五〇年代初頭にかけて来町したものとと思われ、内容については、主に神歌の翻刻が主体で、それに舞庭の構成や地元からの聞き取り等が付随する。**兩神舞についての本格的な論文のない現在、**兩神楽を紹介する最も詳しい資料**といえる。続いて、**松永健氏が「南九州の諸神楽の研究」高千穂・銀鏡・祇川神楽**を著した。松永氏の場合、**県内の神楽を沿岸・山岳地帯の二種に分類し、山岳地帯の高千穂・銀鏡・祇川等の南北ラインの共通性を、主に楽の旋律的に的を絞って見出そうとしたもので、楽に關しては現在でも基礎資料となっている。**その他、調査例も数多くあるが、**祇川神舞を中心とした論考が多く、隣の狹野神舞については言及される事は殆どなかった。**これに対して山口保明氏は、**狹野神舞そのものにも調査の手を加え、祇川神舞と同等の重要性を指摘した。**又、**霧島山信仰を基点に兩神舞を「霧島神舞文化圏」と位置付け、南九州の諸神楽との共通点について言及した。**これによって**兩神舞の広域的な位置付けが成された。**

なお、通常、このような民俗芸能は、「かぐら」と呼ばれている。祇川・狹野でも現在は「かぐら」という名称が使われているが、**地元では専ら「神事(カンゴシ)」あるいは「神舞(カンメ)」という固有の言葉が使われている。**椎葉村でも、**本来は「冬祭り」という固有の名称であったが、現在は統一言語のように「椎葉神楽」という名称で呼ばれている。**高原町においても内外には「神楽」という名称を使っている一方、**本田氏や山口氏は「**

貫して「神舞」の名称を使っており、言語の乱れが見られる。今回の調査により、「神楽」という全国統一の用語で括られる事に対する疑念や、**本来の名称とそれに含まれている意味を尊重するという形で、本報告書では、できる限り「神舞(神事)」という呼称を使用している。**

四 祇川・狹野の神舞内の共通性及び相違点

詳細は後に譲るとして、まず、**祇川・狹野神舞でのそれぞれの番付を挙げてみると、以下のようになる(祇川については嘉永六年の「神哥本」、狹野については文政六年の番付表を利用する)。**

- | | | |
|----|------|----------|
| 一〇 | 飛出 | 老人観 |
| 九 | 高幣 | 飛出 |
| 八 | 地割 | 地割 |
| 七 | 大光神 | 神楽 |
| 六 | 式参番 | 老番舞 |
| 五 | 神楽 | 山迎入 |
| 四 | 一番舞 | 祝言 |
| 三 | 御祝祝詞 | 御祝 |
| 二 | 宮入之事 | 宮入 |
| 一 | 門境 | 御入 |
| 一〇 | 高幣 | 飛出 |
| 一一 | 金山 | 金山 |
| 一二 | 宇治 | 金山 |
| 一三 | 幣貴之事 | 志め |
| 一四 | 諸神観請 | 高幣 |
| 一五 | 舞揚 | 興津 |
| 一六 | 中入 | 小ぶさ |
| 一七 | 舞揚 | 柴荒神(右之間) |
| 一八 | 田之神 | 踏観 |
| 一九 | 納 | 鐘舞 |
| 二〇 | 舞揚 | 鉦舞 |
| 二一 | 剣 | 臣下 |
| 二二 | 舞揚 | 大神楽 |
| 二三 | 杵舞 | 御酔舞 |

二三	鉾舞	花舞
二四	長刀	龍藏
二五	陰陽	間法師(石之問)
二六	住吉	笑麩
二七	龍藏	長刀
二八	大神祝詞	住吉(石之荒神)
二九	大力	本郷
三〇	柴之問	御笠(石之荒神・とひ)
三一	三笠	武者神師
三二	將軍	神化
三三	花舞	纏入荒神(石之問)
三四		太刀から
三五		部屋入
三六		縄荒神
三七		かふならし
三八		柴起
三九		日明

この中で、両神舞共に共通する番付は、「神楽(神師)」「地割」「飛出」「高幣」「金山」「中入(踏劍)」「田之神(臣下)」「杵舞(箕劍)」「鉾舞」「長刀」「住吉」「龍藏」「大力(太刀から)」である。但し、狭野のこの番付には現在舞われている「四ツ之事」が含まれていない(明治時代の文書にはある)。祇川の「神楽」は現在の「神隨」に、「劍」は「十二人劍」に該当するものと思われ。両神舞とも、大筋では、「神迎え」剣舞・素面舞・鬼神面舞↓天の岩戸神話という流れになる。しかし、地理的には非常に近い所に存在する神舞であるが、番付では、全体の三分の一程度しか共通点を見出せない事がわかる。

その共通している番付の中で、両神舞に大きな共通点として見出せるのが、剣を使用した舞である。舞の所作や順番など小さな差異こそあるものの、その使用法については、異なる箇所が殆ど見られない。特に祇川の「劍」、狭野の「踏劍」は、構成がほぼ同じである。稚児のように着飾った子供を大人二人が真中に挟み、左右の大人の刀の切先を子供に持たせて舞うというもので、鹿兒島県側では同様の舞と推測できるものがあ

るが、宮崎県の神楽では全く見られない。この他にも刀を使用した舞はあるが、いずれも刀舞の基本パターンが複数存在し、それらを組み合わせることによつて舞を成立させている。刀の使用法も、刀の柄を持つて舞った後に切先を持ち替えて舞う、というのが基本型であるが、単に刀を持つて緩やかに舞うというのではなく、切先を持つた状態で刀を振り回す等、非常に難度の高い運用法を要求していることがわかる。その難しさがあつたため、地元では「武士の神舞」という認識が非常に強い。又、両神舞の発祥も、狭野では「神徳院を興張るために周辺に居住した武士が引つていた」、祇川では「この辺りに對する開講として赴任した祇川七家により司られていた」という伝承がある。

何れにも共通するのは「武士」というキーワードである。そのため、舞の型も示現流を基礎として作られたという話が地元ではよく聞かれる。しかし、これについては若干の疑問がある。そもそも示現流とは、薩摩国の島津義弘の家臣東郷重位が天正一六年(一五八八)に上洛した折、京都天寧寺の僧普吉より伝えられた、いわば外来の劍術である。僧普吉は、元の名を赤坂弥九郎、下總国香取神宮に伝承されていた香取神道流の流れを組む天真正願流を修得後出家し、京都の天寧寺に居留していたところを東郷重位が訪ね、術を授けられた。帰国した後も重位は自宅で修行を重ねた結果、慶長九年(一六〇四)に行われた御前試合の功績により鶴丸城横に屋敷地が与えられ、藩内各地には道場が、辻々には簡易稽古場が設置されるようになった。江戸時代中期から幕末にかけては、従来の東郷家による示現流と、葉丸氏によつて広められた野太刀自源流の二体制となつた。このような内部の状況や、幕末の薩摩藩士の剣を用いた活躍のため、「薩摩藩」といえば示現流(あるいは自願流)というイメージが定着し、自然発生的に「武術要素のある芸能は示現流が基本」という伝承が成立したものと思われる。

しかし近世薩摩藩の武術流派については、村山輝志氏によると、一七世紀前後にはすでに藩外からの一〇近い流派の伝来が見られ、一八世紀には二〇近い武術の流派が存在したことが判明しており、一概に示現流が重要視されたということもない。又、示現流は直線的な動きが多いのに対し、神楽舞での刀の使用法は軟らかい使用法である。純粋に形のみでとらえるならば、祇川神舞の「劍」の一部分には、古伝の柳生新陰流

や駒川改心流⁽⁹⁾などに見られる「輪の太刀」そのまゝの動作が、狹野の「神師」には新陰流や神道流に多い「受け流」の体勢から「輪の太刀」で斬り下げるそのまゝの動作が随所に見られる。

この事から、修験者が一流派を修めたというより、武術と修験道の修行の場が共通の場(京都の愛宕山や宮崎の鶴戸神宮等)に設けられることが多いために、両者が融合する事は容易で、こういった所作が自然に修験者の呪法の中に取り入れられたと見る方が自然であろう。ただ、剣舞における各地の運用法の相違は、それを更にもたらした修験者の技量あるいは武術の修得の高さを窺わせるものであり、いずれにしても、難度の高い技法を要求している事には変わりはない。

ここでは、剣舞にのみ触れたが、先に挙げた共通舞も、その採り物から所作など、異なる部分は殆ど無い。

次に、互いに存在しない例を挙げる。まず、祇川神舞の方には「門境」という番付があるが、これは、椎葉村嶽之枝尾神楽・若宮神楽の「宿借り」、諸塚村戸下神楽の「山守」などに見られる。来訪神にまつわる宿借り行事である。蓑笠を着用して杖を持った山人が御講屋を訪れ、御講屋の主人と宿を借りる問答を交わす。山人は山神そのもの、あるいは山神の使者を表現しており、最後に主人が一夜の宿を貸す事を決め、山人と酒を酌み交わして終了する。細かい差こそあるものの、山人が御講屋を訪れて一夜の宿を乞うと言う点ではどちらも内容が一致している。

ところが、祇川神舞の場合、山人と人間の地位が逆転している。神歌で見られるのは、他地域の宿借り神事との共通形式が多いもの、山人の方が林に限り掛け、峠がそれに答えるといった形式を取っている。最後に酒を酌み交わす所は一緒である。山神祭文を使用するというベース部分共有しているものは、祇川の場合は伝承の途中で逆転してしまつた可能性がある。狹野では、明確な宿借り神事は見られない。それに類する番付として「山迎入」「綱開眼」が推測される。推測の域を出ない。

対して、祇川には見られず、狹野に明確に見られるものとしては、綱にまつられる神事が挙げられる。狹野では「綱開眼」「綱入荒神」「綱荒神」が挙げられるが、舞は失伝している。形態そのものは椎葉村大河内神楽の「綱荒神」「綱入れ」などに見られるものと同様と思われる。上記における、他神楽との共通点は、どちらかが先駆となるかは不明である。しかし、周囲の神楽に対して影響を及ぼした、いわゆる祇川・

狹野がオリジナルと思われる番付として、両方に含まれている「田の神舞」「鉾舞」が挙げられる。「鉾舞」は両方とも三又鉾を持って舞うのが基本である。三又鉾は霧島山(高千穂峰)の頂上にある天の逆鉾を表現している。霧島山に対する信仰は、山を中心広く見られるが、特に都城盆地を中心として県西・南部の高千穂峰が一際綺麗に見える地域での信仰が顕著である。同地域には霧島山の遙拝所や霧島山神を勧請した神社が多数存在する。同様に、神楽についても霧島に因んだ番付が存在する。日南地方では「霧島の舞」と呼ばれる三又鉾を採り物とした舞が見られる。

このように、両神舞の周辺では、比較的早い時期に消滅が進んでしまつたため、南九州の範囲から見ても、一種独立したような分布図になつてきた。しかし、細かい検証を重ねれば、果北山間部の神楽と非常に共通した部分を持つ一方で、県南部の神楽に大きな影響を及ぼしており、決して独立然としたものではない事がわかる。むしろ、個々の神楽だけでなく、神楽文化圏の大きな流れを考えた場合、鹿児島県側と宮崎県側の神楽文化のつながり地点と考えれば、その存在は非常に重要なものとなる。

【参考文献】

- (1) 山口保明「二〇〇〇『宮崎の神楽』祈りの原質・その伝承と継承」 藍果社
- (2) 高原町で刊行している書籍や、神楽保存会の説明冊など、その殆どである。
- (3) 坂上謙徳他「一九九二『宮崎県の歴史』 山川出版社」
- (4) 山口保明「一九九二『第九巻 神楽』『宮崎県史』 資料編 民俗二」 藍果社
- (5) 霧島中央新聞社の大賀良一氏(九州民俗学会会長の)の紹介による。
- (6) えびの市郷土芸能保存会「一九九二『えびの市の郷土芸能』
- (7) 山口保明「一九九二『神楽と文化圏』霧島神舞と作神楽を中心に」『宮崎県史 別編 民俗』
- (8) 村山謙志「一九九六『示現流兵法』史料と研究」 島津書房
- (9) 黒田鉄山「一九九二『剣術稽古』 辻社」
- (10) 水田敏「一九九三『舞臺民俗と修験道』 白木社

第二節

苗代田祭・御田植祭

狹野神社には、年中行事として「苗代田祭」と「御田植祭」が伝えられている。何れも豊作祈願の春祭であるが、狹野神社の場合、この二つが「セツト」として現在も執り行われている。

一 苗代田祭

苗代田祭は、地元では「ベブ」が「ハホ」とも呼ばれ、「ベブ」は「牛」、「ハホ」は「主婦・妊婦」を表す方言である。毎年二月一日に、狹野神社の社殿前で行われる。
南九州では、鹿兒島県側では、串木野市深田の「ガウンガウン祭」、川内市高江の「タロタロ祭」、鹿屋市高隈の「カギヒギ祭」等がある。又、宮崎県側では、えびの市菅原神社の「打植祭」、都城市春日神社の「ベブドン」、等がある。いずれの行事にも、神社の境内や社殿・広場を田に見立て、作り物の牛を使つて田ならし・種蒔き等の模擬田作りをユーモラスに演じるという共通点がある。いわゆる、春に行われる予祝祈願の田遊び神事の一種である。

行事は、まず、二月七日の前夜祭から始まる。午後六時頃、神官及び関係者一同神社の社殿に集合する。神主の祝詞の後、「一の田人」(鳥帽子・狩衣着用)が神前で三歩進んで三歩下がり「ミトウド」と三度唱える。続いて「二の田人」(三の田人)が同様の所作をする。終了後、「一の田人」が再び同じ所作をして、神歌を唱える。

一の田人の神歌 浪津津に 咲くやこの花 冬ももり 今を春べと

咲くやこの花

先ほどと同じように「二の田人」「三の田人」が同様の所作をして神歌を唱える。

二の田人の神歌 桜木を くだきてみれば 花はなし 来る春毎に

桜木を くだきてみれば

三の田人の神歌 春来れば 四方の山川 井手に堰 やらうやらは

春来れば 四方の山川

井手に堰

やらうやらは

小山田の堰

この後、玉串奉奠を経て終了。社務所に場所を移し、役目を決めて、齋食。決める役目は以下の通り。

○総奉行

○太郎次

○上下男(カシタデカン)・下下男(シタデカン)

○主婦(ハホ)

○田人頭・田人衆

○牛方

続いて翌日は、午前一〇時頃から行われる。祈年祭を執り行った後、社殿横に注連縄で区画された場所を神田に見立てて行われる。まず、前夜祭と同じく「ミトウド」を唱える所作を三人の田人が行う。その後紐で結わえた「ニワトコ」の枝を腰に下げ、鉦に見立てた枝(先端が鍵状になっている)を持つた田人衆が神田に入り、鉦打ち・世間話を繰り返す。この間に太郎次・上下男がこの中に混ざる。一通り終わったところで上下男が神田の外に呼びかけると、下下男が馬鉦を付けたベブ(未牛)を連れて入場。代掻きを行う。終了後、太郎次の呼びかけで身重の「ハホ」が種籾を入れた折敷を頭に乗せて入場、続いて入場した神官と向かい合い、まずハホが神歌を唱え、次に神官が神歌を唱える。

ハホの神歌 稲倉嶽より千把の稲を刈りおろし、こいだりついたり、

かまかつたり遅うなり候

神官の神歌 風吹きて 御袖に空は さわぐとも わが痔く種は

よもやさわがじ

神官は神歌を唱え、ハホの頭上の折敷受け取り、中の種籾を神田に蒔く。最後に太鼓と笛の音に合わせ、神田の一同が両手を上げて舞いながら神歌を唱える。これを「庭立ちの歌」と呼ぶ。唱えながら神田を三回廻つて退場し、祭は終了する。その後参拝者に味噌と種籾が配られる。

庭立ちの歌

一 アノ立ち渡るよの、アノ立ちまさるよの、アノ向かいなるに原に

雉こそ生ゆる

一 やんまんしょうの 一っだにほろろうつ、ほろろはうたひでもどろ

うつ、もどる今朝のやさしさ朝の露がしげれば若い小松にはふり

かけ

一 アノ痔く苗代に、アノ中しくべくよ、アノ川の向かいなるの、そ

の草もよしの、アノ倉の脇なるの庭草もよしの、アノ門田にあるのげ草もよしの、アノ池はたなるの、この草もよしの、アノ川のはたなるの、アノよしくもよしの

- 一 かいもと柳、卯の花、たつのうらははをろいでげにげにしてよ、一升げにもしてよ、一升まきの水こそ二升まきとも流るる、二升まきの水こそ三升まきとも流るる、京のもんどの水こそ鏡のものとも流るる。一、二、三の賽こそ、四、六、十ともあせず
- 一 アノ朝とる苗は三つ葉として、さしたのよの四葉になりて、きみぞ榮ゆるよの、アノなにはがやわせせいはびるよのはびるははやせ

- 一 やけいならばならば苗代のいねこそ種によかれ候よ、あぜはたのいねこそ鎌の刃をおろろいで、中ほどの稻こそ御藏におさめ候よ
- 一 古い稻は下積みに、今年の稻は上積みに去年よりは今年は得のかが上りて世の中よければ、百に米を三斗かをまして大豆を八斗かを

ちなみに、この祭がいつから行われたのかというのを明確に示す史料は今のところ見つかっていない。

『三国名勝図會』の狹野権現社の項では、例祭として「二月初酉日・九月廿九日・十一月中酉日」とある。又、岩元家文書「神社由緒之事」には、

- 一 木牛 右二月初酉御祭之節入用二而御座候享保年中嶽大燃之節焼失付社人増田早左衛門致彫刻候由

とあり、これによると、「木牛は二月初酉の祭で使用していたが、享保年間の際島山の噴火により焼失したため、社人の増田早左衛門が作成したとある事から、この同書に記されている「二月初酉」の例祭が苗代田祭に該当し、「享保年中嶽大燃之節」は享保元年年末から二年正月までの新燃岳大噴火と思われる事から、新燃噴火以前には既に祭が行われていた事がわかる。又、前夜祭についても、同書に「前晩祭」と見える事から、同様にセットで行われていたと思われる。

なお現在、祭で使用される木牛は、昭和一〇年代に造られた物を使用している。旧来の物は、首のほぞの部分に「文政七年」年号の他、「岩元

「日高」等の社家の名字等の墨書が見られる。

二 御田植祭

これも狹野神社に伝わる特殊神事の一つで、毎年五月一六日に執り行われる。以前は、神社近くの神田で早乙女による田植えが行われていたが、現在は行われていない。神事後、棒踊りと奴踊りが奉納される。以前は他地区の棒踊りも奉納されていたが、現在は狹野地区の棒踊り・奴踊りのみである。

まず狹野児童館にて身支度を整え、児童館前の猿田彦神社で一回・神社の仁王像前で一回・社殿前で一回・社務所前で一回・神社の下の旧神田・水神塚で一回踊る。その後は棒踊りを依頼された所を周り、最後に狹野地区の田の神を周って、猿田彦神社前で一回踊って終了する。以前は三〇〇回ほど踊るのが常であったという。踊った後には「花」と呼ばれる祝儀が出るのが常で、これをもちうと保存会長が、「とうざいとうざい、花の御披露申し上げます。ここに〇〇様より下さるお花、高うはございませうが、花の御礼申し上げます。」と唱える。

棒踊りは、狹野・花堂・小塚・広原・蒲半田の四地区に残存している。踊りの系統としては、狹野と蒲半田は採り物も同じ物を使い、構成も大体は同じである。花堂・小塚は、棒と小太刀のみ使用している。広原は採り物については、狹野は、鎌と長刀・六尺棒と小太刀の二構成。鎌は「鎖鎌」とも呼ばれており、刀身部の棟側に穿孔し、紐を付けている。蒲半田も狹野に同じだが、長刀がやや大振り。花堂・小塚は木剣に近い長さの六角棒と小太刀、広原は棒のみである。

棒踊りも、神舞などと同じく示現流が舞踊化したものと認識されている。これは高原町だけでなく、旧薩摩藩に伝承されている棒踊りに共通している。狹野を一例に取ると、「イズリン」という、六尺棒と三尺（小太刀）が採り物の場合、六尺が棒を構える姿は、示現流の基本構である「トンボ」に酷似している（但し、右手は逆手が、三尺に対する打込み方は、杖道の逆手打が主体である。おそらく、最初に構えと、示現流の燕飛や小太刀のようなスピード感のある踊り・前述の示現流に対するイメ

一ジが、そういつた伝承を生み出したものと思われる。奴踊りは、現在のところ、狭野にしか残存していない。現在は狹野地区の主婦層により伝承されているが、つい最近までは男手による踊りであったようである。

第三節 その他の民俗芸能

高原町の神楽以外の民俗芸能には棒踊、奴踊、伎踊などがあり、伝承は途絶えてしまったが、かつては太鼓踊もあった。これらの現況と芸能の概要について報告する。まず地区ごとに芸能の一覧を示し、そのあと棒踊と奴踊の歌詞について説明する。

一 高原町の芸能一覧

○広原

広原は現在では上広原、西広原、下広原の三地区に分かれている。上と西はもとは一緒。現在広原小学校の生徒が踊っているのは下広原の棒踊。上広原にも棒踊があったが、昭和初期までのこと。下広原の踊は二種類。①ヒラサ棒、六尺棒、六人組、②ジョウジマキカエ、三尺棒と六尺棒、二人組。①は昔から伝えられているもの、②鹿兒島県曾於郡大隅町の岩川から来たとされている。歌う人は三人で笠をかぶった。

(二) 太鼓踊

下広原に太鼓踊があった。白太鼓踊でウデコ踊といった。昭和三年頃、昭和天皇御大典記念に踊り、昭和一三年の広原道路開通で踊り、その後中断。復活は無理。太鼓は残っている。大きな太鼓を抱え、背中へ矢旗を背負った。太鼓十二人ほど、カネ六人ほどで踊った。先頭は小さな太鼓で、これをイデデコといった。当時すでに歌はなかった。小林の太鼓踊に似ていた。

○花堂・小塚

(三) 棒踊
小塚はもとと花堂に属していた。昭和四〇年頃に分離。現在は花堂が一五三戸、小塚は四〇戸ぐらい。棒踊は昔から一緒にやっていた。狹野神楽にはここからは参加していない。棒踊は二〇年ぐらい中断していたが、昔から五月の狹野神社御田植祭に出すのが決まりで、一昨年から奉納を復活している。平成一年より町の秋祭(一月三日曜日)に各地から棒踊が出ており、こどもも出している。棒踊は二種類。①三尺と六尺、②六尺のみ、四人一組の五組二〇人、サンジャクという。これを最初と踊る。②六尺のみ、四人一組の五組二〇人、イラサという。昔は前踊という手踊があったらしいが、大正末期までには断絶したもよう。棒踊以外の踊りはなかった。

○蒲半田

(四) 棒踊

長く途絶えていた。昭和四〇年に県代表として東京に行った頃が全盛期。その後踊ったり中断したりして、十年ぐらい途絶えていた。今は三〇代が二・三人、六〇代もいる。鹿兒島から来た踊と言われている。大字蒲半田の中の小字蒲半田の踊。一六五戸ぐらい。大字蒲半田は蔵川、湯之元、中平、花堂・小塚、北狭野、南狭野、蒲半田から成る。この棒踊は狹野神社のお田植祭に昔は出していたが、最近はあまり出していない。現在は九月一五日の敬老会と町産業祭に出している。バトカン祭を九月の三日曜日に敬老会と一緒にやっている。バトカン祭はもとと春と秋の二回の祭があったが、棒踊は出さなかった。絆神社は小字蒲半田の神社だが、これには棒踊は出さなかった。棒踊は①三尺と六尺の四郎太(シロタ)踊、四人一組、②ナギナタとカマのボカ踊、四人一組。紫頭巾(オコソ頭巾)で目だけを出す。白ハチマキ。奴踊は昔から踊っていない。

○狭野

(五) 棒踊

中断なく踊っている。五月一六日の狹野神社お田植祭に奉納、昔は一〇月二三日の狹野神社大祭にも踊った。北狭野と南狭野はもとと同じ地区で、北は一五戸、南は一五戸。北と南が合同で伝承してきた。

踊は二種類。①カマンテ、カマとナギナタ、四人一組、②イズリン、六尺と小太刀、四人一組。②は鹿兒島の伊集院から来たものか。イズジュウインが訛ってイズリンとなったのではと地元では言っている。

(六) 奴 踊

昔から棒踊に続いて棒踊とともに踊っている。五月一六日の狹野神社お田植祭に奉納し、昔は一〇月二三日の狹野神社大祭にも踊った。棒踊同様、北狭野と南狭野が合同で踊っている。現在は婦人たちが踊っているが、戦後まもなくの頃までは男子が踊っていた。楽は三味線・太鼓・拍子木。

○中平

(七) 倭 踊

一五年ぶりに昨年(平成一一年)復活した。すぐ近くの高崎町谷川にも倭踊が伝承されているが、中平のものは昭和三年に都城市の梅北から伝えられたものである。楽は太鼓・三味線・カネ(日露戦争当時の大砲の薬夾を利用)から成るが、歌も楽も現在は一五年前の録音テープを使用している。三味線の弾き手や歌い手がいらない。

二 棒 踊

棒踊は鹿兒島県内を中心にして熊本県南部から宮崎県諸県地域までの地域に分布している。パリエーションがいくつかあり、カマ踊とかナギナタ踊と呼ばれる場合もある。踊はどこでもだいたい同じで、歌は「おせろ」が山で前はだいかわ「など」の七七から成る歌詞を歌うのが一般的である。

ところが鹿兒島県単地域と、鹿兒島市北部から吉田町・郡山町にかけての地域では、七七ではなく七七七七から成る歌詞を歌っている。これは単人町の鹿兒島神宮のお田植祭で歌われる田歌と同じ詞形である。田歌の代表的な歌詞は「もの見事は吉田の城下(じょうか)おせろが山で前はだいかわ」で、棒踊はこの後半部分「おせろが山で前はだいかわ」に合わせて踊られたのである。多くの棒踊は歌詞の前半部分を脱落させた形で普及している。

本町の棒踊は、その歌詞の前半部分を失っていないことが大きな特徴である。七七七七をしっかりと歌っている。前半をだいたいモトアゲ、後半をモトウタとかホンウタ・ナカアゲなどと呼び、棒踊は後半部分で踊られる。地区ごとに歌詞をあげておこう。

(一) 広原の棒踊

モトアゲと踊歌に分かれる。モトアゲひとつに対し踊歌は二つぐらい歌われる。つまり二回踊られる。モトアゲは一人で歌い、踊歌は三人で合唱するが、踊歌の冒頭部分は一人で歌い、この部分をナカアゲという。

① モトアゲ

ものみごとは吉田のしろよ

② モトアゲ

神のお庭のなごんぎく

③ モトアゲ

山太郎ガネは川の瀬に住む

④ 最後

あがいとのヤ風はセトのせにふけこむ

(二) 花堂・小塚の棒踊

まずモトアゲを歌い、続いてモトウタに合わせて踊る。ひとつのモトアゲのあとにモトウタがいくつか歌われるが、それはカエウタと呼ばれる。どのモトアゲにどのモトウタを歌うかは決まっている。

① モトアゲ

うしろが山で前はだいかわ

② モトアゲ

カエウタ

③ モトアゲ

神のお前のナンテンチは

④ モトアゲ

神の田なればお田植えなれば

⑤ モトウタ

清めの雨はバライザライと(又は「バライザライと降ること

も

④引き上げ歌 あがいと風の風はそよそよと吹けの花

(三) 蒲牟田の棒踊

モトアゲは一種類しかない。これは四人で歌う。これにモトウタ(ナカアゲ)というが四つ続く。

①モトアゲ 神のお庭のナンテンジクよ

②ナカアゲ(本唄) ①ひとえだ折ればヤエダ榮える

③霧島山に黄金花咲く

④おせろは山で前はだいかわ

③アガリ(退場)

あがいと風の風はそよほけ風

(四) 狭野の棒踊

モトアゲは昭和三八年頃までは歌っていたが、現在は踊歌(モトウタ)の部分だけになっている。つまり一般的な棒踊と同じ形になっている。

踊歌部分をホンウタ、入場の歌をデハという。

①デハ 今こそ参る 神のみまえに

②モトアゲ 神のお庭のなんてんしくよ(現在は歌わない)

③ホンウタ

①おせろが山で前はだいかわ

②ひとえだ折ればやえだ榮える

③霧島山は黄金花さす

④山太郎ガネは川の瀬に住む

⑤焼け野のきじは山の背に住む

三 奴 踊

奴踊は当町では狭野地区だけに伝承されているが、諸県地方から鹿児島県曾於郡にかけて広く分布している芸能である。棒踊とセットになっている。元来は男子の踊で、踊り方は活況で尚武的な感じのする踊だが、最近はどこでも婦人や子供たちの踊に変わり、踊の衣裳

も女性的な華やかなものになってやさしい踊となっている。

業は三味線・太鼓・拍子木から成り、入場の業のあとに踊が三つ続いで退場の業があつて終わりとなる。歌詞を掲げておこう。「琉球おろし」はこの近辺でよく歌われている。しばしばジュウキウオロシと発音される。「真実一路」は以下の歌詞では意味がよくわからなくなっているが、歌舞伎役者の市川團十郎を歌つたもの。屋久島にもある。「昔からの」は歌舞伎の「仮名手本忠臣蔵」六段目の話を素材にしたもので、これもこの近辺の奴踊ではよく歌われている。

①「琉球おろし」

このたびあらそは石の川

しぐれのよ のりかけよ

げいこはおやまでしやいらしや

すもとりは よいやまかせ

すさばあは やれあそべ

せんだいばしや 西におく

あらけのしばしや すやさふし

いまこおしんこ

一度目 二度目の雨だいいこ

しやんせん おたばこ

やれ お客さんに参らんせ ソラ

②「真実一路」

あたる役者の おきりようよし

あくはりんりんりつがた

女形にもようかんべ

じつよかあんべ

よかんべ男にほれるなら

もめおしやんしやんしがの子

いかなしやんしやんしやまなら

よもやいやとはおしやらんべ

じつよかあんべ

③

昔からの「
昔からのかん平は
妻のおかるをひきつれて
そこであげやにうられたり
その金受け取るよいちめい
備る道中でさだくろが
その金渡さによ殺したる
ものあわれはよいちめい

第二章 祇川の神舞

第一節 概 要

祇川神舞は、霧島東神社の社家の年中行事の一つとして、地元の祇川の集落に伝えられている。以前は毎年旧暦の十一月一日(満月)の夕刻から翌朝の日の出頃まで、神楽宿の庭に御講屋(みこうや)を設営し、終戦直後まではそこで行われていたが、現在は二月の第二土曜日夕刻から日曜日の昼前にかけて、祇川神楽殿前の庭で行われている。昔は伊勢講神楽と呼ばれていた。現在は、祇川集落の中でも、霧島東神社の氏子のみ、およそ二十七戸前後・三〇名から四〇名が神楽に関わっている。体系的には舞などの消失は見られないが、番付のうち「柴の間」(陰陽は一〇〇年近く舞われておらず、装束・探り物など不明である。又、「浦安舞」もあつたというが、装束のみが残されている。

霧島東神社は、旧名霧島東御在所(所)権現社、別当寺は霧島山花林寺(霧島東神社)、通称東光坊。ちなみに鹿児島県の霧島神宮の別当寺は霧島山華林寺、どちらも説みは同じだが、「華・花」の字により区別している。社記では、康保三年(九六六)、比叡山延暦寺の性空上人により伽藍が整備されたと伝えられるが、文暦元年の霧島山大噴火により焼失する。その後文明一八年(一四八〇)、薩摩国の島津忠昌が真言宗の僧侶円政を派遣して復興させている。一時期、高原が日向都於郡の伊東氏に占領された折、鍋杖院も伊東方の修験者により支配されたが、島津氏が伊東方の高原城を攻め落とした際、鍋杖院も島津氏により奪還され、以後高原と共に島津氏の統治が幕末まで続く。慶応四年(一八六八)慶徳寺となり、鍋杖院は神主館に、住持は高原郷の麓にあつた法蓮寺に退去となつた。

第二節 行事次第・番付

祇川神舞では、神楽に伴う行事がよく残っていることでも知られている。行事及び次第は以下の通りである。

(一) 番付行事(二月一日(一九時))
旧暦の十一月一日(現在は二月一日)に行われる。神楽の中心メンバーである年行事(ねんぎょうじ)、一年間の神楽についての責任者(二名)・主取(ぬしどり)、その年の神楽係・四名の取り仕切りにより、社家全員が集められる。公民館などが無かつた頃は宮司宅で行われるのが慣わしであつたが、現在では保存会長宅を利用して行われる。その年の神楽宿・宮入の際の天照大神を担当する婦人・舞人・舞などが割り当てられる。その後、みんなで湯豆腐を食する。この翌日の夜から神楽の稽古が始まる。

(二) 神楽宿の設営(神楽の前日九時頃)

神楽奉行の前日の朝から行われる。年行司・主取・宿主など五〜六人が集合する。まず、「松尾大明神」の注連を作成する。長さ六〜七〇cmの藁束に、御幣を付けた竹を上下各三本ずつ差す。藁束は神の胴体を、差し込んだ竹は手足を表現している。最後に「松尾大明神」と書かれた紙を藁束に貼る。太鼓の音に合わせて注連を立てる。最後に、注連の根元に御幣を四本差す。

この作業は、日の出から正午までに立て、正午以降には行つてはいけないのが慣わしであつた。本田氏報告によると、以前は、まず二週間ほど前から酒を造り、「酒が出来たというしるし」に注連を立てたようである。現在は酒の醸造は禁止されているので、注連を立てるのみである。

(三) 内祭(つちまつり・神楽の前夜(九時))

同じく本田氏報告によると、以前は、旧暦十一月五日(神楽奉行前夜、神楽宿内に造つた酒部屋(中で濁酒を造つていた)に神楽奉仕人全員が集まつて行われていたが、現在は酒部屋及び濁酒の醸造は行われていないので、午前中に松尾大明神の注連を立てた神楽宿に集合する。その際、三年前の神楽宿の軒先に刺さっている矢(三本を抜いて持つてくる。神主による御敵いの後、神隨を舞う。その内の二人が、一人は矢一本と御幣を付けた竹を、もう一人が矢二本をそれぞれ持つて、「デシ舞(初)の一部」を舞う。内祭終了後、また皆で湯豆腐を食する。

(四) 御講屋(みこうや)の設営(神楽の当日八時頃)

後述。

(五) 浜下り(破座下り、はまくだり)

午後七時頃、奉仕人一同御講屋に集まり、探り物を持って集落南西の鳥居(霧島東神社の旧参道入口)に参拝し、降神の儀が行われる。その後隊列を組む。順番は塩ひ・赤高幣・三叉鉾・地割りの舞手(装束は舞と同じ)、匏白装束に右袂装禱・赤帯・黒毛笠着用、刀を諸手正眼に構えるが右手は逆手・白高幣・長刀・天照大神・老婦人とユイノフタ・官司・笛・太鼓・白高幣・はるぬの(長い白布)である。鳥居より御講屋まで練り歩く。「塩ひ」は打ち水のような所作をしながら先導する。

(六) 各番付

○宮人の事

浜下りて鳥居より練り歩いた後、延命門より御講屋内に入り、浜下りの間、御講屋で待っていた宿主(男性は袴着用で脇差を帯刀、女性は着物で、頭上に抱き合うように重ねた夫婦の浴衣を乗せた箕を掲げる)の周りを三回廻る。

宮入終了後、献擗が行われる。供物は、「三枚重ねの鏡餅」玄米と白米「瓶子に入れた御神酒」三三六五個の餅である。その後、霧島東神社の官司が祝詞を奏上する。後には宿主一家、そのまた後ろには奉仕人が控える。祝詞・玉串奉奠の後、官司が宿主に瓶子に入った神酒を与える。

○門境

鬼神と素面の二人舞。黒毛笠・緋狩衣・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を所持した鬼神と、その後、烏帽子・白衣・青袴姿で、右手に錫杖・左手に高幣を持った「魅(といも)」が登場、鬼神の間に答える。

○御破祝詞

門境に続いて官司が登場、鬼神と魅の前で祝詞を奏上し、瓶子に入った酒を与える。

○舌番舞

七〜一歳の子供二人の舞。御笠(日の丸模様で周りに御幣と短冊を付ける)・白衣・白袴姿で、右手に錫杖・左手に扇子を持つ。オンスとセキに分かれる。神舞の始まりを告げる舞である。

○神隨(御神奉)

「四人神隨(よつたいかんし)」とも言う。素面の四人舞。四人とも烏帽子・白衣・青袴・白足袋を着用し、刀と錫杖を持つ。四人がそれぞれ神歌を歌う。番付中最も重要な舞で、神楽の中心メンバーが舞手となる。烏帽子を披るようになったのは昭和四〇年代以降、越中の薬屋から助言されて披るようになったとの事。昭和二八年頃の写真では被っていない。

終了後、新たに一人(十二人朝の装束)が登場、刀二振を持ち、舞揚げを行う。

○式参番

二人舞。素面、緋衣・白袴・赤帯を着用し、藤の鞭・扇子・錫杖を持つ。神歌なし。面舞を除く全ての舞の基本型に位置付けられている番付である。

○大光神

一人舞。神面・緋狩衣・白足袋を着用し、扇子・藤の鞭を持つ。一通り舞った後、椅子に座る。

○地割

素面の二人舞。別名「弓舞(ゆんぬめ)」とも言う。白衣・白袴・御笠・白足袋・赤帯・片襷を着用し、オンスは弓矢・藤の鞭を持ち、セキは御幣と藤の鞭を持つ。「大光神」で椅子に座った鬼神に正対し、弓矢の謂われについて問答を繰り返す。退場後に弓矢を持って地を割る舞が始まる。最後にオンスが舞いながら四方に矢を配り、終了後、二方に着座。

○飛出

鬼神の一人舞。一〇〜二歳の子供による。黒毛笠・緋衣・赤帯・

白袴を着用し、扇子を持って舞う。

○高幣

神面の一人舞。振袖・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に高幣を持つ。この舞のみ他の面舞と全く音楽・舞い方が異なる。最後に用を足す所作をして終了する。(終了後、地割舞があり、その時四方に矢が配られる。)

※調査終了後、現在の舞い方は省略された舞い方である事が判明した。正しくは、延命門を基点にV字状に歩き、成就門で用を足し、最後に御講屋内を廻るのが正しい。

○金山

鬼神の一人舞。緋狩衣・白足袋を着用し、扇子・藤の鞭を持つ。最後に、地割舞で四方に配った矢を、舞いながら回収する(矢取り)を行う。

終了後、地割のセキが御幣を四方に配置する。

○宇治

鬼神の一人舞。白毛笠・白狩衣・緋大口袴・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持つ。金山と同じく、最後に四方の御幣を回収する。

○幣買之事

飛出・高幣・金山・宇治の四人が次々に登場、御講屋内を廻る。その後、中央に置いている高幣を奪い合う。飛出、金山の順に退場、高幣舞手と宇治舞手。高幣の派手な取り合いをする。高幣舞手退場後、宇治が高幣を持って舞う。

○精神観詣

四人舞。四人は白衣・白袴・御笠・白足袋(老番舞と同じ装束)を着用し、御幣と錫杖を持って舞う。その後、烏帽子・白狩衣・白袴・白足袋に高幣・錫杖を持った「請(じよう)」が登場し、四方に立っている一人一人と神歌で問答をしながら廻る。最後に舞揚げをして終了。最

後にオンズとセキが舞揚げを行う。

○扇

素面の二人舞。白衣・赤帯・白袴・黒御絆・赤袴を着用した大人二人が登場する。まず地舞(扇子・錫杖を持つ)、帯舞(赤袴を持つ)、刀舞の順に舞われる。刀舞の途中で緑の狩衣を着用し、藤の鞭を持った子供が登場、三人で舞う。その後子供が真ん中に入り、両脇から差し出された刀の切先を握って舞う。

子供の退場後、まずセキが刀一振で、続いてオンズが刀二振を持って舞揚げを行う。

○田の神

鬼神の一人舞。古着・袴・赤帯・まん袋を着用し、堅杵(ニヤスケノマツ)という・錫杖(田の神専用のもの)・飯がい・しゃもじ(貝製)を持つ。田の神やその着物、採り物の由来を、当地方独特の薩摩弁で説く。番付中、最も客の笑いを誘う。「タツサビ舞」。最後の神歌で必ず「次は十二人飯がある。」事を告げる。

○十二人飯(中入)

素面(二人による)刀舞。白衣・白袴姿・赤袴で、背中の縁の結び目に「タツサビ」という御幣を付ける。二人は天神七代・地神五代を表す。

まず御蔵いから始まる。「田の神」の最中に支度部屋で行われる。「杵舞」の採り物である堅杵を縦四本二列に並べ、その上に刀を井桁状に並べる。それを中心に車座になり、宮司が祝詞を奏上する。続いて御神酒を神にかけ、舞手と刀の清めを行う。その後、宮司が左右の舞手に杯を与える。舞手は注がれた後、一礼二拍して飲み干す。これを隣の舞手に続けていく。これが終わると、隊列を組んで御講屋へ向かう。舞の前半は神隨と同じ、隊列を円陣から縦横のすれ違いに変化する。

最後に、左手に左隣の切先を握り、「岩漕り」を行う。終了後、舞納めとして二人の中の二人が刀二振を持って舞揚げを行う。

押し掛け、餅の奪い合いとなる。全ての番付の中で、唯一客(女性も含む)が御講屋内に入る事の許される番付である。

(七) 籠祭(かまつり)

「太力」舞終了後、御講屋では番付が続く一方で、地割の舞手(弓矢所持)二名・神主・楽・太力の鬼神は、そのまま列を成して神楽宿に向かう。

以前、宿主の家が藁葺きの場合、屋内より屋根に向かって矢を射込む。瓦葺の場合は矢を差し込んでおく。現在は藁葺屋根がないので、玄関の柱に付けた藁束に射込む。四本射て刺さらない場合は手で差し込む。

その後、宿の一角に造った籠の前に鎌を敷き、火を焚き、神主が昇神の儀の祝詞を奏上する。それが終わるとその籠で鯛を焼き、それを肴に御神酒をいただく。その後は献撰された供物を入れた雑炊を炊き、皆に振る舞う。

(八) 板敷祓(いたしきばらい)

神楽終了後の直会(なおらえ)。以前は神楽終了後の夕刻から行われていたが、現在は、神楽が終了して一週間前後に行われる。関係者が集合し、献撰された食物などを皆で食する。なお、この翌日から翌年の板敷祓いまで、新しい年行司及び主取が神楽に関する全ての事項を取り仕切ることになる。この二役は昔から連番制で任命される。

(九) 御初祓(おはつばらい)

毎年一月八日に行われる。以前は次の年の神楽宿で行われていたが、現在は希望制。内祭の時と同じく、神主によるお祓いの後、神隨が舞われる。その後、着物の襟首に「萱御幣(二〇)」程の萱を二本束ねて御幣を付けた物(差し、湯豆腐を食す)。

これらは、神楽の本祭に伴って執り行われるものだが、本祭に関わらず神楽が舞われる時がある。本祭以外には、

(一)三月・九月の霧島東神社の彼岸祭(午前一〇時頃)

(二)十一月八日の霧島東神社の例大祭の宵宮祭(午後八時頃)

(三)元日に行われる霧島東神社の歳旦祭(午前一時頃)

(四)氏子である戸主が亡くなった時の通夜の晩がある。このうち、(四)の習慣は、昔はよく行われていたが、現在は次第に消えつつある。又、(二)では、舞はなく、舞手の出仕のみである。十二人衆の舞手が全員揃い、社務所から二列縦隊で参拝客を先導して参道を歩き、参道に並んだ僧侶が般若心経の唱えられている中を通して拝殿へ進む。続いて、二人のうちの二人が、拝殿奥で刀を頭上で交差させ、トンネルを造る。残り一〇人は拝殿下の石段で先の二人と同様のトンネルを造る。その下を参拝者が列を成して潜っていく。約二時間ほどそれが行われ、神事に入る。

神楽の本祭以外で舞われる演目は(二)を除いて全て「神隨(かんすい)」である。歳旦祭のみ元日用の歌が唱えられる。場所は(四)以外は全て霧島東神社の拝殿である。

歳旦祭の唱歌 新たまる 年の始の門松は 君に千歳のゆづり葉の松

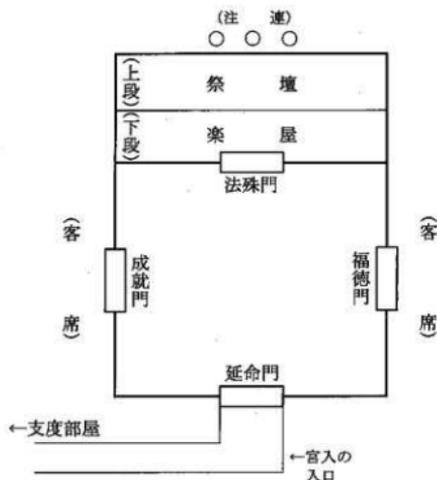
第三節 御講屋の構成

以前は、神楽宿の前庭に御講屋が造られたが、現在は、神楽殿前の広場に御講屋が設置されている。御講屋の設置は早朝から行われ、設置については中入のオンスが全て可る。まず最初に、地割の舞手が地割りを行い、それから御講屋の柱を三間四方で設置し、注連を設置する間に架垣を造る。

次に注連の準備が行われる。注連は、中心に「国常立尊・国狭穗尊」、その右側に「伊弉諾尊」、左側に「伊弉册尊」と、全部で二本ある。神楽宿の注連と同じく、竹竿の先端に藁束をくくりつけ、下に四本、上に四本、計八本の竹を差し込む。八本の内七本には御幣を付けているが、一本だけは、ちょうど右手の位置に扇子を付けた竹を差し込む。続いて中心の注連にのみ「シユタ」という藁束に白布を巻いた浮輪を付け、その下に小さな御幣を神葉を交互に付けた注連繩を四本括り付ける。他二本にも四本ずつ括り付けるが、左右の注連の注連繩一本ずつを白布で結びつけておく。それを真ん中から一本ずつ太鼓に合わせて立てる。

続いて御講屋の作成に入る。御講屋の四方にそれぞれ鳥居を立て、注連側に設置された「法珠門」に神棚(高さ約2m強)を据える。御講屋の四方の鳥居・四隅の支柱に注連縄を二本くくりつけ、上の注連縄にのみ「えり物」(本田氏報告では「雑華」とある)を貼り付ける。えり物は「梅と鶯」(春)、「菖蒲と鳥」(夏)、「紅葉と鹿」(秋)、「松と雪」(冬)の四種類あり、四枚一組で柱と柱の間に一組ずつ貼る。

最後に地面に筵を敷き、八咫之盤(ヤタンパン)の設置に入る。竹製の筵の底を上にとり、上方の縁に天神地祇十二神の名札を付け、下方の縁には「天照皇太神宮」丸に十字(島津家の家紋)「東」輪宝を一枚紙で表したえり物を二枚付け、筵の下方真中に「八咫之鏡」を付ける。神棚後ろの真中の注連から竿を渡し、それに括りつけて、御講屋の上空丁度中心に来るように引き上げて終了である。



第4図 祓川神舞の御講屋配置図

第四節 詞章

(表紙)

一 『神哥本』(黒木嘉民氏文書、嘉永六年本)

嘉永六年

神哥本

黒木主膳

- | | | |
|------|--------|------|
| 神事次第 | 番附之事 | 中入 |
| | 大神宮舞番與 | 舞揚 |
| | 門境 | 田之神 |
| | 宮入之事 | 納 |
| | 御蔽祝詞 | 舞揚 |
| | 一番舞 | 劍 |
| | 神楽 | 杵舞 |
| | 式三番 | 鈴舞 |
| | 大光神 | 長刀 |
| | 地割 | 陰陽 |
| | 飛出 | 住吉 |
| | 高幣 | 龍藏 |
| | 金山 | 大神祝詞 |
| | 宇治 | 大力 |
| | 幣貫之事 | 柴之間 |
| | 諸神親請 | 三笠 |
| | 舞揚 | 將軍 |

一花舞

右取定如件

宮入之事

- 第一鹽ひ 第二祝詞あひら 第三高幣 第四鉾 第五弓
- 第六舞 第七長刀 第八天照大神 第九ロソじ
- 第十八エノ二兩脇八さかり内侍持シテ御講屋二入

講内を参度廻りて終る 御祝祝詞有り

門境

門申候へや かど申候へ、いかど目出度存候
 誰か夜中二門とことうは、ふしんともふしんなり、なんち早々申せ
 聞かん

八つ哥

- △ 山の神 たれ山口にいらいそめ あらしの風のさむき所に
 - △ 山人の けさとく出て山口に こしば折敷待ぞ久敷
 - △ 山おろす 風なかりせば我前の 庭の木の葉を たれやはくらん
 - △ すぐるくの 十五の石をわり立て かとうまけじのろんをこそする
 - △ ちしやのむし ちしやのおろゝにまきこめて かねのくさりでつな
 - ぎとめたよ
 - △ おこすには いかなる神もおこすもの あらひらばかり おこしか
 - ねたよ
- 抑はより東山高砂かたけ高砂か峯にわけ入て、榊木之本に立寄つて、
 腰よりは大とうつるぎぬきいだし、柴の社をこんりうし、みよと神
 を中ニすゑまいらせ、目より下三尺の掛のうおをかけ、五すなる手
 づゝに酒を入まいらせ、ふくれいの御鏡三枚武具之禮物とそなゑ、
 白米七斗七升七合、黒米七斗七升七合、くわらりくどまきあけて、
 此山のあさなきかみ、ささなき神を奥山に七度、中山に七度、山口
 に七度、三七式拾老度あとにつきかゑすといゑるはかまのゑん、

口より烏帽子の風口までも小口こくちになるおない小共、ゑんざおんさんの音
 を立、かま榊木葉をさほうになさんと申こそふしんともふしんな
 り、なんち早々申せ聞かん、先是迄終り

次二色々とあらそい、然共こさい乙いと云事あり

△ 我母の おりてきせたるあさ衣 鬼人にはがるゝ身こそつらけり

地割之光神

只今此所を拜見するに、御講屋をかざり、みはけをこしらゑ、四角八
 方二御しめをひき、大敷を打 笛をふき、五音八音のかぐをそうし、
 天二響をあげ、大地をうごかし候事、大地と云は天神七代より地神五
 代まで是を司するなり、五代之始、神代四弓を以此地を割、大小之諸
 神を勧請申さんとの思ひをなし候事、四弓之根源あるべし、早々申せ、
 きかん

御免可有

抑地神五代之始、神代四弓之根源之事をや神祇に地割地鎮とて、弓矢
 を飛る事四つの矢は四天王、弓は日輪觀也、中央に立て八方に藤の根
 を当て見るに則輪宝之形ちなり、陰陽根本其故如何、白色中にして赤
 色上なり、弓に竹を用る事不長不短にして空虛成るは神也、四弓と云
 者、第一に座陣之弓、第二に発向之弓、第三に治世いの弓、第四に護
 持之弓也、先座陣之弓と云者、高天之原にて日神と主參之義之鳴之尊
 とたゝかい給ふ弓居ながら治給ふ弓也、日神者地上に初負、臂に着
 一威徳之高柄を、御手に天の提弓と云取て、親迎防禦給ふ事則座陣之
 弓也、抑發向之弓と云者、天稚彦に賜たる弓也、高皇靈之尊、更諸神
 たちを會門當還看會日、天津國玉之御子天稚彦は是壯人也、於是高皇
 靈之尊賜、天稚彦、天之龍弓天の羽々矢を以て遣す、是則發向之弓
 也、天稚彦娶、國玉之娘天下照姫、娶、中津國、怪其久く不來、高
 皇產靈之尊と遣て、無名地、何之、天稚彦之門の前に居湯津柱木之
 榊、時、天メ之娘女見聞、天稚彦、則取、高皇產靈之尊の賜たる弓と
 矢を一雉を驚、姫之高脚を調達、高皇產靈之座前、尊見、其矢を

曰、此矢古我天メ雅彦賜たる矢也、此矢ちにぬれたり、矢を取てなげくだす、天ノ稚彦之高むねにあたりて、たちかくれにしす、則是やちをつかわす、しにかはねをあげ、天にいたりてもやを作りて、もがりす、是則発向之弓也

大光神 抑座陣発向之弓も如し此にて候、治世い護持之弓也、根源可有、早々申せキカン

御免可有 抑治世之弓と云者、彦火々出見之尊之御弓也、出見之尊、誓不し合

導者御父也、木之花開屋姫者御母也、兄之火之團降之尊者海之幸有り、弟之出見之尊者山之幸有り、各々相違不得、其利見佛之を、則違弟之弓と矢、左三三三、弟之尊と、兄之釣を失、無し由訪、出見之尊愛海

畔に行き、冷時、塩土之老翁之教に随つて遊、行海神宮、娶豊玉姫、三年経、海神授、故紹釣、又潮濟る瓊及潮瀧瓊持、還郷、遍一悩

兄、是則治世の弓也 抑座持之弓と云者、天ノ御孫降臨之時持玉弓也、天ノ御孫曰、天照大神之御孫又名皇孫御孫と申すは、母方高皇產靈御孫之故瓊々竹之尊

降臨御時、天ノ忍日之尊天ノ權津大來自等背負、天ノ磐初、背負着威後之高瓊、御手には天ノ權天ノ羽々矢降來日向之觀之高千穂之率

二上の嶽、天ノ浮櫛之上に下賜時持給弓也、依し之地を割四方に矢を立て、中王に言有、讓持之弓も如し此にて候、此二弓を以神代より仁皇迄国土太平に治給弓也

荒神 撰者四弓之根本貴、カナヤ、神代四弓を以、天地を定メ、地を割、四方より來ん、思マヲタイサンシ、諸之神明を宗教申サレヨ、我も同前可レ為、是迄終

御神楽之歌
△霧嶋の峯より奥の霧はれて 現出ル其峯の守 ひやあんく

△どうぐたりや千代たらりと、天におんがく四方に音をなし給ふ、神代のききたえせず、あまねく五方でんにまいちを立てる事はあめのうすめの尊をかたどり、神暁の御心にやわらけていく千代までに神のたむけに是をしうや、ひやあんく

△九所角ちうの音き五音八音がぞをそうし、舞ぎんの袖を神風にひるかえす、まをうのおんできをしりぞけ、天津さへこしうどうぞくの舞をむつて、にうようずいげふの神を現はし、むみようもふその雲をはらい、清水池をうつすがごとく、をうさ玉たいにいのるなり、神のたむけに、是をしうや、ひやあんく

△かくのごとくのおんがくに、神もせうらん七目なり、きことうしやうの間に、たんなく生利のくわんげおこらす物なり、爰において当だんな、一しん清講して、たんぜいをぬきんで、むにの心ざしをもつはらし、げん当二世のけもふにかない、一々成就如意満足す、七なん七ちよなさしめ給ふ、今さいわいの、千代の、御神楽今たてまつるなり、手に取し、すゝをなにか、ふりならすらん、ひやあんく

△たてやねぎ とくたち給へや たてはや 吉屋のたてばや、是より内侍舞有り

△みすの内 いかうれしとおほしめす、三十式その和合の宮に

△させばこそ

△御戸はよぶらに白ねきて

△東向所権様様の御下り給へば やはへ

△一の王子、二の王兩ばん両、レ、こまい、神ばつからんの善神王、おとこ王、白山御稻荷様の御下り給へば、やはへ

△七ツ七湊の池の大王、水神水天ここの御下り給へば、やはへ

△春神のみさきよるこぶや みさきをや、是迄御神楽終り

一番舞
霧嶋の峯より奥の霧はれて 現出ル其峯の守 ひやあの 御講屋に参りをがめば神下る

末みどり

△神下る いかにも氏人たつとかるらん

△霧嶋の小岩の上の小たちばな なりこそまされ りうのはやさや ひ

やあの 御講屋にかさりしぞう花のよひやあの 中に

末みどり 中にこそ 神のとれいをそろへたてたよ

神 禮

式三番

飛 出

△山のはに かすみの衣ぬき掛て ひとりや月の しうみにのぼるかな

△此山は せい有る山か せいなくば 山もりすへて 氏とさだめん

△此山は 雪ふりつもり人もこそず 今くる人は宇治とさだむる

高 幣

謹請さいへいさいわい、爰も高天の原にやあんな

△四方の神々みな集りたまいて神あそびめす

△幣立る爰も高天の原なりやあんな

金 山

道哥 八雲立 いつも八重がきつまこめて 八重がき作る 其の八重が

きを

道哥 △見渡せば 四つのすまなるをろのそや あつさつこそ中に見得たよ

△抑神地始の根本者天地の二方をさだめんと 天は三拾三天、地は四拾

九けつに割たる地に誰に案内を得割給ふよなり

△其時あめのさざり、地のさざりとこうしやうして、万物の神も現そ

する

△其時雨風も花もみちも月雪も 何れも神のすがたなりけり

宇 治

道哥 氏人の音だにきけば山中に 月待居たる心こそすれ

△抑かの幣白を持する事は、やを万世の神明をそうきやう申さんためな

り △抑かのへい白を逆二たてて見るに、不生不滅なり、かるが故に順に立

て見るに、和合のちりにまじわつて、五行の神も現れずする

諸神觀請

△悉くも日本國中三千余座八百万神天神地祇当所霧嶋六社大権現諸の御

守此御講屋に觀請し奉也

△抑天神閉ひやく已來陰陽の二きより万方おこらざると云事なし、去ば

こんとん未分の時一ツの宝珠有り、二ツにわかつてかるくすめるは登

りて天となる、重くにこれるは下りて地となる、其時色中に日月の光

をはなつ

△又はうしやうも有り、ひしやうもあり、善神も有り、まよへば衆生と

云、さどる時は神と云、皆是水羽のへだてせい毒のなす所、夫一切の

諸方本よりふしやうふめつなり、ふしやうふめつなるが故に、じしや

う正しやうなり、じしやうく成が故に神明と共にびやう道なり、是

に依て神道の大行者を勤たてまつらんがために法界空に御講屋をかざ

り、御はけを建立し、それ大幣と云者伊ざなき伊ざなみの尊の尊像をか

表す、尤かつこうしてまつらんがために、四角八方にみしめを引事

はもふかいのごとし、四方四門を立てられしは、神道にては法殊福德

圓命成就の四つの門なり、法殊門者春なり、春は陽氣を得て万物

出生する事、是則法殊門なり、福德門者夏なり、夏者天のさいわ

いを得て万物長生する事、是則福德門なり、圓命門者尊者秋なり、秋

は万物味乘りて、うしやうの命を助く、是則延命門なり、成就門者譬者冬なり、冬は万物成就し終て、当所する事、是則成就門也、依之四方四門は立られたり、結界しやうじやうに御講屋とこうじて、塩ひを上る事者、一てきの水を以、あかの雲海とし、あまねく諸神の御前をしやうじやうにならしめん、雑花をかさる事は、万物けのあと、五神の神楽男者木火土金水の五行の神、しゆ道二而者仁義礼智信の五常、八人のやをとめ、五がくは九所角かくらうの鬘、五音七いのがくを以、きじんを和らく、しめ四まのおんできをしりぞけ、あまつさへこしゆとぞくのまいをむつて、如よふすいげふの神をあらわす、きこどうしやうの間にたんなく生利のくわんげをこらすものなり、寢においてとうだんな、一心しやうじやうにしてたんせいをぬきんで、むにの心さしを専にし、神明をそうけふしたてまつるなり、それいかんとなるは、神者きんりんじやうわう天長地久御ぐわん円満、ことにわ当国の太守公、次に当所の御地頭御息災延命、次に此村此所諸願成就と祈る所に、四方にあらはなきおんたちまします、其神明者一々次第にあいたつねはやと存候

扱はより東方三御立まします其神明者如何に

東方 せいたい衣にていわをかたに掛る白雲者をひにて山の腰をめくる、こげ衣きたるいわをもさもなくて、きぬきん山におびをこそする、をふそれさ承り候、東方の木神木者九々土の尊と現す、去者神名多事六万六千六百六拾六社の諸神守護してましますば、此方にもいかで悪まは来るまし

南方 水波に月落て、うさき波をはしる、木じゆかげしつんでうを木に登る、池の水すくして、かんの押ぞすみよかりける、をふそれさ承り候、南方の火神火はかく土の尊と現す、去は神名多事七万七千七百七拾七社の諸神守護して座せば、此方もいかで悪まは来るまし
西方 しゆんほふ通り、花の隔る日しやうらふことうはの落る時、なれわつに咲や此花冬こもり、今を春べと咲や此花、をふそれさ承り候、西方の金神金は金山彦の尊と現す、去は神名多事八万八千八百八拾

八社の諸神守護してましますば、此方にもいかで悪まは来るまし
北方 遠くかん山に登りてせきけい七日なり、そごろにあいする法印のくれ、そうゆふ八時月の花よりもくれないななり、浅香山影さへ見ゆる山の井の、あさくわ物を思ふものかな、をふそれさ承り候、北方の水神水はみづは姫の尊とけんんず、去は神名多事九万九千九十九社の諸神守護してましますば、此方にもいかで悪まは来るまし
中わう をふ なに／＼中わうの土神はや山姫の尊とけんんず 去は神名多き事大地に拾万八千、小地五万五千の諸神守護してましますば 此方にもいかで悪まはきたるまし

天 おふ なに／＼、天の高き事をや、天は三十三天の内、ぼんでんゆだつ天、雲にまじわつて龍神の波打響は天地に響き、らいは靴を打、龍如わ雨を下す、天人よふごうの所にて舞をまい、舞衣の袖をひるかえす事は是も神名そうの仕わざにて候得は、此方にもいかで悪まは来るまし

地 おふ何々、大地の深き事をや、五万五千五百五拾五尋五寸五分なり、此内にまかつげと云王のまします、此王のむねの間に、火輪水輪風輪とて、三つの車有り、初の車は火を出す、次の車は水出す、後の車は風出す、是も神代始の時、如斯成就仕給ふ所にて候得は、此方にもいかで悪まは来るまし

大行事之言葉

扱四方天地も如斯 是より子の方へいかに、子ハひぎやら大將軍 丑招とら、寅ハしんたら、卯はまごら、辰ハはいら、巳ハいんたら、午ハさんちら、未ハあにら、申ハあんちら、酉ハめうくら、戌ハはいら、亥ハくひら 是より神哥
神木はや 天津こやねの尊より 雨つちわけて神をしやうする 是迄乃終り

中 入

天神七代

第一 国常立尊

第二 国狹狹尊

第三 豊斟浮尊

第四 泥瓊尊

第五 大戸之道尊

第六 面足尊

大戸間福尊

惶根尊

第七 伊弉諾尊

伊弉册尊

地神五代

第一 天照大神

第二 正哉吾勝々速日天忍穗耳尊

第三 天津彦火々瓊々杵尊

第四 天津彦火々出見尊

第五 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

是コソ地神五代之始是也

納御花隨

只今舞奉るみはなかんすいと云は、天地開けしよりいんにやうありといへども、世にしれず、天神四代、うひちに尊さひちの尊よりいんにやう世にあらわれ、いんわ水、陽は火にして、いん神は天照太神と現れ、女衾にして静なる成る事をつかさどり慈悲光大なれば、天上にましまして下界を照し給ふ、陽神はそさのおの尊とあらわれ、男衾にして動く事をつかさどり、たけき心日々にまさりたまへは、日本国の神々集り給ひて、せんきを以ねの国ニ送り奉る、然るに、いんにやうしゆうごうの利成れば、そさのおの尊わ天に登り給ふ、其時天地しんろふす、姫の尊のいわく、螭龍居たる所海波を立て、猛虎来る所、草木しんろふす、今そさのおの尊天に登り給ふ事きよき心あらじとて、身にわよろいかぶとを着し、そひらに天の岩鞍を負、み手にわたのはじ弓、あめのはぶとをとり、十柄の握剣を以、日向のその高ちほの峯、

二かんのたけ、天の浮橋の上にたつて戦ひ給ふ事度々なり、則いな妻のごとし、しやしやういちにやにしてついでに兄弟のおん中和合めされて、火の勢は亦つよくして世界を照し給ふ事、水甚うるをいなし、五穀草木をやしなひ、国土豊饒して如意満足、是神すいの始なり、去バ六天のまわうもしやうけをなさず、しやまげどうまうりよう、鬼神やまおんでき等も悪事さいなんをなす事なし、諸神もやうげうなれば、諸願成就す、是によつて十種の功徳有り、第一世けんのあいげふをあひする事ばん天たいしやくの如し、第二種々のざい宝を得る事、天玉大神ノ如し、第三諸神のかんのふを得る事円鏡の如し、第四けんぞくしゆつたつたる事師子わうの如し、第五に一切衆生に養いくせらるゝ事花の如し、第六けかつのなんにあわす、第七に当病のなんにあわす、第八に軍ばいのなんにあわす、第九にとんよく成る父母の腹にやどらす、第十に諸神のなき国に出生せず、上うてふ天中無_レ法界下、こんごう龍藏界にいたるまで打納たる御花かんすい是なり、謹請東方せいたい木神力士立て、すわ大明神、又の御名はたけみなかたの尊なり、謹請南方赤帝火神力士たつて、あつ田大明神、又の御名はかくつちの尊なり、謹請西方白帝金神力士たつて、宇佐大明神、又の御名はたきつ姫の尊なり、謹請北方黑帝水神力士立て、貴北大明神、又の御名は秋津日の尊なり、謹請中王わうたいどしんりきしたつて、天照大神又の御名ははや山姫の尊なり、五方に大神守護せしめをわつて、天照大神又の御名ははや山姫の尊なり、木には木神御座ます、野にははんづはやまのおわおわします、道には道路神おわおわします、海には海龍おわおわします、石にはひやく石をふわおわします、大地に地神光神御座す、川には水神をうわおわします諸神如此本になをる、六根しやう請の御威にて終り

陰陽

△いんにやうのいまだわかたん其さきわ、かみ道ならは何をしるるべに
△そもくいんにやうふよの神として天地のあいだにやとりえて、いん
ねん御代とは申たてまつるなり

鉾舞之歌

道哥

霧崎の峯より奥のきり照て 現出る其峯の守

抑彼の峯の麓に七つ七流の大河有り、七日七夜震動する事、なみ天地

にかえり、雨は宝来山に降て、水は本瀬にかへるなり

△抑神代の根淵開闢有りといへ共、陰神陽神共の両尊会しれがたし

△其時天地自然の道理を得、水火木金土のお御守成就具そく仕給ふなり

△其時彼の兵器を蔵て、伊弉諾尊伊弉册の尊天の浮橋の上に立て共に計

て曰く、底ツ下に國なからんやと、鉾差下し掻さぐり見給へは、清き

海原を得、賄ち鉾引上て見給へは、鉾の瀆り塩こつて、各付ておのこ

る嶋と申なり

△其時彼の鉾の光のしづくゆらゆらと下りて今又利生を講、誠に皆神道

なり、彼の両、かの方も神道より出すと云事なし

劍之哥

△劍とるをのこれにしようじはや 心のために劍とらする ひやあの

みさきふね うけてみればようこの葉 此葉川風にまかせているぞ

やまがわ

△みさきを 四角にとりてかなかけて みさきさよどるもじをこそか

く ひやあの

うき雲を おびにするかのふじの

末みどり

ふしの山とかしとすれとむすびめもなし

長刀

抑長刀のほんしやうさきの名を申奉るに、第一法月と、第二にひげ
んと、第三にちとうと申て三つのとなへあり、本朝神代のことかみ
長刀と云事なし、鉾をむつてなんを除くことあり、こうたにかたは
に作り出し、そりを付て大刀をむる事を利とせり、然に光仁天王の
御宇に、いこくの兵軌になぞらへて、法喜十年のころ、唐いせいばつ
の時に、軍用専一とし生利をあらわす、本朝のものふ夫より已来此
長刀を以ぐんばいすとうんぬんなり

△長刀をふりてたむくる天津かみ、悪まをはらふ神の御心

ものふの しうらのくるしみのかるには 此長刀をふりてしこうす

第一八府切にて廻り、第二長刀をかい込廻り、第三席の手、第四飛

切り、第五大嶽わり、第六冠おとし、第七宇出車、第八腰車、第九

四方折敷、第十四方ふりにておわり

衆之問

八つ哥

△はたはれや しげくひらけるるのちに まわうのものの伏そあやし

き

△谷は八つ 峯は九つ渡は老つ 鬼のすまいあららぎの里

△山高く 岩もきびしくさく花を 驚つまてなにもぞつむ

鬼をこすには いかなる神もおきるもの おこしかねたよ山の御神

鬼云 抑無法無前無住、此法とは、法もなし、無前とは無い前も、無住

とは、住する所もなし、なんちほうなき所に何れの大光神を申おどろ

け申せや、三拾三法について、三つの光神有り、七三神に七つの光神

ありといへど、三界について三つの光神有り、なんちが申光神も、み

つからが事なり、なんちはやく申せ聞ん

八つ哥

△山里は 夜こそねられぬまどろへば 松風吹をどろかさなし

△さいわい／＼うやまつて申奉るに、岩戸の前に庭火をたき、花のみこ

うやをかざり、神楽をんさうし、神明の御法楽になしたてまつらん

ときし奉る事は、天照大神と、そさの御おん国をあらそい給ふ時、天照大神は女子が男子にとる事いこんなりよと思召、日月の光をうばい取、あまの岩戸にとちこもせ給ふ、其時天がしたわ、常夜のやみとなる、依之八百万の諸神は是をなげき、岩戸の前にかざり火をたき、花のみこやをかざり、五色の幣白を捧げ、御神楽をそうし、神明の御法楽になし奉らぬときし給ふ所に、いかなる神のしわざにて候や、此みさかき柴をおさへ給ふ事、ふしんともふしんなり、願くば此みさかき柴の所をおんゆるし候て如何目出度存候

八つ哥

ちわやふる あめの岩門おしひらき 世にいで給ふ神ををがまん

抑此柴のいわれを尋奉るに、九山八海有り、此海になんたばつなんだとて二つの龍王あり、此龍の口よりりの水を出す、文字を三つにわけてながれいでたり、神の御前にてわたらしの水、佛の前にてはあかの水、衆生のためには不老不死の薬の水と名付たり

八つ哥

△みたらいの底の深さはしらねども 五色のなみのたつにこそしる

是より以下「我も同前たるべし」迄の柴の間の最後の章なり
「此川上のみねに樵木有り、梢は山神、中は水神、本は光神也、此御神柴を以、花の御講屋をかざり、神明の御法楽になし奉らぬときし奉るべし、此柴の所をやすく、とおんゆるし候て如何めでたく存候
「鬼」其の儀なれば我も同前たるべし」

荒平言葉

抑大地をならし、しゆみをならし、四万余しゆんは是より上にあり、又四万余願は是より下に敷、空おんてんにしてくおんよりまへに神もなし、佛もなし、人間もなかりしとき、あらひらはくおんでんのはらよりくだる、しやうしうじうの木の本にて、彼の山をりやうしゆしたり、彼の御神木柴と言は、神代よりも出来か、又人代よりも出来か、みさかき柴の出来初を聞てのふしやうするべし、其儀なくば、な

んちはやはや申せきかん

抑はより東峰の麓に大川有り、大川の内に岩屋あり、岩屋の名は神門か岩屋と云、内に王のまします、王の名をゆふ女きそ天皇と、かの王の我くらに、老万五千本の木の種子を講、霧嶋山を初作にて、其後吉野の金風山、大峰かつら木ひえい山、越中の立山を出来しなり、彼の山の出来初を聞てのふしゆするべし、其儀なくば、なんちはやはや申せきかん

住吉

抑住吉大明神と云葉、根本日向たちはな的小戸瀬よりあらわれ出給ふ、岩戸のまへに参りはいし奉るに、左は藤王権現、後は火のおんかみ、前は戸かくしの明神のまします、其時三所権現の哥にいわく、おん風も羽吹もどす白さぎの、高砂の松のこずへとかくえんじ給ふ、其時住吉大明神の哥にいわく、住吉の松に風のふく夜は、おなじ此まの月をこそまでとかくえいじ給ふ、其時春日大明神の哥にいわく、春日のの若むらさきのすり衣、烈のみたれかぎりしられしとかくえいじ給ふ、其時天照大神の哥にいわく、しばしこそ は山しけ山しげるとも、神道の奥に道もあるものよとかくえいじ給ふ、其時天照大神は御歌詠覽もまします、一社にてはかないかたし、大和の国の大王の権現をま

大神祝詞

大和ノ国大玉ノ命

△抑天地かひやく神代にいんじん賜神すでに国土をあらそひ給ひて、いん神はいかりもなし、日月の光をむばい取、あめの岩戸にとちこもらせたまふ

△其時天地常やみにして、千草万物せいちやうしがたしによつて、大小の諸神を集ひ、せんぎを以岩戸の前に庭火をたき、あめのかご山の奥のまさかきを植置給ふ

△其時上ツ枝にはみすまるをかけ、中ツ枝にはやたの鏡を掛け、下ツ枝にわ青ねぎで、しろねぎでを掛置給ふ

△其時天照大神はこえう覽もまします、又しなのゝ國のたちからをの明神を舞出し、御神楽をほんそう申さばやとそんじ候

思兼ノ神ノ御子ニ太刀神ニテマシマス、春日ノ別社也 太刀鳴明神 信濃國戸隠ノ明神也

道哥 さよふけて ねざめてきけばおしどりの 瀬越の波の立にこそし

△抑神代のこんげんめいとくならん時、そさのをの尊悪行によりて、日神は日月の光をぬばいとり、天の岩戸にちこもらせ給ふ

△其時はづまの国とこやみにして、ちう夜あい替りをもしれず、八百万の諸神せんぎを以て天のこやねの尊はふとのつとをつかさどり、天のうすめの尊はまいをよくす、然に岩戸細目にあく

△其時太刀鳴、諸神にちからすぐれしかば、かたにはふとたすきをかけ、岩戸を取て引はなす、ほんでんになげたまへば、世界あきらかなり

△其時やまと言葉にやわらけて、面しるすと申なり 右四番ノ小舞大神之御神楽中羊ニ用也

三笠舞、繰下舞、付弘目之事

抑三笠と云葉、表三笠の山を、是春日山のおん事なり、去は和歌に曰、鹿嶋より鹿に乗て春日なる、三笠の山に浮雲の宮、浮雲の宮とは、鹿嶋大明神の御事なり、祖や靈の速日の神のおん孫を、武甕槌のかみと申なり、神護慶雲の年中に、鹿に乗て三笠の山に移給ふを、浮雲の宮とは申す、若宮はなり

△けさばかり、かくも掛そをぐら山 三笠の山をすぐよおがまん

八乙女舞陰神也 將軍花舞陽神也

天地循環有廻左右旋儀也

將軍

△唯今奉舞將軍舞と云葉、日神のみかたをうつし、そひらにゆぎをひ、たどむきにいづのたかからをばぎ、腰には十柄の宝剑をたいし、四將軍とあらわれ家の四方に幣を立る事第一武甕槌、かしま大明神と現

常陸の國にあがめ奉るなり、第二ふつぬしのみこと、香取大明神とあらわれ、下おさの國香取の郡に奉崇なり、第三上津中津底津三柱の尊、住吉大明神とあらわれ、摂津の國住吉の郡にあがめたまつるなり、

第四あつた大明神と、ふさなぎの劍を御身牒として、尾張の國あちの郡にあかめたまつるなり、各四社四將軍とあらわれ、さきの宝剑を

持し給ふて、玉垣内國しやしん外道意の儘に打静たもう事、皆是宝剑の怒為なり、いかでか神國開闢をや、今末代に至るまで、神代の利劍を蒙りて、國土豊饒にして如意満足とまい納たる將軍花舞是なり哥け

さのひは、こかねにまさる朝日かな 三笠の山をかけててらさぬ

神隨之歌

△此程は おのへにたてしぐわんのかみ 只今とける守の御心

△もみち葉のうらにひとふさ残りは 冬の花とは見るべからん

△しらさぎのぬれいてあそぶ川の瀬に 見てくらさして守をしようず

△としごと 秋のなかばにめぐりきて 神楽の音を聞そうれしき

△君か代は 千代にや千代にさゝれ石 岩ほととなりて苔のむすまて

△あたらまる 年の始の門松は 君にちとせのゆづり葉の松

宮入初之哥 神の道もみちもちみちそがなかを なかなる道は神のかよいみち

門を入ル時哥 霧嶋の麓の道をわれゆけば さのゝ渡りの夕暮の雪

御講屋ニ入ル時哥 御講屋に参りをかめば神くたる いかん氏人たつとかるらん

△千早振我身は神の社にて

出入る風は伊勢の守風

△千早振我身は神の社にて 出入る風は伊勢の守風

抑神の御前に御しめを引事は、弁才天のしわざなり、初の七つは、天神七代、次の五つは地神五代、三つハ北方法化の三神なり、謹請さいへいと上ル音ハ何れの神のねむりをさますか如也、笛と大鼓ハ各神のねむりをさますか如なり

講庭之次第、前日酒部屋注連菅本立ル、松尾大明神也

講庭三間四面

大幣 天照皇大神宮

兩脇 伊弉諾ノ尊 伊弉册ノ尊

向注連 国常立ノ尊 国扶槌ノ尊

両脇鳥居 泥瓊ノ尊 淳瓊ノ尊

大戸道ノ尊 大戸間編草

八咫之盤之次第

差渡シ三尺計りしてはら掛之鹿籠を作り、縁をとり、中には八咫之鏡をかけ、縁の廻りに小案拾貳天神七代地神五代、其相に小幣拾貳、小幡拾貳作り、是にハ四節の造花をえり、扉にハ色紙杯いろしづ付るなり

此一巻為末代官永仲右衛門老歳至テ書改直候間、社家之面々執行可有之者也

嘉永六年癸丑神無月吉日

持主 黒木嘉右衛門

八神之事

天太玉尊

天日鷲尊

天兒屋根命

天糠戸神

思兼神

天照大神

天明玉命
手力雄明神

酒部屋

日本国中

松尾大明神

大小神祇

福德門

地割

北



南

成就門

二 『神事番附・神歌本(仮称)』(黒木嘉民氏文書、年不詳)

神事番附之次第

- 一 大神宮舞番与 一 舞攝 一 將軍
- 一 門境
- 一 宮入之事 一 納
- 一 御祓祝詞 一 舞揚
- 一 一番舞 一 観
- 一 神楽 一 舞揚
- 一 式三番 一 杵舞
- 一 大光神 一 鉦舞
- 一 地割 一 長刀
- 一 飛出 一 陰陽
- 一 高幣 一 住吉
- 一 金山 一 龍藏
- 一 宇治 一 大神祝詞
- 一 幣賈之事 一 太力
- 一 諸神観詣 一 柴之間
- 一 舞揚 一 三笠
- 一 中人 一 花舞

一 御祓祝詞終り右所定如斯

宮入之事

- 第一 塩ひ 第二 あひら 第三 観 第四 弓
 - 第五 長刀 第六 ろんじ 第七 高幣 第八 鉦
 - 第九 はえのゝ 第十 内侍持して御講屋^五入^六也^七其時に神歌
- 神の道ちみちももみちそが中を
中なる道は神のかよひ道

是より色々歌になり門を入^八時の歌に
霧嶋の麓の道を別行は

狭野の渡りの夕暮の霜

又御講屋^五入^六時の歌

御講屋^五参^六り拜^七めば神下^八

いかに氏人たとかるらん

御講屋之内三度廻りて神前^九と都^十諸道具納置事なり 御祓祝詞有り

司参り三^一こん有也

門境

門申候得や かと申候^一 いかど目出度存候

鬼誰か夜中に門とことふは ふしんとふもふしんなり 何事早々申せ聞

ん

八ツノ歌

山の神 誰やま口にいわいそめ 風の風のさむき所に

○山人の けさとは出て山口に 小柴折敷待ぞ久敷

○山おろし 風なかりせば我前の 庭のこの葉を たれやはくらん

○すぐろくの 十五の石を割立て かとうまけじの 論をこそする

○ちしやの虫 ちしやのおろゝにまきこめて 金のくさりてつなきとめ

たよ

○おこすには いかなる神もおこすもの あらひら斗り おこしかねた

よ

此歌鬼鉢共云なり

鬼の歌

抑是より東山高砂か嶽高砂か峯にわけ入て、神の本に立寄て、腰より
わだとう劔を貫出ス、柴の柱を建立キ、みようしと神をゑりて、中^二居参
らせ、目より下三尺の掛の魚を掛、五寸成^三手づゝに酒を入まひらせ、
ふくれいの御境^四三枚ぶぐの礼物と備へ、白米七斗七升七合、黒米七斗

七舛七合、くわらひく、とまきあげて、此やまのあざなき神、さざなき神を奥山に七度、中山に七度、山口に七度、三七廿一度跡につきかえすといある、其時はかまのゑん、門口烏帽子の風口迄も小年成ルをない子共、ゑん座おん座の音を立、彼ま榊木柴をさほうゑんさんと申こそふしんともふしん成り、なんぢはやく申せ聞ん、
是迄終り、次二色々とあらそひ有り、然共こさいこいと云事有り
我母の おりてきせたるあさ衣 鬼人にはがるゝ身こそつらけり

一 神楽之次第

とふどうたりやちよたらりと、天おんがく四方にひびきを成し給ふ、神代のきうきたへせすゑてあまねく護宝殿にまいちうを立る事は、あめのうすめの尊をかたどり、神明の御心にやはらげて、幾ちよまてに神のたむけに是をしよう、久所かくちらのひびき五音八もののがくをそうし、まいぎんの袖を神風にひろがへす、四座おんできをしりそけ、天つさへこしらどふぞくの舞を以て、にうよふずいぎようの神をあらわし、むみやうもふぞのしきをはらひ、清水池をうつすがごとく、法さ玉たいに折なり、神のたむけ、是をしら、如此のおんがくごとく、神もしやうらん七目なり、きこどうしよの間には、たんなく生利観化おこらずものなり、愛におひて当だんな、一身しうくにして、むにの心さしをもつはらにし、けんとう二世のけもふにかない、一々成就如意満足す、七なん七ちよなきしめ給ふ、依之今さひわひの千代の御神楽奉今なり、手に取りしすをなにか振なすらすらん
△立やねき とくたらたまゑや 吉屋のたてばや
△みすの内 いかにうれしと思召 三拾二その和合の宮に
△させばこそ 御戸へ鳴羅に白ねぎて
△東河所権現様の御下り給へは やはへ

一番舞 持道具扇子すゝ

霧鳴の峯より奥のやんはんあ 霧はれて 現出其峯の神ひやはんあ、
御講屋ニさゝれしそんを、くわのよこいや梅くわのよふいやは、あの中に

二番歌

霧崎の小岩の上のやんはんあ 小橋 なりこそまされや りうのはやさやひやあんあ
御講屋ニ 参りおんをおがめばよひやはあの神く(たのめ)

式三番の持道具扇子すゝ、二番幣とすゝ
三番両手共ニ幣ニ幣ニ幣より四方舞直り

神隨歌

○此程は のをゑに立し 願のかみ

只今とける神の御心

○千早振 我身は神の社にて

出入る風は伊勢の神風

大光神

只今此所を拜見するに、御構屋を飾り、みはけを拵、四角八方に御しめを引、大鼓を打、笛を吹、五音八音のがくをそうじ、天ひびきあげ、大地をうごかし候事、大地と云者天神七代始メより地神五代迄是を司する也、五代之始、神代四弓を以此地を割、大小之諸神を觀請申さんとの思をなし候事、四弓之根源可有、早々申せ聞ん

御ゆるし可有

抑地神五代之始、神代四弓之根源ノ事をや神祇地割地鎮として、弓矢を用ゆる事、四つの矢は四天王、弓は日輪觀也、中央ニ立て八方ニ藤の鞭を当て見らに則輪宝之形也、陰陽之根本其故に如何、白色中にして赤

色上なり、弓に竹を用事、不長不緩にして空虚成ルは神なり、四弓と云者、第一座陣之弓、第二発向之弓、第三に治世并之弓、第四に護持之弓なり、先座陣之弓と云者、高天原にて日神と主口夷之鳴之尊とた、かい弓居ながら治給なり、日神者地上辰朝、臂着威後之高朝を、弓矢を親迎防禦給事則座陣之弓なり、抑発向之弓と云者、天稚彦之賜弓なり、高皇產靈之尊、更に諸之神たちを会門て當遣者尙曰く、天津国玉之御子天稚彦は是杜於是高皇產靈之尊と賜天稚彦に天のか弓矢之羽々矢を以遣す、是則発向之弓なり、天稚彦取頼国玉之女子下照姫馭中ツ国をアヤシシテ其久不来高皇產靈之尊と遣無名嫌伺之、天稚彦ノ門ノ前居ニ湯津木栢ニ時、天ノ探女ヲ見テ謂天稚彦、則取高皇產靈之尊ノ賜弓ト矢ヲ射、雉ノ雛ヲタカムネヲ詞ヲ達テ到ルニ高皇產靈座前ニ、尊ト見テ其矢ヲ曰、是矢古我天稚彦ニ賜ル弓ト矢也、此矢血ニぬれたり、矢を取てなげくだす、あめ若彦之高むねに当りてたちがくれにす、則是やちをつかわす、しにかはねをあげ、てんにいたつてもやを作りて、もかりす、此弓発向之弓也、是を杜五代之始の二弓と名付したり

治世イ護持之弓ノ根元

抑治世之弓と云者、彦火々出見之尊之御弓也、出見之尊ト、不キ合之尊ノ御父也、木花開屋姫ハ御母也、兄之火之闌降之尊ハ海之幸有、弟之出見尊ハ山之幸有、各々相見不得其幸、見悔之、則遣弟之弓ト矢ニ、乞己ニ釣ヲ、弟之尊見釣ヲ失無レ由、訪出見之尊愛テ海畔ニ行冷時、塩土之老翁之教隨遊行海神之宮宴豊玉姫、三年経、海神守授故釣、又潮満瓊及潮退瓊持、還郷、逼惱兒、是則治世之弓也、抑護持之弓云者、天之御孫降臨ノ御持玉ノ弓也、天之御孫曰ク、天照大神之御孫又名ハ皇御孫ト申ハ、母方高皇產靈之御孫之故瓊々杵之尊降臨之時、天孫之忍日之尊天穗津大来自等背負天之神朝、臂着威後ノ高朝、口口天提弓天之羽々矢ヲ以日向之饌高千穂ノ垂フタカンノ嶽、天之浮橋ノ上ニ下リテ戰給時持給弓也、是ヲヒシテ地ヲ割、四方ニ矢ヲ立テ中央ニ習有、護持ノ弓モ如此ニテ候、此二弓ヲ以神代ノ仁皇迄国

土太平ニ治メ給弓也、

荒神

扱者四弓之根本貴カナヤ、神代四弓ヲ以、天ヲ定、地ヲ破、四方ヨリ來ン惡マヲタイサンジ、諸ノ神明ヲ宗敬申サンヨ、我モ同前タルベシ終リ

金山

道哥

八重立、いつも八重がきつまこめて、八重がき作る、その八重がきを△見渡せば、四つのすまなるほろのそや、あつさ弓とぞ、中に見へたり△抑神地始の根本は天地の二方をさだめんと、天は三拾三天、地は四十九けつに割たる地を、誰に案内を得割給ふよなり△其時雨のさざり、地のさざりとこふじやうして、万物の守も現ニける

宇治

道哥

氏人の首だに聞バ山中に、月待居たる心こそする△抑彼幣白を持することは、八百万世の神明をそふきやう申さんためなり△其時彼幣白を逆ニ立て見るに、不生不滅なり、かるがゆへに順に立て見るに、わごうのちりにまじわつて、五行の神も現ぞする

諸神観請

尋モ日本國中三千餘座八百方神天地祇当所霧嶋六所大権現諸ノ御神此御講屋観請シ奉也
抑天地開闢已來陰陽ノ二儀ヨリ万法ヲコラザルト云事ナシ、サレバコ

ントン味分ノ時一ツノ宝珠門有、二ツニ割テカロクスメルハ登テ天ト
 成ル、重ク濁レルハ下ルモ地ト成ル、其時色中二日月ノ光ヲハナツ、
 又ハ有姓モ有、ヒシヨウモ有、善神モ有、マヨヘバ衆生ト云、皆是水
 波ノハダテ清濁ノ成セシトコロ、夫一切之諸方モトヨリ不生不メツナ
 リ、不生不メツナルカ故ニ自生清請ナル、自生清請ナルカ故ニ神明トモ
 仁平等也、是仁依テ神通ノ大行者ヲ勳メ奉ンガタメニ法界空ニ御講屋
 ヲカザリ、御ハケヲ建立シ、夫大幣ト云者伊弉諾伊弉尊ノ尊ノ尊像ヲ
 表ス、尤モカツゴウ立奉ンカタメニ、四角八ノ二御七五三ヲ引事ハ如
 孟海ノ四方四門ヲ立ラレシ□□神通ヲハ法殊福德延命成就ノ四ツノ門
 ナリ、法殊門ハ譬ハ春也、春ハ陽氣ヲ得テ万物出生スル事は則法殊門
 ナリ、福德門譬ハ夏也、夏ハ天ノ幸得テ万物長生スル事は則福德門ナ
 リ、延命門ハ譬ハ秋也、秋ハ万物ミノリテ、有生ノ命ヲ助ク是則延命
 門ナリ、成就門ハ譬ハ冬也、冬ハ万物成就シ終テ当所スル事ヲ是則成
 成就門ナリ、是ニ依テ四方四門ヲ立ラレタリ、結果清請ニ御講屋ト号シ
 テ、シライアケル事ハ一テキノ水ヲモツテ、アカノ雲海トシ、アマ
 ネク諸神之御前ヲ清請ニナラシメンガタメにソウ花ヲカザル事ハ万物
 掛ノアト五人之神奏男ハ木火土金水ノ五行ノ神内、夫ニテハアピラウ
 ンケンノ五字、シユ道ニテハ人儀礼智信の五常、八人ノ八乙女、五学
 ハ是宮正角ノ御羽ノヒビキ、五音七音ノ楽ヲモツテ、鬼神ヲ和楽シ
 メ四摩ノランテキラシリソケ、アマツサヘコシユトソクノ舞ヲモツテ
 ニヨウウズイキヨウノ神アアラハス、キコドウシヤウノ間ニハタンナ
 シ生利ノクワンゲヲコラス物也、ココニシイテトウランナ、一身清請
 ニシテタンセイヤウキンデ、ムニノ心ザシヨモツハラニシ、神明ヲ宗
 敬奉也、ソレイカント成ルハ、神ハ金リシヤウ王、天長地久御願圖
 萬、コトニハ当国ノ太守公御武運長久、次ニ当所ノ御地頭御息災延命、
 次ニ此村此所諸願成就ト祈ル処ニ、四方ニアラテナク御タチマシマス、
 其神明ハ一々次第ニ相尋ハヤトソンジサウロ(以下次)

三 『御神舞歌』(岩元正吉氏文書、年不詳)
 (表紙)

御神舞歌

此耆冊は国分善口氏ヨリ借写ス

岩元正方

春霞物をゆひせば鳥つけし
 山のめたつハ高根なるらん
 春来れば木のめもめだつたづもはる
 のふさくいそげ床は彼の水
 春くれバ水ハこころにまかせける
 やろふござしハ小山田のせき
 春くれれば井手の小浪立まさる
 苗代水ハおのがひき水
 夏山に入れ見ければ面白ヤ
 むしハこゑく花ハいろく
 夏山の木々の梢の高けれバ
 そらにぞせミハよむこゑぞする
 夏蝉のいふにもこゑて引來ハ
 いくせの神のおわぎ織るらん
 秋鹿の身をも羽山にかくせども
 恋にハ聲をおしまざるもの

秋の田の穂のうへ照らす稲妻は

ひかりの間にぞ神を請する

秋の野に先咲花は女郎花

霜まつものハきくとかひぢよ

冬来んと誰かはつげし薄氷

敷ぞつげし山めぐりせん

嶋岡の我ぞさかゆる榊葉に

あられたまぢる冬のはじめか

嶋岡の松にかゝれる雪をこそ

冬の花とハ見るべかるらん

なにとして雪とこぼりのへたつらん

とくれバおなし谷川の水

霜月のよき日をゑりておそふなり

あさをの神に神楽申さん

○ 彼岸之歌

七日行二きのひがんにおふ君ハ

千歳のいのちながくまします

七日ゆく浜の真砂ハつきるとも

神代の道ハよもやつきせず

此程ハお上に立し願神楽

今こそとくれ神のこゝろも

神楽哥

ミすの内いろよき花も見へつるが

小金のちやうの舞あそぶらん

ミすのうちいかにうれしとおぼすらん

時おりふしの御神楽なり

今日もふす君の御祈禱さをしかや

小金の箱にうけきこしめせ

我をだに心に掛けていふならん

ミすのひまより我ぞ守らん

明神の御前の松は千代の松

枝さしまされ掛けてあそばん

氏は命永かれ世はよかれ

丸なる石の永くなるまで

右の歌ハ神楽の哥なり

伊勢も神熊野も神の親なれハ

いせより神のはしめなるもの

ほのくくと月の出るにおとろけて

岩戸の前に神楽はじまる

千代くともまつらバこそハ白妙の

鶴の尾羽根に年やへるらん

うれしさを何につまんなから衣

袂をひろげて袖につまんな

御社の御前の松は千代の松

枝さしまされ影で遊ばん

五月波に我ひくしめハかねのしめ

小金のミしめ越てまします

しわすばのたく炭釜の煙りこそ

春の霞とたちのほるらん

心だにまことの道にまよわずバ

いのらずとも神や守らん

我山は御三神みことの山とかや

まひれば願ひミつの御山

引寄てさなからむすぶ榊葉も

とくれは本のミヤまどぞなる

心よりむすびて掛しひたちをび

とけよかしまの神のちかいよ

稲荷山みつむねつくりのひわたぶき

是や社檀の始めなるもの

此程はかくれくゝのあじ船に

たくまのか持にあらわれぞする

あらわれていわばや物をはらくと

いわねば弥屋のさむしかるらん

みてぐらハたが立そめしみてぐらか

あめわか尊の立しみてぐら

みてぐらを肩にゆり掛ながむれば

四方の神も花とこそよむ

宵の間にあやの風こそ吹来り

神風ならハしなやかにふけ

祓するやしめの内の清ければ

神諸共に身こそ清けれ

祓してなびきてミれば西の海

塩のみなととミぞまします

とみおかわ三蔵四蔵にあまるまで

命をこわバ千代に千代まで

清山に我引しめハかねのしめ

小金のミしめこゑてまします

清山に木竹の笛ハふかねども

笛吹フエ 神を請せん

清山のおくろすゝきをあをミけれ

いかにきよ山たつとかるらん

山場のとくらハいつく岩しみの

やはたの山の岩松のすゑ

紫の雲の原よりおりたもふ

やふさのおとハ我をこそ言ふ

梅はとむ桜ハかるし世の中に

何とて松のつれなかるらん

わすれても梅の枯枝たくならバ

煙のはゑを我に手向よ

諏訪の海湊をてらす小玉石

手にわたるともたもとぬらすな

諏訪の山ミやまとなりて鹿やすむ

伊勢の国古き社はあらたにて

まつらん神ハしうとこそなれ

清山をほむる君だにあるならバ

いかに清山たつとかるらん

沖江哥

東なるしつか池にすむ亀の

くらにめしてぞをきへまします

南なるしつか池にすむかもめとり

はがいにめしてをきへまします

西の方ひかたのあまに物とへバ

寄くる浪の数ハゑしらん

北の方しらが峯に立雲ハ

おきへのこせの乗りの雲かな

沖中に丸木一そふ見へけるハ

をきせのこせの御前こく船

沖の方ひかたのあまに物とへバ

かきはまぐりに花やさくらん

沖の方ひかたのあまに物とへバ

寄来る浪の数ハゑしらん

思へバそはれてハ出る三ヶ月の

ありつど早きしらミ糸哉

日の本の国のはじめを尋るに

ほこの響や芦原のさと

住吉は田吉畑よしかくよし

王城近くもみやくめにつく

住吉の角のたる木に巢を掛て

いかにすだめのすみやかるらん

住吉の入江くゝのたまり水

松の響か塩の残りか

さいわいや高天か原に時雨して

岩戸の風の吹拂ふらん

さいわいや高天か原に入月を

いのりかなゆる神子有ける

幣立る愛も高天か原なれや

集り給へ四方の神くゝ

愛ハどこ長門のせきとゆひそめて

千代へる神の舞と成物

付物ははせをの葉にもそもにたり

かちにうたれてやふれやすさよ

さいわいや神にさいへいさゞぐれハ

本地すいしやくあらたなりけり

さよふけてなにしに月のいそぐらん

西の山べに年やへるらん

いひ捨て取はかへさぬ物ゆへば

言葉ハのこせ腹ハ立とも

是より佛歌

しらミとてこミの中より出る月

皆妙法のれんげ成物

佛とハ何を岩屋のこけ衣

じひより外ニ文字ハなし

三山寺にハ金剛山のしやか大師

是こそ空のはじめ成けり

後生歌

極楽のミのりの船ハ今出ル

乗りおかれてハ誰か渡らん

こくらくの四方の迹に木をうへて

なむあみたぶのこのはなるらん

極楽にせきふさがりて道なくバ

御幣持たる神にとへくゝ

極楽の四方のかく屋に笛ふけバ

神を請する後生の笛哉

あれを見よ塩路はるかに詠むれは

生霊死霊の帰る船哉

正月に成とおもへハもろむぎの

糸引むすぶ春やかなしき

四月に成るとおもへハ時鳥

四方の梢をつけ渡るらん

大荒神云句

一千早振る神の鳥井の本に來て

いがくの音を聞そ嬉しき

一千早振る神もわれらも諸共に

神の都に入ぞうれしき

一千早振る古しの神のおしゑにて

八重の塩路を通るべし

一神のます鳥居を入れば此身より

日月宮殿やすらかにすむ

一千早振る昔の毛衣着てミレバ

則神の姿成るもの

一あなおもしろの御神楽の景やな、かゝるたくひなき御神楽をミつから事の子細を申さずして、神に神楽を申すむやくなり、むしやくふよふと答めて来る鬼神の気色ハあら悪心なり、あら行くくしの御杖候

光神

一何此杖咎目給ふかや、此杖の徳用成る事あらく、汝に語て聞かせ申さん、天上にてハふるふと言ふむち、日本我朝にては不路のむちとも是をこそいふ、又神道にてハ長サ三尺武寸の幣串共是を言ふ、我等が為にハ打むち杖とも、とふをのむちとも是をいふなり、此杖の向先は山も崩れ、川も流れ行かごとくなり、この杖差上く見るに曇りハあらじ、物と神図の鑷矢を抜共く此矢のぬけん諸神のおさへか鬼神の刀かよふわくか、よふわくならバ刀に刀を相添て、打ツまく八重雲追立けれバ走り掛、ゑいやくと抜ければ、今こそ威光が増りけり、

如此にして四方矢を抜なり、惣してしやうぎに掛て後、此舞有り

一抑此所は我地なり、誰に向ふて我地にわせん

次ニ唱文

我山ハせいある山かせいなくバ

山守すへて我山にせん

次ニ折せい

東方も平かにすむと五方如此いふなり

次ニ問 東西南北

一節の歌言ふなり、又しめの祭文をいふ、そふして光神を答む

次ニ光神

一抑神祇祭場は神明こうくわのらんしようなり、北方五神敬白大荒神ならんぞ、ほのかに開始へ、天ハくらき闇のごとく、地ハ海ろふの海のごとく有し時、雲の中の石よりも油火のごとくほのくとあらわれ出たる大荒神なり、されハ左の御眼を以て日と現じ、右の御眼を以て月

とげんじ、眉の毛を以て、九萬八州の星の位とす、腹を以て南海の海と号す、手足を以て東西南北の岡と号す、吹きいきを以て雲風とす、海に船を浮け浅き小川に橋を掛る事、是光神の御徳也、高き所ニ鳥居を建、社壇を建立するこそ是光神の忍徳也、かゝる光神のふし入もしらす幣串を捧げ相向に物申事、聞外とも聞外也、御注連の事、御神楽の事、能く申せ、小光神に能く申せ、しばし有て我聞かん

一抑上天界下天界御しめをおろし 四方五方へ矢指處聞外ニおもへども御国家安全御武運長久萬民豊樂風雨順時五穀成就、惣して郷中諸難消除の折掛して、氏子宮人口用心を一ツに合せ、岩宮八幡宮へ御神楽奉る所神妙なれハ安すくとゆるしとらす

惣して酒の上の次第 臍より御酒造を持って出て光神の前にて祭り有る事、歌ニ

一此酒はいか成る酒かきこしめせ

大山元より出る清酒

次ニ光神の面を取時の哥

一山からすかしらハ白く成りけり

今こそ御氏のかたちなるらん

如此して舞あること御手楽也

問のいふ句

一千早振る神の社はこゝに有り

天降りまします三輪の空より

一三輪日本の鎮守伊勢天照皇太神宮日の神月神蛭子素戔嗚尊住吉日吉

賀茂上下諏訪上下鹿嶋香取祇園春日若宮あつた広田北野丹生稻荷貴布

祓大明神天満大月並天神宮熊野三社大権現新宮本宮一社も不殘惣して

日本國中六拾餘州之大小神祇勸請申奉る所ニ祝詞神楽を始舞給ふ所に、

あらきなや鬼神出来てとうくたいをひらかせ給へや自らやうもんな

さばやと存候

一問

此間ニ時の哥を言ふ、次ニ

- 一 三鉢高天の原に神留りまします皇親神ろき神ろミの命を以まかへるけがれからのけがれ災ひ難の穢れ、月水のさわり、病のさわり、きたなき喰物の穢れ、諸の穢をば科戸の風の天の八重雲を吹払ふ事のごとく、水を以火を消が如く、湯を以雪を消すか如く、火向の鶴戸の檣原の上の瀬の、おふきにやわらき被ひ給ひ清め給ふと申す事の由を八百万神等さおしかの八ツのおん耳を振立て聞し召せと申す
 - 一 三鉢御神屋ミしめをおろし、ミしめの所ならんずる事、四方五方へ矢をさす所やすくとゆるし給ふや、氏のミいきをなさバやと存候
 - 一 御すひが参りました、御すひとはにんのそふきくのそふと申て、天の長田狭田にうへたる稻の実をかねて造りたる物でござり申、是をおめしなされ八百八拾三本の角もおち、十六の眼ハ両眼にも御なりなされ申、拾丈の長ケハ五尺武分にもならせ申す
 - 一 鬼神より
 - 一 なに此酒をかんたるきとくには、百八拾三本の角ハ三百六拾六本にもおゑのぼる、拾六の眼ハ三拾式にもならせ給ふ、拾丈の長ケハ武拾丈にもなる
 - 一 此酒はいか成る酒か聞こしめせ大山元より出る清酒
 - 一 山からす頭は白くなりけり則神の姿成るもの
- 霧嶋の云句
- 霧嶋はいくせの神のをやなれハ、こふへハ白てこしハ弓張
 - 霧嶋の峯より奥の霧はれて、あらたに拝む鉢ふるの峯
 - 霧嶋ハ神火ほのおに燃登る、煙ぞ神の姿成る物
 - 霧嶋の小岩の上の小たはな、なりこそかわれ龍のはやさよ
 - 抑霧嶋と申奉る事は伊弉諾伊弉册尊天の浮龍の上に立給ひて、かの下に固あらんやとの給ひて、天のとほこそさしおろし、大海原をかきさぐり見給へは、鉢にかゝれる嶋もなし、彼鉢を引取給へハ、ほこのし

たゞりこりかたまりて、一ツの嶋となる、あれを神立見給へや、今日

本最初霧嶋の峯とは申なり、

- 一 第一ニおのころ嶋、第二霧嶋の峯、第三高千穂峯、第四峯、第五ニ最
- 初峯、第六高原峯、第七九宇降峯、第八大波の峯とは申なり、
- 第一ニおのころじまのハわれハいか

霧嶋より

一 我鉢あたなる鉢か空行けバ、雲さへなべく龍のはやさよ

氏人ハ千代の益奉る是や春日のいわいなるらん

間

去て是より中央ハいかに

北の役より

去て大地よりうろのごとく来んぞ悪魔はいかに

間

去て天よりうろのごとく来んする 右同

我宝たれにゆづらん氏人に我氏人にゆづりとらする

此歌にて刀を渡す

うれしさをなにつまんなから衣、たもとひろげて袖につまんな

此程に心に掛けし願神衆

今こそとくれ神の心も

荒神も祭りあらずな川の瀬に

祭りあらずな小金花さく

- 一 大神祝詞 一 金山
- 一 太刀 一 宇治
- 一 柴之句 一 幣黄之事
- 一 三笠 一 諸神観請
- 一 將軍 一 舞場
- 右如件

宮入之事

第一塩井 第二あいら 第三高幣

第四鉾 第五弓 第六鏡

第七長刀 第八天照大神 第九ロコじ

第十八エノ両様八さかり内侍持シテ御講屋

御被祝詞有り

門境

一本門申候へや かと申候ハ、いかど目出度存候
誰か夜中に門とことらす ふしんともふしんなり なんぢはやくく申
せきかん

一山の神たれ山口にいわいそめ あらしの風にさむき所に

一山人のけさとく出て山口に こしば折敷待ぞひさしき

一山おろす風なかりせば我前の 庭の木の葉をたれやはくらん

一すぐるくの十五の石をわり立て かとふまけじのろんをこそする

一ちしやのむしちしやのおろゝにまきこめて かねのくさりでつなぎと
めたよ

一おこすにすいか成神もおこすもの あらひらはかりおこしかねたよ

鬼

一抑はより東山高砂がたけ高砂か峯ニわけ入て 榎木の木に立より 腰

よりす大とうぬぬきいだし 柴の社をこん立し みよと神を中すへま

いらせ 目より三尺の掛のうおをかけ 五すなる手筒に酒を入参ら

せ ふくれいの御鏡三枚武具の礼物とぞ

四 『舞数記』(押領司シゲ子氏文書、安永二年本)

(表紙)

舞 数 記	押領司 川内
-------------	-----------

住吉舞

抑住吉大明神ト云者根本日向タチハナノ小戸瀬ヨリ現出玉フ岩戸ノ前ニ
マイリ拜奉ルニ左ハ蔵王権現右ハ龍藏権現密火ノ御神前ハ戸陰ノ座ス
其時三所権現ノ哥ニ曰ライ風ノ羽吹□□ス白サギノサ高砂ノ松ノ梢ニダ
ンジ給フ□住吉大明神ノ哥ニ住吉ノ松ニ風ノ吹夜ハ□之蘭ノ月ヲコソマ
テトエンジ玉フ奉日大明神ノ哥ニ春日野ノ若ムラサキノスリ衣シノブノ
乱カキリシラレジトエンジ玉フ其時天照太神ノ御哥ニ曰シバシソハ
山シゲ山シケルトモ神道奥ニ道ハ有ルモノヨトカクエンジサセ玉フ

天照大神ハ御詠覽モ不座一社ニテハ難叶大和ノ國太玉ノ権現ヲ舞出御
神樂ヲ本ソウ申サハヤト存候

祝言

大神祝言

高市ノ郡五十四

大和國太玉命

抑天地開闢ノ神代ニ陰神陽神ステニ國土ヲアラソイ玉イテ陰神怒□□□□ハイ□□リ天ノ岩戸ニトシコモリ玉□□□□常時ニシテ千草万物成長シカタシニ依テ大小ノ諸神ツトイテ檢義ヲ以□□□□前ニ庭火ヲタキ天ツカコヤマノ真榊木ヲスエ上ツ枝ニ御統ヲカケ中ツ枝ニハ八咫ノ鏡下ツ枝ニ青幣白幣羊□□□申□□玉ヘト天照太神ハ御詠覽モ不座又信濃國太刀鳴ノ明神ヲ舞イシ御神樂ヲ本ノウウ申サハヤト存候
思兼ノ神ノ御子ニ太刀神ニテ座春日別社也

手力鳴明神信濃ノ國戸陰ノ明神ト申也

抑神代根源明德ナラン時素戔雄尊惡行ニ依テ日神天ノ岩戸ニトチコモリ玉□□ノ國常闇ニシテ晝夜相カワリヲモ□□□□衆ノ諸神檢義ヲ以テ天ノ見屋根命トハ太神辭ヲ司リ天ノ細女ノ命ハ舞ヲヨクス然ルニ岩戸細目ニアク手力諸神ニカクスレシカ□□カタニハ太タスキヲカケ取テ引別シ梵天ニ投玉ヘハ世界明ナリ其時大和言ハニ和テ面テ白トハ申也
右四番之小舞太神御神樂中半ノ用也

三笠線下舞付目之事

河内ノ枚岡ノ鎮守也

抑三笠ト云者表三笠ノ山ヲ是春日山ノ事也去ハ和歌ニ曰鹿嶋ヨリ鹿ニ乗テ春日ナル三笠ノ山ニ浮雲ノ宮浮雲ノ宮トハ鹿嶋ノ明神ノ御事ナリ祖ハ雲ノ速日ノ神ノ御子ヲ曰ヌヲニ武甕槌神ト一神護靈ノ年中ニ鹿ニ乗テ三笠ノ山ニ移給ヲ曰ヌヲニ浮雲ノ宮ノ若宮是也

八乙女舞陰神也

將軍花男舞陽神也

天地循環有廻左旋右旋儀也

唯今奉舞將軍舞ト云者日神ノ移シ御□□躬負臂ニ着□□侵威ノ高禰ヲ腰ニ帶ニシレ影ヲ背ニ柄ノ□□規ノ四將軍ヲ現シ家ノ四方ニ幣ヲ立ルコト第一ニ武甕槌尊鹿嶋大明神ト現常陸國ニ奉崇也第二ニ經津主尊香取大明神トアラハレ下總ノ國香取郡ニ崇也第三ニ表ツ中ツ底ツ三柱ノ尊住吉大明神ト現今

攝津ノ國住吉ノ郡ニ跡ヲ垂奉崇也第四ニ熱田大明草薙劍ノ御身躰トシテ尾張ノ國愛

智郡奉崇也各四社四將軍現玉ヲ先ノ宝劍ヲ持玉フテ玉垣内國邪神外道ヲ意ノ俛ニ打靜玉フ事皆是宝劍ノ怒爲也イカテカ神國開闢ヲヤ今未代ニ至ルマテ神代ノ利劍ノ蒙テ國土豊饒シテ如意満足ト舞納タル將軍花舞コレ也
舞數終

享保九歲辰ノ拾月九日

押領司川内

安永二年

十月

五 『諸神勸請(仮稱)』(押領司シゲ子氏文書、正徳五年本)

諸神勸請舞

先奈ノ日本國中三千余座八百万神天神地祇當所之崇廟ハ何大明神當禮那氏神入此御神屋正正勸請奉申也
抑天地開闢以來陰陽ノ二氣ノ万法起サルト云事ナシ去レハ混沌未分ノ時一ノ宝珠有リ一ニ別ヲカロクスメルハ上テ天トナル重クニコレルハ下テ地トナル其時色中日月之光ヲ放ツ亦ハ有情モ有リ非情モ有リ善神モ有迷ハ衆生ト云悟ル時ハ神ト云皆是水波ノヘタテ清濁ノ成所夫レ一切諸法本ノ不生不滅也不生不滅故自性清淨成自性清淨成故元神明トモニ平等也於此レ神道ノ大行事ヲツトメ奉シカタメ法界宮ノ御神屋ヲ莊リ御幣ヲ建立シ奉ル夫大神ト云者伊弉諾伊弉册ノ尊ノ尊像ヲ表ヌ尤カナ掲仰シ奉ル故仁四角八方仁御注連ヲ引事ハ綱界ノ如シ四方正四門ヲ立ラレシハ内典ニテハ發心修行善提淫變ノ四ノ門也神道ニテハ法藏福德延命成就之四ツノ門

也法聚門ハ譬ハ春也春陽氣ヲ得テ万物出生スルハ是法聚門也福徳門ワ譬ハ夏ナリ夏ワ天ヲ幸_レ得_テ万物生長スル事則福徳門ナリ延命門ワ譬秋也秋ハ万物ミノツテ有情_ノ命ヲ助_メ是則延命門ナリ成就門ハ譬冬也冬ハ万物成熟シヲハツテ冬收スルコト則成就門也

依之四方ニ四門ノ立ラレタリ結界清浄ノ御神屋ニ舟シテ潮水ヲ上ニ事ソ一滴水ヲ以テアカノ雲海トシ_テ諸神ノ御前ヲ清浄トナラシメテ造花ヲ莊_レ事ソノ万物ヲ遊_シ五人ノ神楽男ハ木火土金水ノ五形ニ神内典ニテ五ハアヒらウシ_テ事ソノ五字儒道ニテハ仁義礼知信ノ五タイハ八人ノ八乙女五葉_ヲ是官商角徵羽ノ響五韻七音ノ楽ヲ以テ鬼神ヲ和楽セシメ四魔ノ怨敵ヲ退_シ利_ヲ舉_ス手動足_ヲ舞_フヲ以如影隨形_ニ神ヲ現_シ起居動靜之間ニワ断惡證理ノ観解ヲコラスモノナリ於此當檀那一心清浄ニシテ被丹誠_ヲ無_ニ志_ヲ專_ニシ神明明_ヲ崇キヨウ奉_ル其意趣如何トナレハ上ワ金輪ニ上皇天長地久御願圓滿殊者當國之太守_ニ次_ニ其所地頭_ニ當檀那_ノ右御武運長久御願成就_ヲ祈所_ニ四方_ヲ荒化ナキ变化_ヲ御立座_ニ其神名ヲ一々次第_ニ相尋_ハヤト存候

東方

セイタイ衣ニテ岩ヲノカタニ掛_レ白ウシナヲラビニテ山ノコシヲメグルコケ衣キタルイワヲハサモナクテキヌキン山ニヲヒラヌルカナヲウソレサウケタマワリ候東方ノ木神木ワク、ツチノミコト、現_スサレハ神名多事六万六千六百拾六社ノ諸神シユゴシテ座セハ此方ニモイカテアクマワ来マシ

南方

セイハ二月落テウサキ彼ヲハシルモクシユカケシヅンテウヲキニ禾ル池ノ水スマシクシテワカシコノヲシジスミヨカリケリヲウソレサ承候南方ノ火神火ワカクツチノミコト、現_ズ七万七千七百

西方

シエン方遠リ花ノ開ルヒシヨウロコトウハノ落時アサカヤマカケサヘ見_ル山ノイノアサクワ人ヲ思物カナヲウソレサ承候西方ノ金神金ワ金山ヒコノ尊ト現_スサレハ神名多事八

万八千八百右同

北方

遠ク口寒山ニ登テ四季ノケイナ、メナリ座シテアイスル法インノクレソウイウワ時月ノ花ヨリモ紅葉、成_リナニワツニサクヤコノハナ冬ゴモリ今ヲ春ベトサクヤコノ花ヲウソレサ承候

北方ノ水神水ワ田象姫ノ命ト現_ズサレバ神名多事九万九千九百右同

中央

ヲウナニ_ニ中央ノ土神土垣山姫ノ尊ト現_スサレバ神名多事大地ニ拾万八千小地ニ五万五千、諸神守護シテ座セハ此方モイカテ惡テワ来ルマ

天

ヲウナニ_ニ天ノ高キ事ヲヤ天ハ三拾三天ノ内梵天湯達天雲ニ交テ龍神ノ波打音ワ天地ニ響_ク雷フツイミヲ打龍女ヲ雨ヲ降_ス天人ノ影向ノ所ニテ舞_フマイ舞衣ノ袖ヲ翻_ス事ヲ神明ソウノシハザニテ候得バ此方ニモイカテ惡魔ハ来マシ

地

大地ノ深キ事ヲヤ五万五千五百拾五尋五寸五分也此ノ内ニモテ訶_レト云王座此王ノム子ノ間ニ火輪水輪風輪トテ三ツ車有初ノ車ハ火出ス次ノ車ハ水出ス次ノ車ハ風ヲ出ス是モ神代始_トキ如此ニ皆成就仕玉ウ所ニテ候ヘハ此方ニモイカテ惡魔ハ候マシ

從是拾式方

- 子ノ方毘羅羅大將軍_ニ候
- 丑ノ方松壯羅大將軍_ニ候
- 寅ノ方真達羅
- 卯ノ方摩_レ虎羅
- 辰ノ方波夷羅
- 巳ノ方因達羅
- 午ノ方理底羅
- 未ノ方安備

申ノ方類庭
西ノ方迷企羅
戌ノ方伐折
亥ノ方宮毘羅大將軍

正徳五歳（一六三〇）三月朔日 篤信（花押）

東霧島山 押領司河内守

花堂

押領司五郎次

此主

押領司五郎次

高原

第五節 使用装束その他備品について

一 はじめに

神楽調査の一環として、平成一〇年二月二十九日から三十一日に渡って行われた神楽関係備品の一斉調査を実施した。そのうち、祓川神舞で使用されているものについて紹介する。

二 装束（上衣）

- (一) 〔一〕 袖の肩衣で、新旧二種あるが、現在は新しい方を使用している。襟・背中には錫杖院の紋を染めており、神楽当日、宿主が着用する。
- (二) 〔二〕 藍色で生地は麻、桁三四寸、前丈七七寸、後丈六八寸。
- (三) 〔三〕 の新しい方は藍色で生地はウール、桁三六寸、前丈七八寸、後丈六六寸。
- (四) 〔四〕 「田の神」の鬼神が着用している。昔からこれを使用しているとい

う。朱色で生地は木綿、花模様。桁五十九寸、丈一三六寸。

(四) 〔五〕 「高幣」の鬼神が着用している。新旧二種あり、現在（平成一一年度）は〔五〕を使用している。

(五) 〔六〕 は平成一〇年より使用している。紺色で生地はウール、菊・紅葉模様。昭和五四年に先代の保存会長である宮永末熊氏（故人）が奉納したものである。桁六四寸、丈一五二寸。

(六) 〔七〕 百年前、「内侍舞」に使用したという伝承がある。藍色で生地は木綿。桁六一寸、丈一一二寸。

(七) 〔八〕 「老番舞」の子供が着用する。紺色。桁四六寸、丈八一寸。

(八) 〔九〕 三着とも神楽舞の下着で、現在は使用されていない。白色で生地は木綿、無地。三着とも地元で作られた物である。

(九) 〔一〇〕 は桁六六寸、丈一一五寸。

(一〇) 〔一一〕 は桁六六寸、丈一一二寸。

三 装束（狩衣）

(一) 〔一〕 (一) 「門境」の鬼神が着用する。新旧二種あり、現在は〔二〕を使用している。朱色で生地は化繊、龍雲文様。

(二) 〔二〕 は桁八九寸、丈一四四寸。

(三) 〔三〕 は桁八七寸、丈一四四寸。

(四) 〔四〕 「手力」の鬼神が着用する。白色で生地は木綿、無地。桁七八寸、丈二四四寸。地元で作られた物である。

(五) 〔五〕 「金山」住吉「熊鷹」の鬼神が着用する。赤色で生地は化繊、無地。桁八〇寸、丈一一〇寸。

(六) 〔六〕 浜下りの際に乗人が着用する。薄茶色で生地は化繊、丸に唐草文様。桁九九寸、丈一四〇寸。かなり以前に京都の商店から購入した物である。

(七) 〔七〕 「劔」の子供が着用する。新旧二種あり、〔七〕は最近購入した物である。緑色で生地は化繊、桐・鳥文様。

- (一六)は桁四五^寸、丈七〇^寸。
 (一七)は桁四五^寸、丈八七^寸。

四 装束(袴)

- (一八)(二)の袴である。紺色で生地はウール、模様なし。前腰幅三二^寸、後腰幅二三^寸、紐下八二・六^寸。
 (一九)「諸神祝請」に「神隨」のオンスが着用する。青色で生地は木綿、無地。前後腰幅三六^寸、紐下八〇^寸。
 (二〇)「老番舞」式参番の子供が着用する。(一七)とセットである。白色で生地は木綿、無地。前後腰幅三二^寸、紐下七二^寸。
 (二一)「式参番」の子供が着用する。裾は紐で縛るようになっていいる。白色で生地は木綿、無地。前後腰幅二八・五^寸、紐下八一^寸。狭野で作られた物である。
 (二二)伶人(衆人)が以前着用していたが、現在は使用されていない。白色で生地は木綿、無地。前後腰幅三〇^寸、紐下八一^寸。前紐中央裏側に墨で「祇川神楽保存会 白はかまと書かれています。地元で作られた物である。
 (二三)(二四)「緋ひき」と呼ばれている。「門境」に「大光神」の鬼神が着用する。新旧二種あり、現在は主に(二四)を着用する。朱色で生地は化繊、龍雲文様。
 (二五)は前腰幅三八^寸、後腰幅六七^寸、前紐下八二^寸、後紐下一一〇^寸。
 (二六)は前腰幅三八^寸、後腰幅六七・五^寸、前紐下八四^寸、後紐下一〇九^寸。平成四年に京都から購入した物である。
 (二七)(二八)「緋しき」と呼ばれている。「金山」の鬼神が着用する。赤色で生地は木綿、無地。
 (二九)は前腰幅三三^寸、後腰幅七五^寸、前紐下八四^寸、後紐下七七^寸。装束に墨で「昭和十年旧十月十六日寄贈 園田政行」と書かれている。

- (二六)は前腰幅三二^寸、後腰幅七五^寸、前紐下七五^寸、後紐下七二^寸。
 (二七)「緋しき」と呼ばれている。主に面舞で鬼神が着用していたが、現在は使用されていない。柿渋色で生地は木綿、無地。前腰幅三六^寸、後腰幅七四^寸、前後紐下七四^寸。地元で作られた物である。
 (二八)(二九)「銀」で子供が着用する。大小二着あり、裾にはゴム紐を付けている。上半分が白で下は紫、生地は化繊。
 (三〇)は前腰幅三二^寸、紐下八五^寸。
 (三一)は前後腰幅三〇^寸、紐下八〇^寸。
 (三二)「銀」の子供が浜下りの際に着用していたが、現在は使用されていない。裾は縛れるように紐が付いている。白色で生地は木綿、無地。前腰幅二七・五^寸、後腰幅二二^寸、紐下七〇^寸。

五 装束以外に身に付ける物

- (一)円形の笠で、表には日の丸を描く。縁には「シベ」と呼ばれる御幣を四方に貼り、その間を短冊形の紙飾りで埋める。裏は、十字方向に竹材を渡し、台座には薬縄を二つ纏みしたものを付ける。笠の直径三三・五^寸、厚さ二^寸、紙飾りの長さ二一・四^寸、シベの長さ二二^寸。
 (二)面舞で使用する。白黒の馬毛で、丸板の上に貼り付けている。裏には頭に乘せる台座を付ける。丸板の直径一九・五^寸。
 (三)面舞で使用する。毛は黒と茶色の馬毛で、作り方は前に同じ。
 (四)頭に乘せるための台座を付けている。丸板の直径一五^寸。
 (五)「龍蔵」で使用する。丸板を二枚重ね、間に茶・白の馬毛を挟む込み、上部には黒毛を針金で留めている。裏には白布で作った台座を付けている。上の丸板は黒漆、下の丸板は木口のみ黒漆を塗る。丸板の直径一五^寸。
 (六)面舞で使用する。紺布を貼った丸板の縁に黒の馬毛を糸で留めている。丸板の直径一九・五^寸。
 (七)「宇治」で使用する。丸板に白の馬毛を糸で留め、裏には縫い目

のある布を張り、布を巻いた台座を付けている。丸板の直径一六・三寸。
(三七)「田の神」で使用する。丸板を二枚重ね、茶黒の馬毛を挟み込む。裏には赤布を貼り、布繩を螺旋に付ける。丸板の直径一四・八寸。

六 採り物

(三八)「三九」錫杖。錫部分は鉄製で、二本の鉄棒を輪造り状に溶接している。その鉄棒には鉄輪を九個入れている。柄に白紙を巻き、端部に紙飾りを張る。作りはほぼ同じだが用途の違いにより二種類ある。

(三九)「老番舞」神隨をほはじめ、舞の殆どに使用される。
(四〇)「田の神」専用のものである。柄の付いている紙飾りが普通のものより長く派手である。

(四一)「式参番」等で使用する御幣。同じものが二本あり、ニガタケの柄の先端に御幣を挟んでいる。作り自体は「塩ひ」の「ヒ」と同じである。長さ約八〇寸。

(四二)「神隨」二鈷「十二人鈷」納「等」で使用される真剣。どれも無銘で、刃を研ぎ上げてしまっているために、地肌や刃文・時期等わからなくなっているが、一振だけ近年に奉納されたものである。近年奉納された以外のものは、皆から推定すると、江戸時代より伝わるものと思われる。長さはおおむね二尺〇寸〜二寸。

(四三)「地割」を中心に、神楽宿の矢の打ち込みや内祭などで使用している。同じものが四本あり、いずれも七〇寸前後のニガタケで、鍔に相当する部分が斜交いに切り落とし、矢筈は紙に模様を描いている。柄の長さは七三・四寸。

(四四)「長刀」で使用する。柄上部に御幣を付け、刀身には銘が彫られており、表は奉納壽島東神社日州住字平八十八才之作、裏は平成二年

十一月吉日である。全長一三〇寸、刃渡り四二寸。

(四五)「鉾舞」で使用する三叉鉾で、柄は木製で鉾先・石突は金属製、柄の先三分の一程に御幣と紙飾りを付けている。鉾身は三叉で、切先は三叉鉾である。鉾身の表には奉納 壽島東神社、裏には日州住和平作 平成二年十二月吉日と銘が刻まれている。全長二二〇・五寸、刃渡り二一・五寸。

(四六)「四七」藤のブチ(籠)と呼ばれるもので、両端部に紙飾りを付け、柄部は赤と緑の紙を螺旋状に巻く。用途の違いにより二種類ある。

(四八)「四九」堅杵で、用途の違うものが二種類ある。長さ九〇寸。

(四九)「田の神」で使用し、「ハスケノマラ」と呼ばれている。普通の堅杵の片側を男根状に作っている。杉材で、数年前に昔の形に作り直したものである。長さ約一〇〇寸。

(五〇)「田の神」で使用されているシャモジで、神歌の中では「命のサキバシリ」と呼ばれている。竹の柄の先端部に切込みを入れ、貝殻(貝の種類は不明)を挟んでいる。貝殻は一〇×八寸、柄部五五・五寸。

(五一)「田の神」で使用するメシガイである。杉材、全長九六・五寸、柄部六八・五寸。

(五二)「五三」大小二種あり、基本的な作りは同じだが、用途が異なる。

(五三)「五四」は「三舞」の後の「裏振」で子供が使用する。同じものが二個あり、ごく最近作られたものと思われる。

(五四)「五五」は宮入の際、御講屋の中で宿主夫婦がこれに着物を入れて頭上に掲げている。(五二)より大きい。

(五五)「門境」で使用している。同じものが二個あり、胴上部に金の菊紋が三個描かれている。

(五六)「門境」の鬼神が使用している。表は黒漆塗、内面は金色で塗られている。直径三三・三寸、深さ五・二寸。

七 その他神楽で使用するもの

(五六)「ユイノフタ」と呼ばれている。浜下りの際に使用する。長さの違う板(上部六六・八×三三・六寸、下部八五・八×三三・六寸)を二枚重ね、その上に枡を置く。その中に徳利を二個置き、枡の縁には「日神」「月神」の飾り物を立てる。「日神」は赤紙で、「月神」は白紙で表現している。

(五七)「塩ひ」と呼ばれている。浜下りの際に使用する。竹製の筒に持ち手を付け、筒には白紙を巻き、「ヒ(御幣)」や紙飾りを付ける。もう一つの「ヒ」はニガタケの柄の先端に御幣を挿んでいる。竹筒と御幣で一セットである。「ヒ」の全長三七・九寸。

八 楽器

(五八)浜下りや魔祭の行列など、主に移動する時に使用している桶胴太鼓である。胴材は樺と思われ、それを桶状に組んだ両側に竹輪に皮を張った鼓面を紐で縛る。皮は鹿皮と思われ、経年により少し至んでいる。鼓面の直径四八寸である。

(五九)黒漆を塗った台に、太鼓の鉦に紐を付けて、台に固定している。太鼓本体の胴は赤漆塗りで比較的薄く、幅一八・五寸である。皮は牛皮である。台の横幅は六〇寸、高さ六五寸。

パチは杉材で、少し焼いて焦げを入れている。長さ四五寸、直径三〇寸。

(六〇)摺鉢で、神楽の楽全般で使用する。直径二二寸。

九 御講屋で使われるもの

(六一)「シユタ」と呼ばれているものである。葦束を重ね合わせたもの

で、中心の注連に付ける。直径約四五寸、高さ約二五寸。

(六二)御講屋の天蓋。「ヤタンパン」と呼ばれる。長軸一四二寸、短軸一一九寸。

(六三)御講屋に取り付けられる。(六三①)は鳥居に取り付けられ、「法珠門」成就門「延命門」福徳門の四枚ある。長辺二九・六寸、短辺二二寸。(六三②)は御講屋の三笠で使用する引き綱に付けられる。板材の表には白紙を貼り、「日本国中 八百万神 大小神祇」と書いている。約二四寸四方。

第三章 狹野の神舞

第一節 概 要

狹野の神舞は、狹野神社(旧名狹野権現社)の年中行事の一つである。別名狹野伊勢講神楽とも呼ばれ、伊勢講神事の中で行われていたという。以前は、毎年旧曆の九月十六日の夕刻から翌朝の日の出頃まで行われていたが、現在は二月の第一土曜日から翌日の日曜日早朝で行われて行われている。場所も昔は神楽宿の庭で行われていたが、現在は狹野神社第二鳥居あるいは狹野児童館向かい側の空き地を祭場としている。又、以前は狹野神社の氏子(社家)だけで行われてきたが、最近では行政区の一つである狹野区の行事とらえ、集落ぐるみで携わっている。

狹野神社は、旧名狹野大権現社、通称狹野宮。別当寺は霧嶋山弘華林寺神徳院、通称神徳院・狹野寺。文暦元年の噴火以前は霧島東神社と同じ。噴火後、高崎の勅詔院に逃れ、天文年間に島津貫久により高原麓へ移転、慶長一年、島津家久の命により旧地に復し、江戸東叡山寛永寺直末となる。住持は東叡山及び天台宗から派遣される事が多かった。しかし、度重なる霧島山の噴火により、退転と復帰を重ね、慶応四年に廃寺となり、寺地は神主館に、住持は小林宝光院に退去となった。

狹野神舞の大きな特徴として、神楽に関わる伝来品の多さが挙げられる。対して成川の方は少ない。最も古いものに神舞で使用していた面が挙げられるが、従来の神楽面と型式は全く異なり、猿楽用などから転用された、中世の影響を残す面が多く残る(後述)。その他、江戸時代を通じて神楽に寄進された装束・幟・楽器等が豊富に残存している。現在でも支度部屋に飾られている番付表(木綿製)は、江戸時代の神楽の内容を詳細に示す貴重な史料である。

なお、その番付表は以下の通りである。

- 一 宮入 十六 小ふさ 二十九 本廻
- 二 御祓 十七 柴荒神 三十 御笠
- 三 祝言 右之間 右之荒神

四	山迎入	十八	踏廻	同	とひ
五	纏開眼	十九	鉦舞	三十一	武者神師
六	老番舞	二十	臣下	三十二	神化
七	神楽	二十一	大神楽	三十三	纏入荒神
八	神楽	二十二	御酔舞		右之間
九	老人廻	二十三	花舞	三十四	太刀から
十	飛出	二十四	龍蔵	三十五	部屋入
十一	地割	二十五	間神師	三十六	縄荒神
十二	金山		右之間		右之間
十三	志め	二十六	箕廻	三十七	かふならし
十四	高津	二十七	長刀	三十八	柴起
十五	興津	二十八	住吉	三十九	日明

右神事番附寛延三年午九月七日綴立被置候処ニ付相損候ニ付此節書改候者也

正祝子

岩本佐太夫

安永六年酉九月十三日

権祝子

日高長太夫

右紙書ニ而相調被置候処相損候ニ付此節兩人寄進ヲ以奉賣納者也

正祝子

岩本内記

奉寄進 紺屋 瀬戸口武左衛門
文政六年癸未十一月吉日

江戸時代には、四〇番近い番付を保有していたと思われるが、明治時代に入り、さらに太平洋戦争を迎えると、舞手の多くが戦地に赴いたため、全ての番付を行うことが出来ない状況になった。又、以前はあつた女性による「浦安の舞」も現在は行われていない。しかし、古者からの聞き取りを基にして徐々に番付を復興して現在に至っている。

狹野の神舞も、同じ霧島山の神舞文化圏である畷川との共通項が多く見られる。最もよくわかるのが、狹野の「踏劍」、畷川の「劍」である。共に舞手の構成は同じで、舞の構成パターンも共通している。ただ、狹野の場合は、稚児役の子供の化粧を厚くし、より稚児らしく見せている。狹野の場合は、畷川に較べて稚児役を強調しているように見受けられる。例えば狹野の「花舞」であるが、畷川には同じ名称の番付はあるものの、内容は全く異なる。又、面舞についても、番付名やその意味は酷似しているものの、舞い方については、畷川のは十字方向に舞う(高幣を除く)のに対し、狹野のは円形に舞うという相違点がある。

第二節 行事次第・番付

畷川に対して狹野は、神楽に関する諸行事があまり残されていない。前述の理由などから、そういった行事が真へ先に失われたものと思われる。神楽に関する諸行事は以下の通りである。

(一)舞庭の準備(神楽の当日八時頃)

畷川では「御講屋(ニコウヤ)」と呼ぶが、狹野では「舞庭(マイニワ・メニワ)」と呼ぶ。後述。

(二)齋食(神楽の当日一九時頃)

支度部屋である狹野児童館で行われる。舞手・関係者・来賓などが揃い、割烹酒・握り飯・煮染めを食す。その後、舞手と関係者は神社に参拝する。舞手はそれぞれの装束を着用し、採り物を持って行く。

(三)浜下り(神楽の当日二〇時頃)

狹野神社本殿で降神の儀が執り行われた後、浜下りが行われる。隊列を組み、白布を隊列の外側に持つ。神輿を中心に、楽・灯籠が先頭に立つて練り歩き、舞庭に入る。その際、客は隊列周囲の白布を持って一掃に練り歩く。白布を持つと一年間無病息災でいられると云う。

(四)各番付

○本紋の事
唱歌のみ。神主が神前で唱歌する。最近復活させた。

○一番舞

素面の子供の二人舞。白笠・白衣・白袴・白足袋を着用し、右手に錫杖・左手に扇子を持って舞う。神舞の始まりを告げる舞。

○神師

素面の四人舞。白笠・白衣・青袴(以前の写真を見ると白袴・白足袋を着用し、右手に錫杖・左手に刀を持って舞う。四人舞と二人舞(舞揚)の二種で構成される。神舞の中で最も重要な舞で、神舞の中心メンバーが舞う。

○飛出

鬼神の一人舞。黒狩衣・白衣・白袴・赤袴・赤袴・黒足袋を着用し、右手に扇・左手に藤の鞭を持って舞う。名前通り、祭壇の下から飛び出てくる。

○地割

素面の二人舞。白鉢巻・単衣・赤帯・伊賀袴・白足袋を着用、右手に錫杖・左手に鞭を持って舞う。狹野の神舞の中で最も長い番付。「右手錫杖に左手袴」・「両手袴」・「右手錫杖に左手弓矢」・「オンスの四本矢舞」の四部で構成される。最後に舞庭の四方に矢を置く。

○金山

鬼神の一人舞。派手な狩衣と袴・黒足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持って舞う。最後に地割りが四方に配した矢をコミカルな動作で回収する。

○志目

鬼神の一人舞。白笠・頬被り・緑狩衣・赤帯・白袴・白足袋を着用し、右手に扇子を持って舞う。舞い方も歩幅を小さくするなど、女神

を意識している。

○高幣

鬼神の一人舞。白笠・頬被り・ピンクの狩衣・白袴・白足袋を着用し、右手に高幣・左手に扇子を持って舞う。「志目」と同じく小股で舞う。

○四ツの事

飛出・金山・高幣・志目の四鬼神が順に神庭に入って舞う。飛出面と金山面が祭壇前で唱教を行う。その唱教には、五大明王の名が唱えられるなど、仏教色が非常に強いのが特徴である。

○花舞

素面二人の舞。主に小学生のみが舞手になる(最近では中学生も舞えるようになった)。白笠・白衣・白袴を着用し、右手に錫杖・左手に御幣の付いた榊の枝を持って舞う。最後は全員で手を繋いで「岩潜り」を行う。文書によると、以前は唱教があったようであるが、今はその部分が失伝している。

○箕舞

以前は「箕観」と呼んでいたようである。素面の舞「杵舞」と「笑舞」の二部構成。「杵舞」は大人八人の舞で、白笠・白衣・青袴・白足袋を着用し、右手に錫杖・左手に堅杵を持って舞う。二列横隊から縦横のずれ違い・円形へと変化する。終了後、千早・白衣・白袴・白足袋を着用し、箕を被った子供二人が登場・祭壇前に座って舞った後、大人が肩に渡した杵橋の上に立ち、箕に入れた切り紙を時く。

○踏観

「観舞」と「中入」の二部構成。「観舞」は大人二人の舞で、「地割」と同じ装束。「両手棒」舞までは地割に同じ。その後、右手に錫杖・左手に刀を持って舞う。終了後「中入」が始まり、化粧をし、鉢巻・結び目を額に作り、余った先を角のように立てる。・白衣・手甲・伊賀袴・白足袋を着用し、両手に藤の鞭を持った子供が入場、大人は右手に刀を持

ち替えて三人で舞う。その後子供が真中に入り、両脇から差し出された刀の切先を握って舞う。構成は蔵川の「観」とほぼ同じ。

○長刀

素面の一人舞。装束・採り物・「両手棒舞」までは「地割」に同じ。終了後、白衣・赤袴(結び目に御幣)・青袴・白足袋を着用した一人が長刀を持って入場、緩やかに頭上で振り回しながら、振り回す流れで舞手に長刀を渡す。頭上・腰回りで廻す他、切り上げ・切り下げを行い、最後に長刀を抱えて前後転を繰り返す。

○巨下

鬼神の一人舞。頬被り・黒単衣・赤帯・股引・黒足袋を着用し、しかもじ・播り粉木・お玉を腰に差し、右手に錫杖・左手に堅杵を持って舞う。この番付のみ、他の面舞と舞い方が異なり、堅杵を小脇に抱え、猫背で錫杖を足下で鳴らしながら小走りで神庭内を円に廻る舞い方が主体。番付中、最も客の笑いを誘う。信州の巨下大明神を表現しているが、採り物・唱教などから田の神舞と思われる。

○一人観

素面の一人舞。装束・採り物・「両手棒舞」までは「地割」に同じ。終了後、刀一振を持って舞う。舞い方は「踏観」とほぼ同じ。

○三笠舞

鬼神の一人舞。毛笠・黒狩衣・白衣・白袴・白足袋姿で、右手に扇子・左手に藤の鞭を持つ。

この舞は近年復元されたもので、未だ思考中である。翌年では素面の刀舞であった(舞い方は神師に同じ)。唱教から推測すると、荒神と素面の二人舞と思われる。

○本観

素面の一人舞。装束・舞の構成は「一人観」に同じ。両手で刀を扱う事のみが「一人観」と異なる。

○住吉

鬼神の一人舞。毛笠・頬被り・直垂・白衣・青袴・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持って舞う。住吉大明神の由来を唱える。唱歌は祓川の「住吉」と同じような構成だが、神名が一部異なる。

○龍蔵

鬼神の一人舞。毛笠・頬被り・黒単衣・白衣・赤帯・白袴・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持って舞う。龍蔵大神を表現している。

○小房

素面の二人舞。白笠・単衣・伊賀袴・赤帯・白足袋を着用し、右手に錫杖・左手に御幣の付いた棒を二本持って舞う。前半部は「地割」に同じ。後半部は御幣の付いた棒を両手に持って舞う。その後、二本の棒を十字に組んで左手に持って舞うなど、後半部分は他の番付にはない舞い方をするのが特徴。

○鉾舞

鬼神の一人舞。烏帽子・狩衣・白衣・白袴・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に三又鉾を持って舞う。高千穂峰に立つ天の逆鉾を表現している。

○柴荒神

鬼神の一人舞。毛笠・狩衣・白衣・白袴・白足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持って舞う。神歌から、元々は鬼神と素面和歌で問答する二人舞と推定されるが、素面舞の方は失伝している。

○御酔舞

「瓶舞」とも言う。素面の二人舞。白笠・白衣・白袴・白足袋を着用し、右手に錫杖・左手に白紙を巻いた焼酎の五合瓶を持って舞う。左手の焼酎は舞の間、左手で常に捧げるように持ち、途中から「オンパン」という掛け声とともに舞っては飲んで首を振るといふ動作を繰り返す。こういった舞は祓川を始め、他の神楽でも見られない。

○手力男

鬼神の一人舞。毛笠・狩衣・大口袴・黒足袋を着用し、右手に扇子・左手に藤の鞭を持って舞う。天岩戸神話の太力男尊を表現している。唱歌が終わると、祭壇下に置かれた天の岩戸（と書かれた戸板）を放り投げて終わるこの頃、丁度夜が明ける。この番付の唱歌も、非常に仏教の影響が強く残る。

「手力男」終了後、舞手や関係者全員が舞庭に入り、昇神の儀が執り行われる。

(五)直会・霧島講

神楽終了後の午後四時頃より狹野児童館で直会が行われる。舞手関係者一同揃って慰労会を行う。ある程度直会が終了した午後七時頃、「霧島講」が始まる。まず「霧島様」と称された石（霧島山周辺で見られる火山岩）が祀られた祠を担ぎ、その宿替えを行う。宿は希望制で順番は特に決めておらず、新築や増築した家屋などに置かれる事が多い。宿に到る道中では、太鼓やアタリガネ・神歌などで囃す。神歌は神楽の「浜下り」の神歌と同じである。

その他、神楽が舞われているのは

(一)狹野神社の七・八月の例祭「夏居（げきよ）」

(二)一月三日の元始祭

であるが、(一)は最近では舞手の都合が付かず、舞われたり舞われなかつたりする。(二)は現在でも神事後舞われている。舞われる番付はいずれも「神師」である。以前は、一月一日の歳旦祭では「一番舞」か「小房」が、元始祭では「小房」か「神師」が舞われていた。又、祓川と同じように氏子が亡くなった際にも行われたが、狹野では舞はなく、「浜下り」の神歌を野辺送りの際に歌ったようである。これも昭和四〇年代で途絶えている。

第三節 御講屋などの諸設備

斎行当日の午前八時頃集合する。舞手などの関係者の他、狭野区の班長などが準備に携わり、舞庭の設置係と支度部屋設置係に分かれる。舞庭の設置には若手が担当し、支度部屋では、御幣や笠・採り物等の準備は高齢の手慣れた人間が担当する。

まず最初に注連立ての準備に入るが、地元では注連を「サオ」と呼ぶ。サオの先端に藁束を付け、藁束には御幣を付けた竹を上下に六本ずつ斜めに差し、やや大きめの御幣を上部に一本差すが、真ん中の注連には赤色の、両側二本には白色の御幣を差す。その御幣の柄に日の丸の扇子を一個付ける。さらに、櫛葉と御幣を付けた注連縄（舞庭周辺に括り付けて支えとする）を藁束の下辺りに六本ずつ括り付ける。なお、真ん中のサオのみ丸の十字状になった浮き輪を付ける。それを支度部屋に置いている太鼓の合図で真ん中のサオから一本ずつ立てる。

続いて神棚の設置に入る。まず、サオの前に神棚を設置し、神棚の後に築垣を作る。続いて神棚の下に陣幕・龍の絵を貼り、真ん中のサオから斜めに渡した竹に天蓋（地元では「ニッタンガツタン」と呼ぶ）を吊す。天蓋は白紙を貼った笠に、中心には御幣の束、周囲に「天照大神」「天津風」のえり物を計四枚付ける。

その後舞庭の設営に入るが、舞庭は三間四方で、神棚の反対側が突出した「U」型の平面プランとなる。突出した部分に素木の鳥居を据える。鳥居には両柱に御幣を付けた竹と櫛葉を付け、「大神宮」の額を付ける。続いて支柱を介して二本の注連縄を張り巡らせ、注連縄に櫛葉と御幣を交互に付ける。支柱には世の業と「天照大神」「天津風」のえり物を付ける。最後に地面に縄を敷いて終了である。

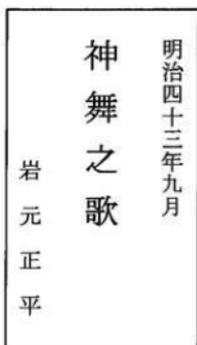


第5図 狭野神舞の舞庭配置図

第四節 詞章

一 「神舞之歌」(岩元正吉氏文書、明治四十三年)

(表紙)



大職之事
抑モ神ノ御前ニ參ルニハ鳥井ノ内ヲ通ルナリ、下向ニハ鳥井ノ外ヲ通ル

ナリ、鳥井ノ左ノ柱ハ、天清（天清）文殊ノスカタナリ、右ノ柱ハ普賢（普賢）文殊ノスカタナリ、中ノ両部ノ門トテ御注連ヲ引コト辨財（辨財）天ノスカタトヤ申ナリ、抑モ神ノ御前ニ参拜シテ立時ヤラタト参イサシ下ノヨロコビ、サヲシカヤ君ノ御祈禱歌テ申ス。

脇ウタ

- 一、東吉 西ハ平テヤ々 宮所吉
- 一、アノ南吉 北ハ平テヤ々 宮所吉
- 一、アノ西吉 東ハ平テヤ々 宮所吉
- 一、アノ北モ吉 南平テヤ々 宮所吉
- 一、アノ四方吉中ハ福禱テヤツタユ成物
- 一、サヲシカヤ小金祢ノハコ祢ヤ ウケキコシメセ

第六 一番舞歌

- 一、清山ニ 我が引クシメヤ々 越テマシマス
- 一、アノ佐男鹿ヤ 今申ス君
- 一、御祈禱アタノ々サヲシカヤ
- 一、同脇ノウタ

- 一、権現ノ御前ノ松ハヤ々千代の松ヤン 枝サシマサリ カケテアソバ
- 一、アヒヤン今申ス氏ノ御祈禱アタノ八重カサネ

第七 神楽ウタ

- 一、御禮方禮三寶也

第八 神師

- 一、清山ニ我が引注連ハ カネガシメヤ
- 一、小金ノ御注連 越テマシマス
- 一、面白ヤ 天ノ岩戸ノ其神ハヤンア
- 一、忘れてあかす秋の夜の月

- 一、此の程ハ 立をクグハウンノ今成就ヤ
- 一、今こそとくれ 神の心もヤ
- 一、君が代はかぎりわあらし永濱のヤ
- 一、まさこの数によもや於とらし
- 一、〔ラントウノウウタ〕（原本により書）

- 一、劍とる をのこわこれにじやうじばヤ
- 一、心がために 劍とらする
- 一、〔同脇ウタ〕（別本により書）

- 一、剣立る もろはの山於わけ行けば ヤンア
- 一、千いろのうみも えんしやうなりけり

第九 老人劍

第十 飛出

- 一、山の葉に かすみの衣ぬきかけて ひとりやつきのすみ登り山

第拾老 地割

第拾貳 金山

- 一、風平かに立時は地をうごかして是に立
- 一、三十三天に割たる地を たれに案内をとり 四拾九けつに割たもう

第拾参 志目

- 一、あにをきて たくさの枝を折かざし
- 一、うたえばひらく 天の岩か

- 一、此山に 雪降り積り人もこす
- 一、今くる人をうちとさだめん

第拾四 高幣

一、西平々高天の原に神集つて神あそびする

一、寸尺文のいんねんによつて かの幣白を坂嶋に立る
一、じやうじゆもんの利やくの時かの幣白をじゆんに立つれば、上のこんぼんは下の地神にまじわり、下の地神は上のこんぼんにまじわるを以、七五三の御幣とわ申すなりけり

第拾五 四つの事

一、東方の御三社明王は七ふしんのけんをぬく
一、南方のくんだるやしや明王ハ 身にはんにく はらみつのよろひをきる

一、西方ノ大威徳明王ハ 善バラミツノ弓ヲ引
一、北方の金剛やしや明王わ 天帝しやう軍の御幣をさ々く

第拾六 小房

一、を々只今是に現レテ候通の小房にて候
一、を々只今是に現レテ候通の小房にて候

一、扱も天照大神殿は女子か男子にをとる事意根成るよと思召、日月の光をうばひとり、天の岩戸に閉じこもらし給えば、天下わ両夜の闇と成る、地はそう明かひの如く成り者時、むしうのじんぎ明道は是を悲しみ給えば、岩戸の前にて舞を舞ひ、舞ぎんの袖をひるがえす事、さらに神明えひらんもまします、さりとは申ながら、今一てうし御ばやし候、只今の御神楽をそうじばやと存候

第拾七 柴荒神間

一、山里は夜こそねら連んまると々ゑば 松ふく風をどろかさるれ
右荒神答
一、山里は夜こそねら連んまると々ゑば 松吹風を何にと思はん
右間

一、初花や しげく開けるやりのとに まをのもの々ふすぞあやしき
右荒神答

一、初花や しげく開けるやりのとに まをのふさてあらひらぞふす
右間

一、幸々歌て申奉る、扱も天の岩戸の御前に花の御木屋をかさり、神楽そうして神めひの御寶みになし奉る、扱も天照大神殿は先にて生させ給へとも、女子にて生れさせ給へば、日本のそしと成る給ふ、さふさなをのみこは以後にて生れさせ給へ共、男子にて生れさせ給へば、日本の郷社と成り給ふ、かるが故に、さのうのみことは岩戸の御前にたわ火をたき、神楽を惣して神明の御寶みになし奉る事いかなる神のへんげにて候や、一口御抑候へば、何如、目出度可存じ
右荒神

一、を扱も我に立よりたぞとあやしめ申すそや、我より先に神もなし、佛もなし、ましてようしやうもできざる時、一切草木できたるところをあら／＼かたつてきかせんと、すめる登て天と成る、にこれるは下で地と成る、あらひらが左のまなこを以て日とげんじ、右のまなこを以て月とげんじ、一切草木にごつてちくちく成る、かの御神楽は我にただきの草木成、みたれにむかひする事ふとうともふと成る事の委細を早々申せきかん
右間

一、幸々歌て申奉る、扱も東にあたつて山あり、かの山の川の上にはしひの木一本於えそたち、うらはは三神、中は水神、本は荒神成、此神楽を御ゆるし候はん、何如目出度可存
右荒神

一、おふ扱も是より東にあたつて山あり、此山の名をかうさかたけとゆふ成、此山の麓にこそ十六の大岩ながれたり、大河のはたに岩屋あり、かの岩屋の名をかまんが岩屋と云成、ひげん大玉の宮作り、の材木をとりし時、ちたびみねにさしのぼり、百たび谷におり下り、おさをき候、御神楽みだれにむかひ取事ふとうともふと成る共あま

たの神をつどひ舞あそぶ事、しんひやう成程に、かの御神楽をやすくとゆしとらす

第拾八 踏舞

第拾九 鉾舞

一、霧嶋の本の御主を尋ね奉るに、しを土のおきなめとて三神ましますが、只一夜と々きたまふ、又はさくや姫とも云ふ成、我身はくわいたひに成と仰せければ、大神大きに腹を立て、もろくのほのをと作り、我が子なれば、生べし、他の子なればもゆるべしとてほのおの中になげ給ふ、其時火にもこがれずして六観音の求い尺としてひかりをばなつて出給ふ

一、きし宮のすべうのみねのたへせずば神はほのおにあらはれぞする

一、此鉾は、いかなる鉾とやおもふらん雲さへなべく天のさか鉾

一、其時霧嶋の磯へのけむりをふきはらいけむりとともにをひ登り山

一、其時霧嶋の峯より上の霧はれて、あらたにおがむ天のさか鉾

第貳拾 臣下

一、信の國の臣下大明神とは我が事であらめすばよ、伊勢天照大神宮のいちの大くわんであらめすばよ、ぬかやはいや鏡だなのすみくまでもうつさはきまいらする、いちの大くわんであらめすばよ

一、伊勢天照大神宮の天の岩戸に三年が程こもらせ給ふ時、ついでに行まいつてかま々わりばつかり致し、それ故つらまつ黒にふすめられ給ふ

一、伊勢天照大神宮のきげんが何にそこなつたや、東かうさかたけの黒雪の如く、まつ黒におんはら立ち、但し何をもつてゑひらんをさめ

しまいらしうか、但し鉾をしとめてあげ申す

一、鉾をしとめてかたふにおしこみまいらせられたれば、東高坂岳の黒ゆきの、朝日に向てとくる時の如く、たらくたらとわらわせ給ふ

一、此きね殿も、只ならんきね殿であらめすばよ、十七八の心してつきつめられてなにもさんと申されました

一、此すりこぎ殿も只ならん人であらめすばよ、よど川のおまのつる船とこそよまれました

一、此しやくしどのも只ならん人であらめすばよ、ごき六かい押くいまわし、ごきとこそかたならん人ともまれました

一、此めしがい殿も只ならん人であらめすばよ、なべ六こい押くい回し、なべとこそかたならん人と申されました

一、此きね殿も此國でこそきねくくと申しますが、天ちくではきねのばちとこそ申、此きねのばちをうちかやしまいらせん

一、其時日向の國のたりくちさこのかたひちをふ八行程打やぶり、それでも矢が止まらずに、天ちくの地蔵のあたま、あぶなし

第貳拾壹 大神神楽

第貳拾貳 御酔舞

第貳拾參 花舞

一、花がほしくば、ほししゆにまいらしゆう

第貳拾肆 龍藏

一、只今是にげんじたるは、何成る神とやおぼしめせ、紀の國かんのくら、龍藏大神とはみつからの事成

一、いすゞ川 神代鏡かけてみよ、いつも曇らんふゆの夜の月

一、其時天照大神殿は、すさのうのみこと々國をあらそい給ふて、天照大神殿は先には生れさせ給へ共、女子にて生れさせ給へば、日本の

そして成りたもう、すさのおのみことは以後にて生れさせ給へ共、男子にてましますば、日本のそう社と成り給ふ

- 一、其時天照大神殿は、女子が男子におとる事意根成るよとおぼしめし、日月の光をむばいと、天の岩戸に閉ぢこもらせ給へば、天下は雨夜の闇と成る

一、其時大小神ぎ妙道は、是をかなしみ給へば、岩戸の御前に庭火をたき、ひきよくといゑる舞を七日七夜そふしかば、あしにはつづみをうち、こんには笛を吹かせ、なんざくといゑる舞を七日七夜まいたまふ

一、其時ゆうば榊柴などと云ふ木の枝を向へ取り、第一の枝には諸々の七寶の玉を付け、第二の枝にはおもて三尺式寸にいをりたるからの鏡を掛け、第三の枝には七五三のへひはくをさづけ、岩戸の前に立おき給ふ

一、其時天照大神殿は、かの御神楽を見んよとをぼしめし、天の岩戸をほそ戸にあけて見たまへば、其時日本はおぼろ月夜と成り給ふ

一、江河のうろくつ、山野のけだものまでもいさみの心をなし給ふ

一、雪山の 峯の榊葉たへせずは 鏡をかくる枝はつきせず

第貳拾五 間神すい

一、扱此所に差入拝見す処、こんごうたんのれいそうかなや

一、せいたいは岩尾の片にふす、かくおんなおびにてこしをまくなり

一、谷の水れひくとして朝日の色をろんじたり

一、峯の松しやうくとしてはくんのいとをしらぶ成、こけ衣、きたる岩尾もさもあらで、きぬきの山におびをこそすれ、弓も矢も、國も所も納りて、なおしづか成る御代ぞ目出度

一、扱はより東方に御立まします其しんめいの神名をさいくゝに尋ねばやと存候

一、おふさ承り候、是も東方は木の御神くぐの地のみこと、大、ゑんきやうちといつば、きそ天王の方成、されば三十二そうはぐそくしし

やくそんとうはかうす方方をこんりやうする所にて候へば、此方よりもいかであぐまは来るまあじ

一、扱東方はくぐの地のみことにてまします、是より南方に御立まします其神めいの神名はいかに

一、おふさ承り候、是も南方の火の御神、かぐつちのみことのけしん成されば三十三天に身をへんじ、十九せつ方にみのりるとき、せ生一人かねがひみてんずば、われ南海に渡りながくしやうがくどらせんとかいいますと、ころにて候へば、此方よりもいかであぐまは来るまあじ

一、扱西方はかぐ土のみことにてまします、是より西方に御立まします其しんめひのしんみやうをさいくゝに尋ねばやと存候

一、おふさ承り候、是も西方の金神山山彦のみこと成、みやうくわんざつちといつば正王の方成、さればせいおうぶが其の、百千年に花さき、三千年に小がねのみと成るところにて候へば、此方よりもいかであぐまは来るまあじ

一、扱西方は金山彦のみことにてまします、是より北方に御立まします、其のしんめひのしんめうをさいくゝに尋ねばやと存候

一、おふさ承り候、是も北方の水神みづはめのみこと天が、下草木國土万民をうるはし、五こくをみらせ天照御神の御前に奉るところの神にましますば、此方もいかであぐまは来るまあじ

一、扱東方はみづはめのみことにてまします、是より中央はいかに

一、おふさ承り候、中央は土神、はにやまひめのみこと成り、四方の四神を合、水火山金土の五行の神たちましますば、あくまげとうのなんはなし、又中たいは七ゑんまんのぎ、しゆずは天後のあち、みづからはぶしゅうこん、みやまとのかたちをげんじ、ぶづさつたは中央の岩に立、天地を見、左の手にはくぐの繩を持ち、右の手にはちゑのりけをさなき、天よりうるの如くふりきたらんず、あくまぞうらうおやげばくせんがため、みづからはにげんじたり

一、それ天よりうるの如くふりきたらんずあくまぞうらうや、かんぶは

さいなんにはなつて此所に一たび太こをうち、笛をふきまいをまい、まいぎんの袖ひるがゑす事きまんがふりしき、三方のしはざ成り、ぢよう人のなみうつ時は、天地にこたわり、くもにまじはり、どうほつびしやもんとげんじ、午寅はたもん天、たつ巳はかうもく天、未申は十蔵天、いぬい四国とて四方に四天のましませば、ところをしゅごし、御代を守、かんすいたらんやかくの如く

第貳拾六 箕鉦

第貳拾七 長刀

第貳拾八 住吉

一、日向成るあおきが原のなみまより、あらわれ出る住吉の神

一、抑住吉大明神とは、本は日向の國はしのかどに日と現じ、今はつ

の國なわのうらにあとをたれたも

一、白さきの本すもはふくおい風に、いさ高さこの松のミドリに

一、春日野の若むらさきのすみごろも、みだれぞめにしかりあらまし

一、しわしこそ、はやししげ山しげるとも、神ちのをくに道もあるもの

一、其時岩戸の左の脇には龍蔵権現まします、右の脇には手力おの明神

まします、岩戸の後は戸かくしの明神まします、岩戸の上には日

をこくとて日のおん神まします、岩戸の前には住吉大明神きたつて

舞あそび候へども、さらにしんめいゑいらんもまします、只今御

神樂をそうしはやとそんじ候

第貳拾九 鉦

一、御笠山、盛くる水のしげ々れば、御笠の山にあめまさりする

一、抑これより北にあたつて、うたいの松年ふりおもんみれば、十一め

んの花ひらけたり、十一めんの花おもつて、霧嶋六所大権現わ八つ
の御笠をつくり、霧嶋かうぜんが峯よと舞くらせたまふ、八つ御
笠をやすくと御ゆるし候へば、いかに目出度存じ候

右荒神之云

一、おふ抑我にさしより、あいたいにたそとあやしめ申すぞや、我こそ

此三かいてりやうして天地をかへとも、中にも三方荒神の本地

七せとて七つの荒神あるといへとも、中にも三方荒神の本地

北方王の三神の如來、いづれ立時はふんぬい其かこちにてとん神地

の三とくじさかりのよそおいなり、しやうくじの木の本にあぶら

火のかねのとふじみもゑ出るがごとくに、あらはれ出たるわれなれ

ば、なんちが申すことふしんともなり、ことはいさいをはやく、甲

右間

一、さいはいく敬て申奉る、抑花の御かうやをほめ奉る、十二の柱十

二荒神二つのけたは日光月光、四つのはりは大日如來、くうりやう

はくはんおん成り、がつしやうはむすふの御神、むねの木はあみた

如來、四つのしう木は四天王、屋中は地蔵のそう花なり、四拾貳の

ほしのたる木によしのをしをかいいしきて、芽ふきかやはほけきやう

の文字成、ふきしもとはしやかむり佛、ふき繩はみのりの糸、ひや

うしひやう尺ゆかりあしとあえ共、中にも大はうの御志を立舞あ

そふ所に、あらひちがすみゑて、すみゑぬふせいして権座まします、

いかに成神のへんげにて候や、一口御おふせ候ば、神主もいかに目出

度可存候

荒神末云

一、おふ抑扱は神ひやうの事にある程こそ御笠の所もゆるしあたまさす

なり、よくくうやまいつゝしむべし、かの御笠の所も七日七夜、

おさへおかんとおもへども、あまたの神をつとへ舞あそぶ事しんひ

や成程に、御笠所もやすくとゆるしとらす

第三拾壹 武者神師

一、ほうろんほうろん、むかしのくゑいひしりの年の岩屋に、三年こもりしよまれしきやうの文こそたつとけれ、まかやはんにややたしんぎやう、ぜよいぜんしうのはいたる大刀をいこぎりこぎりとせし程に、若も此地にあるならば、小がねのちとこそよまれたり、じひもあるとや、じひもなし、悪も有とや、悪もなし、善も有とや、善も無し、神のたたりも志やかや、おん佛のたたりもしやかや、おんにわにはどろ神しやかや、おん金にはこんとうこ、土にはひやくろく、野には今どう、神山には三神、木にはもく神、川には水神、海には海龍王しやかや、おん地にはひるろくしやかやおん

南無東方たちやあんしやかとくしやか

南無南方たちや七里けつつかい

南無西方たちや七里けつつかい

南無北方たちや七里けつつかい

南無中央たちや七里けつつかい

以上おはり

しやくちやうにて調也

第三拾貳 神化

第三拾三 纏入荒神

一、おふ抑我に立より、たそとあや志め申すそや、はれこの三神の三つの名を両してまします大荒神成、むしじんによ方かいより二つの大しや出来る所をあらくかたつてきかせんそ、これより東にあたつてこそざんという山あり、此山の麓にむめうくつと云う岩屋あり、かの岩屋にいんよ、よ白とて二つの大しやあり、三とくの子をそうみける、一つにはしやうけじん、二つにはとんによくじん、三つにはけちちんと云うなり、さつてん方しん王しん三神の三つの名かくのぶん

右荒神の問

一、抑りうたいせんの麓には、小池あり、其小池の中に嶋あり、嶋の中に櫻老本をゑそだち、其木のみとりくしやくおうむと云ふ鳥が、たねんかよいてすをかけて、二つのかい子をうみおろし、養育する事うたがいなし、ゆめの申に、此木の本を大じやが七重にまくとゆめに見て、三こつ四こつこの夜もふくる、五こつこの天もわれけきて、かの木の本を見てあれば、まきふしすばこかかる時、くじやくおうむとあまりの事のはかなさに、りうたいせん松にとびうつり、此池にはけ入、口ばすを岩水をふくみ、はかいては水をそくい、天向てふきければ、しらかわらとぞふしにけり、此大じやはくち木はば木とうちあらわれて、目よりかんがなるひをながし、口よりかん水を出し、かうせんじやの峯にかんそのあめにたつと思ゑば、大じやをも力をゑて雨のをうせなり

右問

一、くは此荒神は、廿五万ぎげんざいの荒神は三十五万ぎ、未來の荒神は四拾五万ぎ六億万ぎのあき荒神のゑきを一座ゑかうは樂奉る

右荒神高屋の問

一、抑おふしやにかへし二ツの大じやのこわれんせつたんし七日七夜をさへをかんとおもへ共、此御高屋をかざり舞あそぶ事ゑんひや成程にやすくとゆるしとらする

第三拾四 大力から皇明神

一、只今是にげんじたるは、何なる神ぞや思召、近江の國たちから皇の明神とは我が事成
一、其時岩戸の前に幣白をさゝぎのつとを申す事、明神権現八幡まん大ぶさつとおがみ奉る
一、其時大神よるこびたまいて、ほつつけの明文とひいてはく、いがりやうしゆうしやとくによむじやうとうそく成就ふつしんかのくどく

ばくだひあれと申されけり

一、其時たちからを申せば、一万五千人の力あり、天の岩戸を渡りて引やぶり、ぼんでんになげたまへば、日向國みやざきのかうりに落ちかたまりて一つの島と成りたまふ

一、千岩屋ふる何れの神のしわざにて

一、開きはじめる天の岩かど

一、やくも立つめつものやゑがきつまこめて

一、今こそおがめつのすがたを

一、天の戸を押あけがたの雲間より

一、あまてる神をすくゑをがまん

第拾六房脇歌

一、黒きもの 黒き、黒土、黒からすやあんはあ、春のやけには懸やうづらや

一、白きもの 白き、白土、白さぎのやあんはあ、越後のうさぎや岳々のゆきや

一、赤きもの 赤き、赤土、赤ゆたちやんはあ、ぼんにはしゆのくわしゑびのもりもり

一、青きもの 青き、青土、青やなぎヤンハ一、谷のおささや峯の若松や

一、みてぐらをかたにゆりかけまゑおればやんはあはやあ、あれ程白きやしゆみのはらゝや

一、この程はたておき願の今成就やんはあやはあ、今とくれや神の御心もや

第三拾五 武者神帥

一、ぼをろんく、昔のくうへひ ひじりの年の岩屋に三年こもりし、よまれし京うこのもんこそたつとけれ、まかやけんはや。たしん京ぜたひと

二 『劔之巻』(富田至和氏文書)
※神楽の詞章かどうか疑問の余地があるが、便宜上収録する。
(表紙)

嘉永四年辛亥正月廿八日寫之

劔之巻

霧崎権祝子

日高宮内

劔之巻

抑帝王ノ御宝ニ神璽宝劔内侍所トテ三ツ有リ、凡神璽ト申スワ神之御代ヨリ伝タル御守トテ、シルノ箱ニ納メケル、此箱ヲ開ク事ナケレハ見ル人モナシ、依之ニ其後冷泉院之御時此箱ヲヒラカント蓋ヲ取り給、忽チ箱之中ヨリ白雲ト成テ行エ遙カニ立上リ給フ、御門ハ是ニ恐レテ成シ給ヒテ蓋ヲトリアケスシテ立却給フ、良有テ雲ハモトニ棚ル、キノウヂノ内子ハ蓋ヲトリ、ヲ、イニ納メテキ給ヒシ故ニ日本ハ小国ト申セトモ、大国ニ増事一天ノ君ノハセラセ給フ事ヲマシテ凡ハ人ニ見レ可ク見、況ヤシンシト申ハ神ノ印ト云文字也、神ノシテ申スハ大六天ノ魔王仰ハ何ナル子細ヲ以テ帝王ノ御宝トハ成リ給フノヲボツカナシ、是ヲ委シク尋ヌルニ、天神七代之始メニ国常立尊雨下ニ国有ランヤトテ天ノ御鉢ヲサシテ、大海ヲカキ搜リ給フニ国カナケレハホコヲヒク、鉢ノ滴リ則チ大日ト云文ニ浮ベリ、亦文字ノ上ニ鉢ノシタ、リヲチツトヒテ國ト成ル、淡路ノ國是日本ノ始ナリ、国常立尊、国サツチノ尊、豊斟淳ノ尊迄テ三代ハ男ノ姿ニアラワレテ、女ノ姿ハ更ニナシ、第六ノ王子面足ノ

尊マテ男女ノ姿有ルトハイエトモ夫婦ノ定ハ更ニナシ、第七ノ王子伊弉諾伊弉册ノ尊、カクシテ曰ク岩草ニユクリノセタル物ナカラシヤトテ一女三男ヲ産給フ、御名ヲハ日神月神ヒルコ素盞鳥ノ尊ト申ス、日神トハ伊勢大神官是ナリ、月神トハ高野ニマシマス丹生ノ大明神是也、ヒルコノ王子トハ浮城ニ乘奉テ大海ニナカサレンガ撰津ノ国難波津ニ流入リ海ヲ領スル神ト成リテアラワレ給フ、其後江比佐三部殿トアラワレテ西宮ニ御座、四郎ソサノヲノ尊ハ出雲ノ国ニワワシマス、口郎天満ノ尊ト申ハ天竺唐土ノミカドヲ領セアル、其時伊弉諾伊弉册ノ尊ハ國ヲ天照大神ニユヅリ、山ヲハ月詠ノ尊ニユヅリ、海ヲハユツルト云、字ハナケレトモヒルコヲサイテ領セアル、其御兄弟ハ度々合戦ニ及ビ玉フ、ソレエマケジトテ出雲ノ国ニワワシマス、此國日ノ河上ノ山ニ大蛇ヲル、尾頭トモニハツ有リ、ハツマタノ谷ニワタカマリ、響ハ眼ハ日月ノ光リノコケフシテ、モロくノ気色ヲ見ルニ肝ヲ消ス、此ノ大地年々ニ出デ、人ヲ吞事駭、親ヲマレテ子ガカナシミ、子ガノマレテ親ガカナシム、南北ノ国ニ口口シム事限リナシ、國中ノ人ノ數皆吞ウシナワレテ、今ニハ山神手男尼又足男尼斗リ残リタリテ、ナツケ足ナツケノ悲ム事ハ限リナシ、ソサノヲノ尊ハ是ヲアヤシ給ヒテ、汝ハ何ヲ悲ソト尋玉フ、手男尼答テ曰、今夜大蛇ニ稻田姫ヲノマレンコトヲ悲ト云イ給フ、去ハ其姫ヲ我ニエサセヨ、大蛇ヲ打テトラセント云イ給イテ、ナツケ答テ曰、サウケタマワセテソコワント申、ソサノヲノ尊ハ高ク櫛ヲカキ、稻田姫ヲ美装束ヲセテ、櫛ノ上ニスエ奉テ、四方ニ火ヲ焚キメグシ、火ヨリ外ニモモタイニ酒ヲ入レハ方ニスエサルホトニ大蛇出来テ稻田姫ヲ吞ントスル、四方ニ火ヲ焚キメグシタルコトナレハ立チ寄ルベキ様更ニナシ、時移ル迄ヲ能々見レハ稻田姫ノ口ツクシガナルカガモタイノ酒ニウツロイテ見エ鳥ヲ大蛇大キニ喜テ稲田姫ノ口ツクシケナルカガモタイノ酒ニ呑ニケル、アマリ吞ミヨイテ前後ヲシラテ居タリシヲ、ソサノヲノ尊ハ一ツノ鏡ヲ抜キ出シ、大蛇ヲ切給、大蛇ノヲノウチニ高キ所アリ、アヲノケテ見給ヘハ、一ツノ鏡コソ出来ル、彼ノ鏡大蛇ノ尾ノ内ニ有リシ

時、黒雲常ニワ、イ故ニ村雲ノ鏡ト申ス、厥后天ノヒルヲ切りテ天ノ村雲ノ鏡ト申ス、ソサノヲノ尊ハ稻田姫ヲ妻ト定メテ出雲ノ国田ノ郡ニ宮作りシテ、年月ヲ送り給フテ、ナツケハ大蛇ヲ打チテ玉ワツカガ姫サヨトテ聖ニ取り奉ル、聖引出物ニマワリ三尺六寸ノカラノ鏡ヲ聖引出物ニ奉ル、代々ノ御門威徳天王ノ御時三ツノ鏡ノ内一ツヲハ浦ソントテ鏡ナリタル鏡ナリ、原メノイナリタル鏡ハ伊勢ノ國ニ見ノ浦ソントテ鏡ナリ、一里計リ奥ノ岩ノ原ニカイ添テ御座、汝ノ海タル時ハ岩ノ上ニ有リ、シヲヒキタルトキハサカリテ岩ノ原ニ有リ、海ノナギタル時ハ押渡リテ見ヘ給フ、今内侍所ト云也、一法身御門沙門道行トテ有シガ日本ニニコノ鏡ノ光ヲヨミツクテテ御門ニ語リ奉ル、帝ハ此由聞召、其鏡ヲ我ニ取テエサセヨトセンシユナシ玉リ、是亦安キ事ナリテ日本ニ下リ、熱田ニ參リ一七日參詣シ、此鏡ヲ行ヒ出シテ五条ノケサニ包ミ、播磨ノ明石ノ浦迄テ送給フ、コノケンハ五条ノケサヲ破リ本ガクアツ田ノ宮ニテ返ラセ給フ、次ニ二七日參詣シテ、コノ鏡ヲ行ヒ出シ、七条ノケサニツツ、ミ、筑紫博多レンゼイガ津迄テ送サセ玉フ、此鏡ハ七条ノ袈裟ヲ破リ、本ガクアツタノ宮ニ返ラセ玉フ、重三七七日參詣シ、コノケンヲ行ヒ出シ、九条ノケサニツツ、ミ、唐土ト日本ノ瀬境迄送サセ玉ヘハ、九条ノケサヲ破リテ、本ガク熱田ノ宮ニ返ラセ給フ、其時道行法師ハ鏡ニ向テ一首ノ歌ヲ詠給フ、鏡モ本地ハ佛ニテ御座ガナニシニ袈裟ヲ破リ給フゾト、カク詠ミ給ヘハ鏡モ答テ曰、我ハ天照大神之寶ノ鏡ニテ有ヘハトテ光明カクヤクノ光リヲ放ツテ、本ガク熱田ノ宮ニテ返ラセ給フ、其時道行法師ハ天竺ニ上テ七鉢ノ生不動ヲカタライ取ツテ日本ニ下リ、熱田ノ宮ニ送リ、上ニハサンギヤウノアマミヲハリ、下ニハ七鉢生不動ヲ立テ、百日夜ヲコナイ取ラセ給ヘハ、素戔嗚尊天照大神火ヲ出シ、サンギヤウノアマミヲハリト破リ、七鉢ノ生キ不動ヲセツタンサセ玉フ、其キリメ十天竺ニ上テ七日夜黒キ血ノハリヤウガ雨ト降り下リテ、天照大神ノ御身ヲ不動ノチホニ染サセ給ヘリ、其時ハ歌ニ曰、
父母經山田ガ原ノ榊葉ニ心ノ注連ヲヒカントハナシ
千早振神ノ井垣ノ本ニ居テ、イロリノ音ヲ聞ソ姫キ

チワヤ振ル惡魔ヲ露ト吹き掃ヒ 猶閉カナル神ノ御代哉
カク説給へハ七鉢ノ生不動モ是ニ御座スタコノヲウチノ釵ニツ是社天照
大神ノ寶釵ハ八ツ有リ

天正二十年壬辰二月十一日

正祝子

岩元兵部大夫

權祝子

日高權左衛門

日州三侯院露寫

万治二年己亥二月破岸書之

右古記虫付ニテ不レ統所而已有之

嘉永四歲辛亥正月 日高宮内代ニ書写ス

第五節 使用装束その他備品について

一 はじめに

ここで触れる狹野神楽関係の備品についても、破川神楽と同じく、平成(一〇)年二月二十九日から二月三十一日まで行つた調査で得た資料である。

今回の調査の中で、どの装束を何の舞で使用したかという点について、かなり不明確な部分が多い。その理由として、多くの舞手が戦地に赴いた事により詳しい人間がいなくなつた、その後も費用面でかなり苦勞を強いられたため、一着の袴等を色々な舞に使ひ回したことに、それ以前の記憶が薄れてしまつた、などが挙げられる。

二 装束(上衣)

(一)(二)千早で、「箕鏡舞(みづるぎまい)」で子供が着用する。京都から購入したもので、以前はこの舞ではこういつたものは着用してゐなかつたという。(一)は金色、(二)は朱に金色で、生地は化繊、菊花纹様。両方とも同じ大きさで、桁三〇寸、丈七五・五寸。

(三)地元では「たちあげ」と呼んでいる。同じ物が二着あり、「踏釵」で着用していたが、現在は使用されていない。背中には藍染で「奉寄進」永田泉壽坊とある。直径五〇寸。白色の藍染で生地は木綿、藍染の松皮菱文様。桁六五寸、丈二五・五寸。地元で作られた物である。

(四)「志目」の鬼神が着用していたが、現在は使用されていない。背中には藍の染め抜きで「奉寄進 文政十二年丑九月吉日 紺屋瀬戸口利右衛門 斎藤中兵衛 妻」とある。元は藍染だが色が白く抜けている。生地は木綿、文様は不明。桁六四寸、丈一〇六・五寸。地元で作られた物である。

(五)(六)同じ物が二着あり、荒神舞全般や浜下りで着用されていたが、現在は使用されていない。白色で生地は木綿、葉散らし文様。桁六二・五寸、丈一一寸。

(七)(八)同じ物が二着あり、「臣下」の鬼神が着用している。(七)は使用されておらず、現在は(八)を使用している。同じ黒色で、(七)を原型にして(八)を作成したものと思われる。

(七)は生地は木綿、無地。桁七七寸、丈一一六寸。

(八)は生地は化繊、無地。桁七四寸、丈一一五寸。

(九)同じ物が二着あり、「浜下り」で先頭の木綿引きが着用する。襟・袖の付け根に紫の組紐を付け、袖口下半分と着物の裾を紫の組紐で留めている。緑色で生地は木綿、無地。桁六七寸、丈九一寸。

(一〇)同じ物が六着あり、「浜下り」で着用する。作りは(九)と全く同じである。灰色で生地は木綿、菊文様。桁九六寸、丈九三寸。

(一一)用途不明。襟の縫い目・袖の付け根・背中の縫い目に紐(毛糸)を通してゐる。色が抜けて水色になっており、本来の色は不明である。生地は化繊、花文様。桁七一・六寸、丈一二五寸。

三 装束(狩衣・水干)

- (一〇)「金山」の鬼神が着用する。金色で生地は化繊、花文様。桁八六寸、丈一六三寸。
- (一一)「住吉」の鬼神が着用する。胸元、背中、袖に紅白の飾りを付けている。朱に金色で生地は化繊、菊花文様。桁七三寸、丈一〇七・五寸。
- (一二)「飛出」の鬼神が着用する。黒色で生地は化繊、無地。袖口には白紐を通す。桁八七寸、丈一五〇寸。
- (一三)「高幣」の装束である。袖口だけでなく、襟の付け根にも紐を通す。袖口は赤の毛糸、襟は黒糸である。緑色で生地は化繊、無地。桁七四寸、丈一一〇寸。洋服店で販売しているような生地で作っている。
- (一四)「志目」の鬼神が現在着用している。薄朱色で生地は木綿、樹木文様。桁七四寸、丈一〇六・五寸。
- (一五)「高幣」の装束だが、現在は使用されていない。袖口には赤の毛糸を通してある。ピンク色で生地は木綿、無地。桁七六・五寸、丈一一六・五寸。
- (一六)「二九」[浜下り]で使用する。白色で生地は木綿、無地。(一八)は桁六四寸、丈一一〇・五寸、(一九)は桁六四寸、丈一〇九寸。

四 装束(袴)

- (二〇)「一番舞」などの子供の舞で着用していたが、現在は使用されていない。白色で生地は化繊、無地。前後腰幅三二・五寸、後腰幅四二寸、紐下八〇寸。
- (二一)「踏鋸」で子供が着用していたが、現在は使用されていない。紺色で生地は木綿、籠目文様。前後腰幅二七・二寸、後腰幅二五・六寸、紐下七〇寸、脛下三〇寸。前に穴が開いている。
- (二二)用途不明、現在は使用されていない。白地に藍染で生地は木綿、格子文様。前後腰幅二五寸、紐下六六寸、脛下三六寸。前には開いてい

い。

- (二三)同じ物が二着あり、「踏鋸」の大人が着用していたが、現在は使用されていない。鶯色で生地は化繊、花菱文様。前後腰幅三七寸、紐下一〇二寸、脛下三六寸。前には開いていない。
- (二四)「二五」用途不明で、二着とも現在は使用されていない。後腰に背板を付ける。紺色で生地は木綿、菱内に笹文様。
- (二五)は前腰幅八一寸、後腰幅二〇寸、紐下八四寸、脛下二八寸。前が開いている。
- (二六)は背板が(二四)より小さい。前腰幅三二寸、後腰幅一九寸、紐下八三寸、脛下二八寸。前には開いていない。
- (二七)用途不明で、二着とも現在は使用されていない。紺色で生地は木綿、菱内に武田菱等の文様。二つとも前が開いている。
- (二八)は前腰幅二五寸、後腰幅三三寸、紐下八〇寸、脛下二八寸。
- (二九)は前腰幅二九寸、後腰幅二七寸、紐下七七寸、脛下二九寸。

五 装束以外に身に付ける物

- (三〇)「一番舞」「二番舞」「高幣」「花舞」「軒舞」「御酔舞」等で舞手が使用する。竹の幹に白紙を張り、真中を赤く塗る。縁の四方にシベ(御幣)を貼る。裏は、竹を十字に貼り、ビニールを表に巻いた綱を台座にする。頸紐は布切れである。直径三六・四寸、厚さ一・八寸。シベの長さ二二・五寸。
- (三一)平成一〇年の神楽では「御笠」「柴荒神」で鬼神が着用している。丸板の上部に金紙の飾りを貼り付け、間にシユロ毛を挟み込んでいる。直径一八・四寸。
- (三二)「飛出」で鬼神が着用している。丸板をガアーゼで包み、上部に銀紙の飾りを貼り付け、その間に赤、黒色の麻毛を挟み込む。裏には輪にした割竹の表面を麻布で包んだ台座を付ける。直径二一寸、台座の直径一六寸。

六 採り物

(三二) 同じ物が四個あり、殆どの舞で使用する鑷杖である。細い鉄棒二本を組み合わせ、四方に張り出している。その中には、金輪を四、九枚入れている。柄の端には白幣を付ける。全長約二一〇^ワ。柄の部分が一一〇^ワ。

(三三) 長刀で使用する。鏑と機械による研ぎのため、地肌・刃紋・鏑等が消失している。柄は樫か。柄三分の一辺りに紅白の短冊を付ける。全長二一八^ワ、刀身四〇^ワ。

(三四) 鉾舞で使用する。三又鉾だが刃は付けられていない。柄上部に紅白のシデを付ける。刀身中央には「奉納」、左右鎌部にはそれぞれ「四月十五日」「小倉愛次郎」の陰刻が見られる。全長二〇〇^ワ、刀身二〇〇^ワ。

(三五) 地割で使用する。弓道の矢で、ジュラルミン製。全長九〇^ワ。同じ物が四本ある。

(三六) 簾の「プチ」と呼ばれている。竹製で、紅白のテープを巻き、両端に紅白のシデを付ける。全長八八^ワ。

(三七) 七どもちらも「箕舞」で使用する。(三六)は細身で、全長八二・四^ワ、(三七)は子供が乗るため太めに作られ、全長九三^ワ。

(三八) 「高幣」で使用する。竹に紅白のテープを巻く。先端を割り、白紙の御幣を付ける。全長一二七^ワ。

七 その他神楽で使用するもの

(三九) 浜下りで使用する。木枠に白紙を貼り、そのうち二面に日の丸を描く。中は飄揚が立てられるようになっていて、二四^ワ四方、高さ三三・五^ワ。

(四〇) 楽屋等で、焼酎を入れている。鉄製で、蓋には、「昭和六年(奉納)受厄記念 高原町 井手宇良太」と彫られている。底から把手までの長さ三九^ワ、本体二二^ワ、蓋の直径二四^ワ。

八 楽器

(四一) 地元では「アタリガネ」と呼んでいる。円盤型で、下側には足が三つ付いている(うち一つは欠損)。上部円筒側面には吊手が付けられている。紐は木綿である。下部直径一九・八^ワ、上部円筒直径十八^ワ、高さ五・七^ワ(足抜き)、足の高さ一・六^ワ。

下部の縁には、「日州諸縣郡花堂之」(寛延四年末)、京大佛師住西村左近宗春作」と刻されている。又、上部円筒打面には「永田定作」と刻されている。

バチはユスの木で、長さ一九^ワ。

(四二) 神楽の楽で使用する。直径二一^ワ。

九 御講堂で使われるもの

(四三)(四四) 新旧二組あり、舞庭のドンマエ(殿前、神棚の下)に吊り下げる。二枚一組で、二匹の龍と雲が墨で描かれている。両方とも縮緬、同じ大きさで、縦一三四^ワ、横七五^ワ。(四四)の裏には墨で「享保八歳卯十一月廿日 高崎 四位源五左衛門 筆」と書かれている。

(四五) 番付表で、番付及びこれを作成した理由等を染め抜いている。文政六年(一八二二)に作成された物である。現在も、神楽当日には支度部屋の壁に貼り付ける。生地は木綿、幅三二^ワ、長さ四七・八^ワ、五^ワ。

(四六) ドンマエに飾る。「輪宝」(丸に違い鷹の羽の紋が染め抜かれており、「輪宝」紋は地元では「天台輪宝」と呼んでいる。神徳院の紋と推定される。あと二つの家紋の所属は不明。文政五年(一八二二)月に村田郷左衛門が奉納した物である。藍染めで生地は木綿、幅一五八^ワ、長さ九三^ワ。

(四七) 同じくドンマエに飾る。「丸に扇」の紋のみ染め抜かれている。紋の所属は不明。享和元年(一八〇二)に岩元勘五右衛門が奉納した物で

ある。藍染めで生地は木綿、幅一五八・六^サ、長さ八八二・八^サ。

(四八) 舞庭の正面の鳥居に取り付けられている。表面は白塗りで、中央に「大神宮」と陰刻され、文字内は赤を塗る。縁飾りは下部のみ欠損。縦三六・五^サ、横一八・二^サ。

一〇 その他

(四九) (五五) 襦、及びその断片である。現在は全く使用していない。

(四九) 同じ物が二枚あり、内一枚は下部が欠損している。舞庭の周囲に立てられていたという。表のみ染め抜きで「奉獻納 御寶前 天保七年丙申 九月大吉祥日」とある。藍染で生地は麻、幅三八^サ、長さ二〇六^サ。

(五〇) 昔は舞庭の周囲に立てられていたという。表にのみ染め抜きで「願主 瀬戸口武右衛門 平長」とある。藍染で生地は麻、幅三八^サ、長さ一九〇^サ。

(五一) 保存状態が悪く、二枚に破れている上に下部が欠損している。表にのみ墨書で「奉寄進 明治三拾年旧二月初酉 願主 古川貞祐」とある。生地は麻、推定全長二五〇^サ。

(五二) これも三枚に破れている上に下部が欠損している。表にのみ墨書で「奉寄進 弘」とある。生地は麻、推定全長二五〇^サ。

(五三) 同じ物が二枚あるが、両方とも虫食いがひどい。うち一つには上端に杉の軸を付けている。上部には白布製の「丸に桔梗」紋を貼り付け、金糸で縁取りしている。赤色で生地は絹、幅三五・七^サ、長さ二〇六・五^サ。

(五四) 傷みがひどい上に、下部が欠損している。表にのみ墨書で「奉寄進 霧嶋六社大(権現)」とある。柿染染で生地は絹、幅三三・五^サ、長さ二二一^サ。

(五五) 現在は使用されていない。「二年己酉二月吉日 願主 黒木祐助」の染め抜き部分のみ残存している。藍染めで木綿、幅一〇八・二^サ、

残存部の長さ一五七^サ。

第四章 祓川神舞における舞の特徴

第一節 舞の二種と御講屋

祓川神舞の舞は、面舞と刀舞の二種に大別される。

面舞に、「阿瓊」大光神「飛出」高幣「金山」宇治「幣貫」田の神「舞」「住吉」龍藏「太力」があり、藤の鞭「ノブチ」を採つて舞うことが多い。

刀舞は一般に採物舞といわれる舞で、各舞に共通する錫「すず」以外の採物を付記すれば次の通りである。

「一番舞」(題)、「神隨」(刀)、「式参番」(扇・御幣)、「地割」(弓・矢)、「帯」、「諸神観請」(藤の鞭)、「中入」(刀)、「納」(刀)、「劍」(扇・帯)、「刀」、「杵舞」(杵・笈)、「長刀」(扇・長刀)、「三笠」(扇・三笠繩)、「將軍・花舞」(扇・刀)。

神楽では鈴と扇の採物舞を基本とすることが多いが、祓川では錫と扇を採物とする「一番舞」「式参番」は、前者を小学生、後者を中学生が舞い、大人の白衣ではなく袴を着る。又、「神隨」は別に「御神楽」とも呼ばれ、ここにも刀舞を採物舞の基本とする考え方が窺える。

神楽次第では、最初の「宮入りの事」から最後の「花舞」まで三三番とするが、七番の「大光神」から「地割」「飛出」「高幣」「金山」「宇治」「幣貫」は一連の演目で、一四番の「諸神観請」と十五番の「舞揚」、一六番の「中入」と一七番の「舞揚」、一九番の「納」と二〇番の「舞揚」は、それぞれ本体の舞に対する舞上げであり、この他にも「神隨」「劍」にも「舞揚」がつき、「舞揚」を含めて一つの演目とすべきものである。また「龍藏」「大神祝詞」「太力」も一続きと考えよい。

面舞は一人で舞われるが、刀舞は舞によって舞手の人数が異なるので以下に記す。

「一番舞」	二人	同「舞揚」	一人
「神隨」	四人	同「舞揚」	一人
「式参番」	二人		
「地割」	二人		
「諸神観請」	四人	同「舞揚」	二人

「中入」 二人
 「納」 四人
 「劍」 二人(子供一人)
 「杵舞」 八人(子供二人)
 「長刀」 一人
 「三笠」 四人
 「將軍・花舞」 二人

この「舞揚」は、「諸神観請」「中入」ではそれぞれ四人・二人の中から二人が舞うが、「劍」ではまずセキが、次にオンスが舞い、「神隨」では別に一人が出て「舞揚」を舞う。

二人舞の場合には、御講屋で神前に向つて舞い始める立ち位置で、右をオンス、左をセキと呼ぶ。オンスが先頭、セキが後尾という考え方であるが、四人舞で中間の二人には呼称がなく、本稿では二番、三番と呼ぶことにする。又、二人舞の「中入」でも二手に分かれて舞うことがあり、そのためにオンス側の後尾を中セキ、セキ側の先頭を中オンスとする。「中入」「杵舞」(八人のそれ以外の舞手は記述の必要もなく、呼称もないから本文では触れていない)。

面舞と刀舞の動きについて述べる前に、舞が舞われる御講屋(講庭とも)の説明が必要であらう。

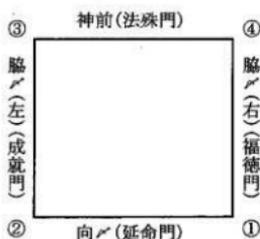
御講屋の詳細は別項に譲るが、舞手は御講屋とはやや離れた仕度部屋で準備をし、仕度部屋の前に置かれた太鼓が準備の済んだことを御講屋の神棚の下に位置する楽屋に知らせると、楽屋の太鼓が打ち始める。仕度部屋から御講屋までは筵を敷いた通路があり、舞手が仕度部屋を出たところ立ち、道歌が歌われることがある。

御講屋の四方にはそれぞれ鳥居が立てられ、神棚の鳥居は法珠門、神棚の向かい延命門、神棚に向かって左は成就門、右は福徳門と呼ばれる。四基の鳥居は舞の四方でもあり、舞う時にはこの四方を、神前(法珠門)、向々(延命門)、脇々(成就門・福徳門)と呼ぶ。舞の動きを記述するにあつては、神前・向々についてはそのまま御講屋における立ち位置を示すものとして使い、脇々については同様に、成就門を脇々(左)、福徳門を脇々(右)と呼ぶことにする。

舞手は仕度部屋を出て通路を通り、延命門(向々)から御講屋へ入つて、

多くの場合は神前に向つて舞い始めることになる。また舞い終わると同様に延命門(向)から御講屋を出る。

延命門(向)から御講屋を出る。
 なお、神前、向、脇(左)、脇(右)は、平(正方形の辺)を示す語であるが、その四隅もまた立ち位置となることがあり、これら呼ぶ名称がないので図のように①②③④で示すことにする(①は、「神隨」諸神観請二納)で神歌を歌う位置でもある)。



又、二人以上の舞では、舞手が二手に分かれて舞う「割り」があり、その時の舞手の基本的な立ち位置を「わが座」、その向かいを「人の座」とい、人の座へ行つたり、わが座へ戻つたりする。このわが座・人の座は、例えばオズとセキが向に並んで立つ場合にも、セキの立ち位置はオズにとつて人の座になり、向で座を替えて舞うこともしばしば見られる。

以上が面舞・刀舞の概要と御講屋における基本的な舞位置である。

次節以下では、演目解説において動きの構成用語として用いた言葉の凡例を示しつつ、動きの構成上の特徴に言及していきたい。

第二節 面舞の型

面舞には、「面の五方」と仮に名付けた基本的な舞い方がある。その舞い方は、次の通りである。

神前に向い、両手を交互に振り上げながら跳んで進み、大きくナンプで退つていく。中央まで同じく跳び進み、開扇をさして横向きに脇(右)へ跳んで行き、前と同じく脇(左)へ退る。中央まで跳び進んで横向きに向へ跳んで行き、前と同じく神前へ退る。中央まで跳び進んで横向きに脇(左)へ跳んで行き、前と同じく脇(右)へ退る。中央まで跳び進んで横向きに神前へ跳んで行き、前と同じく向へ退る。

〔面の五方〕では、跳んで進むところよりはナンプで退るところが重要であると考えられる。一步退るたびに四方を眺めわたす面遣いに位を見せる。これを向・脇(左)・神前・脇(右)・向と五方に繰り返すので〔面の五方〕と名付けた。

この〔面の五方〕は「飛出」(金山「宇治」(幣貫)の最後にも「田の神」「鉾舞」(住吉「龍藏」(太力)にあるが、子供の舞う「飛出」と「田の神」は進むと退るの同じに舞う。また女神である「高幣」にはなく、御講屋を順に巡つて舞う)。

この他に「飛出」と「鉾舞」に共通する型として「四方折敷」がある。隅の②から順次③、④、①と折敷をする。ただし「飛出」では順に廻りながら座を移り、「鉾舞」では折敷の後に鉾をかついで坐ることがある。

第三節 刀舞の型

刀舞の最も基本的な型は、ケガレを踏むことである。刀舞の基本とされる「神隨」でいえば、四人の舞手が御講屋に入り、神前に向つて向に並び、最初に舞うのがケガレを踏むである。これには、鯛をひねって振り下ろすザツクイが伴う。

左、右と足を出して左足を跳ねてザツクイ、左、右と足を戻してザツクイ、左、右と踏み直してザツクイ、左足を戻して、右、左と踏み直してザツクイ、右足を戻し揃えてザツクイ。このケガレを踏むは、刀舞で御講屋に入つて必ず舞われる型である。この他にケガレを踏むの前に、

扇をさして左足を出し、両足を踏み直し、両足を踏み直して右足を出し、両足を踏み直して、また扇をさして左足を出し、右足を跳ね、左足を戻して扇をさして、両足を踏み直し、右足を戻して揃える。

という型が舞われる事もある。これは単独で行われることはなく、必ずケガレを踏む前に行われるので、これをケガレを踏む◎としてケガレを踏むと区別した。また、扇をさしてゆり、反対に向き直って扇をさす、という型もやはりケガレといわれるので、これをケガレ付とする。

さて、刀舞の基本である「神隨」では四首の神歌が歌われるが、向^アで(「サシ向^ア」)の後にオンス、脇^ア(左)での(「サシ脇^ア」)の後に二番、神前での(「サシ神前」)の後に三番、脇^ア(右)での(「サシ脇^ア」)の後にセキが神歌を歌う。それぞれの舞い方は次の通りである。

〔サシ向^ア〕

向^アで、モックリ返し。ケガレを踏む◎。神前へ通り、神前で、ケガレを踏む◎。向^アへ通る。

向^アで、神前へ(サシ扇)、ケガレ、片舞解き。

神前へ(サシ扇)、ケガレ、双舞解き。

向^アで、ケガレを踏む。

〔サシ神前〕

神前で、ケガレを踏む。向^アへ通り、向^アで、ケガレを踏む。神前へ通る。

神前で、向^アへ(サシ扇)、片舞解き。

向^アへ(サシ扇)、双舞解き。

神前で、ケガレを踏む。

〔サシ脇^ア〕(脇^ア(右)の場合は、脇^アの左右が逆になる)

脇^ア(左)で、ケガレを踏む。モックリ返し。

脇^ア(左)で、脇^ア(右)へ(サシ扇)、片舞解き。

脇^ア(右)へ(サシ扇)、双舞解き。

デシ(両手を開きながら横跳び)二度、中央と自分の座で刀立て

モックリ返しは、ザツクイをしながら一歩出て、順に廻りながら跳び戻す型をいう。また片舞解きは、その場で逆に、双舞解きは、その場で逆、順に廻ること。サシとは半身で足を送りながら扇または扇をさす型で、〔サシ向^ア〕(サシ神前)〔サシ脇^ア〕ともにサシ(扇)、サシ(鏡)があることから、サシを中心に四方での「一連の型の名称を付けた。」

なお、神歌の後に座を移る時には、まず輪の内へ一歩出てザツクイ、戻ってザツクイ、ザツクイをしながら次の座まで行き、輪の外と内にケガレをする。これを座を移るとした。

「神隨」(諸神観請「納」)の四人で舞い、四首の神歌が歌われる刀舞では、神歌の前に〔サシ向^ア〕(サシ神前)〔サシ脇^ア〕が舞われる。

〔中入〕の神歌のところ、「杵舞」の冒頭もこれに類似するが、例えば神前前で神前に向って舞った後に向^アへ通り、改めて向^アで舞うので〔サシ神前→向^ア〕のように表記した。その型は次の通りである。

〔サシ神前→向^ア〕

神前の前で、神前に向って並び中入では二列に、ケガレを踏む。向^アへ通る。

神前で、向^アへ(サシ左)、ケガレを踏む。向^アへ通り、向^アへ通る。

向^アで、神前へ(サシ左)、ケガレ付、片舞解き、ケガレ付、双舞解き。

神前へ(サシ左)。人の座へ行き、〔折敷〕。

脇^ア(右)へ行く(杵舞はケガレ舞直り)。

*中入では〔折敷〕の後、「神前へ(サシ扇)、わが座へ戻って、双舞解き。ケガレを踏む。」

〔サシ脇^ア(右)―脇^ア(左)〕

脇^ア(左)の前で、脇^ア(右)に向って並び、ケガレを踏む。向^アへ通る。

跳んで脇^ア(左)へ行き、

脇^ア(左)で、脇^ア(右)へ(サシ左)、ケガレ付、片舞解き。ケガレ付、

双舞解き。

脇^ア(右)へ(サシ左)、人の座へ行き、〔折敷〕。

向^アへ行く(杵舞はケガレ舞直り)。

* 杵舞では最初に「双舞解き。脇 \wedge (右)へ(サシ)杵」

* 中入では「折敷」の後、「わが座へ戻って、双舞解き。デシ(刀開き)二度。脇 \wedge (左)、脇 \wedge (右)へ(刀立て)。」

〔サシ向 \wedge —神前〕

向 \wedge の前で、向 \wedge に向って並び、ケガレを踏む。向き直って、

向 \wedge で、神前へ(サシ)左、ケガレを踏む。神前へ通り、向き直って、神前で、向 \wedge へ(サシ)左、ケガレ \uparrow 、向き直って、片舞解き。ケガレ \uparrow 、双舞解き。

向 \wedge へ(サシ)左、人の座へ行き、「折敷」。

* 杵舞では最初に「双舞解き。向 \wedge へ(サシ)杵」

* 中入では「折敷」の後、「わが座へ戻って、双舞解き。ケガレを踏む。」

〔サシ脇 \wedge (左)—脇 \wedge (右)〕

脇 \wedge (左)の前で、脇 \wedge (左)に向って並び、ケガレを踏む。向き直って、

跳んで脇 \wedge (右)へ行き、脇 \wedge (右)で、脇 \wedge (左)へ(サシ)左、ケガレ \uparrow 、片舞解き。ケガレ \uparrow 、

双舞解き。脇 \wedge (左)へ(サシ)左、跳び廻って中央で脇 \wedge (左)へ向き、「折敷」。

* 杵舞では最初に「双舞解き。脇 \wedge (左)へ(サシ)杵」

* 中入では「折敷」の後、「わが座へ戻って、双舞解き。デシ(刀開き)二度。脇 \wedge (右)、脇 \wedge (左)へ(刀立て)。」

〔中人は「神隨」「諸神親詣」「納」と同じくサシの四方の後にそれぞれ神歌が入るが、「杵舞」では神歌なしに四方を舞い続けるために、座を移動する必要がある。ケガレ舞直りはケガレを踏みながら途中で跳んで座を移動すること。〕

また「三笠」ではサシのない〔サシ向 \wedge 〕〔サシ神前〕〔サシ脇 \wedge 〕がケガレ

舞直りで舞われ、「一番舞」では神歌のあとにそれぞれ〔サシ向 \wedge 〕だけが舞われる。

一方、「神隨」の舞揚、「式参番」「地割」「諸神親詣」の舞揚、「中人」の舞揚、「観」「長刀」ではサシの四方が一続きに舞われるので、座を移動時の舞直りによって、「サシ四方ケガレ舞直り」と「サシ四方サシ舞直り」とした。

〔サシ四方ケガレ舞直り〕

向 \wedge で、モックリ返し、ケガレを踏む。神前へ通り、神前で、ケガレを踏む。向 \wedge へ通る。

向 \wedge で、神前へ(サシ)廻、①と③へ別れて人の座へ(ケガレ)巡り○、

向 \wedge で、神前へ(サシ)廻、②と④へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、

向 \wedge で、神前へ(サシ)廻、①と③へ別れて人の座へ(ケガレ)巡り○、

向 \wedge で、神前へ(サシ)廻、②と④へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、

向 \wedge で、ケガレ舞直りで脇 \wedge (左)へ行く。

脇 \wedge (左)で、ケガレを踏む。モックリ返し。

脇 \wedge (左)で、脇 \wedge (右)へ(サシ)廻、②と④へ別れて人の座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (左)で、脇 \wedge (右)へ(サシ)廻、③と①へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (左)で、脇 \wedge (右)へ(サシ)廻、④と②へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (左)で、脇 \wedge (右)へ(サシ)廻、①と③へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (左)で、脇 \wedge (右)へ(サシ)廻、②と④へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、

神前へ、双舞解き。

神前で、向 \wedge へ(サシ)廻、④と②へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、

神前で、双舞解き。ケガレ舞直りで脇 \wedge (右)へ行く。

脇 \wedge (右)で、ケガレを踏む。モックリ返し。

脇 \wedge (右)で、脇 \wedge (左)へ(サシ)廻、④と②へ別れて人の座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (右)で、脇 \wedge (左)へ(サシ)廻、①と③へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、脇 \wedge (右)で、脇 \wedge (左)へ(サシ)廻、②と④へ別れてわが座へ(ケガレ)巡り○、

④と②で、ケガレを踏む◎。人の座へ通り、②と④で、ケガレを踏む

◎。わが座へ通る。
④と②で、人の座へ(サシ)扇、人の座へ(ケガレ)廻り●、②と④で、
双舞解き。

②と④で、わが座へ(サシ)扇、わが座へ(ケガレ)廻り○、④と②で、
双舞解き。

ケガレ舞直りで①と③へ行く。

①と③で、ケガレを踏む◎。モツクリ返し。

①と③で、人の座へ(サシ)扇、人の座へ(ケガレ)廻り●、③と①で、
双舞解き。

③と①で、わが座へ(サシ)扇、わが座へ(ケガレ)廻り○、①と③で、
双舞解き。ケガレ舞直りで向へ行って並び、双舞解き。

〔サシ四方サシ舞直り〕

向へで、モツクリ返し。ケガレを踏む◎。神前へ通り、神前で、ケガ
レを踏む◎。向へ通る。

向へで、神前へ(サシ)扇、①と③へ別れて人の座へ(跳び)廻り●、
向へで、神前へ(サシ)扇、②と④へ別れてわが座へ(跳び)廻り○、

向へで、双舞解き。
向へで、神前へ(サシ)扇、①と③へ別れて人の座へ(跳び)廻り●、
向へで、双舞解き。

向へで、神前へ(サシ)扇、②と④へ別れ、サシ舞直りで脇へ(左)へ行
き、双舞解き。

脇へ(左)で、脇へ(右)へ(サシ)扇、②と④へ別れ、フツカケ舞直りで
神前へ行き、双舞解き。

神前で、向へ(サシ)扇、③と①へ別れて人の座へ(跳び)廻り●、
神前で、双舞解き。

神前で、向へ(サシ)扇、④と②へ別れ、サシ舞直りで脇へ(右)へ行
き、双舞解き。

脇へ(右)で、脇へ(左)へ(サシ)扇、④と②へ別れ、フツカケ舞直りで
④と②へ別れ、双舞解き。

④と②で、人の座へ(サシ)扇、人の座へ(跳び)廻り●、②と④で、双

舞解き。

②と④で、わが座へ(サシ)扇、サシ舞直りで①と③へ行き、双舞解き。
①と③で、人の座へ(サシ)扇、フツカケ舞直りで向へ行き、双舞解
き。

〔サシ四方サシ舞直り〕で人の座へ行き、わが座へ戻るときには、ザツク
イをしながら歩いて御講屋を巡るケガレ廻りと跳んで巡る跳び廻りとが
ある。

第四節 神楽舞の芸態

(一) 門 境

〔鬼神・一人。鬼面・緋狩衣・白足袋・毛笠。扇・藤の鞭〕

鬼神は右手に開扇、左手に藤の鞭を持ち、ナンバで御講屋に入り、神
前へ進み、そのまま退き、再び進んで、神前の前で向へを向いて腰掛に
座る。

〔山人・一人。白衣・青袴・白足袋・烏帽子。扇・高幣〕

山人が右手に扇、左手に高幣を持って御講屋に入り、神前に向かって
ケガレを踏む。

山人(蘇)といは鬼神に向き合って立ち、問答となる。

◆山人 門申候えや、門申候は、いかど目出度存じ候

◆鬼神 誰か夜中に門とことうは、ふしんともふしんなり、汝早々申せ、

聞かん

(八つ歌)

山人 山の神 たれ山口にいらいそめ あらしの風のさむき所に

鬼神 山の神 たれ山口にいらいそめ あらしの風のさむき所に

山人 山人の けさとく出て山口に こしば折敷待つぞ久しき

鬼神 山人の けさとく出て山口に こしば折敷待つぞ久しき

山人 山おろす 風なかりせば我前の 庭の木の葉をたれやはくらん

●鬼神 山おろす 風なかりせば我前の 庭の木の葉をたれやはくらん
すぐろくの 十五の石をわり立てて かとうまけじのろんをこ
そする

●鬼神 すぐろく 十五の石をわり立てて かとうまけじのろんをこ
そする

●山人 ちしやのむし ちしやのおろろにまきこめて かねのくさりで
つなぎとめたよ

●鬼神 ちしやのむし ちしやのおろろにまきこめて かねのくさりで
つなぎとめたよ

●山人 おこすには いかなる神もおこすもの あらひらばかりおこし
かねたよ

●鬼神 そもそもこれより東山高砂が嶽高砂か峯に分け入って、神の本
に立ち寄って、腰よりは大刀剣抜き出だし、柴の社を建立し、
みよと神を中に据え参らせ、目より下三尺の掛の魚を掛け、五
寸なる手づつに酒を入れ参らせ、ふくれいの御鏡三枚武具の礼
物とそなえ、白米七斗七升七合、黒米七斗七升七合、くわらり
くわらりとまきあげて、この山のおさなき神、ささなき神を奥
山に七度、中山に七度、山口に七度、三七二十一度あとにつき
かえすといえる、その時はかまのえん、門口より烏帽子の風口
までも小手なるおないことも、えんざおんさの音を立て、かの
ま榊葉をさほうになさんと申すこそふしんともふしんなり、汝
早々申せ 聞かん、

●山人 山人は神歌を歌いながら白衣を脱ぎ、鬼神の後ろに回って鬼神の肩に
掛ける。

●山人 我が母の おりて着せたるあさ衣 鬼神に刺がる身こそつら
けり

●鬼神 これより 山の神祭りすべし

●鬼神 終わると鬼神は立つて回り、神前に向かつて坐る。神職もその脇に坐
る。山人は神櫃に供えてある供物(白米・黒米・鏡餅・瓶子・盃)を鬼神

の前に並べ、終わると山人も鬼神の脇に坐る。

●神職は二拍二礼の後、祝詞(禊祓)をあげる。

●山人は鬼神・神職の周りを廻りながら供物の黒米を撒き、鬼神に御酒
を勧める。

●終わって神前へ供物を戻し、神職と山人は退く。

●鬼神は退きながら無い、御講屋を出る。

(二) 香番舞
二人。緋・白袴・赤帯・御笠。鏡・扇

●オンズとセキは右手に鍋、左手に閉扇を持って御講屋に入る。
神前に向かつて並び、ケガレを踏む。坐って鍋と扇を置く。

●楽屋が神歌を歌う。

●神歌 露島の 峯より奥の やはんが 霧はれて 現われ出する 所
の峯の神 現われ出するや、その峯の神 やはんが 御講屋に
参り拝めば よいやはの神下る

●霧島の小岩の上の小たちばな なりこそまされ りゆうのはや
さや なりこそまされ りゆうのはやさや やはんが 御講屋
に飾りし造花のよいや あの中に

●オンズとセキは立つ。
(サシ向)

●向んで、ケガレを踏む。坐る。

●オンズが立ち、ケガレを踏む。オンズと楽屋が神歌を歌う。

●神歌 露島の 峯より奥の やはんが 霧はれて 現われ出する 所
の峯の神 現われ出するや、その峯の神 やはんが 御講屋に
参り拝めば よいやはの神下る

●神歌 神下る いかん氏人 たつとかららん

セキも立ってオンスと並ぶ。

〔サシ向メ〕

向メで、ケガレを踏む。坐る。

■セキが立ち、ケガレを踏む。セキと楽屋が神歌を歌う。

■神歌 霧島の 小岩の上の 小たちばな なりこそまされ りゆうの
はやさや なりこそまされや りゆうのはやさや やはんが

御講屋にかざりし造花のよいや あの中に

●神歌 中にこそ 神のとれいをそろえたてたよ

オンスも立ってセキと並ぶ。

中央で、テシ(左右に横走り)三度。

順に回って向メで、〔折敷〕、人の座へ行つて〔折敷〕、わが座へ戻つて

双舞解き。

ケガレを踏む。坐る。

オンスとセキは錫と扇を採つて立ち、閉扇をさし、ザツクイをしながら順に巡つて、御講屋を出る。

(三) 神隨・舞攝

【神隨】

〔四人。白衣・青袴・白足袋・烏帽子。錫・刀〕

右手に錫、左手に刀を持って御講屋に入り、神前に向かつてケガレを踏む。坐つて錫と刀を置く。

錫と刀を採つて立つ。

向メで、〔サシ向メ〕

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、オンスが神歌を歌い、他が和す。

■神歌 霧島の 峯より奥の霧暗れて 現われ出するその峯の守

ケガレを踏みながら座を移る。双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、脇メ(左)に並ぶ。

脇メ(左)で〔サシ脇メ〕

〔テシ〕(横跳び、刀立て折敷)

脇メ(左)で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、二番が神歌を歌い、他が和す。

■神歌 千早振る 我が身は神の社にて 出で入る風は伊勢の守風

ケガレを踏みながら座を移る。双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、神前に並ぶ。

神前で、〔サシ神前〕

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、三番が神歌を歌い、一部を他が和す。

■神歌 もみじ葉の 裏に一房残りしは 冬の花とは見るべかるらん

ケガレを踏みながら座を移る。双舞解き。

刀を担いで中向きで中腰、脇メ(右)に並ぶ。

脇メ(右)で、〔サシ脇メ〕

〔テシ〕(横跳び、刀立て折敷)

脇メ(右)で刀を担ぎ、右向きで中腰になる。

四方に別れて立ち、セキが神歌を歌い、他が和す。

■神歌 年ごとに 冬の中ばに巡りきて 神楽の音を聞くぞうれしき
ケガレを踏みながら座を移る。双舞解き。向メと神前に向き合つて立

つ。

向メと神前から、〔割り四方〕

向メと神前から、〔テシ四方〕(合せ開き)、跳んで向メに並ぶ。

双舞解き。ケガレを踏む。

向メの前に坐り、錫と刀を置く。

錫と刀を採り、ケガレを踏んで四隅に控える。

【舞揚】

〔一人。白衣・白袴・赤袴・たっさび・赤帯・黒脚絆。刀二振〕

両手に刀を持って御講屋に入り、神前に向かってケガレを踏む。坐つて刀を置く。

刀を採つて立つ。

〔サシ四方サシ舞直り〕跳び巡り

〔テシ四方〕回し跳び、折敷(向へ・神前)・刀立て折敷(脇へ)

④へ行き、〔テシ〕回し跳び・刀立て折敷。折敷三度で逆に巡り、折敷で逆に廻る。

①へ行き、〔テシ〕回し跳び・刀立て折敷。折敷三度で逆に巡り、折敷で逆に廻る。

向へ行き、双舞解き。ケガレを踏む。中央に坐り、刀を置く。

神隨の舞手が左右に二人ずつ坐る。

それぞれ採り物を持って立ち、ザツクイで順に巡つて、御講屋を出る。

(四) 式参番

〔二人。緋・白袴・赤帯・御笠。錫・扇。背に赤の御幣二本を挿す〕

右手に錫、左手に閉扇を持って御講屋に入り、神前に向かってケガレを踏む。坐つて錫と扇を置く。

オンスとセキは右手に錫、左手に閉扇を採つて立つ。

〔サシ四方ケガレ舞直り〕

向へで、ケガレを踏む。坐つて扇を置く。

背の御幣を左手に採り、向へに立つ。

〔サシ四方サシ舞直り〕ケガレ巡り

向へで、ケガレを踏む。坐つて錫を置く。

両手に御幣を持って立つ。

〔サシ四方ケガレ舞直り〕

〔テシ四方〕回し跳び、折敷(向へ・神前)、幣立て折敷(脇へ)。④と

②へ別れ

④と②で、〔テシ〕回し跳び、幣立て折敷。折敷三度で逆に巡り、折敷で逆に廻る。①と③へ行き、

①と③で、〔テシ〕回し跳び、幣立て折敷。折敷三度で逆に巡り、折敷で逆に廻る。

向へ行つて並び、双舞解き。ケガレを踏む。神前に向かって坐り、幣を置く。

オンスとセキは幣を採つて立ち、御幣を回しながら順に巡つて、御講屋を出る。

(五) 大光神・地割・飛出・高幣・金山・宇治・幣貫

【大光神】

〔一人。神面、緋狩衣・白足袋・毛笠。扇・藤の籠〕

大光神は御講屋の前に立つて、唱え。

◆大光神 ただ今この所を拝見するに、御講屋を飾り、みはけを拵え、

四角八方の御注連を引き、太鼓を打ち、笛を吹き、五音八音

の楽を奏し、天に響を上げ、大地を動かし候事、大地と云者

天神七代より地神五代までこれを司するなり、五代の始め神

代四弓を以てこの地を割り、大小の諸神を観請申さんとの思

いをなし候事、四弓の根元あるべし、早々申せ、聞かん、

右手に閉扇、左手に藤の籠を持って御講屋へ入る。

舞いながら神前へ進み、向き直つて、神前の前の高台に向へを向いて腰掛ける。

【地割】

〔二人。白衣・青袴・赤片袴・赤帯・御笠、白足袋。錫・弓矢〕

右手に錫、左手に弓、矢を持って御講屋へ入る。
オンズとセキは神前に向つて、ケガレを踏む。大光神の前に立つ。

◆ オンズ
オンズは一歩出て、大光神に向き合う。
そもそも地神五代の始め、神代四弓の根元の事をや、神祇に

地割地鎮として弓矢を用ゆる事、四つの矢は四天王、弓は日輪
輦なり、中央に立つて八方に藤の鞭を当て見るに、則ち輪宝
の形なり、陰陽根本、その故如何、白色中にして赤色上なり、
弓に竹を用ゆる事、不長不短にして空虚なるは神なり、四弓
と云者、第一に座陣の弓、第二に発向の弓、第三に治世の弓、
第四に護持の弓なり、まず座陣の弓と云者、高天原にて日神
と素戔鳴之尊と戦ひ給う弓、居ながら治め給う弓なり、日神
は背の上に朝を負い、臂に威稜の高柄を着き、御手に天の提
弓と矢を取つて、自ら迎ひて防ぎ給う事、則ち座陣の弓なり
そもそも発向の弓と云者、天稚彦に賜つたる弓也、高皇靈之
尊、さらに諸々の神々を集めて遣わすべき者と、皆曰く、
天津国玉の御子天稚彦は、これ猛き人なり、これにおいて、
高皇産靈之尊天稚彦に賜つたる天の龍弓天の羽々矢をもつて
遣わす、これ則ち発向の弓なり、天稚彦国玉の娘下照姫を娶
り、中津国を治めんとす、その久しく来らざるを怪しんで、
高皇産靈之尊と無名の雄を遣して伺す、天稚彦の門の前湯津
堂木の梢に居給う時、天索女見て天稚彦に申す、則ち高皇産
靈之尊に賜つたる弓と矢を取りて雄を斃す、雄の高むねを通
りて、高皇産靈之尊のまします前に到る、尊その矢を見て曰
く、この矢いんざき我が天稚彦に賜つたる矢なり、この矢血
に濡れたら、矢を取つて投げ下す、天稚彦の高むねに当りて、
たちがくれに死す、則ちはやちを遣わす、死に屍を上げ、天
にいたりて、もやを作つてもがし、これ則ち発向の弓なり、
これをこそ五代の始めの二弓と名づけたら、
そもそも座陣、発向の弓もかの如くに候、治世、護持の弓の
根源あるべし、早々申せ、聞かん

◆ 大光神
オンズは元の場に戻る。

セキは一歩出て、大光神に向き合う。
そもそも治世の弓と云者、彦火々出見の尊の御弓なり、彦火々
出見の尊は葺不尊の御父なり、木之花開座姫は御母なり、
兄の火之降降之尊は海の幸あり、弟出見の尊は山の幸あり、
各々相替えてその幸を得ず、これを見悔み則ち弟の弓と矢に
遣つて己れが釣針を乞う、弟の尊兄の釣針を失う、由無く出
見の尊憂いて海辺に行き訪ひし時、塩土之翁を訪ひ、その教
えに従つて海神の宮に行つて、豊玉姫を娶り、三年となりぬ、
海神元の釣針を授け、又満潮つる珠を郷に持ち帰りに、兄を
逼め悩ます、これ則ち治世の弓なり、

◆ セキ
オンズは元

護持の弓と云者、天の御孫降臨の時持し給う弓也、
天の御孫曰く、天照大神の御孫又名は皇の御孫と申すは、母
方高皇産靈の御孫の故、瓊々杵之尊降臨の時、天の忍日之
尊、天之穂津大来目等背に天の磐軋を負い、臂に威稜の高柄
を着き、御手には天の櫛弓天の羽々矢を持って、日向の襲之
高千穂の峯二上の嶽天の浮橋の上を下り、戦ひ給う時持し給
う弓なり、これによつて地を割り、四方に矢を立て、中央に
習あり、護持の弓もかくの如くに候、この二弓を以て、神
代より人皇まで国土太平に治め給う弓なり、
さては四方の根本貴きかなや、神代四弓を以て天地を定め、
地を割り、四方より来たらん悪魔を退散し、諸々の神明を宗
敬されよ、我も同然たるべし

◆ 大光神
大光神はナンバに舞つて御講屋を出る。

オンズ、セキは神前の左右に弓を立て掛け、元の場に坐る。

オンズ、セキは右手に錫、左手に閉扇を持ち、神前に向つて立つ。
《サシ四方ケガレ舞直り》
向へに並び、ケガレを踏む。

オンズとセキは神前の左右に立てあつた弓と矢、藤の鞭を振り、右
手に藤の鞭、左手に弓と矢を持って神前に向かい、中腰に並び、右

〔サシ四方サシ舞直り〕(ケガレ巡り)(四方のみ)

向_アに並び、ケガレを踏む。中腰になる。

オンス、セキは立つて、弓と矢・藤の鞭を神前の左右に置き、控える。

【飛出】

〔一人。神面・緋・白袴・赤帯・毛笠。扇・藤の鞭〕

飛出が右手に開扇を持ち、扇を大きく左右に振りながら御講屋へ入る。

〔面の五方〕

向_アで神歌を歌う。

■神歌 山のはに 霞の衣を脱ぎかけて 一人や月の秋道にのぼるかな

〔面の五方〕

向_アで神歌を歌う。

■神歌 この山は せいある山かせいなくば 山もりすえて氏と定めん

〔面の五方〕

向_アで神歌を歌う。

●神歌 この山は 雪ふるつもり人も来ず 今来る人は氏とさだむる

〔面の五方〕〔四方折歌〕〔面の五方〕

御講屋を出る。

【高幣】

〔一人。神面・振袖・白足袋手拭い。扇・高幣〕

高幣が右手に開扇、左手に高幣を持って御講屋へ入る。

高幣は御講屋を順に巡り、向_アに立つ。

向_アで神歌を歌う。

■神歌 さい清 さいへい さいはい ことも高天の原なり やあんあ

再び御講屋を順に巡る。

向_アで神歌を歌う。

■神歌 四方の神々 皆集り給いて 神あそびめす

再び御講屋を順に巡る。

向_アで神歌を歌う。

■神歌 幣たつる ことも高天原なり やあんあ

神前へ進み、扇と高幣を置き、辺りを窺うように中腰で歩きまわり、裾をからけて放尿し、チリ紙を使う。再び扇と高幣を採って退場する。

オンスが右手に藤の鞭、左手に弓と矢二本を持ち、神前に向かって中腰になる。

オンスは立つて、〔サシ四方サシ舞直り〕(ケガレ巡り)

舞い終わって元の位置に控える。

【金山】

〔一人。神面・緋狩衣・大口袴・白足袋・毛笠。扇・藤の鞭〕

金山は右手に開扇、左手に藤の鞭を持ち、仕度部屋を出て道歌を歌う。

■道歌 八雲立ち いつも八重垣つまこめて 八重垣作るその八重垣を

舞いながら御講屋へ入り、向_アに立つて神歌を歌う。

■神歌 見渡せば 四つのすまなるをろのそや 梓弓こそ中に見えたよ

〔面の五方〕

向_アで半身になり、唱え。

◆金山 そのも神地始めの根本は、天地の二方を定めんと、天は三十

三天、地は四十九けつに割つたる地を、誰に案内を得割給うよ

なり

〔面の五方〕

向_アで半身になり、唱え。

◆金山 その時天のさざり、地のさざりとこうしようして、万物の神も

現れずする

〔面の五方〕

向_アで半身になり、唱え。

◆金山 その時雨風も花も紅葉も月雪も 何れも神の姿なりけり

〔面の五方〕

向_アで扇を閉じ、交互に扇、藤の鞭をさしてジグザグに神前へ進む。

金山は、セキから矢を受け取って腰を下ろして担ぎ、次にオンズから同じ。
オンズとセキは向かいの隅に移って坐り、金山は交互に膝を付きながら向メへ行き、前と同様に矢を受け取る。両手に二本ずつ矢を持って大きく左右に回し、四隅で担いで坐る。向メに四本の矢を置き、開扇と藤の鞭を採って
〔面の五方〕
御講屋を出る。

セキは右手に藤の鞭、左手に弓と矢二本を採り、神前に向かって中腰になる。

セキは立って、〔サシ四方サシ舞直り〕（雑び巡り）
終わると元の位置に控える。

〔宇治〕

〔一人。神面・白狩衣・緋大口袴・赤袴・たつさび・白足袋・毛笠。扇・御幣〕

宇治は右手に開扇、左手に藤の鞭を持ち、向メの鳥居の手前で道歌を歌う。

道歌 氏人の 音だに聞けば山中に 月待ち居たる心こそすれ

宇治は御講屋に入り、

〔面の五方〕
宇治は向メに立ち、唱えをする。

◆宇治 そもそも、かの幣白を持つる事は、八百万世の神明を宗教申さん為也

〔面の五方〕
宇治は向メに立ち、唱えをする。

◆宇治 その時かの幣白を逆に立てて見るに、不生不滅なり、かるが故に順に立て見るに、和合のちりに混わりて、五行の神も現れぞする

〔面の五方〕

宇治は御幣をさして半身のままセキのところへ行き、次に開扇をさして同じくオンズのところへ行く。宇治はセキから矢を受け取って腰を下ろし、オンズからも同様。オンズとセキは向かいの隅に移る。宇治は同じくセキ、オンズから矢を受け、採物を左右に振っては担いで四隅に腰を下ろす。

〔面の五方〕
御講屋を出る。

オンズとセキは右手に藤の鞭、左手に弓と矢二本を採って神前へ向かって中腰となる。

オンズとセキは立ち、順に巡って、御講屋を出る。

〔幣貫〕

御講屋の中央に高幣が置かれる。

飛出が右手に開扇を持ち、扇を大きく左右に振りながら御講屋へ入り、順に巡る。

次に高幣が右手に開扇を持ち、扇を左右に振りながら御講屋へ入り、順に巡る。

次に金山が右手に開扇を持ち、扇を大きく左右に振りながら御講屋へ入り、順に巡る。

次に宇治が右手に開扇を持ち、扇を大きく左右に振りながら御講屋へ入り、順に巡る。

飛出が高幣を取って中央で舞うと、高幣が高幣を奪い取り、飛出は退場する。

高幣が高幣を採って舞うと、金山が高幣を奪い取り、高幣は退場する。金山が高幣を採って舞うと、宇治が高幣を奪い取り、金山は退場する。

宇治は右手に開扇、左手に高幣を採って、

〔面の五方〕
御講屋を出る。

(六) 諸神観請・請・舞揚

【諸神観請】

〔四人。白衣・白袴・御笠。錫・色幣〕

右手に錫、左手に藤の鞭を持って御講屋に入り、神前に向つて、ケガレを踏む。坐る。

錫と藤の鞭を採つて立つ。

向^メで、(サシ向^メ)

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、オンズが神歌を歌い、他が和す。

■神歌 霧島の 峯より奥の霧晴れて 現われ出するその峯の守

ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、脇^メ(左)に並ぶ。

脇^メ(左)で、(サシ脇^メ)

(テシ)横跳び、刀立て折敷)

脇^メ(左)で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、二番が神歌を歌い、他が和す。

■神歌 千早振る 我が身は神の社にて 出で入る風は伊勢の守風

ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、神前に並ぶ。

神前で、(サシ神前)

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

四方に別れて立ち、三番が神歌を歌い、一部を他が和す。

■神歌 もみじ葉の 裏に一房残りしは 冬の花とは見るべかるらん

ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担いで中向きで中腰、脇^メ(左)に並ぶ。

脇^メ(左)で、(サシ脇^メ)

(テシ)横跳び、刀立て折敷)
脇^メ(右)で刀を担ぎ、右向きで中腰になる。

四方に別れて立ち、セキが神歌を歌い、他が和す。

■神歌 年ごとに 冬の中ばに巡りきて 神楽の音を聞くぞうれしき

ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。 向^メと神前に向き合つて立

つ。

向^メと神前から、(割り四方)

向^メと神前から、(テシ四方)合せ開き、跳んで向^メに並ぶ。

双舞解き。ケガレを踏む。

向^メの前に坐り、錫と藤の鞭を置く。

二番、三番は採物を持って向^メの左右に控え、オンズとセキはそのま

ま。

【舞揚】

オンズとセキは錫と藤の鞭を採つて向^メに立つ。

(サシ四方ツカケ舞裏)跳び巡り)

向^メで、ケガレを踏む。

坐つて、錫と藤の鞭を置く。 オンズとセキは神前の左右に控える。

【請】

〔一人。白狩衣・青袴・自足袋・烏帽子。錫・高幣〕

請は右手に錫、左手に高幣を持って御講屋へ入り、神前に向つて、ケ

ガレを踏む。

御講屋の中央に立ち、神前に向つて唱え。

◆請 かたじけなくも日本國中三千余座八百万神天神地祇当所霧島六社

大権現諸々の御神この御講屋に観請し奉る也

そもそも天神開羅以來、陰陽の二きより万方おこらざると云う事

なし、されば混沌味分の時、一つの宝珠あり、二つに分つて軽く

澄めるは登りて天となる。重く濁れるは下りて地となる。その時色中に日月の光を放つ、またらしようもあり、ひししようもあり、善神もあり、迷えば象生と云い、悟る時は神と云う、皆これ水波のへだて清濁のなす所、それ一切の諸方本より不生不滅なり、不生不滅なるが故に自生清請なり、自生清請なるが故に神明と共に平等なり、これによつて神道の大神を勤め奉らんが為に、法界空に御講屋を飾り、御はけを建立し、それ大幣と云者、伊弉諾伊弉冉の尊の尊像を表す、尤も湯仰し奉らんが為に四角八方に御注連を引く事は、孟海の如きも四角四門を立てられしは、神道にては法珠福徳田明成就の四つの門なり、法珠門は例えば春なり、春は陽氣を得て万物出生する事、これ則ち法珠門也、福徳門は例えば夏なり、夏は天の幸を得て万物長生する事、これ則ち福徳門也、延命門は例えば秋なり、秋は万物穉りて有生の命をたすく、これ則ち延命門也、成就門は例えば冬なり、冬は万物成就し終つて当所する事、これ則ち成就門也、これによつて四方四門は立てられたり、結界清請に御講屋と號して塩ひを上ることは、一滴の水を以てあかの雲海とし、あまねく諸人の御前を清浄にならしめん、雑花を飾る事、万物掛のあと、五神の神楽男は木火土金水の五行の神、儒道にては仁義礼智信の五常、八人の八乙女、五かぐはこれ九所角ちようの響、五音七いんの楽を以て鬼神を和樂しめ、四ま怨敵を退け、あまつさえこしうぞくの舞を以て、にようずいぎよの神を現わす、きこしうしようの間に、はたなく生利の物化おこらすものなり

ここに於いて、とうだんは一心清請にして、丹精をぬきんで、無二の心ざしを専らにし、神明を崇敬し奉るなり、それいかんとなる当の大神公、次に当所の御地頭、御息災延命、次にこの村この所、諸願成就と折る所に、四方にあらなき御たちましますその神明は一々次第に相尋ねばやと存じ候

請はオンズに向い、問答。

◆請 これより東方に御立ちましますその神明は如何に
◆東方 せいたい衣にて巖の肩に掛る白雲は帯にて山の腰をめくるこけ

◆請

衣着たる巖もさもなくて、きぬきん山に帯をこそする、おうそれさ承り候、東方の木神は九々土の尊と現す、されば神名多き事六万六千六百六十六社の諸神守護してましますば、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆請

これより南方に御立ちましますその神明は如何に
◆南方 水波に月落ちて、兎波を走る、木樹影沈んでう魚木に登る、池の水涼しくして、かんこの押ぞすみよかりける、おうそれさ承り候、南方の火神、火はかく土の尊と現す、されば神名多き事七万七千七百七十七社の諸神守護してましますば、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆請

これより西方に御立ちましますその神明は如何に
◆西方 春風通り、花の開くる日しようろうことうはの落る時、浪連津に咲くやこの花冬籠り、今を春べと咲くやこの花、おうそれさ承り候、西方の金神、金は金山彦の尊と現す、されば神名多き事八万八千八百八十八社の諸神守護してましますば、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆請

これより北方に御立ちましますその神明は如何に
◆北方 遠く寒山に登りて雪景斜めなり、そぞろにあいする法印のくれ、そういう時は時月の花よりも紅なり、浅香山、影さえ見ゆる山の井のあさくは物を思ふものかな、おうそれさ承り候、北方の水神、水はみづは姫の尊と現す、されば神名多き事九万九千九百九十九社の諸神守護してましますば、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆請

請は三番に向い、問答。
これより中央に御立ちましますその神明は如何に
◆中央 おうなになに、中央の土人はや山姫の尊と現す、されば神明多き事大地に十萬八千小地五萬五千の諸神守護してましますば、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆請

請はセキに向い、問答。
これより東方に御立ちましますその神明は如何に
◆天 おうなになに、天の高き事をや、天は三十三天のうち、梵天ゆたつ天、雲に交わつて、龍神の波打つ音は天地に響き、雷は鼓

◆請

を打ち、龍女は雨を下す、天女よろごろの所にて、舞を舞い舞衣も袖をひるがえす事は、これも神明そのの仕業にて候えは、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

◆地 此れより地に御立ちましますその神明は如何に

おうなになに、大地の深き事をや、五万五千五百五十五尋五寸五分なり、この内にまかつげうと云う王のまします、この王の胸の間に火輪水輪風輪とて三つの車あり、初めの車は火を出だす、次の車は水出だす、後の車は風出す、これも神代始めの時、かくの如く成就仕給う所にて候えは、この方にもいかで悪魔は来るまじ、

請を先頭に四人は御講屋を順に巡る。この時、

- ◆請 四方天地もかくの如く、これより子の方は如何に
- ◆四人 ひぎやら大將軍にて候
- ◆請 丑の方は如何に
- ◆四人 ちようとら大將軍にて候
- ◆請 寅の方は如何に
- ◆四人 しんたら大將軍にて候
- ◆請 卯の方は如何に
- ◆四人 まごら大將軍にて候
- ◆請 辰の方は如何に
- ◆四人 はいら大將軍にて候
- ◆請 巳の方は如何に
- ◆四人 いんたら大將軍にて候
- ◆請 未の方は如何に
- ◆四人 さんちら大將軍にて候
- ◆請 申の方は如何に
- ◆四人 めらきら大將軍にて候
- ◆請 戌の方は如何に
- ◆四人 はいら大將軍にて候
- ◆請 亥の方は如何に

◆四人 くらいら大將軍にて候

終わると請、四人は巡りながら神歌を歌う。

■神歌 桐葉や、天つこやねの尊より 天地わけて神をしようする

神歌のうち小走りになり、度々巡る。

向へに並び、双舞解き。ケガレを踏む。神前に向つて坐る。

一同はザツクイをしながら順に巡り、御講屋を出る。

(七) 中入

「二人。白衣・白袴・黒脚絆・赤袴・たっさび・赤帯。鋤・刀」

【中人】

二人は仕度部屋を出て、立ち、寒屋が道歌を歌う。

●道歌 霧島の 峯より奥の霧晴れて 現れ出するその峯の守

●道歌 霧島の 小岩の上の やあはんが

■道歌 小たちはな なりこそまされ りゆうの早さや

二人は右手に鋤、左手に刀を持って、御講屋へ入り、ザツクイをしながら順に巡る。小走りになり、止まって、輪の内を向き折敷、ケガレ(輪の外と内)、双舞解き、刀を担いで中腰になる。

立って、オンズと一同が唱え。

◆一同 そもそも天神七代、第一国常立尊、第二国狭穂尊、第三豊御津尊、第四泥瓊尊・笠瓊尊、第五、大戸之道尊・大古辺尊、第六面足尊・惶根尊、第七伊弉諾尊・伊弉册尊、これこそ天神七代のはじめこれなり、

ザツクイで内へ一歩出て戻ること二度、同じく順に巡つて小走りとなり、止まって、ケガレ(輪の外と内)、双舞解き。刀を担いで中腰になる。

立って、オンズと一同が唱え。

◆一同 地神五代、第一天照大神、第二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、第

三天津彦火瓊々杵尊、第四天津彦火々出見尊、第五彦波瀲武鸕
菟彥不合尊、これこそ地神五代のはじめこれなり、
前と同じく、ザツクイをしながら御講屋を巡り、小走りになる。
神前前で、神前に向つて二列に並び、

（サシ神前→向）
神前（サシ）（龜）、わが座へ戻つて、双舞解き。ケガレを踏む。
中央で、刀を担いで中腰になる。

立つて輪になり、オンズが神歌を歌う。

■神歌 霧島の 峯より奥の霧晴れて 現れ出ずるその峯の守
ザツクイで内へ一歩出て戻ること二度、同じく順に巡つて小走りとな
り、止まって、ケガレけ（輪の外と内）、双舞解き。刀を担いで中腰にな
る。

立つて、ザツクイをしながら御講屋を巡り、小走りになる。

脇（左）の前で、脇（右）に向つて二列に並び、

（サシ脇（右）→脇（左））

わが座へ戻つて（跳び回り）、双舞解き。デシ（刀開き）二度。脇（左）、
脇（右）へ刀立て。

中央で、刀を担いで中腰になる。

立つて輪になり、中オンズが神歌を歌う。

■神歌 千早振る 我が身は神の社にて 出で入る風は伊勢の守風
ザツクイで内へ一歩出て戻ること二度、同じく順に巡つて小走りとな
り、止まって、ケガレけ（輪の外と内）、双舞解き。刀を担いで中腰にな
る。

立つて、ザツクイをしながら御講屋を巡り、小走りになる。

向（前）で、向（前）に向つて二列に並び、

（サシ向（前）→神前）

わが座へ戻つて、双舞解き。ケガレを踏む。
中央で刀を担いで右向きに中腰になる。

立つて輪になり、中セキが神歌を歌う。

■神歌 もみじ葉の 裏に一房残りしは 冬の花とは見るべかるらん
ザツクイで内へ一歩出て戻ること二度、同じく順に巡つて小走りとな
り、止まって、ケガレけ（輪の外と内）、双舞解き。刀を担いで中腰にな
る。

立つて、ザツクイをしながら御講屋を巡り、小走りになる。

脇（左）の前で、脇（左）に向つて二列に並び、

（サシ脇（左）→脇（右））

わが座へ戻つて（跳び回り）、双舞解き。デシ（刀開き）二度。脇（右）、
脇（左）へ刀立て。

中央で刀を担いで右向きに中腰になる。

立つて輪になり、セキが神歌を歌う。

■神歌 年ごとに 冬の中ばに巡りきて 神楽の音を聞くぞうれしき

ザツクイで内へ一歩出て戻ること二度、同じく順に巡つて小走りとな
り、止まって、片舞解き。向（前）と神前に向き合つて立つ。

刀を立てて人の座へ走つて通り、ケガレを踏む。向（左）と脇（右）へ移
り（跳び回り）、同じ。同じく神前と向（前）へ移り、刀を立てて人の座へ走
つて通り、ケガレを踏む。中央で互い違いの向きで一列になり、脇（

右）と脇（左）へ移り、同じ。向（前）と神前へ移り、双舞解きをしながら
輪になり、坐つて錫と刀を置く。

オンズが歌う。

■神歌 心の為に見取らす

錫を懐にしまふ。刀の切先を探つて、内、外に片膝立ちで構え、柄と
切先を持つて向（前）と神前に別れて右向きに立ち、入れ違つて戻ること二
度、三度目に人の座で折敷。自分の座へ戻つて折敷。順に巡り、脇（左）
と脇（右）に別れて右向きに立ち、同じ。順に巡り、神前と向（前）に別
れて右向きに立ち、入れ違つて戻ること二度、折敷。順に巡つて、脇（

右）と脇（左）に別れて右向きに立ち、同じ。順に巡つて、刃先を持つ
て垂らし、小走りとなつて、坐り、刀を置く。

オンズが歌う。

オンズが歌う。

■神歌 心の為に 颯取らす

刀の柄を逆手に持ち、兩膝立てて刀を「8」の字に回し、左脇にかい込ん
で左へ一転。兩膝立てて刀を「8」の字に回し、刀を右脇にかい込んで
右へ一転。

刀の中央を持って立て、その場で跳ぶ。この時、オンズは輪の中で同
じく神前へ向いて左右に跳び、順に四角く巡って再び神前へ向いて左右
に跳び、順に四角く巡ってふたたび神前へ向いて左右に跳び、中のオン
ズ、輪の一人とともに切先を持って回しながら巡る。この時、中のオン
ズは同じく向へ向いて左右に跳び、四角く順に巡る。

オンズは輪に戻り、刃先を持って垂らして巡り、坐る。

オンズが歌う。

■神歌 心の為に 颯取らす

互いに柄と切先を持ち合せて立ち、刀を上げて中へ一歩進み、下ろし
て戻ること三度、そのまま左へ進む。跳び歩きになり、岩くぐりをして
外向きになって跳び歩きになり、外向きに刀の上げ下ろし三度、右に進
む。跳び歩きになり、岩くぐり。一個所を切って二人の持つ刀をくぐる。
再び全員が持ち合い、左へ進み、坐る。

オンズが歌う。

■神歌 心の為に 颯取らす

刀の柄を持って構え、切先を垂らして立つ。その場で跳ぶ。オンズが
中で舞うこと三度、一回でオンズは輪に戻り、鋤を右手に探り、刀
を左手に持ち替えて小走りして巡り、神前の前に神前へ向かって二列に並
び、双舞解き。ケガレを踏む。坐る。

二人を残して御講屋の四隅に控える。

【舞場】

二人は両手に刀を採って、神前へ向かって立つ。

（サシ四方サシ舞直り）（跳び巡り）

刀を回しながら跳び進み戻ること三度。（折敷、順に廻って、跳び廻
りながら脇へ（左）へ行く。脇へ（左）と同じく二度、脇へ（左）と脇へ（右）
へ刀立て、折敷。跳び廻りながら神前へ行く。神前で同じく二度、（折
敷、順に廻って、跳び廻りながら脇へ（右）へ行く。脇へ（右）と同じく二
度、脇へ（右）と脇へ（左）へ刀立て。跳び廻りながら①と②へ行く。④と
②で同じく二度、刀立て三回で逆に巡る。跳び廻りながら①と③へ行く。
①と③で、同じく二度、刀立て三回で逆に巡る。跳び廻りながら向へ
行き、双舞解き。ケガレを踏む。坐る。

全員、神前の前に二列に並んで坐る。

全員、右手に鋤、左手に刀を採って立ち、ザツクイをしながら順に巡
って御講屋を出る。

（八） 田の神

「二人。神面・占着・赤袴・毛笠・まん袋。鋤・杵・飯がい・しゃも
じ」

田の神は、右手に鋤、左手に杵を持ち、背に飯がい、しゃもじ、まん
袋を挿して、向への鳥居下で礼、御講屋へ入る。

（面の五方）
中央まで進み、杵を立てて立つ。

◆田の神 霧島すめら大神の、この田の神どんと言う人は、我が事の御
めらいと申します。こん田の神どんは、この所に神舞のある
事は、ちよつかんの事で御めらい申しました。この田の神ど
んも、神舞がある事なら舞の一つ位御目にかかけましょう、オ
ンパス。

（面の五方）
中央まで進み、杵を立てて立つ。

◆田の神

こん田の神どんな、ちよつかんの事とは申しましたれども、
うしろん進いも助どんの娘嬢は、三年三月前から知ちよらい

めらい申しました、こん田の神どもも、神舞をせらい事なら、着物の一枚位作つ着しやくつち言つしやね、三年三月前から糸をひたい織つたいして、こういう立派な着物が出て申し、ところが惜しい事には、チョホ人どんの背中などには、まん袋などを縫い込んださね、オンパス、

《面の五方》

中央まで進み、杵を立てて立つ。

◆田の神

この田の神どんは、なかなか器量ん良か人で、頭はキンカン椀栂の皮、顔は杓子面、目はツクシロ目で前さね飛つ出つさね、鼻はベツサイ、口はワン、胸は鳩胸で、尻はチョボ尻、足は鴨足でエングワエングワ、オンパス、

《面の五方》

中央まで進み、杵を立てて立つ。

◆田の神

これは命の先はしりて御座居申す、掬てん汲んでん掬われん、これは飯がいとやうもんで御座居申す、この木は霧島山の山の奥のゼセラが谷と言ふもんで御座居申す、この木を伐るには、右の方を切る時には、右の方からカチリンカチリン、左の方を切る時には、左の方からカチリンカチリン、思うところにとつさい、この飯がいを作るには、外の方を削るには、外飽などを買つさね、スベリスベリスベリ、内の方を削るときには、内飽などを買つさね、スベリスベリスベリ、こういう立派な飯がいが出き申し、この田の神どもも、飯がいが舞の一つ位御目にかけますよ、

この内に杵を置き、飯がいが、しゃもじを取り出す。しゃもじを鋸で削る。右手にしゃもじ、左手に鋸を持ち、しゃもじを回しながら

《面の五方》(ただし座を替える時は前向きに進む)。
向への鳥居下で礼、御講屋を出る。

(九) 納

「四人。白衣・青袴・烏帽子・赤片袴・赤帯。鋸・刀」

右手に鋸、左手に刀を担いで御講屋へ入る。向へに並び、神前に向つて、ケガレを踏む。坐つて、鋸と刀を置く。

鋸と刀を採つて立つ。

向へで、《サシ向へ》

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

■四方に別れて立ち、オンズが神歌を歌い、他が和す。

■神歌 霧島の 峯より奥の霧晴れて 現われ出するその峯の守ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、脇へ(左)に並ぶ。

脇へ(左)で、《サシ脇へ》

《テシ》(横跳び、刀立て)

脇へ(左)で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

■四方に別れて立ち、二番が神歌を歌い、他が和す。

■神歌 千早振る 我が身は神の社にて 出で入る風は伊勢の守風ケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担ぎ、中向きで中腰、神前に並ぶ。

神前で、《サシ神前》

中央で刀を担ぎ、右向きで一列に中腰になる。

■四方に別れて立ち、三番が神歌を歌い、一部を他が和す。

■神歌 もみじ葉の 裏に一房残りしは 冬の花とは見るべかるらんケガレを踏みながら座を移る。 双舞解き。

刀を担いで中向きで中腰、脇へ(左)に並ぶ。

脇へ(右)で、《サシ脇へ》

《テシ》(横跳び、刀立て)

脇へ(右)で刀を担ぎ、右向きで中腰になる。

四方に別れて立ち、セキが神歌を歌い、他和和す。

■神歌 年ごとに、冬の中ばに巡りきて、神楽の音を聞くぞうれしきケガレを踏みながら座を移る。双舞解き。向へと神前に向き合つて立つ。

向へと神前から、(割り四方)

向へと神前から、(テシ四方)(合せ開き)、眺んで向へに並ぶ。

双舞解き。ケガレを踏み。

中央に並んで立つ。

オンズは、ケガレを踏み。唱え。

◆オンズ

只今舞い奉る御花神隨と云者、天地開けしより陰陽ありと言えども世に知れず、天地四代泥隕尊坐瓊尊より陰陽世に現われ、陰は水、陽は火にして、陰神は天照大神と現われ、女体にして静かなる事を司どり、慈悲廣大なれば、天上にましまして下界を照らし給う、陽神は素戔嗚尊と現われ、男体にして動く事を司どり、猛き心日々に勝り給うに、日本国の神々集り給いて詮議を以て根の国に送り奉る、然るに陰陽しゅうこうの理なれば素戔嗚尊は天に登り給う、その時天地震動す、姉の尊曰く、毒龍居たる所、海波を立て、猛虎きたる所、草木震動す、今、素戔嗚尊天に昇り給う、清き心あらんとて、身にはよるい甲を着し、背に天の磐笏を負い、臂に威稜の高靴を着き、御手には天のはじ弓天のはじ矢をとり、十柄の握劍を持って日向の襲之高千穂の峯二上の嶽天の浮橋の上に立つて、戦い給う事しはばなり、則ち稲妻の如し、しやしよ一如にして、遂には兄弟の御仲和合めされて、火の勢いよいよ強くして世界を照し給う事甚だし、水は潤いをなし、五穀草木を養ひ、國土豊饒して如意満足す、これ神隨の始め也、されば大六天の魔王も障礙をなさず、邪魔下道、魍魎、鬼神やまおんでき等も悪事災難をなす事なし、諸神もやうけうなれば諸願成就す

これによって十種の功德あり

第一 世間のあけらを愛する事、梵天帝釈の如し

第二 種々の財宝を得る事、天王大神の如し

第三 諸神の感応を得る事、日鏡の如し

第四 げんそくしゆたつたる事、獅子王の如し

第五 一切衆生に養育せらるる事、花の如し

第六 けかつの難にあわす

第七 当病の難にあわす

第八 軍ばいの難にあわす

第九 食欲なる父母の腹に宿す

第十 諸神のなき国に出生せず

上宇田、天中、無田、法界、下金剛、龍藏界に至るまで打ち納めたる御花神隨これなり。

神楽人が神樂より三方(白米)を下ろす。

続いてオンズは鞆鼓を誦し、九字を切る。

この間、宿主が御講屋へ入り、三番とセキの間に立つ。

オンズが神歌を歌いながら、宝取りを行う。

オンズは列に戻り、双舞解き。

宿主は御講屋を出る。

◆オンズ 四人は輪になり、オンズが神歌を歌いながら順に巡る。

謹清、東方青帝木神力士立って諏訪大明神、又の御名はたけみなかたの尊也

謹清、南方赤帝火神力士立って熱田大明神、又の御名はかく土の尊也

謹清、西方白帝金神力士立って宇佐大明神、又の御名はたきつ姫の尊也

謹清、北方黒帝水神力士立って貴北大明神、又の御名は秋津日の尊也

謹清、中央黄帝土人力士立って天照大神、又の御名ははや山姫の尊也

五方に五神守護せしめおわします

まず山には山神おわします、木には木神おわします、野にはは

んずはやまのおわします、道には道路神おわします、海には海

龍おわします、石にはひやく石おわします、大地には地神光神

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、

おわします、川には水神おわします、
終わると小走りになり、向^ムで、神前へ向いて、**双舞解き**。ケガレを
踏む。
坐つて、鋤と刀を置く。

鋤と刀を採つて立ち、ザツクイをしながら順に巡つて、御講屋を出る。

(10) 舞

〔二人。白衣・白袴・赤帯・黒脚絆。鋤・扇〕

オンズとセキは右手に鋤、左手に閉扇を持つて御講屋へ入り、神前に
向つてケガレを踏む。
坐つて、鋤と扇を置く。

鋤と扇を採つて立つ。

〔サシ四方サシ舞直り〕(跳び巡り)(向^ムのみ)

向^ムで、ケガレを踏む。

オンズとセキは坐り、鋤と扇を置く。

オンズは鋤と扇を採つて立ち、ケガレを踏む。唱え。

●オンズ 鋤取る 男はこれにしようじはや 心のために鋤取らする

ひやあの

●薬屋 みさきぶね 受けてみればようこの薬 此薬川風まかせて

セキも立つて並ぶ。

〔サシ四方サシ舞直り〕(跳び巡り)(向^ムのみ。ただし最初二度のサシな
し)

向^ムで、ケガレを踏む。

オンズとセキは坐り、鋤と扇を置く。

◆セキは鋤と扇を採つて立ち、ケガレを踏む。唱え。
◆セキ みさききを、四角にとりてかなかけて みさきさよじる文字を

こそかく ひやあの

●薬屋 浮雲を 帯にするかの富士の富士の山 とかじとすれと結び日
もなし

オンズも立つて並ぶ、中央で右・左と横走り四度、向^ムで、(折敷)
人の座へ行き、(折敷)、わが座へ戻り、**双舞解き**。ケガレを踏む。
オンズとセキは坐り、鋤と扇を置く。

帯を解いて両手で持ち、立つ。

〔サシ四方サシ舞直り〕(跳び巡り)

〔サシ四方〕(回し跳び、折敷(向^ム・神前)・折敷(脇^ム)跳んで④と②
へ別れ、④と②で、(サシ)折敷三度で逆に巡り、跳んで①と③へ行く。

①と③で、(サシ)折敷三度で逆に巡り、①と③で交互に片膝立て。
このうちに帯を結んで輪を作り、中央に並び、輪の中に飛び込んで後転
しながら襟に掛け、坐る。

神楽人が、たつさびを付け、刀を渡す。

オンズとセキは右手に刀を採つて立ち、向^ムへ退る。

〔サシ四方〕(両手を差し上げ)デンジ、次に半身で刃先を左手の掌に
かけて)

〔サシ四方〕(刀を頭上に回しながら「タツサビ」横走りを右、左と三
度。舞直りは、刀を腰にかいこんで向こう左隅へ跳び込んで、かがんで
「8」の字に回る。

中央に跳び込んで背中合せで刀を「8」の字に回し、逆に廻る。
このころへ子供(除舞・フンツル)二人、野衣・袴・白鉢巻・赤袴・
たつさび。藤の鞭、二が藤の鞭を両手に持ち、回しながら御講屋へ入り、
順に巡る。

一巡りすると、オンズとセキは子供を中にして向^ムに並ぶ。

〔サシ四方〕(両手を差し上げ、次に半身で刃先を左手の掌にかけて)(た
だし子供は、前半は跳びながら藤の鞭を回し、後半は半身で二本の藤の
鞭を交差させる)

脇^ム(左)が終わると、オンズとセキは刀を逆手に持ち「8」の字に回し、
子供は藤の鞭を回しながら御講屋を順に跳んで巡る。

神前に向ひ、刀を置いたオンスとセキは前方で、子供は藤の鞭を抱えて後方で〔折敷〕、オンスとセキはかがみ、子供は藤の鞭を交互に振り上げながら進んでオンスとセキと並び、再び同様に御講屋を順に跳んで巡る。

向へに向つて、同様に〔折敷〕。再び同様に御講屋を順に跳んで巡る。神前に向つて、同様に〔折敷〕。子供も並んで屈む。

オンスは刀を左手に、セキは右手に持ち、子供は中で両方の切先を持つて向へに退がり、

〔テシ四方〕(両手を差し上げ。但しこの後、それぞれ折敷があり、子供は後転する。)

中央で向き合ひ、手を取り合つて跳んで順に回る。子供は刀をくぐつて背中合せになり、同じ。再び子供は刀をくぐつて、御講屋を順に巡り、子供は御講屋を出る。

向へで、オンスとセキは双舞解き。ケガレを踏む。神前に向つて坐る。オンスは③に控える。

【舞揚】

セキは右手に刀を採つて立ち、向へ退る。

〔テシ四方〕(両手を差し上げ、次に半身で刃先を左手の掌にかけて)

〔横走り四方〕(刀を頭上に回しながら横走りを右、左と三度。舞直りは、向こう左隅へ跳び込んで、かがんで「8」の字に回る)

中央で刀を置き、〔折敷〕。坐る。

セキは右手で、横にした刀の中央を持つて立つ。

〔テシ四方〕(刀を上げて半身で跳び、拳を上げて半身で戻る。刀を体に巻きつけながら左手に持ち替え、同様。刀を体に巻きつけながら舞直り) 脇へ(右)が終わると、刀を体に巻きつけながら「8」の字に走り、中央で刀を置き〔折敷〕。坐る。

セキは右手で、立てた刀の柄の下を持つて立ち、向へ退る。

〔スゴキ四方〕(横走り。この時次第に刀を上げる。次に刃先を持つて刀を回しながら、舞直りは〔横走り四方〕に同じ)

脇へ(右)が終わると刀をひきすつて「8」の字に走り、中央で刀を置き、〔折敷〕。坐る。

セキは両手で刀の柄を持つて①へ行く。

〔ヤマイモ〕(刀を振りながら進み、構えて退る。次に半身で切先を左手の掌にかけて。①と③で)

②へ行き、右手に刀を持つて担ぎ、中央へ行き掛かつて戻る事二度、中央で後転して坐る。

セキは片膝立ちで、星数え(右手に刀の中央を持つて三度差し上げる)。

セキは両手で刀を持つて④へ行き、右手に刀を持つて担ぎ、中央へ行き掛かつて戻る事二度、中央で後転して、向へ向いて坐る。

セキは片膝立ちで、星数え。

セキは刀の刃を両手で持つて立ち、神前、脇へ(右)、向へ、脇へ(左)へ前転、後転を繰り返す。

〔横走り四方〕(刀を回す。舞直りは向こう左隅へ走るとのみ) 向へへ行き、向へで、双舞解き。ケガレを踏む。坐る。

セキは神前の右に控える。

オンスは両手に刀を持つて立ち、向へ退る。

〔テシ四方〕(両手を差し上げ、次に半身で刃先を合せて)

〔横走り四方〕(刀を頭上に回しながら横走りを右、左と三度。舞直りは、向こう左隅へ跳び込んで、かがんで「8」の字に回る)

脇へ(右)が終わると同じ舞直りで中央へ行き、刀を置いて、〔折敷〕。坐る。

オンスは両手に刀の中央を持つて立ち、半身で左の刀を差し上げて向へへ、右の刀を差し上げて神前へ横跳び二度、三度目に右の刀を天井回ししながら脇へ(左)へ、脇へ(右)で同じく一度、二度目と同じく「8」の字に走り、中央で刀を置き、〔折敷〕。坐る。

《スゴキ四方》(横走り。この時次第に刀を上げる。次に刃先を持って刀を回しながら。舞直りは向こう左隅に走り込む)《スゴキは向メのみ》。
脇メ(右)が終わると、同じ舞直りで向メへ行き、同じ。刀を回すのみを、同じ舞直りで四方。「8」の字に走り、中央で刀を置き、《折敷》。坐る。

《ヤマイモ》(刀を振りながら進み、構えて退る。次に半身で切先を左手の掌にかけて。①と②で)

②へ行き、右手に刃を持って担ぎ、中央へ行き掛かって戻る事二度、中央で後転して坐る。

オンスは片膝立ちで、星数え(刀一振で)。

オンスは刀二本を合せ持つて④へ行き、左右の手でそれぞれ刀を持つて担ぎ、中央へ行き掛かって戻る事二度、一本を置いて後転して、向メへ向いて坐る。

オンスは片膝立ちで、星数え(刀一振で)。

オンスは刀二本を合せ持つて神前へ跳んで行き、一本を置いて後転して中央へ行き、神前、脇メ(右)、向メ、脇メ(左)へ前転、後転を繰り返す。もう一度四方へ。

《横走り四方》(刀を回す。舞直りは向こう左隅へ走るとのみ)向メへ行き、向メで、双舞解き。ケガレを踏む。坐る。

オンスとセキは並んで坐る。

オンスとセキは右手に刀を持って立ち、両手を横に開きながら順に巡つて、御講屋を出る。

(一) 杖舞・箕振

【杖舞】

〔大人・・・八人。白衣・白袴・赤帯・たつきび・黒脚絆。錫・杖〕
〔子供・・・二人。箕〕

大人八人が右手に錫、左手に杖を持って御講屋へ入り、輪になる。ザツクイをしながら順に巡り、小走りになる。

神前前で、神前に向つて一列に並び、

《サシ神前一向メ》

ケガレ舞直りで、脇メ(左)へ行く。

脇メ(右)の前で、脇メ(右)へ向つて一列に並び、双舞解き。脇メ(右)へサシ(杖)。

《サシ脇メ(右)一脇メ(左)》

ケガレ舞直りで、向メへ行く。

向メの前で、向メへ向つて一列に並び、双舞解き。向メへサシ(杖)。

《サシ向メ一神前》

ケガレ舞直りで、脇メ(左)へ行く。

脇メ(左)の前で、脇メ(左)へ向つて一列に並び、双舞解き。脇メ(左)へサシ(杖)。

《サシ脇メ(左)一脇メ(右)》

向メと神前に別れ、向き合つて立ち、双舞解き。

向メと神前で、杖を立てて人の座へ通り、ケガレを踏む。向き直り、

同じくわが座へ通り、ケガレを踏む。跳んで脇メ(左)、脇メ(右)へ行き、

脇メ(左)、脇メ(右)で、同じ。跳んで神前、向メへ行き、

神前、向メで、杖を立てて人の座へ通り、向メ、神前でケガレを踏む。

ケガレを踏みながら中央まで退き、跳んで脇メ(右)、脇メ(左)へ行き、

脇メ(左)、脇メ(右)で、同じ。ケガレを踏みながら中央まで退き、跳

んで向メと神前へ行く。

向メと神前で、双舞解き。錫を懐に入れる。

向メと神前で、《ツツカケテシ》(右向きに立ち、杖の両端(箕)を持つて、跳んで人の座へ行き、戻る。三度目に神前、向メへ行って、折敷。

同じく二度目に向メ、神前へ行って、折敷。同じく神前、向メへ行って、折敷。)

(最初の行き戻りで、子供二人が箕を持つて各列の真中に入る。)

跳びながら順に巡り、脇メ(左)、脇メ(右)へ行き、

脇メ(左)、脇メ(右)で、《ツツカケテシ》。跳びながら順に巡り、神前、

向メへ行き、

神前、向メで、《ツツカケテシ》(但し、行き戻り一度、折敷のみ)。跳

ひながら順に巡り、脇（右）、脇（左）へ行き、脇（右）、脇（左）で、（ツツカケテシ）（但し、行き戻り一度、折敷のみ）

杵を回し、跳びながら順に巡り（餅搗き）、子供二人は輪の中央で背中合せに片膝立ち、返しの手振。

【箕振】

大人四人は四隅に控える。

四人は二人ずつ組んで杵を肩に掛け合い、子供は箕を振り、それぞれ杵の上に登って立つ。子供は懐から五色の紙片を取り出して箕に入れ、杵の上から五色の紙片（種）を撒く。

終わると全員、御講屋を出る。

(二二) 鉢舞

〔一人。神面・白狩衣・緋大口袴・赤襷、たっさび・赤帯。扇・藤の鞭・鉢〕

仕度部屋を出て立ち、道歌。

■道歌 霧島の 峯より奥の霧晴れて 現われ出するその峯の守
右手に開扇、左手に藤の鞭を持って御講屋へ入る。

〔面の五方〕

扇と藤の鞭を置き、向（左）に向き、半身で立つ。

神楽人が鉢を持ち、神歌を歌いながら御講屋へ入る。

■神歌 かの鉢は 如何なる鉢か空行けば 雲さえ靡く天の逆鉢

神楽人は面に向き合って立ち、鉢を持ち合って、渡すと、御講屋を出る。

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

そもそも、かの峯の麓に七つ七湊の大河有り、七日夜震動する事、波天地にかえり、雨は宝来山に降りて、水は本瀬にかえる也

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

そもそも、神代の根源開闢有りしと雖も、陰神陽神二つの尊のまくばえ知れ難し、

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

その時、天地自然の道理を得、水火木金土の御神成就具足し給う也

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

その時、彼の奥義を蒙りて、伊弉諾尊、伊弉册尊、天の浮橋の上に立つて共に計りて曰く、底つ下に国なからんやと鉢差下し、

かくさぐり見給えば、清き海原を得、則ち鉢引上げて見給えば、

鉢の滴り塩こつて、名付けておのころ島と申す也

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

その時、彼の奥義を蒙りて、伊弉諾尊、伊弉册尊、天の浮橋の上に立つて共に計りて曰く、底つ下に国なからんやと鉢差下し、

かくさぐり見給えば、清き海原を得、則ち鉢引上げて見給えば、

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

その時、彼の奥義を蒙りて、伊弉諾尊、伊弉册尊、天の浮橋の上に立つて共に計りて曰く、底つ下に国なからんやと鉢差下し、

かくさぐり見給えば、清き海原を得、則ち鉢引上げて見給えば、

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

◆ 面

その時、彼の奥義を蒙りて、伊弉諾尊、伊弉册尊、天の浮橋の上に立つて共に計りて曰く、底つ下に国なからんやと鉢差下し、

かくさぐり見給えば、清き海原を得、則ち鉢引上げて見給えば、

〔面の五方〕（鉢を両手で横に持つ）

面は向（左）に立ち、鉢を立てて、唱え。

(二三) 長刀

〔一人。白衣・白袴・赤襷、たっさび・赤帯・黒脚絆。鍋・扇〕

右手に錫、左手に閉扇を持って御講屋へ入る。

〔合せ開き四方〕(向^アで、神前と②)。①で、②と④へ。④で、①と③へ。③で、④と②へ。②で、③と①へ。

向^アで、ケガレを踏む。
中央に立ち、唱え。

◆ そもそも長刀のほんしよう、前の異名を申し奉るに、第一法月刀、第二肥前刀、第三太刀と申して三つの称あり、本朝神代の上、長刀と言ふ事なし、錫を以て難を除く事あり、こうたいに片刀に作り出し反りをつけて、太刀を止むることを利とせり、然るに光仁天皇の御宇、異国の兵器になぞらえて、法喜十年の頃、唐夷征伐の時、軍用専一とし生利を現わす、本朝の武士、それより以来この長刀を以てぐんばいとすと云々

ザツクイをし、神歌を歌う。

■ 神歌 長刀を ふりて手向くる天津神 悪魔を払う神の御心
武士の修羅の苦しみをヨイヤハのかる

坐つて、錫と扇を置く。

錫と扇を採つて立ち、双舞解き、ケガレを踏む。
坐つて、錫と扇を置く。

錫と扇を採つて立つ。

〔サシ四方ケガレ舞直り〕(但し脇^アに「サシ」(錫)がない)
向^アで、ケガレを踏む。坐つて、錫と扇を置く。

帯を解き、両手で持ち、立つ。

〔サシ四方サシ舞直り〕(跳び巡り)

〔サシ四方〕(回し跳び、折敷(向^ア・神前)・片膝立て(脇^ア)跳んで④へ行き、

④で、〔サシ〕。折敷三度で逆に巡り、跳んで①へ行き、

①で、〔サシ〕。折敷三度で逆に巡り、①で交互に片膝立て。このうち

に帯を結んで輪を作り、中央に並び、輪の中に飛び込んで後転しながら帯に掛け、坐る。

楽屋の太鼓が鳴ると、向^アに向き、片膝立ちになる。

神楽人(白衣・青袴・白足袋)が長刀を持って御講屋へ入り、舞手と向き合つて長刀を持ち合う。舞手が長刀を採ると、神楽人は御講屋を出る。

逆に戻つて、向^アへ切り出し、長刀を抱き、順に廻りながら神前に立ち、長刀を立てる。

(以下、舞手の立ち位置はそれぞれの前^アで向^アに向く)

向^アへ退いて、サシ(両手で長刀を持ち、進んで差し上げ、下して戻る)、(大鎌割り)三度、同様に神前に立ち、長刀を立てる。

①へ退いて長刀を眺め渡し、④へ行き同じ、③へ行き同じ、②へ行き同じ(四方立ち廻り)

中央へ行き、向^アへ切り出し、後転して、片膝立てで長刀を頭上、腰で回すことを繰り返す。同様に神前に立ち、長刀を立てる。

向^アへ切り出し、向^アへ行き、刃先を下に構えて半身で中を向き(席の手に、眺めながら逆に巡る。向^アで、神前へ切り出し、神前へ行き、同様に逆に巡る)。

向^アへ切り出し、向^アへ切り出し、同様に神前に立ち、長刀を立てる。中を向いて逆に巡る。同様に神前に立ち、腰で回しながら(冠落し)。

向^アへ切り出し、長刀を腰で回しながら(腰裏)中を向いて逆に巡る。同様に神前に立ち、長刀を立てる。

向^アへ切り出し、長刀を頭上で回しながら(腕裏)中を向いて逆に巡る。同様に神前に立ち、長刀を立てる。

〔切り出し(向^ア)〕、尻を神前へ突き上げ、向^アへ切り出し、脇^ア(左)へ切り出し、尻を脇^ア(右)へ突き上げ、脇^ア(左)へ切り出し、神前へ切り出し、尻を向^アへ突き上げ、神前へ切り出し、脇^ア(右)へ切り出し、尻を脇^ア(左)へ突き上げ、脇^ア(右)へ切り出し、同様に神前に立ち、長刀を立てる。

〔切り出し(向^ア)〕、神前へ刃を振り下ろし、脇^ア(右)へ切り出し、同様に脇^ア(右)に立ち、長刀を立てる。(以下(八府切り))

〔切り出し(脇^ア左)〕、脇^ア(右)へ刃を振り下ろし、向^アへ切り出し、同様に向^アに立ち、長刀を立てる。

〔切り出し(神前)〕、向^アへ刃を振り下ろし、脇^ア(左)へ切り出し、同

せ給う、

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆龍藏 その時天地常闇にして、千草万物成長し難しによつて、大小の諸神集い、詮議を以て、岩戸の前に庭火焚き、天のかご山の奥の真神木を植え置き給う、

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆龍藏 その時、上つ枝にはみずまるを掛け、中つ枝には八咫の鏡を掛け、下つ枝には青ねぎで白ねぎでを掛け置き給う、

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆龍藏 その時、天照大神は御覧もまします、又信濃国の太力雄の明神を舞い出だし、御神楽を御奏申さばやと存じ候、向々に立つ。

〔大神祝詞〕

神職が櫛の枝を持つて御講屋に出て、龍藏の脇に坐る。龍藏は神職の脇に坐り、扇と櫛の枝を置く。

神職は、大神祝詞を奏上する。終わると御講屋を出る。龍藏は〔面の五方〕。終わると、御講屋を出る。

〔太力〕

〔一人〕神面・白狩衣・緋大口袴・赤袴、白足袋・毛笠、扇・藤の籠

③に、岩戸に見立てた戸板が置かれる。

太力が楽屋を出て止まり、道歌。

◆道歌 小夜更けて、ねがめて聞けばおしどりの瀬越の波の立つつこそしる

右手に閉扇、左手に藤の籠を持つて御講屋へ入り、向々に立ち、唱え。

◆太力 そもそも、神代の根源明徳ならん時、素戔鳴尊悪行によつて日神は日月の光を奪い取り、天の岩戸にとじこもらせ給う、

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆太力 その時、ほづまの国常闇にして、昼夜相替りをも知れず、八百万の諸神詮議を以て、天の尻屋根の尊は、ふとうを司どり、天のうずめの尊は舞をよくす、然るに岩戸細目にあく、

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆太力 その時太力男明神、力すぐれしかば、肩に太櫛を掛け岩戸を取つて引き離し、梵天に投げ給えば、世界明らか也

〔面の五方〕

向々に立ち、唱え。

◆太力 その時、やまと言葉にやわらけて、面しろすと申す也

〔面の五方〕

向々に立ち、礼。御講屋を出る。

(一六) 三笠

〔四人〕白衣・青袴・御笠・赤片袴・赤帯、錫・扇

右手に錫、左手に閉扇を持つて御講屋へ入る。

向々に並び、神前に向つて、ケガレを踏む。

中央で神前に向つて立ち、オンスが神歌を歌う。

◆オンス そもそも三笠と云者、三笠の山を表す、これ春日山の御事なり、されば和歌に曰く、

鹿島より 鹿にのりて春日なる 三笠の山に浮雲の首

浮雲の首とは鹿島大明神の御事也、祖や甕の速日の神の御孫を武甕槌の神と申す也、神護慶雲の年中に鹿にのりて三笠の山に移り給うを浮雲の宮とは申す、若宮これなり、

けさばかり 鹿も掛けて小倉山 三笠の山をすぐよ押まん

■神歌

やあはんが がんの神 ただいまとくる神の御心

双舞解き。ケガレを踏む。

左手に三笠縄二本を持ち加え、坐る。

立つ。

向^アで、(サシ向^メ) (サシ) (鯛) なし

ケガレ舞直りで脇^メ (左) へ行く。

脇^メ (左) で、(サシ脇^メ) (左) (サシ) (鯛) なし

ケガレ舞直りで神前へ行く。

神前で、(サシ神前) (サシ) (鯛) なし

ケガレ舞直りで脇^メ (右) へ行く。

脇^メ (右) で、(サシ脇^メ) (右) (サシ) (鯛) なし

ケガレ舞直りで向^メ へ行く。

向^メ で、ケガレを踏む。双舞解き。

鯛と扇を置き、両手で三笠縄を一本持ち、

向^メ で、片膝立てを交互に繰り返しながら縄をたぐる。

右手に鯛、左手に三笠縄を持って、向^メ で、双舞解き。ケガレを踏む。

坐って、鯛と三笠縄を置く。

右手に鯛、左手に三笠縄を持ち、ザックイをしながら順に巡って、御

講屋を出る。

(一七) 將軍・花舞

【將軍】

〔二人。白衣・縞袴・毛笠・赤片袴・赤帯。鯛・扇・刀〕

右手に鯛、左手に閉扇を持って御講屋へ入り、神前に向って、ケガレを踏む。

中央に立つて、オンスが唱え。

◆オンス

唯今舞い奉る將軍花舞と云者、日神の御形をうつし、背に鞆を負い、臂に威稜の高柄を着き、腰には十柄の宝鏡を帯し、四將軍と現われ家の四方に幣を立つる事、第一武甕槌尊、鹿島大明神と現われ、常陸の国鹿島の郡に崇め奉る也、第二経津主尊、香取大明神と現われ、下総の国香取の郡に崇め奉る也、第三上津中津底津三柱の尊、住吉大明神と現われ、摂津の国住吉の郡に崇め奉る也、第四熱田大明神は、草薙の劍を御神体として尾張の国安土の郡に崇め奉る也、各々四社四將軍と現われ、先の宝鏡を持し給うて玉垣内国邪神外道、心のままに打ち静め給う事皆これ宝鏡の業なり、いかでか神国開闢をや、今末代に至るまで神代の利劍を蒙りて、国土豊饒にして如意満足と舞い納めたる將軍花舞これなり、

◆オンス

今朝の日は 黄金に勝る やはんが 朝日かな 三笠の山を

かけて照らさぬ 三笠の山をや かけて照らさぬ やはん

【花舞】

《テシ四辺》(盆を上げて半身で跳び、拳を上げて半身で戻る。)

この間に餅(月の餅一二、日の餅三五六五)を撒くと、見物は御講屋に入

ってこれを拾う。

オンスとセキは盆を置き、抜刀して右手に刀を持ち、向^メ に立つ。

《テシ四辺》(両手を差し上げ、次に半身で刃先を左手の掌にかけて)

①と②に別れ、刀を逆手に持って回しながら順に巡る。

御講屋を出て、注連を切る。

再びオンスとセキは御講屋へ入り、双舞解き。ケガレを踏む。坐る。

右手に刀を持ち、両手を横に開きながら順に巡り、御講屋を出る。

この後、再び御講屋へ戻り、注連飾りをとる。

第五章 神舞の音楽的特徴

狹野と蔵川に伝承される二つの神舞の音楽的特徴について概観する。いずれの神舞も使用される楽器は太鼓・笛・カネ(スリガネ)の三種類である。本稿の対象とするのは両者とも平成一〇年一二月の奉納上演である。

神舞では太鼓とカネがリズムを受け持ち、笛が旋律を奏し、神歌が歌われる。カネは独自のリズムを受け持っているわけではなく、太鼓のリズムに合わせて打たれるだけだからここでは省略した。本稿では太鼓のリズムを中心に分析し、笛の旋律と神歌の旋律については若干程度触れることにする。

第一節 狹野の神舞

一 はじめに

狹野の神舞は毎年一二月の第一土曜日から翌日曜日にかけて催行される。平成一〇年は二月五日から六日朝にかけて奉納上演された。本稿はその上演をもとにした音楽部分に関する報告である。

狹野神舞で使われる楽器は前述したように太鼓と笛とカネの三種類である。太鼓は縮太鼓の皮を叩く場合とワクを叩く場合の二種類の叩き方がある。皮は太く低い音、ワクは高く軽い音がする。

カネは鉢状のカネを木の楯で叩く。神楽で使われるカネはたいいていどこでもスリガネで、二枚の薄い円盤状のカネを軽く打ち合わせるか、あるいはスリ合わせるようにして鳴らすのが普通だが、ここではそうしない。カネの形状も念仏踊系統の大きく重いものである。おそらく南九州各地に分布する太鼓踊に使用されるカネとその叩き方が神楽の中に取り入れられており、カネは太鼓のリズムに合わせて叩いているので、ここでは特に取りあげることとはしない。

さて本稿では次のような方法で音楽、とくに太鼓のリズムを見ていくことにする。狹野神舞は大きく二つの系統に分けることができる。ひと

つは仮面をかぶらずに、舞人が一人ないしは二人、あるいはそれ以上の人数で採物を持って舞う(たいていは右手にスズを持)舞である。もうひとつは仮面神が登場して舞う舞である。

両者は舞の動きも音楽も明瞭に区別できるものである。そこで前者の代表として「神師(かんすい)」を、後者の代表として「金山(かなやま)」を取りあげ、まずこれらを詳細に見ていく。前者の代表として「神師」を取りあげたのは、一二月の例年の伊勢講神楽としての奉納上演だけでなく、狹野神社の元始祭にも奉納されるなど、狹野神舞の中核とされているからである。

そのあとに、以上の二つの舞を基準にしながら全曲を簡単に見ていく。笛はなかなか聞き取りがたいので、採譜は二つしかできなかった。楽譜に示した採譜は太鼓にしても笛にしてもリズムや旋律の骨格のみを示した。太鼓の場合は上向きの音符でワクウチ(杵打ち)を、下向きの音符で通常の皮を叩く音を示した。

二 神師(かんすい)

全体は二三分ほどを要し、二つの部分に分かれる。まず四人で舞う前半部分が七分ほど、次に二人で舞う後半部分が六分ほどを要する。後半は舞揚げないしは舞納めとしての舞である。四人の舞人の衣裳は白衣に青袴、白笠、白足袋、右手にスズを、左手に刀を持つ。

構成図を見ながら音楽を見ていく。太鼓の連打で入場し、祭壇に向かって横一列になって着坐、立ちあがったところから時間をカウントした。以下、動いている中でのカウントなので正確ではない。構成図(1)は奏楽とともに立ちあがって舞い始めたところ。この部分を楽譜1に採譜した。これをAとして構成図に記入した。ワク打ちの伴奏に乗って笛が明瞭な旋律を吹く。ゆつたりしたテンポで四人は祭壇に向かって左手の刀を前後させ、右手のスズを鳴らしながらゆつくり前進する。途中で二度腰を落とす場面がある。

祭壇の前まで進むと、向きを変えて入口に向かってゆつくり進む。これが構成図(2)。伴奏はなおもA(楽譜1)が続いている。ここでも途中で腰を落とす場面が二度ある。

もとの位置に戻ると、再度祭壇に向き直って進む。構成図(3)。ここか

ら伴奏は楽譜2に変わる。構成図にはBと記入した。太鼓の皮を叩く単純な二拍子のリズムだが、第一拍目と第二拍目のそれぞれ裏にアクセントがついているので、変則的な感じを与える。舞の動きが変わって大振りになる。刀の動きがしつこくこれまでより大きくなる。この場面の最後ではほとんど太鼓の連打に近いリズムが聞こえてくる。あとで出てくる楽譜3(C)のリズムを崩したような、連打にアクセントをつけただけのようになりリズムが変わって構成図(4)の隊形に変化する。

構成図(4)は舞人が立ったまま互いに向き合った形。刀を両手で持つて正眼に構えている。その形で一回目の神歌をオンズ(音頭)がまず唱え、続いて全員が唱和する。神歌の間は太鼓が低く連打される。神歌の歌詞もメロディーも聞き取ることができない。

神歌① 清山に 我が引かしめは 金がしめ 小金の御しめ
越えて増します

神歌が終わると一度その場に腰をおろす寸草があつて、隊形は構成図(5)に移動する。そして冒頭と同じA(楽譜1)による舞となる。以下、同じことがくり返される。
前進して逆向きになったのが構成図(6)。もとの位置に戻って構成図(7)の隊形をとると、B(楽譜2)のリズムの伴奏になる。そして構成図(8)の隊形となって二度目の神歌が唱えられる。構成図(8)は前回の神歌の隊形、すなわち構成図(4)と比べると、舞人の位置がひとつずつ時計方向にずれている。

神歌② 面白や 天の岩戸の其の神は 忘れて明かす
秋の夜の月

こうして同じことが位置を変えながらくり返されて、四回目の神歌が構成図(16)の形で唱えられる。

神歌③ この程は 立て置き願の 今成就 今こそ解くれ
神の御心もや

神歌④ 君が代は 限りはあらず 永浜の 真砂の数に
四方やおとらじ

ここまでの舞は四回の神歌を中心として、その前に神歌を引き出すための舞が置かれて見ることが出来る。次のように図示してみるとそれがはつきりする。

- I 構成図(1)(2)(3)と構成図(4)の神歌①番
- II 構成図(5)(6)(7)と構成図(8)の神歌②番
- III 構成図(9)(10)(11)と構成図(12)の神歌③番
- IV 構成図(1)(2)(3)と構成図(16)の神歌④番

ここまでは第一部の前半で、以下は第一部の後半になる。神歌④が終わると構成図(17)(18)のように、まず時計と逆にまわり、次に時計方向にまわって構成図(19)を作る。この間はB(楽譜2)が伴奏している。以下、B(楽譜2)による伴奏が続く。

構成図(19)以下では、舞人の位置がひとつずつ時計方向にずれながら隊形を変えていく。構成図(20)で元の位置に戻って、その場に腰をおろす。まもなく立ちあがり、今度は右手で刀の穂先を、左手で柄を持ち、五回目の神歌を歌いながらゆっくりと構成図(24)に示した方向(時計廻り)に動く。一周したところで左手を柄から離して右手のみで穂先を持つ。さらに一周したところで神歌が終わる。この神歌の間は太鼓は低い連打が続くが、時々強いアクセントのついた音が聞こえる。

神歌⑤ 剣とる おのこは是れに 成就難や 心固に 剣とらする

神歌が終わると、構成図は(24)と同じままの(25)になる。右手に持った穂先はそのままで、再び左手で刀の柄を持ち、これを上下に大きく動かしながらの舞となる。まず時計方向にまわり、しばらくして逆にまわる。伴奏はテンポの遅いC(楽譜3)。楽譜3は前打音のついたリズムと連打の組合せで三拍子として採譜したが、連打部分は伸縮するので、正確な三拍子というわけではない。楽譜3に示したようにだいたい三種類の打ち方が聞こえてくる。

構成図(26)の位置に戻ると伴奏リズムのC(楽譜3)は早くなり、舞も活発となる。刀の持ち方は前と同じ。構成図(26)まで舞人の位置をずらしな

がら一巡する。テンポのよいC(楽譜3)が奏されている。

構成図(30)で元の位置に戻る。今度はC(楽譜3)のテンポが遅くなり、左手を刀の穂先から離し、刀の柄を右手で持ち、刀を大きく振りながらゆっくりとまず時計方向にまわり、次に逆にまわる。

構成図(31)の位置に戻ってその場に腰を下ろし、膝を着いた姿勢のまま、掛け声とともに右手の刀を大きく振りまわして移動。そして着坐して構成図(32)になる。同様にして時計方向に次々と舞人の位置をずらしながら一周する。太鼓は連打をしながらD(楽譜4)のリズムを強いアクセントをつけて叩く。連続して楽譜4が打たれるのでなく、連打を交えるのでかなり採譜しにくい。しかもリズム形も一定しない。楽譜4に示した三種類が適当に交错して打たれていると考えてよい。

一周したところで構成図(33)となり、B(楽譜2)で舞う。しばらく舞ってその場に坐す。これが構成図(34)。これで第一部の後半が終了。

続いて第二部。横一列に並んだ舞人のうち、外側の二人が左右の隅に控え、残る二人の二人舞となる。楽譜1(A)でしばらく舞ったあと楽譜2(B)による舞となり、これもしばらく舞ってから早いテンポの楽譜3(C)による舞があって、最後は楽譜2(B)の舞に戻って終了。着坐・拝礼して退場する。

三 金山(かなやま)

鬼神面による一人舞。派手な狩衣に袴、黒足袋、右手に扇、左手に扇のついた杖棒を持って登場。登場の姿は楽譜5。ゆっくりとしたテンポの楽譜5に乗って入場するとすぐに舞い始める。楽譜5は単純な二拍子で、細かい音符は即興によってかなり自由に変化する。楽譜5には四つの変化形を示しておいた。これらが適当に混ぜ合せて奏されていると考えればよい。この楽譜5に乗って笛は楽譜6を奏するが、よく聞き取れない。だいたいこういう旋律を吹いている。

鬼神面は右手と右足、左手と左足を同時に出しながら時計方向に舞場を二回まわって、中央に祭壇を向いて立ち止まる。立ったままの姿勢で右手の扇を高くかざし、次に左手の杖棒を高くかざす仕草がある。終わるとまたゆっくり舞場をまわって中央に祭壇を向いて立ち止まる。今度は唱歌を唱える。この間は奏楽は停止。

続いて以上と同じことをもう一度やる。つまり二周して立ち止まり、再度二周して唱歌(二度目)となる。二度目の唱歌が終わると二周して、今度は入口の、祭壇に向かって右側の隅で止まり、膝を突いて両手をつく仕草を二度ないし三度し、その反動で後にひっくり返る仕草(後ろには返らない)をする。この時の太鼓は楽譜5ではなく、連打主体の変則的な打ち方になる。

これが終わると立ちあがって二周、今度は入口左側の隅にて同じことをする。こうして同じことをさらに祭壇脇の左側でし、次に右側です。つまり四隅で同じことをしてから二周して終了となる。一貫して楽譜5のリズムと楽譜6の笛が奏される。全体で約四分を要する。

四 各舞曲の音楽

(一)宮入(破魔下り)

まず狭野神社本殿にて祭典が行われる。ここでの祭典の音楽には雅楽で 사용되는箏篋と笛が用いられる。神を降ろすときはすべての明かりが消される。祭典が終わると、神楽を舞場までお連れする行列の行進が始まる。道中のはじめのうちは雅楽の箏篋と笛が鳴らされるが、そのあとは行列の中の太鼓が叩かれる。太鼓は前後二人の人物が担ぐ竿に吊るされている。それを脇から神官が叩く。ゆっくりとした楽譜7が打たれるが、ワク打ちも混じる。楽譜7は八分の三拍子で取ったが、八分の六拍子と考えてもよい。神歌を歌いながらの長い行列が続く。

(二)舞庭神事

舞場に着くと、箏篋と笛が鳴らされるが、献饌の間はこれに楽譜3の太鼓のリズムが加わる。まもなく祝詞奏上があって玉串奉奠へと続く間は奏楽はない。

(三)太鼓神事

神官による拝礼があって太鼓の連打から流し打ち(ゆっくりとした連打から次第に早くなる奏法)。太鼓の打ち手が良い唱歌を唱える。この間は奏

楽なし。唱歌が終わると再び太鼓の流し打ちで終了。

(四) 一番舞

子供二人による舞。白衣に白袴、白笠、白足袋、右手にスズ、左手に扇を持って登場。入場すると着坐・拝礼。舞が始まって全体で約九分ほどを要する。三つの部分に分かれる。まず楽譜8の太鼓に促されて立ちあがる。これは単純な二拍子だが、単位となるフレーズが三つほどあるので、それをabcで示しておいた。移動しながら四方に位置を変えて二度舞う。扇は閉じたまま。ここまでが第一部。

続いて第二部で、リズムは楽譜9に変わる。ワク打ちの乾いた音。楽譜1の笛の旋律も吹かれる。楽譜9は楽譜1の太鼓と基本的に同じである。扇を開き、右手を強く振ってスズの音を出す。舞っている最中に栗屋が神歌「青きもの 青木青土青柳」を歌う。しばらくして舞手は位置を変え、第二の神歌が歌われる。このようにして第四の神歌まで歌われて第二部が終わる。

第三部はしめくくりの部分。はじめの楽譜8のリズムに戻って四方を舞って終了。

最初に歌われる神歌を楽譜10に採譜した。四つの神歌は同じ旋律だが、いずれも歌詞の終わりが聞き取りにくい。歌詞は次のようになっている。

第一の神歌 青きもの青木青土青柳 谷の小笹や峰の若松や

第二の神歌 白きもの白木白土白鷺の 越後の兎や嶽々の雪や

第三の神歌 赤きもの赤木赤土赤いたち 盆には朱の菓子海老の盛

とや

第四の神歌 黒きもの黒木黒土黒鳥 春の焼野にやくまやうすらや

本田安次の報告(『本田安次著作集』第三巻)にこの歌詞が載せられている。本田報告では黒きものが一番で以下はこの通り。全部で六首が載せられているが、ここはそのうちの四つが歌われている。楽譜10は流麗な美しい旋律になっている。途中に「ヤンハーヤハ」のハヤシ詞がはいっているのが特徴。楽譜10では最後に「みねのワーツヤ」としか聞き取ることができない。以下の三つもまったく同じで、この部分の節回しの伝承が失われたためにこうした歌い方になっているものと思われる。

(五) 神節

前述したので省略する。

(六) 飛出(とびで)

飛出面をかぶった仮面神の一人舞。黒い狩衣、白袴、赤いタスキ、黒足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って、入口ではなく正面祭壇下から登場。楽譜5のリズムの上に楽譜6の笛が奏される。登場して舞場を一周したところで唱歌。以下、ゆつくり舞場を舞ながら何度かまわって終了。

(七) 地節

二人舞。舞人の衣裳は青い嚙矢根様の着物に同じ模様の袴、同じ模様の脚絆、白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持って登場。全体は三五分ほどかかり、四つの部分から成る。狭野神舞の中では長大な舞である。

入場すると楽譜1の太鼓と笛の伴奏で舞い始める。続いて楽譜2のリズムが出る。しばらく舞って着坐。ここまでが第一部で舞の序に当たる。第二部は左手に持っていた帯を両手で持って舞う。まず楽譜1で舞い始め、しばらくして楽譜2になる。楽譜1と楽譜2の交替で舞ったあと、太鼓のリズムは活潑な楽譜11になる。これは楽譜5の変形早くしたものと見ることもできる。舞も掛け声をかけながらの躍動的な動きになる。帯を掛け持ったり振りまわしたりする仕草がある。楽譜11はaのようにもbのようにも打たれる。しばらく舞って楽譜2のリズムに戻り、帯をまとめて左手に持つ。

まもなく二人は並んで右膝を着いて腰を下ろす。リズムは楽譜12に変わる。移動しては四方で右膝を着く姿勢を取る。一巡すると両手で帯を持って兎飛びの動作となり、立ち上がって楽譜8aのリズムで帯を大きく左右に動かす。続いてまた活潑な楽譜11が出て、二人は帯を互いに持ち合って曲芸的な仕草をする。そして着坐。

次は第三部。着坐している舞人のタスキの背中に赤い御幣を付ける。弓と二本の矢が運び込まれる。右手にスズ、左手に弓と二本の矢を持って連打で立ち上がる。まず楽譜1と楽譜2による舞。しばらく舞って着坐。今度は弓を左手に、二本の矢を右手に持って立ちあがる。楽譜1と

楽譜2の伴奏で舞つたあと、楽譜11の活潑な舞となる。しばらくして楽譜2に戻つて着坐。

次は楽譜12のリズムが出る。弓と矢を左手に持ち、四方を巡つて右膝を突く。一巡すると弓と矢を両手に掛け持つて尻飛びで左右に移動してから立ち上がり、楽譜8aでゆつくり舞う。まもなく楽譜11が出て二人は弓をお互いに持ち合つた形で隊形変化をくり返す。曲芸的な動作が続く。しばらくして楽譜2になつてこの場面は終了。

次は第四部。オンズの一人舞。左手に矢四本を持ち、右手にスズを持つて楽譜1で立ちあがる。スズを鳴らしながら舞つてから楽譜2が出る。しばらく舞つて着坐し、今度は両手に矢を二本づつ持つて舞う。これもまず楽譜1、次に楽譜2が伴奏する。しばらくしてまた着坐し、今度は両手に持つた矢を逆向きにして立ち上がる。伴奏は楽譜11の活潑なリズムに変わる。立ちあがつてしばらく舞つたあと、膝歩きの姿勢になる。この形で四方を巡り、四隅に矢を一本ずつ置いてまわる。置き終わったところで終了。着坐・拝礼して退場。

(八) 金山

前述したので省略する。

(九) 志目(しめ)

女面による仮面神の一人舞。ほおかむりをし、白い着物の上にグレートの狩衣を着、笠をかぶり、赤い帯、白足袋という装束。右手に扇を開いて持ち、その扇を持った右手と何も持たない左手を胸の帯のところに置いて舞場をゆつくりまわる。楽譜5の太鼓のリズムに乗つて楽譜6の笛が奏される。一貫してこの奏楽。舞場を時計方向に何度かまわるが、途中二回、神歌を唱える。神歌の間は奏楽は停止。ゆつくりまわるほかに舞らしき動きはない。約一〇分ほどで退場。

(十) 高弊(たかへい)

黒い面による仮面神の一人舞。ほおかむりをし、白い袴の上に薄桃色の狩衣を着、笠をかぶり、赤い帯、白足袋という装束。仮面と狩衣を除けば「志目」とほぼ同じでたち。右手に開いた扇、左手に高弊(たかへい)の棒の先に白い御幣を付けている。楽譜5と楽譜6の合奏を伴

奏に登場し、そのままゆつくり舞場を時計方向にまわる。途中三回、祭壇前で立ち止まつて唱教を唱える。唱教を唱える前に右手の扇を大きく動かす仕草がある。唱教の間は奏楽は停止。約一〇分ほどで退場。

(二) 四ツの事(よつこのこと)

これまでに出てきた仮面神四人の舞。楽譜5と楽譜6の合奏に乗つてまず飛出、次に金山、次に志目、最後に高弊が登場する。持ち物も前出の時と同じ。奏楽は一貫して楽譜5と6の合奏。ゆつくり時計方向に、右手と右足、左手と左足を出しながらまわる。途中で飛出が祭壇前にて唱教を唱えるが、この間も奏楽は続き、他の仮面神はそのまままわっている。しばらくして金山も唱教を唱えるが、他の仮面神はまわっている。何回か舞場をまわつて金山と飛出が退場。しばらくして志目も退場。残つた金山と高弊は中央に座つて何かやり取りをする。この間も奏楽は続いている。まもなく立ちあがつて金山が退場し、続いて志目が退場する。約二〇分ほどを要する。

(二) 花舞

子供たち二人による舞。全員が白衣、白袴、白足袋、白笠、右手にスズ、左手に御幣の付いた櫛の枝を持つている。入場して横二列になつて着坐、拝礼して立ち上がる。まず楽譜1による舞。スズでリズムを取りながら舞う。

しばらくして掛け声をかけながら、楽譜3のリズムで二列横隊のまま横飛びの形で前進後退をくり返し、次に舞場より前進後退して駆け足で廻り始める。以上のような、横隊のまま横飛びで前進後退、そして一列で駆け足でまわるという動作を四方でくり返す。奏楽は楽譜3とその変形。当分してから丸く輪になって全員が腰をおろす。右膝をついて持ち物を置き、両手を揃えて前に出して上下させる仕草がある。伴奏はゆつくりした楽譜3。しばらくして立ち上がり、掛け声をかけながら丸くまわつたまま、その場で軽く跳躍する動作、続いて隣と手を結びあつて左右へまわる。まわりながら輪が小さくなり、渦を巻く。すぐに渦がほどけ、今度は後ろ向きに手を取り合う形になって輪のまま左右にまわる。隊形変化の面白さを見せる場面である。楽譜3が緩急をつけがら伴奏している。隊形変化を何度かくり返し、最後は二列横隊に戻り、持ち物を取つ

て着坐・押礼する。そして退場。これも二〇分ほどかかる。

(二) 箕舞(みのまい)

杵舞(きねまい)と箕舞(みのまい)の二つの部分から成る。まず八人の大人による杵舞、白衣に青袴、白足袋、白笠、右手にスズ、左手に杵を持って登場。二列横隊に並んで着坐。楽譜1に促されて立ち上がり、そのまま左手の杵を前に捧げ持ち、右手のスズを鳴らして舞い始める。しばらくして舞が変わり、伴奏は楽譜2になり、やがて楽譜3が出て舞のテンポが早くなる。掛け声とともに杵を突く仕草があつて、この部分は楽譜12。次に駆け足で丸く輪になる。この部分は楽譜3。以上の二列横隊のまま掛け声とともに杵を突く仕草から丸く輪になる部分が四方でくり返される。

次にまた最初の位置で二列横隊になって、今度は杵を両手に抱えて横飛びで前進後退を繰り返して駆け足で丸く輪になる。これは楽譜3の伴奏。これが四方で位置を変えてくり返される。

次は二列の横隊が祭壇前と入口前に一列ずつ分かれ、杵を両手に抱えて横飛びに前進後退して交差する。そして丸く輪を作る。伴奏は楽譜3。これが四方で位置を変えてくり返される。

元の位置に戻ると二列横隊になって楽譜2で着坐。楽譜13の遅いテンポで立ち上がり、右手の杵を杖のように突いて左手を後ろ腰にまわす仕草をする。これを四回くり返すと、テンポの早い楽譜13に乗って杵を大きく振り回しながら前進し、そのまま輪になる。以上を四方で位置を変えてくり返す。そしてもとの位置にもどつて着坐。

今度は杵を置いて、中央にて丸くなり、右膝をついて両手を揃えて上下させる。しばらくして立ち上がり、テンポの早い楽譜13の伴奏で手を下さぎあつて隊形変化をくり返す。楽譜3のリズムも出る。同じような場面は「花舞」にもある。まもなくもとの位置に戻つて二列横隊となつてしばらく舞つてそのままの形で着坐終了。

今舞つた舞人が着坐している中「箕をかぶつた二人少年が登場する。ここから箕舞となる。白衣に朱色の狩衣を着、箕をかぶつて。一列で入場して楽譜13の遅いテンポに乗って、両手を同時に上げ下げしてステップを踏む感じで行進する。祭壇の前まで行つて着坐。そのままの姿勢で、奏楽はゆっくりとした楽譜3。まもなく二人は立ち上がり、大人三

人が肩に組んだ杵の上に乗る。これが二組できる。伴奏は遅いテンポの楽譜3に変わる。杵の上で箕をしばし振つてから、箕の中に紙吹雪を入れてこれを撒く。散華の光景を思わせる。終わると箕をかぶつて降りる。最後は杵四人と箕二人で少し舞つて終了。全体で三〇分ほどを要する。

(四) 踏鉦(ふみつるぎ)

二人舞。全体は四部に分かれ、後半が剣舞になる。四〇分を越える長大な舞。青い嘸矢模様の着物に同じ模様の袴、同じ模様の脚絆に白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持って登場。入場して着坐。楽屋からの唱教があつてから立ちあがる。伴奏はまず楽譜1。まもなく楽譜15に変わる。楽譜で見るとは単純な二拍子だが、実際は微妙に拍がずれている。おそらく楽譜2が打ち手のクセによつてこのように打たれているものと思われ。しばらくして着坐。ここまですべて第一部で舞の序に当たる。

着坐して持つていた帯を前に扯ける。楽譜1に促されて帯を両手に取つて立ち上がり、そのまま舞い始める。続いて楽譜14が出、以下楽譜1と楽譜14の交替で舞が進む。まもなくテンポの早い楽譜3が出て、舞も活発になつて帯を振りまわしたりする。しばらくこの活発な舞が続くと、立つた位置でゆっくりと回転し、その場に膝をつく。奏楽は楽譜14。この膝を互く形を合つてやつてから、奏楽は楽譜3の早いテンポになつて、二人は互いの帯を持ち合つて隊形をいろいろ変える。しばらくして着坐。ここまですべて第二部。

ここから第三部。着坐している二人は今まで持つていた帯をタスキにする。別の人が出てきて背中にも赤い帯を付ける。刀が運ばれてくる。第三部は剣の舞である。右手にスズ、左手に刀を持つて楽譜1で立ちあがる。すぐに楽譜14になり、まもなく楽譜3の早いテンポによる活発な舞になる。当分舞つてから着坐。

次は第四部。着坐している二人の間に子供が登場。子供の衣裳は上が模様のついた白白衣で下は嘸矢模様の袴に同じ模様の脚絆、白足袋、青いタスキ、白ハチマキ、赤い腰帯、両手に棒を持つて登場。入場して祭壇の前まで力強い楽譜16の伴奏で進む。まもなく大人二人も加わり、楽譜16がハイテンポとなり、刀を大きく振りまわす。これが四方を巡つて舞われる。それから着坐。

まもなく子供だけが祭壇の前に進み出て、持っている棒をゆつくり大きく差し上げる動作をする。伴奏はゆつくりした楽譜3。これが終わると子供は隅に控え、大人二人による刀を振りあげる曲芸的な舞になる。伴奏は楽譜16。以上のことを逆向きになつてもう一度やる。そして祭壇を刀の向いて大人二人が着坐。次は大人二人の間に子供を挟み、子供が両手に刀の穂先を持って三人で舞う。掛け声をかけて前進後退を繰り返して、穂先を持ったまま子供は後ろ向きに転がる。見えてハラハラさせられる場面である。伴奏は楽譜3の変形の二拍子の連打。これを位置を変えて四方でやる。最後に三人で着坐・拝礼して終了。

(二五)長刀(なぎなた)

一人舞。三部に分かれ、四〇分近くかかる長大な舞。青い嚙矢模様の着物を袴を着、同じ模様の脚絆に白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持って登場。楽譜1で舞い始める。しばらくして楽譜2の変形である楽譜15。しばらく舞ってから着坐。ここまでが第一部で序の舞。

次は第二部。着坐して帯を前に拡げる。スズを置いて帯を両手に持ち、楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。続いて楽譜15。楽譜1と楽譜16の交替の伴奏で舞が続く。当分してから早いテンポの楽譜3による活潑な舞になる。帯を振りまわしたりしてひとしきり舞ってから、帯をまとめて左手に持ち、右膝を着く。この部分の伴奏は楽譜12。腰を下ろしたままの鬼飛びによる移動もある。まもなく立ちあがって楽譜16が出て、しばらく舞って着坐。ここまでが第二部。

着坐して帯をタスキにかけ、タスキの後ろに赤い弊を付ける。立ち上がって祭壇前にて祭壇を背にして立つ。そこへもう一人の舞人が長刀を持って登場して向き合う。もう一人の舞人は白衣に青袴、赤いタスキ(赤い弊が後ろに付いている)、白足袋、白ハチマキ、左手に長刀を持っている。二人は向き合って構えを取って長刀が渡される。もう一人はそれで退場。

ここから第三部。長刀を受け取って元の位置に戻って立つ。楽譜1にて舞い始める。右手にスズ、左手に長刀を持っている。楽譜1のあとと楽譜15が出る。しばらくしていったん着坐する。早い楽譜3に乗って活潑に舞い始める。長刀を大きく振りまわす。長刀を両手で持ったまま頭か

ら回転する仕草もある。楽譜15で元の位置に戻って着坐・拝礼して終了。

(二六)臣下(しんか)

蔵川神舞の「田の神舞」に相当。黒い面をかぶり腰の曲がった仮面神の一人舞。ほおかむりを着、黒い着物を着、黒足袋、赤い腰帯、帯の端を前に垂らしている、背中に杓子を差し、右手にスズ、左手にスリコギを持って登場。快適な楽譜17のリズムに乗って登場。駆けるような横歩きで舞場をまわる。祭壇前にて唱歌を唱えるが、この間は伴奏は停止。唱歌が終わるとまた舞場をまわり、観客に対しておどけた仕草をしてみせて笑われる。楽譜17のaとbが入れ交じって打たれる。付点のついたはずむようなリズムと二拍子と三拍子の交替が交替する、躍動感あふれる見事なリズムである。

(二七)一人鏡(ひとりつらぎ)

一人舞。青い嚙矢模様の上衣と袴、同じ模様の脚絆、白足袋、白ハチマキ、赤い帯、右手にスズ、左手に帯(輪)を持っている。登場。全体は三つの部分に分けられ、三五分ほどかかる。入場して着坐・拝礼し、楽譜1の伴奏に促されて立ちあがる。そのまま舞い始める。まもなく楽譜2。しばらくして着坐。ここまでが舞の序で第一部に当たる。

次は第二部で帯舞。着坐して左手の帯を目の前に拡げる。楽譜1に乗ってこの帯を両手に持って立ち上がる。以下楽譜1と楽譜2の交替による伴奏で舞が進行する。まもなく楽譜3によるテンポの早い躍動的な舞になる。掛け声をかけて帯の先端を高く振りまわす仕草もある。四方を巡ってから楽譜2に戻って、右膝を着いて腰をおろす。次は楽譜14に乗った舞。右膝を着いて腰を下ろす姿勢を四方でやってから、両手に帯を持ったまま鬼飛びの姿勢で移動する。そして立ち上がって楽譜8aに変わる。しばらくして楽譜2による舞があつて着坐。

次は第三部の剣舞。着坐して、持っていた帯をタスキにかけ、背中には赤い御幣を付ける。左手に刀、右手にスズを持って楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。しばらくして楽譜2による舞に始めて、当分して一旦着坐する。再度楽譜1に乗って立ち上がって舞い始める。続いて楽譜2。以下楽譜1と楽譜2による舞がくり返される。当分舞ってから着坐。

今度は刀を右手に持ち替えて、楽譜13のまずゆっくりしたテンポのリズムに乗って立ち上がる。次第にテンポが早くなるのに従って舞も活発で勇壮になる。刀を振りまわしながら四方をまわって一旦着坐する。次に刀の穂先を右手で持つて舞う。穂先を持つたまま振りまわしたりする。先ほどよりも曲芸的な動作の舞である。太鼓はずつと楽譜13で、遅くなったたり早くなったたりして伴奏する。当分してまた着坐。次は刀の剣の部分で両手で持つ舞。伴奏はやはり楽譜13。両手に捧げ持つ形で頭から転がる動作もある。激しい舞が終わると、楽譜2による短い舞があつて終了。

(一八) 御笠舞(みかさまい)

楽譜5に乗って女面の仮面神(御笠神)が登場。白い着物と袴、その上に黒い狩衣を着、赤い腰帯、白足袋、右手に開いた扇、左手に房の付いた棒を持つている。楽譜5で登場すると楽譜6の笛も奏される。ひとまわりして祭壇前にて唱歌。この間は奏楽は停止。終わると楽譜5と楽譜6の合奏に乗ってゆっくり舞い始める。しばらくしてまた唱歌。全部で六回の唱歌を唱えて退場する。伴奏のリズムは一貫して楽譜5。三〇分ほどかかる。

(一九) 本朝(ほんつるぎ)

一人舞。「二人観」と同じ構成で四〇分ほどかかる長い舞。赤い嚙矢模様の着物と同じ模様の袴と赤い腰帯、脚絆、白足袋、白ハチマキ、右手にスズと左手に丸く輪にした帯を持つて登場。着坐して楽譜1に乗って立ち上がって舞い始める。しばらくして楽譜2。そして着坐。ここまでは序に当たる第一部。第二部は帯を両手に持つて舞う。楽譜1に促されて立ち上がり、両手に帯を捧げ持つて舞う。楽譜1と楽譜2が交替する。しばらくして楽譜3によるテンポの早い活発な舞になる。楽譜2による短い動きがあつたあと、右膝を着く動作がある。この部分は楽譜14による伴奏。そして着坐。

第三部は二本の刀を持つて舞う。さきほど持つていた帯をタスキにかけ、赤い御幣を背中に吊るす。楽譜1によつて立ち上がって舞い始める。まもなく楽譜2。一旦着坐して、再度楽譜1にて立ち上がる。まもなく

楽譜2。以下同じように楽譜1と楽譜2の交替による舞が続く。

当分して左膝をつく姿勢があつて、今度は楽譜13による舞。テンポが次第に早くなり、両手の刀を振り回すなどの曲芸的な動きが主体になる。四方を巡つてからまた左膝を着く姿勢。今度は両手の刀の柄を逆手に持つ。楽譜13の緩急あるテンポに乗って二本の刀を振りまわすなど、ハラハラするような動作をする。太鼓のリズムの急テンポの部分では楽譜3が混じる。

当分してまた左膝を着く姿勢になる。次は刀の刃の部分を持つ舞。楽譜3の伴奏。両手にそれぞれ刀を持ったまま後ろから回転して転がる動作もある。楽譜3と楽譜13が交替で出る。最後は楽譜2による舞で終了。着坐・拝礼して退場。

(二〇) 住吉

仮面神(住吉神)の一人舞。茶色模様の羽織に青袴、白足袋、右手に開いた扇、左手に杖棒を持つ。楽譜5のリズムで登場し、そのまま舞場をまわる。祭壇前にて唱歌。この間は奏楽は停止。以下、舞場をまわつては停止して唱歌をくり返す。唱歌は全部で八回唱えられる。楽譜5のリズムで退場して終了。二〇分ほどを要する。

(二一) 龍蔵(りゆうぞう)

仮面神(龍蔵神)の一人舞。黒い羽織に白袴、赤い腰帯、白足袋、右手に杖棒を持つ。楽譜5のリズムで登場し、そのまま舞場をまわる。祭壇を向いて停止して唱歌。この間は奏楽は停止。以下、舞場をまわつては停止して唱歌をくり返す。唱歌は全部で八回唱えられる。楽譜5のリズムで退場して終了。直前の「住吉」と同じ構成。二〇分ほどを要する。

(二二) 小房(こふさ)

二人舞。緑色の嚙矢模様の着物と同じ模様の袴と脚絆、同じ色の腰帯、白足袋、笠をかぶり、右手にスズ、左手に弊一本を持つて舞う。二〇分ほどかかる。入場して着坐、楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。まもなくして楽譜2。しばらくして着坐。ここまですが舞の序に当たる。立ち上がって弊を両手に持つて唱歌。唱歌の間は奏楽停止。唱歌が終

わると楽譜1にて舞い始める。まもなく楽屋が楽譜10の神歌を歌う。しばらくして楽譜2となる。そして楽譜1に戻る。しばらくして楽譜2。以下楽譜1と楽譜2の交替による舞をくり返す。

当分してから着坐。再度楽譜1によって立ち上がって舞い始める。まもなく楽屋から楽譜10の神歌が歌われる。続いて楽譜2。以下、楽譜1の舞の途中で神歌が歌われ楽譜2の舞に移るといふ流れが二回くり返される。

当分して楽譜14のリズムが出てすぐ楽譜2に戻る。この時は両手に持った二本の弊を高く掲げて舞場をまわる。次の同じリズムで今度は二本の弊を十字形にして左手に持って舞う。次に右手に持って舞う。次に二本の弊を両手で平行に持って掲げるなどの仕草がある。最後は楽譜2で舞って着坐。押礼して終了。

(二三) 鉢舞(ほこまい)

楽譜5のリズムで仮面神が登場。烏帽子をかぶり、茶色系の狩衣に白袴、白足袋、右手に開いた扇、左手に鉢を持って舞場をまわって祭壇前にて唱歌を唱える。この間は奏楽は停止。以下、まわって祭壇前にて唱歌、という形を繰り返す。唱歌は全部で五回唱えられる。一五分ほどを要する。

(二四) 樂荒神(しはこうじん)

仮面神の樂荒神が登場。衣裳は金色系の狩衣に白袴、右手に開いた扇、左手に杖棒をもっている。楽譜5の太鼓のリズムで入場して舞場をまわる。祭壇に向いて唱歌。この時は奏楽は停止。同じことを繰り返す。唱歌は全部で八回唱えられる。二〇分ほどを要する。

(二五) 御辭舞(ごさいまい)

二人舞。別名瓶舞(びんめ)とも言う。白い着物に白い袴、白足袋、笠をかぶり右手にスズ、左手にトツクリ(酒が入っているつもり)を持って登壇。昔は一升瓶を持って舞ったこともあるという。入場して着坐。楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。まもなく楽譜2で舞って着坐。少し間があつてまた楽譜1にて立ち上がって舞い始める。以下、楽譜1と楽譜2の交替による舞が続く。当分してからテンポの早い楽譜3が出

る。舞は掛け声とともにトツクリの酒を飲む仕草がある。これを四方でくり返す。まもなく楽譜2によってトツクリを飲む仕草がある。これを四方でくり返して着坐・押礼して終了。約一五分を要する。

(二六) 手力男(たちからお)

黒い仮面の手力男が登場。朱の狩衣に茶系の袴、黒足袋、右手に開いた扇、左手に杖棒を持つ。祭壇下には天の岩戸に見立てた戸板一枚立てかけられている。楽譜5のリズムにて登壇。そのまま舞場をまわる。祭壇前にて唱歌を唱えるが、この間は奏楽は停止。以下同じようにして舞場をまわって五回の唱歌を唱える。五回目の唱歌が終わると、唱歌を唱えながら勢いよく祭壇の前に進み出て、立てかけられた戸板を放り投げける。そしてまた楽譜5にて舞場をまわる。舞場を二回まわったところで祭壇前で、両足を躍動して踏みながら唱歌。終わるとまたまわり始める。同じようにして二回まわってまた唱歌を唱え、そのまま退壇。約一五分を要する。

第二節 祇川の神舞

一 はじめに

祇川神舞の音楽部分に関しては、松永健氏による二つの報告が出ていた。ひとつは昭和五年の「宮崎県の民俗音楽研究(IV) 祇川神楽の神歌」(宮崎大学教育学部紀要四八号、もうひとつは昭和六一年の「南九州の諸神楽の研究—高千穂・銀鏡・祇川神楽—」(服部幸三先生遺稿記念論文集 音楽と音楽学)である。とくに前者は笛と太鼓の採譜を中心としたすぐれた報告である。私も本稿を書くにあたって、これにおおいに助けられた。一般にはあまり目に触れる機会がないと思われているので、前者についてまずその内容を紹介しておこう。

昭和五年の松永報告はおよそ二〇年前、昭和四年二月から五年四月にかけて報告者自身によってなされた調査が基になっている。一二月の神楽を見学したあと、時期を遅えて保存会への聞き取りをおこなっている。調査協力者の中に西川友助氏や堀の内茂吉氏の名前も見える

が、二人とも故人になっている。

まず三五首ほどの短歌形式の神歌について三種類の唱法を分析している。第一種は神隨かんすい型と呼ばれるもので、「宮入(破塵下り)」「神隨(朝)の中で歌われる。基本的な音は一首で、言葉が発してしばらく引き延ばして、そのすぐ上の音(長二度上)との間に裝飾的なトリルがなされる。句のくぎりではオクターブほど下にズリ落ち、最後は基本音とそれより低い音との間に裝飾的な細かい動きがあつて旋律を閉じる。「宮入(破塵下り)」の部分で採譜されている。

第二種は宇治金山型で、主に仮面舞の中で歌われる。三度ないし四度間隔の二音を中心音で、上の音と下の音に細かい裝飾音が付く。「門境」「飛出」「金山(納)」の中で歌われるものが採譜されている。これらは細部に違いはあるが、基本的には同一の旋律と思われる。伝承者もそのように意識しているという。

第三種はハンガ半歌型。ハンガというのは舞人が一首を歌い、次の二首目の前半までを歌うと、その後半を楽屋が引き取って歌う形である。つまり二首目の五七五までを舞人が歌い、五を一部ダブって後半の七七を楽屋が歌う。楽屋が歌う部分を「木みどり」という。途中で「ハンガー」という言葉が入るのが特徴になっている。「老番舞」と「剣」が採譜されている。旋律線はもともと複雑で音域も広く、裝飾も豊かである。

楽(カ)については太鼓のリズムと笛が採譜されている。一種の太鼓のリズム型と四種類の笛の旋律、四種類の太鼓・笛の合奏譜が採譜され、「老番舞」全曲が太鼓・笛・神歌の総譜の形で採譜されている。神樂に限らず民俗音楽の実況録音はなかなか採譜してくれないのだが、ここでは演奏を合奏譜(総譜)の形で採譜している。祓川神舞の音楽分析の扉を開いた報告として評価しておきたい。

さて本稿では、以上の松永報告を参考にしながら、次のような方法(狹野神舞と同じ方法で祓川神舞の音楽を分析する。全曲は音楽的には、面をかぶらない普通舞と、仮面神の登場する面舞に大きく分けることができる。普通舞・面舞という言葉は私の造語である。

まず普通舞の中から狹野神樂と同様「神隨」を取り上げて、舞の構成と音楽との関係を見る。真剣を持った四人舞であるが、これを取り上げたのは色々な意味で祓川神舞の中核的舞曲と思われるからである。舞の中には他の舞曲の要素が全部入っているとされ、実際に地元でも神樂を継

承する場合の稽古の基礎の舞とされている。別名「御神樂(おかぐら)」とも呼ばれる。それだけではなく、露島東神社の歳旦祭(元旦祭)や春秋の彼岸祭(お彼岸神樂)に奉納され、集落では一月のお初蔵い(おはつばら)いで舞われるほか、葬式神樂(通夜神樂)としても舞われている。

次に仮面舞の中から「金山(かなやま)」を取り上げた。仮面舞は音楽的には比較的単純で、笛も太鼓も聞き取りやすい。

次に、以上の分析を核として全曲の音楽的構成を見ていくことにする。神歌と笛については前述の松永報告に詳しいので、関係としてここではあまり触れないことにする。笛については太鼓との間隔の中で若干触れる程度にした。採譜は狹野神舞と同様、太鼓の皮を打つ場合は下向きの音符で、ワクウチ(杵打ち)は上向きの音符で示した。本稿のもとになった上演は平成元(〇一年)二月一日から二日にかけての神樂奉納で、その後、保存会の宮水久雄氏からの聞き取りに基づいている。

二 神隨(かんすい)

舞手四人の入場から舞の終了まで約一六分かかる。その後、一人舞による舞揚(まいあげ)がなされ、これは約九分かかる。全体では約二五分を要する。

楽譜と舞の構成図を参照しながら、入場から順を追って見ていこう。構成図には舞の開始時間を記入し動いているので時間は正確ではない)、舞人の向きや動きを矢印で示した。

舞揚は正面祭壇が法珠門、これに向かって右側が福德門、左側が成就門、入口が延命門と名付けられている。楽屋は祭壇・法珠門の下に陣取っている。楽器は太鼓と笛とカネの三つが使用される。

太鼓は普通に各地の神樂で使われる桶胴式の締太鼓ではなく、平べったい円型の吊太鼓である。そのためか、太鼓の打ち方は比較的におとなしい。バチをつかつかつ太鼓の皮を叩く場合と木製のワク(杵)を叩く場合の二通りがある。皮はドドンという太く低い音、ワクはカチカチという軽く高い音がする。前者を太鼓、後者をワクと表示する。楽譜では太鼓を下向き、ワクを上向きの音符で表示した。

カネは二つの小型の蓋型の円盤を軽く叩き合わせるもので、地元ではスリガネと呼んでいる。太鼓に合わせて打つのみで、特別なリズムを受

け持つわけではないので、スリガネのリズムについては省略する。舞人は多くの場合右手にスズを持っているが、これは鈴ではなく錫である。錫杖の上部の小さな輪を付けた部分だけを独立させたものである。振ると鈴のような音が出る。

送り太鼓(神楽の支度ができたことを知らせる合図で、現在は神楽殿という名前の公民館から鳴らされる)を合図に祭壇下に陣取った楽屋が太鼓を連打する。真剣を持った無人四人が登場する。衣裳は白衣に青袴、白足袋。頭に烏帽子をかぶり、右手にスズ、左手に真剣を持っている。連打に乗って入口(延命門)に入り、正面祭壇に向かって横一列に並ぶ。

楽譜1の太鼓が始まると、四人は簡単に動いてその場に着坐する。楽譜1はこのように採譜したが、別の採譜も可能かもしれない。はじめ二拍子が一小節分だけ打たれ、続いて三拍子となる。五小節が二度くり返されている。

着坐してしばらくしてから、太鼓に促されて四人が立ち上がる。舞の開始である。左手の剣と右手のスズを振りながら舞い始める。構成図(1)のように祭壇に向かって前進・後退をする。構成図の時間は、ここで立ちあがったところをゼロとして記入した。

楽譜2の初めではまだ着坐している。A1と記入しているところの直前で立ち上がって、正面の祭壇に向いたまま舞い始めるが、太鼓はゆったりしたテンポの、ワク打ちの軽く高い音である。A1から数えて九小節目の後半で太鼓の皮が打たれるが、一〇小節目のみ三拍子とつた。太鼓のこの部分のみ一種の变格的な感じがし、舞人の動きもこの部分だけ一瞬だが違っている。続いてすぐにワクの軽快なリズムに戻るが、これが四小節続いたあと、ややテンポを早めて太鼓とワクの掛け合いによる単調な二拍子になって、舞人は前に進む。ここまでが構成図(1)。笛の旋律は松永報告にあるので省略した。

舞人は祭壇(法殊門)の前まで横一列で進むと、ふり返って入口(延命門)を向く。祭壇を背にした形になる。これが構成図(2)。太鼓は再びワク打ちで、楽譜2にA2として示した。A1とまったく同じリズム。前と同じ舞をくり返す。しばらくして太鼓とワク打ちの掛け合いの単純な二拍子のやや早いテンポが変わって、舞人四人は横一列で入口(延命門)前に進む。

入口前で祭壇方向に向き直ったところで、リズムは楽譜2のBに変わ

る。構成図(3)。舞は活潑になり力強さを増す。神随舞の中核部分である。Bは二拍子で取ることができるが、しばらくして変則的になる。舞に合わせて伸び縮みさせて打っているために規則的でないが、とにかくこのように打つていく。楽譜1は六小節が二度くり返された形だったが、これと同じく六小節を一フレーズとするリズムが何回かくり返されていると考えることができる。

続いて構成図(4)。舞人四人は中央に出て縦一列となり、福徳門(祭壇に向かって右手)を向いて腰をおろす。一〇秒ほどの小休止。短い太鼓に続いてワク打ちの音が聞こえと、四人は立ち上がって四隅に分かれる。

構成図(5)は四人が四隅に分かれて中央を向いて立っている形。四人とも刀を両手で持って正眼に構えた格好。このままの姿勢で神歌がまずオズズ音頭。構成図の中の①によって歌われる。この間、奏楽は停止。詞は「霧島の峰より奥の霧請れて、現れいずるその峰の神」と、神歌はこのあと述べるように舞をはさんで、歌い手が交替して四番まで歌われる。これはその一番で、以下歌う舞人が順繰りに交替するが、歌う場所は必ずこの位置になる。神歌の旋律は前述松永報告にあるように、基本となる一音があつてこれを引き延ばし、その上の音との間のトリルによって旋律を修飾している。

神歌が終わると、楽譜3(C)の笛と太鼓になる。これに乗って舞人は構成図(6)の位置に移動するが、この部分は短い。まもなく太鼓のリズムは急調子の楽譜4になって、舞も活潑になる。楽譜4は楽譜2Bの後半部の変形と見ることができ、構成図(6)にはBとして示した。

四〇秒ほど舞ったところでその場に腰を下ろす。構成図(7)。一〇秒ほどの小休止。まもなく楽譜2Aに促されて立ち上がり、成丸(祭壇)に向かって(左手)の前に横一列に並び、そのままの場所で舞い始める。これが構成図(8)。リズムはまもなくBに変わり、矢印方向へ前進・後退して舞う。激しく舞ったあと、構成図(9)の形で腰をおろす。入口方向を向いている。一〇秒ほどの小休止である。

太鼓とワクの音で構成図(10)の形になって四隅に分かれる。形は構成図(5)と同じだが、立つ位置が時計方向へ一つずれている。②の人物(セキ)が神歌二番を歌う。歌詞は「千早ふる我が身は神のやしろにていである風は伊勢の神風」。

以下同じようにして舞人の位置を変えながら移動し、構成図(17)で神歌

三番を歌い、構成図(2)では神歌四番を歌う。三番は「もみじ葉の裏にひとふさ残りしは、冬の花とはみるべからん」、四番は「年ごとに冬のなかにめぐりきて、神楽の音を聞くぞうれしき」である。神歌四番が終わると構成図(2)になって、舞人の立つ位置は構成図(6)に戻った形である。こうしてこゝまで、つまり構成図(2)までを整理して見直してみると、舞は全て神歌の隊形を引き出すための準備としてあるかのようなのである。表にしてみよう。

- I 構成図(1)から(4)までと構成図(5)の神歌①番
- II 構成図(6)から(9)までと構成図(10)の神歌②番
- III 構成図(11)から(16)までと構成図(17)の神歌③番
- IV 構成図(18)から(21)までと構成図(22)の神歌④番

IIの中の(6)と(7)、IIIの中の(11)と(12)、IVの中の(18)と(19)はそれぞれ対応して同じものだがIにはない。したがってこれらをIからIIへ、IIからIIIへ、IIIからIVへの転換部として無視すると、各部の構成は

- I 構成図(1)から(5)まで
- II 構成図(8)から(10)まで
- III 構成図(13)から(17)まで
- IV 構成図(20)から(22)まで

ということになる。とするとIとIIIが全く同じ構成となり、IIとIVも全く同じになっている事がわかる。IIIがIと同じなのは、IIIがIと対称的な位置関係にあって祭壇(法殊門)に正面していると考えられているからであろう。それに比べてIIとIVはやや徒として見なされ、そのために若干簡略化されているのであろう。

構成図(4)以下は舞の締めくくり部分で、一環して四隅に位置して舞われている。(4)から(29)まではA(楽譜1)のリズムによっている。それぞれがおよそ二〇秒ほど舞われている。(24)と(25)はいわば表と裏の関係と見なしてよいだろう。(26)と(27)も同様である。裏を無視すると(24)(28)(29)は舞人の位置がひとつずつ時計方向にずれていくのがわかる。

構成図(30)で神歌一番の位置(5)に戻り、こゝから楽譜5になる。これは

楽譜3と笛の旋律が若干違うのみで基本的に同じで、ややテンポを早くしたものだから、構成図(30)にはCと記入した。舞は次第にテンポをあげて最後の盛り上がりを見せる。舞人の位置がやはり一つずつずれて一巡したところで構成図(30)となる。これは構成図(1)と同じ形である。構成図(35)で着坐し一呼吸入れたところで、四人は構成図(36)の位置に退いて着坐して控える。しばらくして送り太鼓に乗って、両手に真剣を持った青年一人が登場する。舞揚(まいあげ)の開始である。白衣に白袴、黒い脚絆に裸足、赤いタスキと赤い腰帯、頭には何もかぶっていない。楽譜1と同系のリズムで入場し、少し動作があつてから正面の祭壇を向いて着坐する。

一呼吸してA(楽譜1)で立ち上がつて舞い始める。両手に持った二本の真剣のさばきが見ているものに緊張感を与える。祭壇の前まで進んでふり返り、入口まで再度進んでまたふり返る。こゝまではAのリズム。続いて楽譜2Bが出て、両手の真剣を大きく振りまわしながら、大きなステップを踏みつつ舞う。入口前(延命門)から成就門、法殊門、福德門と位置を変えて再度入口延命門に戻ってくる。

続いて楽譜5が現れる。二拍子の早いリズムに乗ってさらにダイナミックな舞に変わる。両手の剣を同時に回転させながら前へ二回、後へ二回飛ぶ仕草がある。これも入口延命門に始まって成就門、法殊門、福德門と次々に位置を変えて、入口延命門に戻つたところで終了。中央で祭壇に向いて着坐すると、四隅に控えていた四人の舞人も横一列になつて着坐。真ん中に一人舞(舞揚)の青年を挟んで五人が祭壇に向かって坐つた形。拝礼して、神隨舞のすべてを終了する。太鼓の連打で立ちあがつて楽譜6に乗って退場する。

三 金山(かなやま)

鬼神面による一人舞。鬼神面の衣裳は派手な赤い狩衣に袴、白足袋、右手に扇、左手に一握ほどの細い杖棒を持っている。送り太鼓を合図に祭壇(法殊門)下の楽屋が音楽を奏し始める。冒頭から笛を伴つた楽譜7が奏される。ゆつたりしたテンポの太鼓のリズムに乗って笛が明瞭な旋律を吹く。終始スリガネが伴奏する。全体は約二〇分を要する。

鬼神面は控え室を出てゆつくりと舞場に向かう。しばらくして楽が停

止。鬼神面は道中に立ち止まって第一の唱教（ここでは有名な八雲たつ一の短歌形式の古代歌謡）を唱える。これは道歌とも呼ばれる。舞場の見物席からは暗いの人垣でよく見えないが、声だけが聞こえてくる。

第一の唱教 八雲たつ出雲八重垣妻こめて 八重垣作るその八重垣を

唱教が終わると同時に楽が再開。鬼神面はゆっくりと入口の延命門にやってくる。右手と右足、左手と左手を同時に出しながらおもむろに近づいてくる。門の中に左足を踏み込み、右足は門外に残し、左手で杖棒を突き、扇を横に差し出し、身を門の中に乗り出す格好で舞場内を見渡す。威圧感を表現する仕草であろう。楽が停止する。ややあつて第二の唱教となる。これも短歌形式。

第二の唱教 見渡せば四つすまなるをろのそや あづさ弓こそ中に

見えたよ

最後の「中に見えたよ」ところで楽が再開、鬼神面は体を左右に大きく動かして舞場内に入る。そのまま舞が始まる。少し前かがみになって両手を上げてミエを切るような仕草を交えながら、法珠門・成就門・福徳門をまわって入口の延命門の前に戻ってくる。この間約二分半。そこでまた楽が停止して第三の唱教となる。今度は正面祭壇に対してやや右向きの位置。両足を踏ん張って両手を上げた姿勢で唱える。

第三の唱教 そもそも神地（しんち）はじめの根本は天地（てんち）の二方を定めんと天は三十三 天地は四十九げつに割つたる地をたれに案内をえ割りたもうなり

鬼神面が「え割り」と言うのに対し楽屋から合いの手が入り、直ちに楽が再開、鬼神面は「たもうなり」と言いながら四股を踏む動作をして、勢いよく前に踏み出す。舞が再開される。前回と同じように舞場内の各門をまわって元の位置に戻ってくる。この間、やはり約二分半。前回と同じ姿勢で第四の唱教を唱える。

第四の唱教

その時 天のさざり地（ぢ）のさざりとこしうして
万物の神も現れにける

「現れにける」ところで四股を踏む動作をしながら体を大きく動かし、楽が始まると同時に楽屋から合いの手が入る。勢いよく前進して舞が始まる。舞場をひとまわりし、二分半ほどで元の位置に戻り、前回と同じ姿勢で第五の唱教となる。

第五の唱教 その時 雨風も花ももみじも月雲も 神の姿なりけり

地元の神楽本には「月雲も何れも神の」と書かれているが、実際には「つきぐもも かみの」と唱えられている。「神の姿なりけり」で四股を踏む動作をし、楽が始まる。やはり同じように舞場内を巡って元の位置に戻ってくる。

延命門の前でこれまでと同じ姿勢をとるが、時間は短い。ひと呼吸入れられるという感じ。舞人の息も相当にあがっている。左手の杖棒を差し出して左足を踏み出し、右手の扇を差し出して右足を踏みだし、ゆっくりと祭壇へ前進する。鬼神面から見て前方左右の隅には地割を舞った舞人（白衣に青袴、赤タスキ、白い花笠）が着坐して控えている。

まず前方左手の隅に控える舞人から、杖棒を持った左手で矢を受け取る。受け取る時鬼神面は座り込んで杖棒とともに首の後ろにまわす。喜ぶ仕草か。立ち上がって次に右隅に控える舞人から右手で矢を受け取り、再度そこに座り込んで両手に持った矢を首の後ろにまわす。そのまま膝歩きのような低い姿勢で進んで延命門（入口）前まで戻る。

この間、前方両隅にいた舞人は後方両隅にさっと移動して着坐して控えている。延命門の前まで戻ってきた鬼神面はまず後方左側の舞人から矢を受け取る。体を祭壇方向に向けたままで、後ろ手の左手で受け取る。受け取る時座り込んで、両手の矢を首の後ろにまわす。すぐ立ち上がって、今度は後方右側の舞人から後ろ手の右手で矢を受け取る。やはり体は祭壇に向けたまま。矢を受け取ると座り込んで両手の矢を首の後ろにまわす。

右手に矢二本と杖棒、左手にも矢二本と扇を持っている。これらを首の後ろにまわしたり、両手に合わせ持つて振りまわしたりしながら舞場

内をめぐる。四隅では座り込んで両手の矢を後ろにまわす。この間、矢を観客席に突きだして笑いを誘う場面もある。こうして元の位置(延命門)の前に戻ると、四本の矢を置いてから、躍動して四股を踏む格好で祭壇前に進み、以下四方を舞いめぐって終了となる。

音楽は終始一貫して楽譜7が奏される。テンポも殆ど変化はないが、後半の鬼神面が矢を受け取る場面、動作に合わせて若干の緩急がある程度。楽譜7に示した太鼓のリズム形は時と時に変化する。それを楽譜8に示した。abcの三つのパリエーションを記した。基本には同じリズムである。最後、延命門前で鬼神面が祭壇に向かって一礼してから退場する場面では、短時間ながら楽譜6が奏される。楽譜6は各舞曲の最後、退場の場面でしばしば使われる。

四 各舞曲の音楽

(一)宮入り(破風下り)

霧島東神社への旧参道の登り口にて、関係者全員がそれぞれの支度を整えて降神の儀を行い、神様を舞場にお連れする。まず旧参道を少し登った階段の途中に小さな祭壇をしつらえて降神の儀式をする。全ての明かりが消され(取材の明かりも消す)、祭壇のローソクの光のみで祭典をする。この時の笛と太鼓を楽譜9に採譜した。この儀式だけでなく、神楽全体を通じて神官の祝詞奏上などの時は必ず使われる。祭典に固有の楽である。

楽譜9はまず太鼓の連打があつて流し打ちとなり、しばらくして笛が吹かれる。太鼓は神楽で使う吊太鼓でなくて、小型の締太鼓。太鼓の拍子は八分の三としたが、一小節を一拍として八分の六と考えることもできる。途中で二拍子が出てくるので、わかりやすくするためにこうした。笛との関係は、一応はこのように採譜したが、奏楽のたびにずれる。時には太鼓はそのままで笛の旋律全体が引き延ばされて奏される場合もある。この楽譜9は前出の楽譜6とほとんど同じで、太鼓のリズムが違っているだけである。つまりここに出てくる旋律は楽譜6の二拍子系の連打とも、楽譜9の三拍子系のリズムとも組み合わさって奏される。

楽譜9の太鼓の最後だけを取り出したのが楽譜10である。楽の締めくくりとして打たれるリズムで、これはいろんな場面で使われる。楽譜1、

楽譜2、楽譜4にも見えている。

参道登り口での降神の儀式が終わると、全員の点呼がなされて宮入りの行列が始まる。まず神歌が歌われる。神歌の旋律については松永報告を参照。以下神歌を歌いながら行列の行進が始まる。神歌は到着するまで歌われる。道中では楽譜11の太鼓が終始打たれている。太鼓は一人が肩に担ぎ、それを別の人が後ろから打つ。楽譜11は繰り返しの単位を探しにくい、楽譜1および楽譜2のB部分の変形と見ることもできる。まもなく舞場に到着して全員が舞場の中に入つて中を時計まわりにまわす。この時、太鼓は楽譜2のAとB、ないし楽譜11が打たれている。

しばらくして全員所定の位置に着坐し、祭壇に神楽の道具などを供える。やがて舞場にて祭典が始まる。太鼓はこれまでの締太鼓でなく神楽で使う吊太鼓に変わっている。楽譜9を合図に祭典が始まる。終わると楽譜12の太鼓と楽譜13の旋律が合奏されて献饌が行われる。献饌の終わりは楽譜9、太鼓の最後は楽譜10のリズムでしめる。

献饌が終わると神官によるお祓いの祝詞とお祓いの儀。祝詞の開始に楽譜9が奏される。お祓いの儀の次に祭典の儀。神官の祝詞の開始と最後に楽譜9が奏される。続いて玉串奉奠。伴奏は楽譜12の太鼓と楽譜13の笛の旋律の組合せ。終わると神楽宿主に神官から御神酒が与えられる。この間にも楽譜12と13が奏されている。楽譜9にて終了。終わると太鼓と笛は祭壇下の楽屋へ移動し、神楽本番にむけてすべての準備が整えられる。

(二)門境(かどざかい)

送り太鼓に呼応して楽屋が楽譜7を奏する。これに乗って鬼神面がゆつくり登場する。赤い狩衣と袴という派手な衣裳、右手に扇、左手に杖棒を持っている。入場して舞場をゆつくりと舞つてから中央にて腰掛けに坐る。奏楽停止。やや間があつてから太鼓の連打に乗つて山人(やまびと)が登場。山人の衣裳は白衣に青袴、白足袋、右手にスズ、左手に高幣(二ひ位の棒の先に赤い幣を付けている)を持っている。鬼神の前に進み出て唱歌を唱える。以下、問答。この間は奏楽なし。問答が終わると山人は自分の着ている白衣を脱いで鬼神に着せる。鬼神は腰掛けを降りて祭壇に向かって着坐し、山人は鬼神の前に米・餅・酒を用意する。用意している間も楽譜7が奏されている。

(三) 御祝祝詞(おほいらいのり)

鬼神面を中心に神官と山人が並んで祭壇に向かって坐る。まず楽譜9が奏されて神官の祝詞が始まる。祝詞の間も楽譜13の笛が奏されるが、この笛の旋律は引き延ばされて吹かれる。これを楽譜12の太鼓のリズムが伴奏する。太鼓のテンポもやや遅くなる。祝詞が終わると山人は立ち上がった米を周囲に撒き、次に鬼神に酒を勧める。この間は楽譜8の太鼓のみが奏される。酒を飲んで鬼神が立ち上がり、山人は退場。鬼神も少しだけ舞ってから退場する。楽譜7がこれを伴奏する。

(四) 菅舞

子供二人の舞。黒い緋の着物に白袴、赤い腰帯、白足袋という衣裳に笠をかぶり、右手に扇、左手にスズを持つている。全体は小規模ながら三部に分かれる。楽譜1のリズムで登場して舞場中央に着坐。連打の太鼓に乗って、楽屋から神歌が歌われる。この間二人は着坐したまま。楽屋からの神歌が終わると、二人は立ち上がって舞い始める。伴奏は楽譜2。しばらく舞ってからまた着坐。ここまでが序の舞で第一部。

次は第二部。間があつてから今度はオンスが立ち上がつてしばらく舞う。この部分の伴奏は楽譜2A。舞を停止して立つたままオンスは神歌を歌う。無伴奏。この部分の神歌の形式は松永報告にあるハンガ型で、途中から楽屋が引き取って歌う。この部分は「末みどり」という。太鼓の連打が伴奏する。終わるともう一人の舞人(セキ)も立ち上がつて二人で舞う。当分舞つてから着坐。

次は第三部。今度はセキが立つて楽譜2Aでしばらく舞い、停止してセキの神歌。楽も停止し「末みどり」で楽屋が引き取り太鼓が連打される。神歌が終わるとオンスも立つて二人でやや活発に舞う。この部分は楽譜5の伴奏。楽譜2日も聞こえる。しばし舞つてから着坐、太鼓の連打。すぐに楽譜6が奏されて二人は退場する。

(五) 神隨

前掲部分で詳述したので省略する。

(六) 式参番

中学生ほどの子供二人の舞。菅舞と同じ衣裳。黒い緋の着物に白袴、赤い腰帯、裸足、笠。右手にスズ、左手に扇を持ち、先に赤い幣をつけた一けほどの棒二本を背中に差している。三部構成。楽譜1によつて入場。すぐに着坐する。間があつて太鼓の連打で二人とも立ち上がり、楽譜2を伴奏に舞い始める。この間、楽譜12の太鼓のリズムが伴奏する。楽譜2に乗って舞う。これが第二部。

終わると前と同様に着坐、右手のスズを置いて左手の二本の幣の一本を右手で持つ。つまり両手に一本ずつ幣を持つている。連打で立ち上がり、楽譜2で舞う。後半では楽譜5が現れる。この部分の舞は飛んだり跳ねたりの激しい動きで、太鼓は殆ど連打に近い。これが第三部。終わつて着坐。連打に促されてすぐに立ち上がり、楽譜6で退場する。

(七) 大光神(だいこうじん)

鬼神面が楽譜7の伴奏でゆつくり登場する。赤く豪華な狩衣に白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持つている。入場して舞いながらゆつくり前進し、祭壇前の腰掛けに祭壇を背にして腰掛ける。ここで楽は停止。鬼神は腰掛けて辺りを見まわす。まもなく二人の舞人が楽譜7の伴奏で登場する。二人の衣裳は白衣に青袴、赤いタスキ、赤い腰帯、笠、白足袋、右手にスズを持つているが、左手に持つものが違う。オンスは弓と矢と杖棒を、セキは弓と杖棒と幣を持つている。

二人は入場して短い楽譜1で鬼神の前に出る。間をおいてオンスが鬼神の前に進み出て長い唱歌を唱える。鬼神が短く答える。次にセキが進み出てまた長い唱歌を唱える。鬼神が短く答える。この間、楽は停止したまま。鬼神はこのあと楽譜7に乗って立ち上がり、舞いながらそのまま退場する。鬼神が退場し終わる頃、楽は楽譜6に変わる。残つた二人はしばらく立つたままだが、楽譜6が終わると同時に祭壇脇の左右に、手に持った道具を置く。中央に戻つて、二人は右手にスズ、左手に扇を持って楽譜2に乗って舞い始める。一〇分ほど舞つて終了、二人は祭壇脇の左右の隅に控える。

(八) 地割

地割舞は三つの部分に分かれる。前舞の二人が舞場の隅に残っている。

二人は祭壇脇にさきほど置いた道具を取る。オンスは右手に杖棒を、左手に弓と矢を持ち、セキは右手に杖棒幣を、左手に弓を持っている。中央で腰を降ろして奏楽を待つ。楽譜1に促されて立ち上がり、すぐに楽譜2に乗って舞い始める。三分ほどで終了し、二人は祭壇下の両脇に分かれて控える。以上が第一部。

第二部は三つのおと一〇番の「高幣」のあとで舞われる。「高幣」が終わると祭壇下の右隅に控えていた舞人(オンス)が右手に棒、左手に弓と矢を持って中央に進み出て、腰を降ろす。楽譜2で舞い始める。八分間ほど舞って、元の祭壇下右隅に戻って控える。

第三部は一番「金山」の後、「金山」が終わると祭壇下左隅に控えていた舞人(セキ)が右手に杖棒、左手に弓と幣を持って中央に出て腰を下ろして控える。太鼓の連打に乗って立ち上がり、楽譜2で舞う。終わると元の祭壇下左隅に戻って控える。

二番「宇治」の間に控えていた舞人二人は、「宇治」が終わると祭壇下の両脇に置いていた持ち物(弓・矢・杖棒)を持って中央に出て腰を下ろす。連打に促されて立ち上がり、楽譜6の奏楽に乗って退場する。

(九) 飛出(とびで)

楽譜7に乗って飛出面(目の玉がまん丸い)の仮面神が登場。舞手は小学生。黒い緋に白袴、裸足、赤い帯、右手に扇を持つている。左手は腰に当てたまま。入場するとそのまま楽譜7で舞うが、四方を舞ったあと延命門(入口)の前で停止。楽も停止して舞人自身による神歌。終わると同時に楽(楽譜7)が再開して舞が始まる。同じ事が三回くり返される。つまり三回の神歌が歌われるが、三回目の神歌のあと舞の途中で舞が少し変わる。歩きながら四方で膝を着く仕草がある。一周して元の舞に戻り、そのまま退場する。奏楽は一貫して楽譜7。退場部分では楽譜6が奏される。

(一〇) 高幣(たかへい)

女面の仮面神の舞。女の着物を着、手拭いをかぶり、白足袋、右手に扇、左手に長い棒(「盾」ほど)の先に赤い幣を付けた高幣を持つ。両手を差し上げてゆっくり左右に動かしながら舞は進行する。楽譜14のゆっく

りした単調なリズムで入場し、そのまま舞場の中をゆっくり一周する。延命門(入口)前まで戻って舞と奏の停止。神歌を歌う。終わると再び同じように舞いながら一周する。これを三回くり返す。三回目の神歌が終わると、祭壇に向かおうとする。中央付近で扇と高幣を置き、扇を見まわしながら幣をさす仕草をして観客を笑わせる。終わると扇と高幣を持って同じ舞い方で退場。最後は楽譜6が奏される。このあと「地割」の第二部分が舞われる。

(一一) 金山(かなやま)

前述したので省略する。終わった後で「地割」の第三部分で舞われる。

(一二) 宇治

仮面神の舞。衣裳は白い狩衣に赤い袴、赤いタスキ、白足袋、右手に扇、左手に幣を持つている。楽譜7でゆっくり登場。入口の延命門の前まで来て中に入らずに唱教。この間は奏は停止。終わると同時に楽譜7に乗って勢いよく舞場に舞い込む。終始大きな動作で舞う。四分ほどで入口(延命門)前で停止、奏も停止して唱教となる。終わると奏楽とともに躍動して舞が再開される。しばらくしてまた同じように入場(延命門)前で停止、第二の唱教となる。唱教が終わると前回同様、勢いよく舞が始まる。

舞場内を巡ってまた入口(延命門)前まで来て停止。今度は唱教はない。同じ楽譜7の伴奏で、足をひきずるようにして祭壇前に移動、向かって左隅に控えている地割の舞人から左手で幣をもらって、そしてその場に坐り込んでこれを首の後ろにまわす。次に右隅に控える舞人から幣をもらって同じように坐り込んでこれを首の後ろにまわす。

舞人はすぐに入場口横の左右の隅に移動する。仮面神は入口まで戻ってきて、祭壇の方に体を向けたまま、まず左隅に控える舞人から左手で杖棒を受け取り、坐り込んでこれを首の後ろにまわす。次に右隅の舞人から右手で杖棒を受け取り、同じように坐り込んで首の後ろにまわす。立ち上がって両手の幣と杖棒を振りまわしながら四方をめぐる。四隅では坐り込んで両手を首の後ろにまわす。そしてまもなくこれらを全部左手に持ち、右手に扇を持って、大きく躍動しながら四方をめぐる。そのまま退場。音楽は一貫して楽譜7で、最後に楽譜6が奏される。こ

のあと控えていた、地割を舞った二人の舞人が退場する。

(一三)幣貫い(へららい)

すでに終了した飛出・高幣・金山・宇治の各舞曲に登場した神々が再登場して幣を奪い合うという内容。中央に高幣(二)位の棒の先に赤い幣が付いているのが置かれている。楽譜7の太鼓のリズムに乗ってまず飛出面の神が登場。次に女面神、次に金山神、次に宇治神が登場して舞場内をめぐって舞う。音楽は楽譜7。まず飛出面神が幣を取るが、これを女面神が奪い取る。飛出神は退場。女面神の持っている幣を次に金山神が奪い取る。女面神は退場。次に金山神の持っている幣を宇治神が奪う。この場面は動作が大きく動きも激しい。幣を奪った宇治神は舞いながら四方をめぐって退場する。音楽は終始楽譜7。最後の部分で楽譜6が奏される。

(一四)諸神観願(しよじんかんじょう)

四部に分かれる長大な舞曲。まず白すくめの衣裳の四人の舞人が登場する。白衣、白袴、白帯、白笠、裸足という衣裳で、右手にスズ、左手に杖棒を持っている。短い楽譜1で登場して中央にて着坐。連打に続いて楽譜2による舞が始まる。しばらくして四隅に分かれてまずオンスが神歌を唱える。神歌のあと楽譜3。すぐに楽譜4が現れてこれでしばらく舞ったあと、舞の最初(楽譜2)に戻る。これを四回くり返す。四回目の神歌が終わると楽譜5が出て舞が少し変わるが、まもなく中央で横一列になって祭壇を向いて坐る。ここまでは第一部で「神随」とほぼ同じ。一七分ほどかかる。

第二部は同じ舞人のうち二人による舞。あとの二人は入口左右の隅に控える。オンスとセキが着坐して残っている。連打によって立ち上がった二人で舞い始める。伴奏は楽譜2。五分ほど舞って中央にて着坐。間があつて二人は祭壇下の左右の隅に控える。

舞場の四隅に舞人が控えている形になる。ここへ別の舞人一人が登場する。ここから第三部。登場した舞人の衣裳は烏帽子に白衣、青袴、白足袋、右手にスズ、左手に高幣を持つ。登場すると中央にて祭壇に向かつて長い神歌を唱える。この間、音楽は停止。相当時間の神歌のあと、福徳門(祭壇)に向かって右を向いて唱える。次に延命門(入口)、

次に成就門(祭壇)に向かって左と次々に四方に向かって唱教を唱え、再度正面の祭壇に向かう。

次に四隅に控える舞人との問答となる。ここからが第四部。まず祭壇下右隅のオンスとセキの間答。オンスは立ち上がる。次に入口右隅のセキ、次に入口左隅の第三の舞人、次に祭壇左下隅の第四の舞人、という具合に一巡する。終わると全員で唱えながら、ゆっくり時計方向にまわる。ここまでは音楽はないが、唱教が終わると太鼓の連打が始まり、まわり方が早く舞う。スズを鳴らしながら駆け足でまわる。

しばらく舞って横一列となつて楽譜2で短く舞う。しめくくりの部分である。まもなく祭壇に向かって着坐し、間があつて楽譜6に乗って退場する。

(一五)観(ぐるぎ)

全体で五部に分かれ、六〇分ほどかかる長大な舞。まず剣を持たずに舞う部分があり、そのあと剣を持って舞う。舞人は二人。白衣に白袴、黒脚絆、赤い帯、裸足、左手にスズ、右手に扇を持つ。

連打で登場し、中央にて並んで着坐、拜礼のあと楽譜2に乗って舞う。まもなく着坐し、まずオンスが立ち上がった一人で舞う。伴奏は楽譜2。舞はすぐに停止し、立ったままで神歌を唱える。楽も停止。神歌はハンガ型。途中より楽の連打が入り、楽屋が神歌を引き取る。神歌が終わると楽譜2によつてセキも立ち上がり、二人で舞う。次に同じ事をセキもする。セキの神歌が終わる、楽屋が引き取つてオンスが加わつてセキと二人舞となる。楽譜2での舞だが、まもなく楽譜5が出てかなり活発な動きを伴奏する。終わると着坐。ここまでは第一部。

次は第二部。着坐したままで腰に巻いていた赤い帯をほどき、延ばして前に置く。太鼓に促されて両手に持つて立ち上がる。腰にはなお赤帯を締めている。以下両手に帯を持つた舞。楽譜2の伴奏。後半では楽譜5も出る。終了近くになって、舞いながら帯の両端を結んで輪にし、この中に転がりが足を入れてタスキにする曲芸的動作があつて、そのまますきあがつて着坐。退場せずそこに着坐したまま。

二人は着坐したまま赤いタスキを吊す。そこへ係が連打に乗つて二人の背中に白い御幣を吊す。そこへ係が連打に乗つて人物が出てきてタスキの背中に白い御幣を吊す。そこへ係が連打に乗つて二人の刀を持ってきて、二人の前に一本ずつ置く。

第三部は新しいリズムに乗って剣の舞が始まる。一貫して楽譜6が奏される。太鼓は三拍子と二拍子の組合せ、これに乗って笛が吹かれる。当分の間二人で剣を曲芸的に振りまわす舞が続くが、まもなくそこへ子供が登場する。子供のはじめのうちはカラフルな狩衣と袴、白ハチマキ、両手に棒を持つている。はじめのうちは剣舞の二人の間置をまわするようにして子供が舞うが、まもなく祭壇に向かつて横一列(中に子供)となる。しばらく停止して呼吸を揃えてステップを踏みながら前進・後退をくり返す。これを四方でやる。奏楽はずっと楽譜15。当分の間この形で舞ってから三人で刀を持ち合う。子供を中にして、子供は両手で刀の切先を握る。この形のまます子供は後返りをする。見えてハハラする場面である。何回かこれをくり返してから子供は楽譜6に乗って退場。舞人二人は祭壇下両隅に控える。この第三部まで約二〇分ほどかかる。

第四部はセキのみの一人舞。まず中央に約二〇分ほどかかる。楽譜12のリズムで舞うが、刀の刃を握むなどの曲芸的な仕草が中心。穂先を持って振りまわしたり、高く差し上げたり、刃を両手で握んだまま転がる場面もある。最後は楽譜6。第四部だけで二〇分ほど。

第五部はオンスの登場。オンスは刀二本を持つ。前場と同様に刀二本を曲芸的に操りながら舞う。これも最後は楽譜6。第五部だけで二〇分ほど。終了するとセキも出てきて二人で着坐。楽譜6によって退場。

(一六) 田の神

狹野神舞の「臣下」と同じ舞。舞人一人。田の神面をかぶっている。古着を着てタスキをかけ、白袴に黒脚絆、裸足、頭は毛笠といういでたちで登場。左手に杵、右手にスズを持ち、背中には大きな杓子と大きなシヤモジを差している。リズムは特徴のある楽譜16。二拍子と三拍子の交替する躍動感あふれるリズム。基本は五拍子と見ることできる。笛の旋律は松永報告にある。唱歌を唱えながら面白く仕草をして観客を笑わせる。唱歌は四回唱えられる。最後の退場では楽譜6が奏される。

(一七) 中入り(十二人舞)

二人の舞人による剣の舞。これも全体で五〇分近くかかる長大な舞。いでたちは全員白衣装に赤タスキ、赤帯、黒脚絆、裸足、右手にスズ、左手に刀を持つ。タスキの背中には白い御幣が吊されている。左手の刀

を立て、右手のスズを振りながら一列になって入場してくるが、途中で道歌(二回目の唱歌)が太鼓の連打に乗って唱えられる。入場して楽譜2Aを伴奏にして舞場内を時計方向にまわる。乾いたワクの音が次第に早くなるにつれて、まわり方も早くなり、駆け足になる。掛け声があつてまわり方が止み、その場に腰を降ろす仕草があつて、楽譜2Bでの舞となる。これはごく短く、再度腰を降ろすからすぐ立ち上がり、全員が輪になったまま向き合ひ、刀を両手で持って正眼の構えを取り、二回目の唱歌が始まる。天神七代の神名を唱える。唱歌の間は奏楽停止。

唱歌が終わると楽譜3に乗ってゆっくり舞いながらまわり始める。次にテンポは早くなり駆け足となる。掛け声で止まり、楽譜2Bでの舞。続いて三回目の唱歌。姿勢は前回と同じ。今度は地神五代の神名を唱える。

唱歌が終わると前回と同じように楽譜3に乗ってゆっくり舞いながらまわる。テンポが早くなって駆け足となる。掛け声で止まって、楽譜2Bによる舞が少しあつて、その場に腰を下ろす。楽譜2Aで立ち上がり、舞いながらまわるが、次第に早くなって、今度は祭壇の前で横二列となる。二列で四方を舞ってから再度輪になって唱歌。こういう風にして入場から数えて七回の唱歌が唱えられる。

このあと舞が変わる。二列になって向き合ひ、互いに前進して交差しあう。伴奏は楽譜2のAとB。同じことが四方で行われる。その後、また輪になってその場に着坐。

着坐したまま全員によって唱歌(神歌)の応答がなされる。しばらくして楽譜17が奏されて、これを伴奏に全員が刀の刃を持って持つて転がったりする勇壮な舞となる。楽譜17の太鼓部分はかなりしっかりと力強いリズム。笛は楽譜5と同じで、楽譜17は楽譜5のリズムが変形されたもの。

当分舞ってから、刀の切先を握ったままで輪になって着坐する。薬もしばらく停止して中休み。唱歌(神歌)を全員で唱えてから、楽譜17に乗って刀を持つたまま転がる。次に立ち上がり、切先を持ってステップを踏む。テンポも次第に早くなり、切先を持つたまま刀を振りまわす。

しばらくしてまた着坐し、全員で唱歌。今度は隣の人への刀の切先を持ち合う。そのまま立ち上がり、持ち合ったままステップを踏んでまわったり、隊形を変化させたりする。アクロバットの舞である。当分し

てまた着坐。全員で唱教。今度は刀の柄を握って立ち上がった振りまわす舞。ひとしきり舞って全員が祭壇前に横二列となつて着坐。

(二八)舞揚(まいあげ)

前舞の二人のうち二人が出て舞う。他の一人は隅に控えている。二人はそれぞれ二本ずつの刀を持っている。だいたい楽譜2のAとBによつて舞う。四方をめぐる中央に戻り、着坐して終了。控えていた一人も加わり、祭壇前に横二列になつて着坐・拝礼して退場する。

(二九)杵舞(きねまい)

「十二人組」と同じ衣裳の八人が左手に杵、右手にスズを持って登場する。一分ほどを要する。入場して楽譜2 A Bで舞い始める。当分舞つてから箕を持った二人字供が出てくる。杵と箕の舞となつて、箕の登場からは楽譜17が奏される。まもなく箕を中にして、そのまわりを杵がまわる。そして杵二人が向かい合つて二本の杵を互いの両肩に渡し、その上に箕が乗る。これが二組できる。上から箕の中の紙吹雪を撒く。散華を思わせる。奏は楽譜17が続いている。箕が降りてそのまま退場。退場は楽譜6。

(三〇)長刀(ながなた)

白衣装に赤帯、黒脚絆、右手にスズ、左手に扇を持った舞人が一人登場。四五分もかかる長大な舞。連打に乗つて入場して舞場内をまわり、中央にて祭壇に向かつて立つ。そのまゝの姿勢でかなり長い唱教を唱える。終わつて着坐。ここから舞が始まるが、全体は三部分に分かれる。まず楽譜2が奏されて舞が始まる。四方をまわつて舞つたあと再度着坐。ここまでが序に当たる第一部。今度は赤い腰帯をはずして目の前に置く。腰には赤い帯をしたまま。楽譜2によつて、これを持って舞う。これが第二部。赤い帯を解きやまに振りまわすが、後半からは楽譜5が奏されて動きが活発になる。また着坐して、今振りまわした帯をタスキにする。準備が整つたところでナギナタを受け取る。ナギナタには赤い帯が付けられている。ここから第三部で、奏は楽譜17。リズムは力強い。後半ではテンポが早くなる。終了して中央に着坐。スズと扇を持って楽譜6にて退場。

(三一)鈴舞(ほこまい)

鬼神面の一人舞。二分ほどかかる。道中で唱教を唱える。まもなく楽譜7で入場。白衣、赤いタスキ、赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持っている。ひとしきり舞つて、祭壇前に足を踏ん張り両手を拡げた格好で第二の唱教を唱える。ここでは奏は停止。そこへ別の人がホコ(三つ)又になつた櫓を持ってきて渡す。受け取つて楽譜7で舞うが、まもなく入口延命門前で第三の唱教。再び楽譜7で舞う。唱教があつて舞、しばらくして唱教という形で第七の唱教まで唱える。その後の舞に少し変化した動作があるが、そのまま楽譜7で退場する。最後は楽譜6が奏される。

(三二)三笠(みかさ)

舞人四人。一分ほどの舞。白衣に青袴、赤タスキ、赤い腰帯、白足袋、笠、右手にスズ、左手に扇を持って登場。楽譜1の太鼓で登場して、祭壇に向かつて横一列に並ぶ。すぐにオンズの長い唱教が始まる。唱教の後半は少しメロディックな旋律になる。終わつて楽譜2 Bで短く舞い、今度は四人全員が祭壇上から張つてある縄(三笠縄)を二本ずつ(実は一本で祭壇の上で折つている)左手に持つ。着坐して待つ。太鼓に促されて立ち上がり、楽譜2によつて舞い始める。縄を持ったまま移動するので、縄は次第に絡んでくる。

四方を舞つて元の位置に戻つてきて整列。奏も停止。今度は二本のうち一本を離す。力強い楽譜17に乗つて、その位置で縄を手繰り寄せる。全部手繰り寄せて終わり。最後は横に入れていたスズを出して右手に持つて舞つて、着坐して終了。退場は楽譜6。

(三三)納(おさめ)

四人の舞人の衣裳は三笠と同じ。ただし頭には笠ではなく烏帽子をかぶっている。右手にスズ、左手に刀を持っている。連打で入場して横一列となつて楽譜1で少し舞つて着坐。楽譜2に乗つて舞い始める。しばらく舞つてから四隅に分かれ、刀を両手で持つて正眼に構える。オンズが神歌を唱える。神歌の途中から全員で唱える。終わると楽譜3による舞が短くあつて楽譜4の舞となる。

ここまでが一区切り。これを四回くり返す。つまり神歌が四回唱えられ、四回目の神歌のあと少し舞が変わる。以上は神隨舞とほぼ同じ。一六分ほどを要する。

(二四) 舞揚(まいあげ)

〔納〕の続き、中央にて横一列に並び、刀を正眼に構える。米が三方に載せられて前に運ばれる。これに向かつてオンスの長い唱教。この間奏楽は停止。唱教が終わると、オンスは前に進み出て刀を縦横に切る仕草をする。それから唱教を唱えながら、三方の上の米を刀の切先ですくって、神楽宿の宿主の持つ紙の上に移す。終わると宿主はこれを持って退場。太鼓の連打が始まる。四人の舞人は唱教を唱えながらゆくりと舞場内をまわる。最後少し早くくなって、元の位置で横一列に並んで少し舞って着坐。太鼓の連打で立ち上がって、楽譜6にて退場。約一七分。

(二五) 住吉

鬼神面の一人舞。六分ほどかかる。鬼神の衣裳は赤い狩衣に赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って登場する。楽譜7の太鼓で入場し、中に入ってから笛が加わって舞が始まる。四方を一巡して入口延命門の前で唱教。この間は奏楽は停止。唱教が終わると再度舞場の四方を舞って退場。退場の楽は楽譜6。

(二六) 龍蔵(りゆうぞう)

鬼神面の一人舞。約一〇分。鬼神の衣裳は白い狩衣に赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に御幣をつけた榊の枝を持っている。楽譜7で入場し、舞場内の四方を舞いながら一巡する。延命門の前で唱教。唱教の時は奏楽は停止。唱教が終わると再度四方を一巡して舞ったところで、御幣の付いた榊の枝を持った神官が祭壇の下から登場。奏楽は停止。中央にて祭壇を向いて並んで着坐する。神官は坐ったまま祝詞を奏上する。祝詞の間、太鼓は弱く楽譜12を叩き続ける。祝詞が終わると神官は祭壇下へ退場、鬼神は楽譜7で舞って、最後は楽譜6で退場。

(二七) 太力(たじから)

入口のはるか手前から鬼神面による唱教が始まる。白衣に赤い袴、赤

いタスキ、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って楽譜7に乗って登場。入口の延命門を入ったところで二回目の唱教、奏は停止。舞場の隅には天の岩戸に見立てた戸板が立てかけられている。鬼神はひと通り舞ってから延命門の前に立って三回目の唱教。唱教が終わると楽譜7に乗ったものと位置に戻って四回目の唱教。この唱教が終わると楽譜7に乗って勢よく舞い始め、天の岩戸のところに行行って戸板を放り投げる。あとは力強い楽譜7による舞。四方を舞ってからまた延命門前で五回目の唱教。そのあと四方を舞って退場。最後は楽譜6。一七分。

(二八) 將軍

舞人二人。白衣に青い袴、赤いタスキ、赤い腰帯、頭には毛笠をかぶり、腰に刀を差し、右手にスズ、左手に扇を持って楽譜1に乗って登場。入場して祭壇に向かつて並んで立つ。まず後ろ手に手を組んだ姿勢で唱教が唱えられる。唱教の間は奏楽は停止。唱教が終わると引き続き花舞へ移る。六分ほど。

(二九) 花舞

將軍舞から引き続いて舞われる。二人の舞人は楽譜15の太鼓のリズムに乗って祭壇へ行き、餅の入った盆を取り、それぞれ左手に捧げ持つて舞う。奏楽は一貫して楽譜15。舞いながら盆を上へ差し上げて回転させるなどの仕草があり、最後に中の餅を撒く。観客が舞場内に入ってこれを持って舞う。四方を巡り、当分舞ってから中央にて着坐、太鼓の連打に乗って退場。七分ほど。

狭野の神舞(楽譜)

楽譜 1

A $J=76 \text{ くらい}$

楽譜 2

B $J=80 \text{ くらい}$

楽譜 4

D $J=110 \text{ くらい}$

楽譜 3

C $J=72 \sim 110$

楽譜 5

$J=72 \text{ くらい}$

a $\frac{2}{4}$

b $\frac{2}{4}$

c $\frac{2}{4}$

d $\frac{2}{4}$

楽譜 6

$J=72 \text{ くらい}$

楽譜 7

$J=140 \text{ くらい}$

楽譜 8

$J=80 \sim 112$

a $\frac{2}{8}$

b $\frac{2}{8}$

c $\frac{2}{8}$

狭野の神舞(楽譜)

楽譜 9



楽譜 10

$\text{♩} = 76 \text{ ぐらい}$

あおきも のオ あ お き あ お つ ち い あおや なぎ ヤ ン

ハ ハ ヤ ハ た に の お ぎ さ や みねのわア つ や

楽譜 11

$\text{♩} = 100 \text{ ぐらい}$

a

b

楽譜 12

$\text{♩} = 80 \sim 100$

楽譜 13

$\text{♩} = 80 \sim 100$

楽譜 14

$\text{♩} = 98$

楽譜 15

$\text{♩} = 80$

楽譜 16

$\text{♩} = 80 \sim 100$

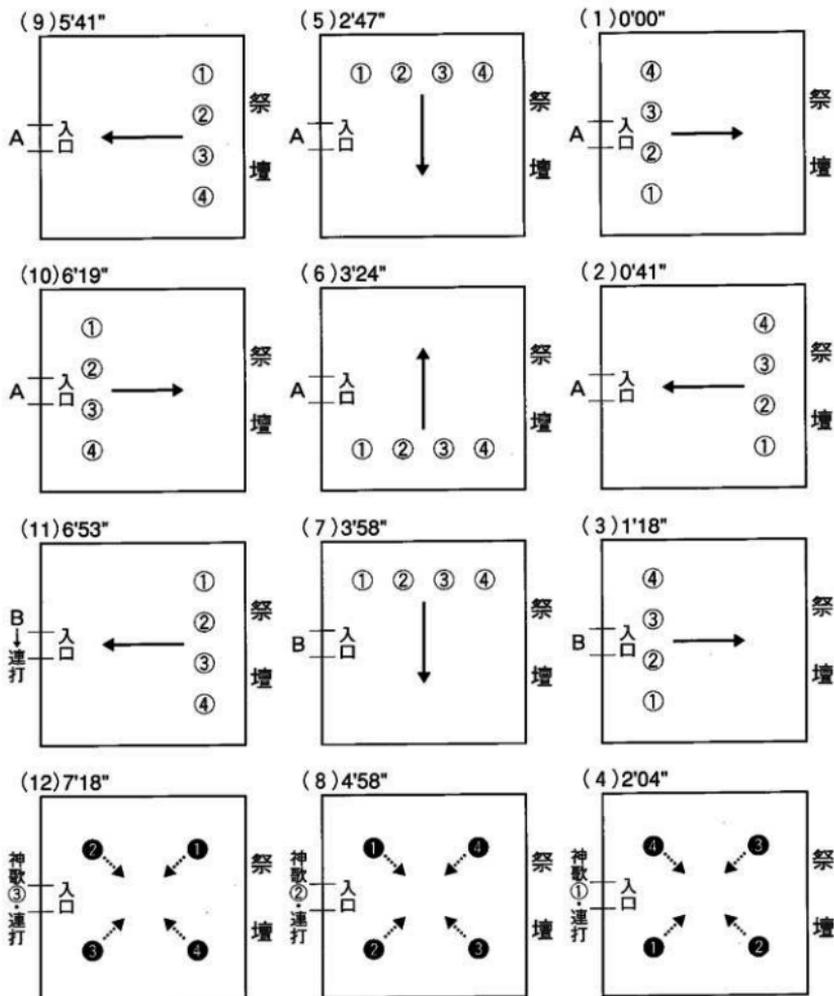
楽譜 17

$\text{♩} = 168$

a

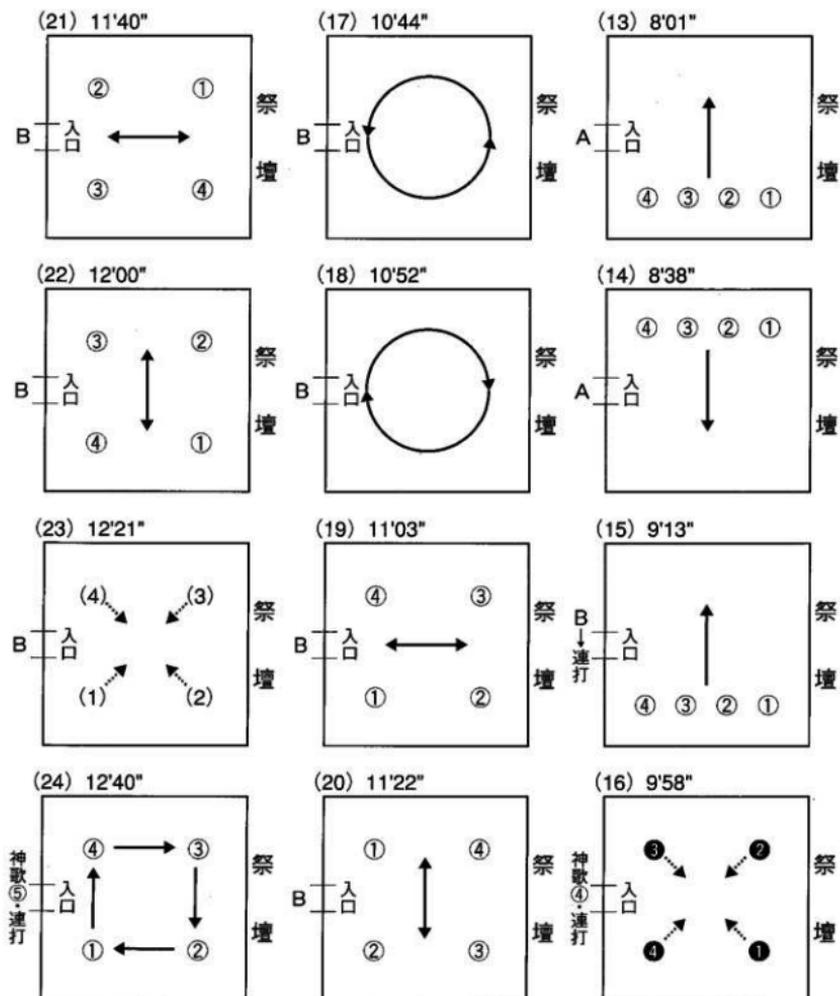
b

狭野の神舞(構成図)



- ① = 立って舞う → 移動
 (1) = 腰を下ろす → 向き
 ● = 立ったまま静止 ABCは音楽を示す

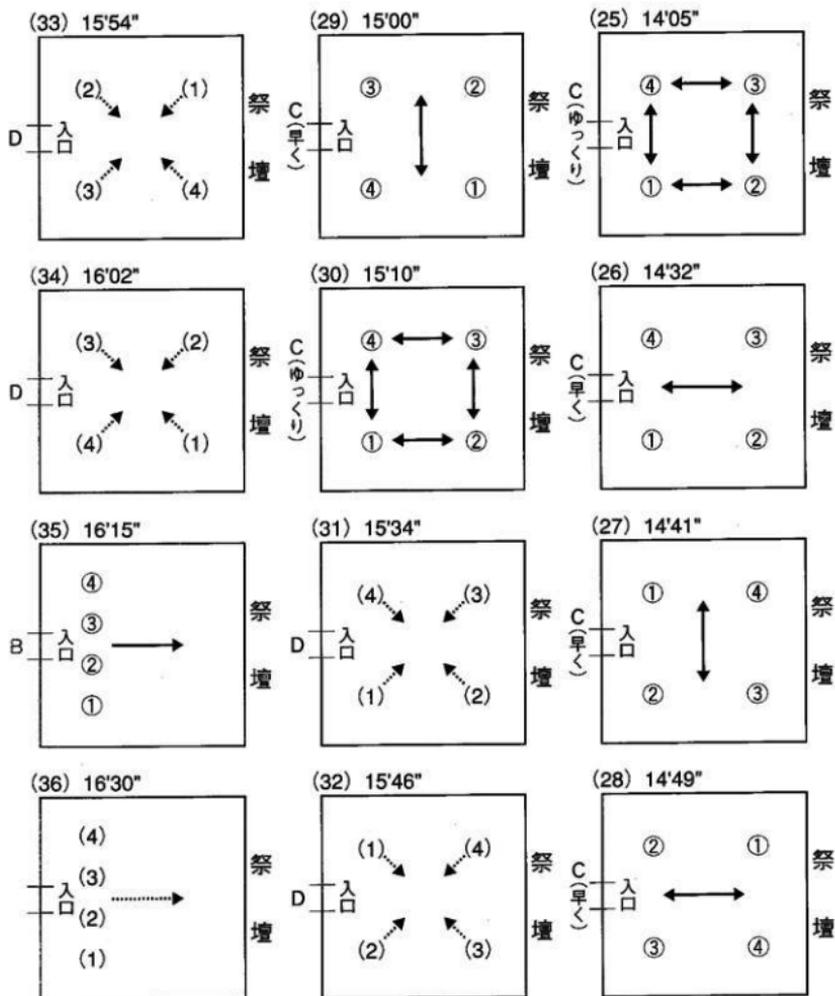
狭野の神舞(構成図)



① = 立って舞う
 (1) = 腰を下ろす
 ● = 立ったまま静止

→ 移動
 → 向き
 A B C は音楽を示す

狭野の神舞(構成図)



① = 立って舞う
 (1) = 腰を下ろす
 ● = 立ったまま静止

→ 移動
 → 向き
 ABCは音楽を示す

祓川の神舞(楽譜)

楽譜 1

♩ = 160



楽譜 2

♩ = 80くらい

A multi-staff musical score for '楽譜 2' in 2/4 time. It includes several systems of staves with various time signatures (2/4, 3/4, 2/4, 3/8) and dynamic markings (A1, A2, B). The tempo is marked as '♩ = 80くらい'. The score features a variety of rhythmic patterns, including triplets and sixteenth-note runs.

祇川の神舞(楽譜)

楽譜2の続き

楽譜3

$\text{♩} = 80 \sim 85$

楽譜4

$\text{♩} = 160 \sim 155$

祓川の神舞(楽譜)

楽譜 5

$J=100$ ぐらい



楽譜 6



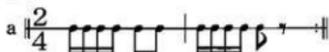
楽譜 7

$J=84$

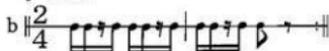


楽譜 8

$J=80$ ぐらい



$J=80$ ぐらい



$J=80$ ぐらい

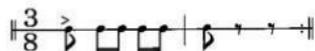


碓川の神舞(楽譜)

楽譜9



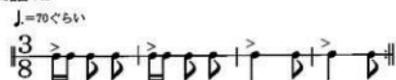
楽譜10



楽譜11



楽譜12



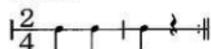
楽譜13



祓川の神舞(楽譜)

楽譜14

♩ = 72ぐらい

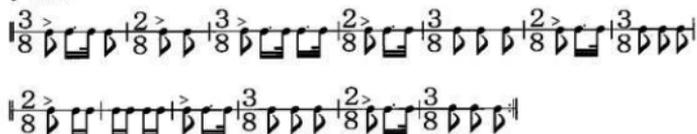


楽譜15



楽譜16

♩ = 120ぐらい

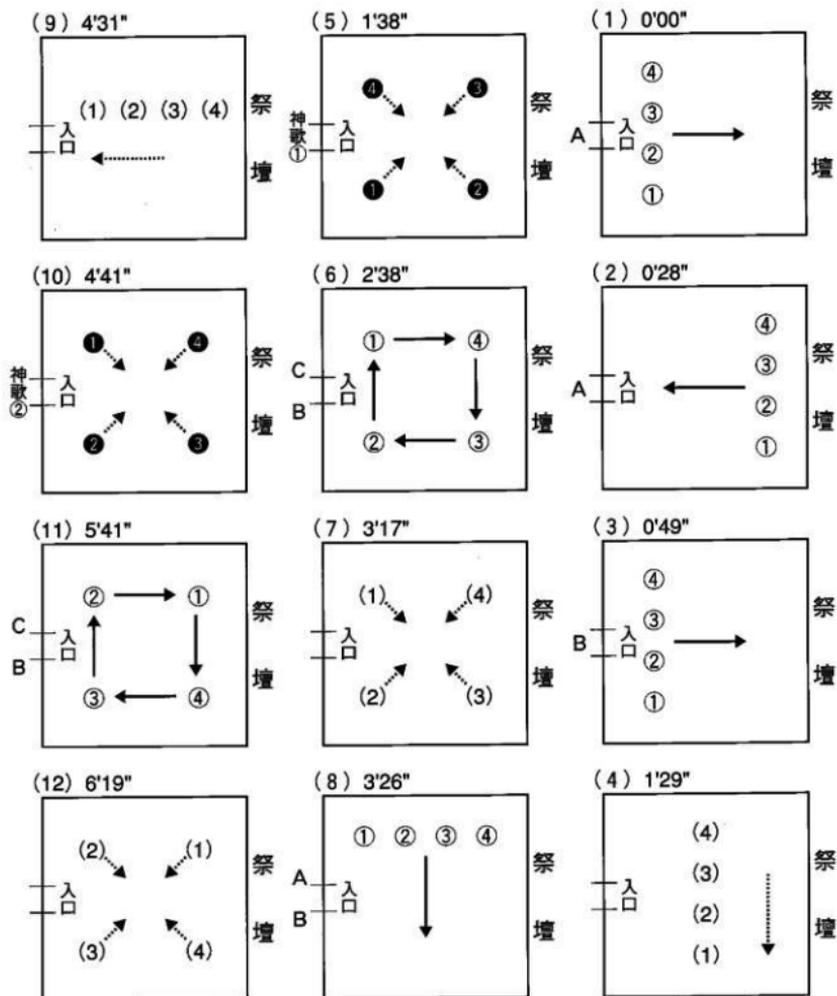


楽譜17

♩ = 82ぐらい



祓川の神舞(構成図)

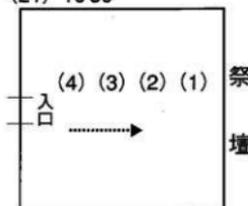


① = 立って舞う
 (1) = 腰を下ろす
 ● = 立ったまま静止

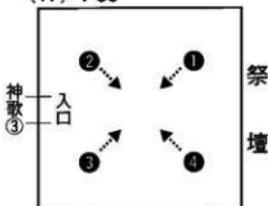
→ 移動
 → 向き
 A B C は音楽を示す

祓川の神舞(構成図)

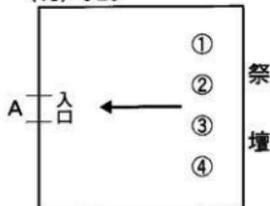
(21) 10'50"



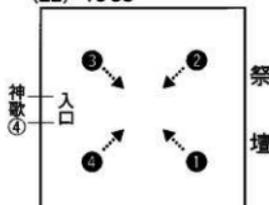
(17) 7'59"



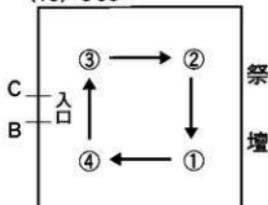
(13) 6'28"



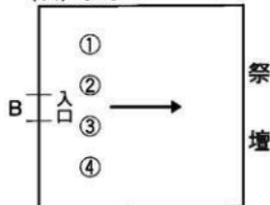
(22) 10'58"



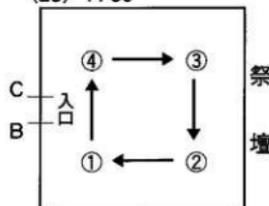
(18) 8'58"



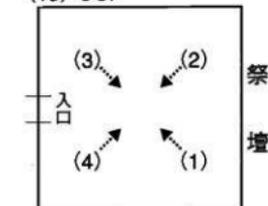
(14) 6'49"



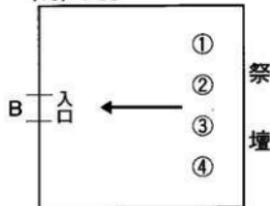
(23) 11'59"



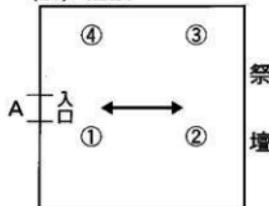
(19) 9'37"



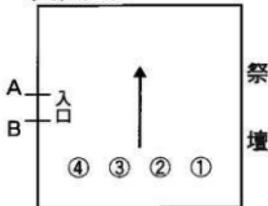
(15) 7'09"



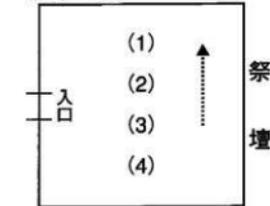
(24) 12'24"



(20) 9'46"



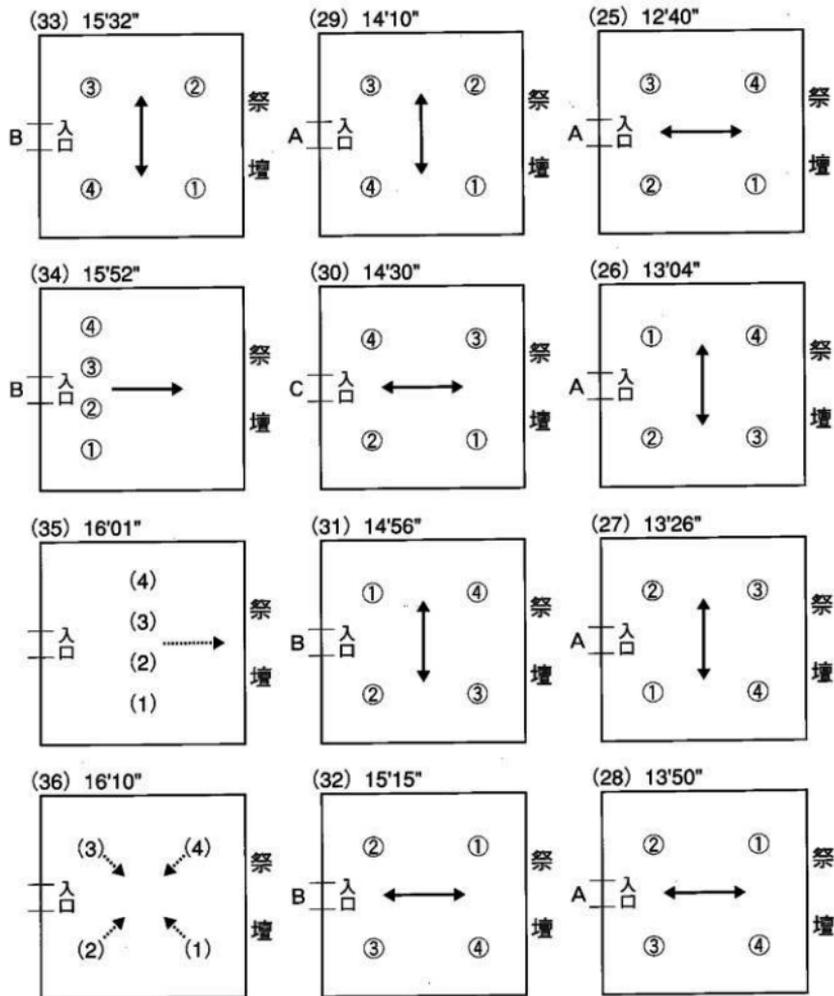
(16) 7'50"



① = 立って舞う
 (1) = 腰を下ろす
 ● = 立ったまま静止

→ 移動
 → 向き
 A B C は音楽を示す

祓川の神舞(構成図)



- ① = 立って舞う
 (1) = 腰を下ろす
 ● = 立ったまま静止

- 移動
 → 向き
 A B C は音楽を示す

第六章 神舞面についての考察

第一節 はじめに

霧島東神社の祓川神舞・狹野神社の狹野神舞は、基本的には同じ内容のものである。しかし、両神楽に使用される現存仮面の相貌・形式はかなり違っている。この仮面の相違は、系統差なのか、それとも時間差を示すものか注目される。

いずれにしても、両神舞に使用されている仮面の有り様を理解する上で、両神楽に使用されている現存神楽面の調査は興味深い。以下、両神社の神楽面の実態をまず記しておく。

因みに、狹野の神舞を記したものに、文政六年（一八二三）十一月吉日と奥書のあるものがある。そこには、この神舞番付は寛延三年（七五〇）九月に書き改めたもの写しとある。とすると、この神舞は、寛延以前から行われていたことが想像される。祓川の仮面の中に宝暦十一年（一七六二）と銘のあるものがあって記事を裏付けている。それでは、両神舞所蔵の神舞面は、形式的にどんな特徴を持ち、そこからどんな歴史を想像させるのであろうか。現存の所蔵面中、重複している面（新面）は除いた。

第二節 祓川神舞面

(一)「龍蔵」の舞手の持つ探り物に付けて使用。胡粉地に濃い青漆彩色。目・口に金泥。眉を弧状風に描き、全体に善魔面のような柔和な感じを受ける。聞き取り調査時には「鉾舞」と関係があると聞いたが、狹野神舞の「鉾舞」に使用する面とは少し面相が違っている。狹野神舞の「鉾舞」に使用する面相は女面風に見える。縦一八寸、横一三・四寸、深さ三・九寸。

(二)「田の神」という。「田の神」の曲に使用。胡粉地なく、木地上に濃い灰色漆彩色がしてある。目・額・口に金泥。頬下に黒の植毛。目を球形に作り、瞳を丸くあけてある。道化風に作られている。狹野神舞の

「田の神」・「臣下」という仮面とは面相形式が違っている。狹野神社にあった名称不明の仮面（今日なし）の写真を見ると目の形など似たところがある。縦一九寸、横一六・七寸、深さ五・九寸。

(三)「宇治」という。「宇治」の曲に使用。黒茶漆彩色。額・目・唇に金泥。眉を白漆で塗る。顎鬚に植毛。縦二〇・六寸、横一五・八寸、深さ五・七寸。

(四)「高幣」という。「高幣」の曲に使用。女面。白彩色。頬・口を紅で塗ってある。目・歯金泥。眉を黒で描く。縦一七・五寸、横一三・三寸、深さ四・七寸。

(五)「鉾舞」に使用か。女面。白地。髪は黒。目・歯・唇に金泥。目を白く塗る。耳を彫ってあり特徴がある。裏に刻銘で「辛巳十一月」「二十才」「口奉」作者「宝暦十一年」とある。縦一九・七寸、横一三寸、深さ六寸。

(六)「手力」という。「門境」の曲に使用。胡粉地に朱漆彩色。目・歯に金泥。頭部・鼻髭・顎鬚に黒の植毛。裏に朱漆を塗る。縦二一・八寸、横二〇寸、深さ八寸。

(七)「金山」という。「金山」の曲に使用。胡粉地なく、朱漆彩色。目・歯金泥。頭髪・鼻髭・顎鬚に白い植毛。縦二一・二寸、横一五・二寸、深さ六寸。

(八)「飛出」という。「飛出」の曲に使用。胡粉地なく、木地上に直接朱漆彩色。目・額・口に金泥。眉を白く塗る。顎鬚黒植毛。目を球形に作る。瞳を丸くあける。裏は素地。荒い飽目。縦一七・六寸、横一三・二寸、深さ四寸。

第三節 狹野神舞面

寛延三年九月七日の年号の見える「神事番付」に神舞の曲名が記してある。今日は新面が作られていて、その新面を使用している。ここでは旧面を中心に記す。

(九)この面を模写した新面裏に「高幣」と墨書してある。「高幣」の曲に使用。女面という。胡粉地が見られるが、剥落しており、彩色は明らか

でない。全体に黒ずんでいる。黒ずんでいるのは油煙によるものである。頭部冠型を黒漆で塗り、眉を墨で描いてある。左右の髪を墨で描き、唇に朱を塗ってある。裏に墨書があるが読めない。眉・目を吊り上げて描き、強い表情に作られている。両頬に笑くぼを刻し、齒列はない。顎あたりの作りは女面を思わせる。相上りがつた眉・目は女面とすれば特徴があるが、神楽の女面にはこの相貌のもの比較がある。笑くぼが刻してあるのは特徴的である。笑くぼを刻するのは古い能面の中に幾つか発見されている。桐材。縦二一・九寸、横二一・九寸、深さ四・四寸。

(一〇)この面を写した新面に裏に「御笠」とある。古い面の裏に白紙を貼り、それに「高幣」と墨書してある。「御笠」高幣に使用されていたのであろうか。若い女面である。胡粉地に橙漆彩色。髪・鼻髯を墨で描き、唇に朱、上歯に黒漆を塗る。鼻髯をはねあげ、目尻をはねあげて描いてある。上歯のみを刻す。瞳を四角にあげ、両頬に笑くぼを刻してあり特色をなす。顎に一本線を刻し、ふくらみを見せてある。裏は荒い。檜材。縦一九・五寸、横一三・三寸、深さ五・六寸。

(一一)この面を写した新面の裏に「飛出」と墨書してある。「飛出」の曲に使用。胡粉地なく橙漆彩色をし、その上に朱彩色をしてある。眉・鼻髯・顎髯を黒漆で描く。目を黒漆で塗ってある。右目に緑青のあとが見える。金具を目にはめてあつたのかと思う。耳を刻し、両頬に三段に彫りこみがあるのは頬髯のつもりであらう。目に布を貼った跡があり、補修と思われ。目を球形の作りである。縦二〇・二寸、横一四寸、深さ五・五寸。

(一二)この面を写した新面の裏に墨書で「手力」とある。「手力」の曲に使用。鬼神系の面相である。胡粉地なく、木地上に直接朱漆を塗り、その上に黒漆を塗ってある。赤を黒に塗り替えたのかと思う。眉を渦巻型に彫り、目・齒に金具をはめ、鼻髯・唇下髯・顎に植毛がしてある。檜材。縦二四・二寸、横一六・三寸、深さ一〇・三寸。

(一三)この面を写した新面の裏に墨書で「柴荒神」とある。「柴荒神」の曲に使用。砥粉地。齒に黒漆、唇に朱を塗る。上歯のみを刻し、耳がない。額髯二本を耳のあたりまで刻してある。頭部に植毛がない。鼻髯・顎髯・唇下髯に植毛。眉間に山型の皺を二重に刻してある。面相は耐面だが、耐面とすると極めて特徴がある。縦一九・八寸、横一四寸、深さ五・九寸。

(一四)この面を写した新面に墨書で「興津」とある。「興津」の曲に使用。胡粉地に白漆彩色。髪を黒漆で塗り、眉・目・上歯を墨で描き、唇を朱で塗ってある。女面。桐材。縦一九・五寸、横一三・二寸、深さ四・九寸。

(一五)この面を写した新面に墨書で「志目」とある。「志目」の曲に使用。女面。胡粉地に白漆彩色。唇に朱。上歯を二重に彫る。上歯のみを刻す(小さい整った齒列)。頭部髪を中央で分けておらず、両頬に浅い笑くぼを刻してあり、女面としては特徴がある。古い能の女面の中に、この形式のものが有り注目される。中央から縦に割れており、その割れ目を裏で麻布で貼つてある。縦二〇・九寸、横二一・九寸、深さ四・五寸。

(一六)この面を写した新面に墨書で「神化」とある。「神化」の曲に使用。胡粉地に桃色漆彩色。齒黒漆、唇に朱。眉・鼻髯・顎髯を墨で描いてある。上歯のみを刻し、眉上左右に浅い窪みをつけてある。目に細い金具をはめてあり、霊的な感じを受ける。裏は荒い飽目。縦二〇・九寸、横一四・三寸、深さ五・四寸。

(一七)この面を写した新面に裏に「臣下」とある。「田の神舞」に使用という。胡粉地に黒漆彩色をし、唇に朱が塗ってある。上下歯二本のみを刻し、眉毛左右に一ヶ所ずつ、鼻髯・顎髯三ヶ所植毛あとがある。切顎。目をへ字型に削り貫いてある。左右目が相違した作りになっている。能楽の三番裏面の古い形式を残しており注目される。縦一九・七寸、横一三・五寸、深さ三・九寸。

(一八)この面を写した新面に裏に「住吉」とある。「住吉」の曲に使用。胡粉地に橙漆彩色。目に金具をつけたあとかと思われる竹釘のあとがある。頭部に植毛あとが四ヶ所一列につけてある。顎に植毛、鼻髯を手書きしてある。向かって右額は奇木になっている。縦一九・九寸、横一三・九寸、深さ六寸。

(一九)この面を写した新面に裏に「鉦舞」と墨書してある。女面。胡粉地。剥落がひどく彩色は明らかでない。唇に朱、下唇をやや厚く作り特徴的である。上歯のみを刻す。両頬に笑くぼを刻してある。髪毛は中央で分けて描いてあるかどうか不明だが、新面は八字型に描いてあり神楽の女面風である。檜材。縦二〇寸、横一三・八寸、深さ四・五寸。

(二〇)この面を写した新面に裏に「金山」とある。「金山」の曲に使用。鬼神系面。胡粉地なく、木地上に直接朱漆彩色がしてある。眉・鼻髯を黒

漆で描いてある。目・歯・牙に金具を使用。鼻髯・唇下髯・顎鬚を植毛にしてある。耳は獸耳でなく人間の耳。檜材。縦二三・二寸、横一五・四寸、深さ八・二寸。
(二)名称不明。現在紛失しており、所在不明。何に使用されたか未詳。写真が残っており、それによると目を球形に作っており、相貌・形式は民俗面風。

第四節 特色と価値

祇川神舞の神舞面と狹野神舞の神舞面とは、二・三面は形式の上で共通しているものの、その面相・形式からわかるようにかなりの相違がある。両神社で行われている神舞は曲目など共通点が多く、系統を同じくするものであることが明らかである。にも関わらず、両神舞に使用されている仮面は、同じ曲目に使用されているにも関わらず、基本的な点で相違が多いのは何故であろうか。狹野神舞の「高幣」と呼ぶ仮面(一〇)は特色がある。面相は若い女性を表現している。祇川神舞の「高幣」に使用されている仮面(四)も若い女性である。又、狹野神舞の仮面(九)も眉・目を吊り上げ、強い表情に作られているが、女面といわれている。これらの面はいずれも若い女性である点は共通しているが、面相及び形式はそれぞれ違っている。

狹野神舞「高幣」の面(一〇)の特徴の一つは両頬に笑くぼを刻してある点にある。これは古い能面と考えられる仮面群の中に共通して見られる形式である。又、狹野神舞の「高幣」の面(九)は、同じ「高幣」の曲に使用されても、眉・目を吊り上げて強く描き、両頬に笑くぼを刻してあり、同神舞所蔵の仮面(一〇)と同様、古い能の面を思わせる。目が、眉・目を吊り上げているのは神樂の若い女面との關係を思わせ、注目される。祇川神舞の女面(四)は目・歯を金泥で塗っており異様だが、新しく塗り変えたのであろうか。狹野神舞の「志目」に使用される女面(一五)は同神舞の「高幣」に使用される面と共通した点がある。共通点の一つは両頬に浅い笑くぼを刻してある点である。又、髪毛を中央で分けていない形式も古い能面の特徴を示している。狹野神舞の「鉾舞」に使用される女面(一九)も特色がある。それは両頬に笑くぼが刻されている点などである。祇

川神舞の「鉾舞」に使用される宝曆十一年と刻銘のある若い女面(五)は、額の短い素人作の面だが、髪毛を全体に塗りつぶしてあり、古様を思わせる。しかし、現在はその髪毛の上を新しく八字型に中央を分けて描き変えてあり、神樂面風にしてある。目・歯を金泥で塗っており、異様な感じを受ける。宮崎県椎葉村の神樂の女面の中に目に金具を使用したものがあり、それには寛永九年の墨銘がある。この椎葉村の女面は素人作だが、形式に特徴がある。狹野神舞の若い女面ではもう一面(興津(一四)と呼ぶ若い女面)がある。この面は笑くぼはないが、髪毛を中央で分けておらず、形式・面相に今まで述べてきた若い女面と共通したものがある。以上の若い女面と同形式の面が同県椎葉村十根川、西米良村小川米良神社の神樂面の中に見られ注目される。十根川・米良神社の女面は古い能面と考えられるものである。

狹野神舞に「臣下」(一七)と呼ぶ面がある。この面も特色がある。切額形式である点、黒色である点、上下歯を欠け歯に作つてある点、目をへ字型判り真きで作つてある点、左右目を違つた形で表現してある点、眉・鼻髯・顎鬚を植毛にしてある点など、能樂の古い三番叟面を思わせ注目させられる。

狹野神舞の「柴荒神」と呼ぶ老人面(一三)も特色がある。尉面でありながら耳のない点、頭部に植毛のない点、などである。能面系の面相でありながら能の尉面にならない形式である(今日の能の尉面はすべて頭部に植毛があり、耳がある。髪なし尉という例外はある)。この形式は古い能面の尉面に類似したものが多く見られる。注目される形式である。

狹野神舞の「神化」と呼ぶ面(一六)も特色がある。眉の上の左右に小さい浅い窪みを彫つてある点、目に細い金輪を使用している点は特徴的である。靈的な感じを抱かせる。今日使用されている能面はこの相貌と同じものはないが、能面の靈を表現する面と同類と思われる。とすると、能面の靈的面を思わせ、能面の古い形式を伝えるものではないかと考えさせる。

狹野神舞の「飛出」と呼ぶ面(一九)も特色がある。目を球形に作り、飛び出たように作つてある。耳を一つ、両頬に三段の彫り込みをつけてある。祇川神舞の「飛出」と同型であるが、祇川神舞の「飛出」(八)は植毛になつており、彩色も派手で神樂面風である。狹野神舞のものほどちらかというとな能面風である。

狭野神舞の「住吉」と呼ぶ面（一八）も特色がある。頭部に一列に整った植毛のある点、閉口である点、眉間をしかめている点、である。これは特色というより、珍しい形式と思われ注意される。

狭野神舞の「手力」と呼ぶ面（二二）、これと全く同じ相貌・形式の面は全国に無く、地域的で神楽面の特色を思わせる。祇川神舞の「手力」「金山」という鬼神系面は、形式・相貌は神楽面風である。

以上のことから、狭野神舞・祇川神舞の仮面は、いずれも神舞に使用されたことは明らかだが、狭野の神舞面の中には、近世神楽に使用される以前に、神楽という神事芸能に伴って行われていた猿楽能の仮面が残され、それが今日に残ったのではないかと思わせ貴重である。

それに対し、祇川神舞の仮面は出雲系神楽面の影響を受けて近世の神楽面として変化を受けたものと考えられる。

中世から近世への変化を考える神楽面の資料として、狭野の神舞面と祇川の神舞面は貴重である。

第七章 霧島六所権現と修験道

第一節 霧島六所権現と修験道

一、はじめに

高原町に伝承される祇川と狭野の両地区に鎮座する霧島東神社と狭野神社は、共に霧島六所権現に含まれる社である。霧島六所権現がどの領域を指すかについては、諸説あることが『三国名勝図會』に記される。そのため、本報告に当たっては、狭野と祇川の神楽だけに焦点を絞るのではなく、霧島六所権現の神楽について歴史的に時代を溯って言及する必要があるのは当然である。

霧島六所権現を核とする修験道については、これまで根井達修験道とキリシタン¹⁾、永井哲雄²⁾日向の山岳信仰について、真鍋隆彦³⁾霧島神宮の祭祀組織⁴⁾がある程度で、基礎的研究そのものが不足している。筆者もかつて島津氏と修験道との関連で少し霧島山に関して触れた程度なので、ここで改めて神楽と霧島六所権現との関係を明らかにしておきたい。

二、霧島六所権現

霧島という名称は一つの特定の山をさしているわけではない。高千穂峰・御鉢・中岳・新然岳・韓国岳などを総称して霧島連山と称しているのである。最高峰は韓国岳(一七〇〇)で、次いで高千穂峰(一五七四)となっている。高原町を含む宮崎県の平野部からは秀麗な姿を誇る高千穂峰が霧島山と称されており、『三国名勝図會』にも此嶽、本名は高千穂といへども、後來霧島山を以て通称とす⁵⁾とあり、江戸時代からは既に高千穂峰を霧島山と呼び習わされていたことが認められる。

霧島の文献上の所見は『続日本後紀』承和四年(八三七)八月一日条とされ、

八月壬辰朔、日向国子湯郡都濃郡、妻郡、宮崎郡江田神、諸県郡霧島岑神、並預言社

と記される。天安二年(八五八)には霧島神が従五位上から従四位下に昇格し(『三代実録』同年一〇月二日条)、式内社としても位置づけられている(『延喜式』)。霧島六所権現はこの霧島連山の麓に鎮座している。『三国名勝図會』によれば、霧島六所権現について次のように記される。

霧島神の祠廟、諸邑を併せて、其巨大なる者、凡六社あり、其一は曾於郡邑田口村にあり、西御在所霧島六所権現と稱す。慶胤上人創建と云、別当は真言宗にて、華林寺と号す。開山慶胤上人と云、その一つは、小林邑真方村にあり、權守六所権現と稱す、性空上人創建といふ、別当往古は同邑宝光院なりしに、今は別当寺なく、社司黒木建のみ也、其一は、同邑細野村にあり霧島山中央六所権現と稱す、此祠は瀬田尾六所権現とも稱す、開山性空上人といふ、其一は高原邑蒲牟田村にあり、霧島東御在所兩所権現と稱す、創建審ならず、別当は真言宗にて錫杖院と号す、開山性空上人といふ、其一は同邑同村にあり、狭野大権現と稱す、神武天皇の御崇奉と見ゆ、別当は天台宗にて神徳院と号す、開山慶胤上人といふ、其一は、高城邑東霧島村にあり、東霧島権現と稱す、瓊々杵尊の御崇奉と見ゆ、別当は真言宗にて、勸福院と号す、開山性空上人といふ、是を世に霧島権現の六社と稱す、然るに、都城邑の舊説に、今所稱の六社の外に、霧島権現六社の一と稱する者二社あり、曰華舞六所権現、曰安原霧島大権現是なり、共に都城に在り、此説に據れば、往古の霧島六社は、今所稱の六社とは異なるしや、

ここに掲げられた霧島六所権現とは、西御在所霧島六所権現、權守六所権現、霧島山中央六所権現、瀬田尾六所権現、東霧島権現、霧島東御在所兩所権現、狭野大権現となっており、内容は左記の表の通りである。

旧社名	現社名	所在地	別当寺
西御在所霧島六所権現社	霧島神宮	鹿児島県日置郡霧島町田口	華林寺
權守六所権現社	東守六所権現	宮崎県小林市細野	宝光院
霧島山中央六所権現社	霧島岑神社	宮崎県小林市細野	瀬戸尾寺

霧島東神在所西所権現社	霧島東神社	西諸県郡高原町飯川	徳杖院
狹野大権現社	狹野神社	西諸県郡高原町狹野	神樹院
東霧島権現社	東霧島神社	北諸県郡高崎町東霧島	物昭院

文政九年「霧島山略縁起」並並圖相附」にも、欽明天皇の御代に慶胤上人という仙人が神威を建立し、その後神火によって焼亡したのを、村上天皇の御代に性空上人が再興したと記されている。性空上人というのは、播磨国書写山円教寺の開基としてよく知られている。「朝野群載」による

篤信仏法。志在出家。父母不許。十歳就師。受誦法華經八卷。二十七加首服。後年從母日向国三十六送出家。籠霧島山。誦誦法華。日夜無餘念。山霧幽寂。無四隣。日供絶盡。殞及數日。儲并日。然無氣苦數年。後去霧島。更移住筑前背振山。三十九得誦誦法華經。山中無人。清爽之時。十餘歲兒童等在座。共誦此經。又有老僧。形體非凡。以一枚之書授上人。上人以左手握之。老僧耳語曰。福報遍照法花。光麻應正等覺。上人心異之。後到播磨国飴磨群書写山。造一間草庵住之。

とあり、三六歳にして霧島山に籠もつてから、三九歳に筑前国背振山に赴くまでの四年間は法華經を誦誦したと言われる。「元亨釈書」にも、霧島には「居四歳」とあり、四年間逗留したことが記される。「日本高僧伝抄要録」にも記されるが、性空は霧島山の後は、肥前国背振山に入り、最後には、播磨国に至つて書写山円教寺を開創する。霧島山が修験道の霊場となるのはこの頃かるとされるが、今のところ史料的には確証はない。また、霧島六所権現なる名称がいつの頃から現れるのかも分らない。ここに記した平安期の「朝野群載」にも「霧島山」と記されるだけである。さらに、鎌倉期の「日本高僧伝」「元亨釈書」とも「霧島」としか記されていない。

ところが、長門本「平家物語」には、治承元年（一一七七）、丹波の少将藤原成経が鬼界ヶ島に遠流の途中、島津庄に立ち寄つた記事のなかで次のように記される。

彼庄内にあさくら野と云所に、ひとつの峯高くそびえて、煙りたえさぬ所あり、日本最初の峯、霧島のだけと号す、金峰山、しやかのだけ、富士の高根よりも、最初の峯なるが故に、名付けて最初の峯といふ、六所権現の霊地也

とあり、ここで初めて、六所権現の名が明記される。「平家物語」の成立は鎌倉期とされるが、この長門本の場合は成立年代がかなり下るのではないかと見られている。そのため、鎌倉期に霧島山を六所権現と称していた確証はない。

霧島六所権現は、後に戦勝祈願として戦国大名である島津氏の厚い庇護を受けるようになる。その先駆けとも思われる記事が、次の応永一六年（一四〇九）の「島津久豊寄進状」（『旧記雑録』前編二）である。

敬白

奉懸霧嶋六所権現御空前立願之事
右、立願意趣者、修理亮久豊如念願、開弓箭之運、如所存合拜領國務候、知行在所十町可奉寄進、所領之状如件
久豊（花押）
応永十六年五月十五日

島津久豊は弓箭の開運を祈願して、十町を霧島六所権現に寄進しているのが認められる。

三、戦国期の華林寺と霧島六所権現

霧島社の創立と共に欽明朝に建立されたと伝えるのが、華林寺という仏教寺院である。一度、神宮共々噴火によって焼失し、性空によつて再興されたとする。当時は天台宗であったが、文暦元年（一三三四）の大噴火に遭い、文明一六年（一四八四）島津忠昌の命を受けた真言僧兼慶により再建したと伝える（『三國名勝図會』）。霧島連山の場合、有史以後も幾度も噴火に遭いながら、神社仏閣は焼失と復興を繰り返してきた。

霧島六所権現、華林寺ともに、平安の昔から建立されたように近世の

記録には記されるのであるが、史料的にはかなり曖昧な点が多い。六所権現に関しては、一五世紀初頭にその名が記され、一六世紀の島津貴久・義久の代に霧島六所権現が政策的に重要な位置を占めるようになる。ここではさらに戦国期の霧島六所権現と華林寺について見ていきたい。代に霧島六所権現が政策的に重要な位置を占めるようになる。ここではさらに戦国期の霧島六所権現と華林寺について見ていきたい。

戦国期の島津氏は合戦の決定手段として圖をひくことがま見られる。『上井覚兼日記』天正四年九月六日条にも、「必竟御当家御弓箭者御圖肝要候」とあり、島津家にとっては御圖による決定は不変のものであった。この御圖を引く場所が、天文年間(一五三二〜一五五五)から永祿二年(一五九一)までは、大隅国一宮である大隅正八幡宮の内林性坊であったのに対して、永祿六年(一五六三)の伊東義祐との合戦においては島津貴久が初めて霧島六所権現で御圖を引いている。

度々御圖申下候事、雖相似輕神慮候、当家之事、奉頼偏御山之志慮外無別儀、仰願六所大権現御座哀感納受、差向所之敵城破却、一々心中之諸願令成就給へ、仍御圖之意趣如件

- 一到小林之城働之事、指寄候て喜ならば一圖
 - 一時分同候て於可然者二圖
 - 一任佳例、可有白圖候
- 永祿六年癸亥貳月彼岸 三日

この時期において、御圖を霧島六所権現で引くようになるのは、伊東氏との地理的關係があつたからに外ならない。日向国に本拠地をもつ伊東氏との闘いは、大隅国との分水嶺となる霧島連山の軍事的に利用することが絶対に必要不可欠となるからである。天正四年(一五七〇)辻絶を極めた島津・伊東両軍による高原口の闘いは、島津軍によつて高原城が陥落して結末を迎える。永祿年間の島津氏による霧島崇拜はこのような軍事的作用によつて始められたことがわかる。

続いて、永祿八年二月二日(五日)には、霧島六所権現の別当寺である華林寺住職、頼継が、本田刑部少輔の要請により圖を引くことが記される(『頼継私覚書』『薩藩日記雑録』後編一―三二七)。華林寺については、この頃

から明確なたちで歴史上登場することになる。この頼継が天正四年、島津義久の高原攻めの際に、次のような「私之立願」(『薩藩日記雑録』後編一―八八三)を行つてゐる。

私之立願

- 有社頭
- 若宮八幡 五反祭り
- 有社頭
- 山王廿一社 五反祭り
- 霧島権現傍ニアリ母末社 田〇ニアリ
- 天神 五反祭り
- 霧島権現傍ニアリ末社 霧島権現御供所御住
- 荒神 五反祭り 文殊菩薩 三反舞案件以後修正
- 左右善神 六反神楽
- 権現御母 霧島権現御守
- 野神 五反祭り 大日如来 五反祭り修正

此度之御弓箭、偏霧島権現憑御申候、各々末社之御事、一入令御守護給へ、御立願之旨趣如斯、

天正四年八月彼岸日 願主頼継 判

『花林寺四世住持』

頼継は華林寺の四世住職と註が付されておられ、同寺は戦国期に入つてから歴代住職が常駐するようになる。『神社圖』七「大隅国部 曾於郡」によれば、同寺の住職は初代から二三代まで配され、四代の頼継は「串木野頂峯院より入院候由申候候住居死去去年月不知忌日十四日」とある。この史料によると、霧島社内の神々や末社などに料田規模による祭礼や神楽・修正会などを挙行していることが認められる。頼継が圖を引くこと、神楽を奉仕することなどを見ると、修験僧としての性格が強く認められる。頼継が第四代住職であることが確かであるならば、文明年間に兼慶法印

が同寺を中興し、以後、天台宗から真言宗に替わったという『三国名勝図會』の記事は信用できる。

四、霧島連山の修験道と神楽

霧島連山が修験道の霊場であったことは一般によく知られている。ところが、その起源、及び実態となると、近世の地誌類に頼って明確な史料の根拠のないまま、「性空上人が入山修行した平安期以後のことだろう」といふ漠然とした見解が大勢を占めていた。しかし、筆者は歴代の島津氏の信仰史などから考えあわせても、霧島大所権現が重視されるのは早くとも十五世紀以後のことであり、華林寺が真言宗化するという文明年間以後とするのが妥当ではないかと考えている。

『上井覚兼日記』によれば、頼継が「私之立願」を行った前年の天正三年四月二日に、神楽に関する次のような記事がある。

曾於郡吉祥院霧鳴御神舞、先月廿五日より廿七日まで二成就候、御代々御参候間、御花かう御持せ参候由候、同霧鳴にて神舞にハ、前々より大ほうハ不立候、此度ハ座主 頂峯院御座を申候に、可然り候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候、然處ニ、廿五日之亥時計、善神王之御前ニ稻荷之一聲こたひ候由、目出由御申候也、并霧鳴之祝参候、是も御目にかかけ候

曾於郡にある吉祥院というのは、重久村(現、国分市)にあり、真言宗で開山は信濃、開基は税所氏といひ、往古は橋木城内(同、重久村)にあったといふ。島津貞久・義久が寄進した鐘、口がある。

この条文によると、吉祥院において神舞を三月二日から三日間かけて成就したとされる。神楽を演じられた場所は曾於郡にある吉祥院であり、ここで霧島御神舞を奉納していたことが認められる。この場合、吉祥院で行われる神楽が霧島御神舞と称されていたのか、霧島社から舞人が吉祥院に出向して舞ったのかは分らない。三日間は大勢の参詣人が代わる代わる花と香を持って参詣したとある。霧島の神舞では大宝の注連は立てることはないが、このときは、座主である頂峯院(頼継)が御園を引いたところ、立てるべしとの結果が現れたとしている。すると、

初日の二五日の亥の刻に、善神王の前で稻荷が二回鳴くのが聞こえたという。稻荷の声というのは、島津氏にとって稻荷は初代、忠久以来の守護神であり、稻荷の声が聞こえるというのは御嘉例とされている。華林寺座主である頂峯院を頼継とする根拠は先に見たとおり、頼継が串木野の霊山から入院したため、このように称されたと考えられる。

大宝の注連は南九州各地の神楽で現在にもよく見られる。高原町祇川・狭野の両地区の神楽でも大宝は立てられる。大宝のことを狭野の場合は、単に「サオ」と称しており、祇川では「注連」という用語が残る。祇川では、祭りをを行う当番と宿の庭において、祭りの前日、注連を作つて一本立てられる。孟宗竹の竿に先端に藁束を巻き付け、「日本国中、松尾大明神、天神地祇」と書いた紙を貼る。祭り当日は舞所なるミコウヤに、三本の注連を立てる。中央は一本は向注連を称して「国常立尊・国狭碓尊」と記す。両脇は両脇注連と称して、向かつて右側は「伊弉諾尊」、左側は「伊弉冉尊」と記す。

これらは戦国期の霧島修験の神舞の作法を、今日まで伝えられたことを如実に示すものであり、また、霧島山周辺に伝えられる神楽は歴史的に見て、戦国期までは溯り得る内容を有していると考えられる。

第二節 狭野神社と神徳院

一、狭野神社と神徳院の沿革

祭神は神倭伊波礼彥天皇・吾平津姫命・天津彦彦火瓊瓊杵尊・彦火火出見命・彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊・木花開耶姫命・豊玉姬命・玉依姫命。同社は幾度かの霧島噴火により焼失と復興を繰り返している。享保元年(一七二〇)九月二五日から翌年一月七日にかけての噴火によって社殿と別当寺である神徳院が焼失した。その後、退転を繰り返して慶応四年(一八六八)年神徳院は廢寺と成り、明治三九年、宮崎神宮改築に伴い旧社殿の寄進を受け、翌四〇年に竣工した。これが現在見る社殿である。

神徳院は霧島山仏華林寺神徳院といひ、天台宗穴太深。本尊は阿弥陀如来で、狭野寺とも称された。創建開山は慶胤、再興開山は性空、中興開山は宥淳とされる(『三国名勝図會』)。

狹野神社・神徳院の沿革を知るには「神道大系 神社編四十五」に収められる文化八年（八一）『霧島山狹野大権現御神名附并由緒書帳』が有益な資料となる。前半部は神社設立の神話的な縁起が記され、後半部は神徳院の歴代法印名が記される。初代、性空上人から始まる記録で、近世の歴代の法印の動向がよく分かる資料である。このなかに、社家を組織して神楽を始めたとような記録が伝えられている。

第一八憲純法印 野辺氏小林之産、宥憲弟子、所化名茲圓房、住山于東叡山而学業稱勤矣

（中略）

延宝六年、自公儀礼神社仏閣由緒軌則等、此時東光坊盛長当寺住持、以住山之間為時、当社司密約押領司為祝子之、転門前者為社人、始令司両所権現之祭奠、既従之先当社之社人毎所致祝詞神楽等也、故明曆二年従東光坊差出帳云、神主事従祈願所被加下知、不及書記云々

この史料によると、延宝六年（一六七八）に公儀から神社仏閣に対して由緒書や規則などを調べるように通達があった事が知られる。この時、冒頭に明記されているように、憲純法印は比叡山に入山していたのであろう。この留守の間に、東光坊の盛長という当時の住持が密約を交わり、押領司を祝子として、門前の住人を社人として、叡川の両所権現（霧島東御在所両所権現社）の祭典にあたらせたことである。狹野の住人が該川の祭典にあたらせたという、極めて異例の事態があったと推察される。狹野の社人は、すでに祝詞神楽を行っており、この組織を霧島東神社に利用したという事になる。神主の事は祈願所より下知を加えられる事であった。書記の必要はないと語り、後世に覆い隠すべき事態が発生したと思われる。

狹野神社には、この時の状況を記す縁起・由緒書がいくつか残されているが、この事態を解明する手掛かりは掴めない。狹野の社人が叡川に出向したのが、一時的なものであったにせよ、狹野と叡川においては神楽レベルでの交流が早くから行われていたと考えた方がよいのかも知れない。

『霧島山狹野大権現御神名附并由緒書帳』の記事を裏付けるように、神主の家柄であった岩元家には、延宝六年戊午二月六日『社方含蔵帳』が残

延宝六年戊午二月六日『社方含蔵帳』

○社方含蔵帳

○一 高原社人役付帳

- 一 屋敷老ヶ所 霧島正祝子兼中 岩元宮内左衛門
- 右ハ神前二而御名を奉申上御祈禱申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 権祝子 日高権左衛門
- 右者祝詞之時御幣取次役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 但當職屋敷 押領司休左衛門
- 右者太鼓打ならし申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 右同断 窪田助六
- 右者笛吹ならし申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 右同断 古川内蔵之丞
- 右ハかね打ならし申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 右同断 益田助吉
- 右ハ御祭七日前二柴さす役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 牧 善九郎
- 右者翁之面持役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 正市
- 右者御供もる役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 二ノ内侍
- 右調拍子ならし申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 児玉義左衛門
- 右ハ木地あらし申役二而御座候
- 一 同 老ヶ所 押領司勝兵衛
- 右者正市家内二而御座候
- 一 同 老ヶ所 牧 四兵衛
- 右者高原宗廟霧島狹野大権現社人役付并名字書立差上可申旨寺社御奉行
- 一 同 老ヶ所 坂口長左衛門
- 所より被仰渡候二付而相調申候間被御覧届

正祝子

岩元宮内左衛門 印

午十二月五日
高原

御禮衆中

右之表見届申候御仕様次第二被仰付可被下候以上

高原禮

午二月六日

丸山拾左衛門 印

神社御奉行所

同 平川權兵衛 印

御取次衆中

同 宮田弥兵衛 印

恐らくこの史料が公儀から達しのあつた神社調べであろう。門前の
人を社家として、岩元正祝子を先頭に、祝詞時の御幣の取次役、太鼓打
ち、笛吹き、鉦打ち、柴さし、翁面の持役、御供持役、調拍子役、木地
洗い役などの社家の名字を記している。
『霧島山狭野大権現御神名附并由緒書帳』によれば、享保三年の大噴火
によつて焼失した寺院を列挙しており、そのなかに、「社家祝子岩本齋宮
俗名新右衛門 内子社人都合十五箇屋敷也」とあつて、この当時、狭野
神社には一五戸の社家があつたことが認められる。

二、狭野の社家文書

岩元家が神主として登場するのは、『霧島山狭野大権現神名附并由緒書
帳』によれば、寛永元年甲子八月二八日、兵部卿宥憲御目見、当住薄着
云々、神主岩元長三郎の記事である。同家には慶応二年の神祇伯王家か
らの免許状が伝えられる。ここには修験関係史料が豊富に残り、そのな
かで注目されるのは、次の近世の補任状一〇点である。

(一)文化四年(一八〇七) 補任状

補任袈裟之事

浪恵坊

右彼袈裟所令補任

仍状如件

文化四年七月十六日

(花押)

法印光海

(花押)

法印秀盛

(花押)

法印継雄

(裏面)

当山正先達 三輪山正大先達

法印了範(花押)

(二)明和七年(一七七〇) 補任状

補任權大僧都職之事

仙寿坊

右彼職所令補任

仍状如件

明和七年七月十六日

(花押)

法印孝慶

(花押)

法印賢翁

(花押)

法印慶海

(裏面)

当山正先達 三輪山大先達

法印玉谿(判)

(三)明和七年(一七七〇) 補任状

補任 袈裟之事

泉寿坊

右彼袈裟所令 補任

仍状如件
明和七年七月十六日

(花押) 法印孝慶
(花押) 法印賢靜
(花押) 法印慶海

(裏面)

当山正先達 三輪山大先達
法印玉翁(判)

(四)寛政元年(一七八九) 補任状

補任院号職之事

延寿院

右彼職所令補任
仍状如件

寛政元年七月十六日

(花押) 法印玄英
(花押) 法印玉翁
(花押) 法印賢靜

(裏面)

三輪山正大先達
法印玉翁(印)

(五)寛政元年(一七八九) 補任状

補任大越家職之事

延寿院

良長
右彼職所令 補任
仍状如件
寛政元年七月十六日

(花押) 法印玄英
(花押) 法印玉翁
(花押) 法印賢靜

(裏面)

当山正先達 三輪山正大先達
法印玉翁

(六)天保十一年(一八四〇) 補任状

補任權大僧都職之事

円祥院

右彼職所令 補任

仍状如件

天保十一年七月十六日

(花押) 法印仁秀
(花押) 法印浄住
(花押) 法印寛阿

(裏面)

藤州公御領内修験二出之

朱印 三輪山正大先達
法印寛阿 (花押)

(七)天保十一年(一八四〇) 補任状

補任袈裟之事

円祥坊

右彼袈裟所令 補任状

仍状如件

(花押)

法印仁秀

(花押)

法印淨住

(花押)

法印寛阿

(裏面)

薩州公御領内修験二出之

朱印 三輪山正大先達

法印寛阿(花押)

(八) 文久三年(一八六三) 補任状

補任院号職之事

円寿院良戒

右彼職所令

仍状如件 補任

文久三年七月十六日

(花押) 法印祐贊

(花押) 法印寛純

(花押) 法印華定

(裏面)

中性院正先達不參二付

椽本坊正先達出之

朱印

(九) 文久三年(一八六三) 補任状

補任大越家職之事

円寿院良戒

右彼職所令 補任

仍状如件

文久三年七月十六日

(花押)

法印祐贊

(花押)

法印寛純

(花押)

法印華定

(裏面)

朱印 中性院正大先達不參二付

椽本坊正大先達出之

(一〇) 文久三年(一八六三) 補任状

補任錦地袈裟之事

円寿院

右彼袈裟所令 補任

仍状如件

文久三年七月十六日

(花押) 法印祐贊

(花押) 法印寛純

(花押) 法印華定

(裏面)

朱印 中性院正大先達不參二付

朱印

桜本坊正大先達出之

これらの補任状は三輪山、または中性院の代りに桜本坊の正大先達から発行されていることが認められる。三輪山、中性院と、その代理として補任状を發給した桜本坊は全て真言宗である当山派の修験道寺院である。修験道史料である『隨雲録事』には、大和国大峰山に入峯修行をする当山派十二カ寺を列記している。この十二カ寺を「十二箇院先達」と称しており、左記の通りである。

- ①和州添下郡鳥見莊鼻高山靈山寺
- ②伊勢度会郡山田町 教王山 世儀寺
- ③紀州伊都郡那野高山金剛峰寺行人坊
- ④和州吉野郡井光山五台山 桜本坊
- ⑤同 添下郡補陀落山松尾寺中福寿院
- ⑥同 山辺郡内山永久寺
- ⑦同 添上郡菩提山正曆寺
- ⑧江州甲賀郡金寄山飯道寺岩本院
- ⑨和州式上郡三輪山平等寺
- ⑩同 葛上郡宝有山高天寺
- ⑪同 添上郡菩提山正曆寺中宝藏院
- ⑫江州甲賀郡金寄山飯道寺梅本院

三、發給者

岩元家所藏の補任状のうち、(一)〜(七)が大和国の三輪山大先達、(八)〜(一〇)は同じ大和国吉野の桜本坊となつてゐる。三輪山先達は嘉永五年(一八五三)の花拱峯入峯を最後に十二箇院先達を離脱している。岩元家文書の天保一年(一八四〇)の補任状が最後の三輪山大先達の發給文書となつてゐるのはそのためである。

大和国松尾寺には中世末から近世にかけて、十二箇院先達が補任を与へた記録帳が残つてゐる。このなかの、安永五年(一七七六)文化二年(一八一五)までの『当世出世修験手続』によれば、法印職を与へた国別の人数は、三輪山が日州(日向国)三、隅州(大隅国)四、薩州(薩摩国)五

とあり、他に内山と岩本院が日州については各一となつてゐる。薩摩藩内に与へた数としては三輪山が最も多いことが分かる。三輪山平等寺が欠けて十一先達となつた当山派修験寺院に、幕末から明治にかけて新たに三ヶ寺の先達連が加わることになる。その三ヶ寺とは、嘉永二年(一八四九)に加入した中性院、明治元年の真如心院、明治二年の福園院である。岩元家補任状の中で結果的には發給してゐないが、中性院の名が記されてゐた。これについて述べる、嘉永二年(一八四九)に、三輪山正先達であつた俊良が、京都の醍醐寺三宝院門主の思し召しがあつて三輪山を離れ、醍醐山内の三宝院付属の院家中性院において新たに正先達を勤め、中性院寛了坊俊良と稱した。俊良はもとは薩摩国鹿兒島般若院住で三輪山先達の同行であつたが、弘化年中の頃から清僧に立ち、三輪山大門坊の弟子になり、次いで領主の懇願により弘化四年(一八四七)七月に三輪山正先達職に昇進した。俊良がいつ死亡したかは不詳とされる。その後、中性院を継いだのは同じ鹿兒島般若院住職の俊章であつた。文久三年の(八)〜(十)の補任状は、三輪山平等寺が先達職から離脱し、その後新たに加入した中性院から、狭野大権現の社家が補任状を發給してもらつたと試みたが、不参に付き吉野の桜本坊が代行したということになる。狭野の社家が中性院を頼つたのは、薩摩国般若院の修験僧であつたというのが大きき理由であらう。

最後に、狭野大権現は天台宗でありながら、真言宗系統の当山派修験寺院から補任状を授与することになるのは、近世に入り、天台・真言両宗派の勢力拡大に伴い、その区別はほとんど無視されるようになるからである。

四、發給日

ここに掲げた全ての補任状の發給日が七月十六日とあるのは、大峰山の秋の入峰期間中であり、大峰山の霊場の一つである山上ヶ岳近くの小篠(おさぎ)で種々の修行を行ったことにより与えられたものである。但し、幕末の頃になると修行をしなくても修験寺院の勢力を拡大するために補任状を發給するようになるので、必ずしも狭野から入峰に全て参加し得られたものかどうかは分らない。

五、官位

次に、官位(役職名)の種類について触れておく。当山派諸官位の種目については、延宝八年の『当山派修験由緒書』によれば次の一五種類がある。

袈裟坊号・院号・大法師・権律師・律師・権少僧都・錦地袈裟・一僧祇二僧祇・三僧祇・螺之緒(笈籠)の補任・阿闍梨・大越家・法印

岩元家の補任状のなかで認められるのは、このうち大越家職・権大僧都職・袈裟・院号職・錦地職の五種類である。このなかで、大越家職を含めて、螺之緒・阿闍梨・法印の四種類は俗修験(俗者、行者講の講員など)には渡さなかつたとされ、これら以外は俗修験にも与えられたという。このため大越家職の補任状が与えられた。寛成元年(二七八九)、延寿院長と、文久三年(一八六三)円寿院長戒は正式の修験僧であつたとになる。

第三節 霧島東神社と錫杖院

祇川地区の氏神となる霧島東神社は別当寺を霧島山華林寺東光坊錫杖院と号していた。『三國名勝図會』によれば、次のように記されている。

地頭館より巳午方二里、蒲牟田村にあり、祭神二座、伊弉諾尊、伊弉冉尊、是なり、同殿六座、天照大神、忍穂耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見尊、葦不合尊、神武天皇、是なり、土俗に、高城邑東霧島神社の奥之宮と号す、霧島権現六社の一とす。一旧記に、統日本後紀、承和四年八月壬子、日向國諸県郡霧島神、預官社、是歲仁明天皇丁巳、年と見えたるは、即当社ならん、当社は霧島嶽の東麓にあり、霧島峯とは、今霧島山の牙峯をさす、是当社の境内なり、当社は、平地より石磴三百六十余級を経て登る、是より牙峰に登路ありて、亦遠からず、続後紀、岑とあるは、蓋此故なりと、続後紀の文は、小林霧島山中央社と指に似たり。猶彼条に參考すべし。又両所権現といふは、宗祀諸

冊二尊なるを以てなり、東とは、西霧島に対し、御在所とは、御座所にて、此地、諾冊二尊行在の旧虚なる故に、蓋この遺跡あり、かく二尊の整然なるに因り、二尊を勧請ありしとぞ、一説に云、下草祇川は当社の近地にて、此川其余下に記せるが如く、蓋し冊尊化去玉ひ、諾冊二尊と、絶妻の誓の後、諾冊祇祿の方城なるを以て、更に陰陽諸冊二尊、皇居のことは、高城の巻、神代皇都の条に見ゆ、当社、古來靈蹟甚多しといへども、山上火災起りし時、多くは其伝を失へり、火災の事は、下錫杖院に詳なり、祭祀正月八日、九月九日、十一月初五日、社頭に東霧島山の額を掲ぐ、寛福公の規筆にて、御名と、御印章あり、社司押領司氏、別當を錫杖院といふ。

最後の江戸時代の祭祀についての記述で、正月八日、九月九日、十一月初西日と三回記されており、神楽は十一月初西日がこれに当たるとの思われる。

別当寺の錫杖院について記す。正式には、霧島山華林寺錫杖院といひ、東光坊とも呼ばれている。真言宗で、鹿児島城下大乘院末寺。享保元年(一七一六)の霧島山大噴火によって当院と門前社家が焼失している。文化九年(一八二二)五月一日、日向国に入った伊能忠敬一行は祇川に入り、二家並、こより東霧島山、錫杖院へ八丁と云、新儀真言宗にて地領五十石、(中略)祇川、板橋六間とあつて、祇川から当院、霧島東御在所両所権現社(現霧島東神社)、さらに祇川の板橋を渡つて狭野へと測量を行った(『伊能忠敬測量日記』)。

祇川東、霧島東神社ともに、相次ぐ霧島山の噴火により資料が焼失しており、狭野神社に比較すると極めて近世以前の状態がわかりにくくなつてゐる。

第四節 狭野・祇川地区の年中行事

一 狭野地区の年中行事

正月準備
家の屋敷神であるウジガミ・ウツガンの注連縄を張り替える。

春秋の彼岸

神社で「神師」を舞う。この日をステンコウと称して女性たちが中心となつてウエンバ(上の馬場)という所で水神祭りを行う。秋は、九月一五日の敬老の日と併せて、十五夜行事である綱引き、相撲なども行つてゐる。

田の神祭り

五月一六日に田の神祭りがある。この日、狭野神社で「お田植え祭り」があり、男性は棒踊り、女性は奴踊りを演じる。稲の苗を田の神と水神様にあげる。

夏居(げきよ)

八月第一日曜日には、夏居(げきよ)と称して、「かんすいの舞上げ」と称して神楽一番を舞う。

二 祓川地区の年中行事

三月末の地区の総会で、霧島講と田の神祭りの日取りを決める。通常、四月第一・二週の日曜日を当てる。霧島東神社の神職方の都合なども考慮に入れながら、日程を決める。

霧島講

祓川地区はカシラガタ(頭方)・ムコウガタ(向方)・ウシロバ(後原)の三地区に分かれており、各々の地区で講が営まれる。講を営む当番の家はヌシトリ(主取)と言われる。主取は地区内に不幸があつたときに葬式の段取りをする役でもある。三地区ともほぼ同じで、地区内の人達が昼頃集まり、御馳走を食べて、霧島東神社の神主がお祓いをして回る。料理は時期的にヌスタといつてタケノコの白味噌あえを出すという。

田の神祭り

この日、三地区の主取、三人だけが朝から地区の田の神像の化粧直しをして、花などを飾る。午後からは地区の公民館で「モチダシ」(持ち出し

し)と称して、各家から御馳走を持ち寄り、宴会となる。現在は公民館になつてゐるが、本来は小高い丘の上に祭られた田の神像の前でゴザを広げ、皆で会食してゐたという。現在は道路の開通、周辺水田の耕地整理が進み、田の神が以前の場所とは異なつてしまつたために、それが出来なくなつたという。時期的に見て、春山遊びの習俗の一つと言えよう。モチダシのとき、新たに誕生した子供を霧島東神社の神職が来てお祓いすることがある。現在は公民館の中で行つてゐるが、元はきれいに化粧し直した田の神像の前でお祓いするのが習わしであつたという。会食が終わり、最後は、サノボリと称して苗を田の神にお供えする。

ツルトボシ

現在は行われてゐない。提灯を吊り下げて、地区中行列を組んで、水神さんに行き、お祭りしたという。子供の健康を願つたと言われる。

十五夜

敬老の日に綱引き、相撲などを行った。今はない。

オホンコウ

二月の神楽の一週間前に行う、浄土真宗の報恩講のこと。

第五節 狭野・祓川地区の屋敷神

高原町一帯の民家の庭にはほとんどどの民家に小さな祠が設けられてゐる。この社のことを、同地域ではウツガミ(氏神)と称するところが多い。しかし、物件はウツガンという呼称も伝えられており、薩摩藩内に多く分布するウツガン(内神)だろうと考えられる。祠の内部には、霧島山の火山石が一個、ないし数個入つており、これを御神体として祭つてゐる。狭野・祓川の現在社家勤める家の氏神のなかで調査できたものについてのみ、以下の通り報告する。採寸の単位は寸。

狭野地区

一、石橋峰生氏宅

祠 高さ一三〇・〇 幅八二・〇 奥行九一・〇

御神体 石一点 縦二八・〇 横四五・〇 高さ一四・〇

棟札 「神事流鏑馬当りの二点
昭和四〇年まで宮崎神宮が狭野神社において流鏑馬を奉仕し

その他 っていた。

二、日高光徳氏宅

祠 高さ二〇〇・〇 幅七二・〇 奥行一〇〇・〇

御神体 三又鉢

その他 祠をウツガンと称する。祠の後ろ側に水神を祭る。

三、篠原義夫氏宅

祠 高さ二五〇・〇 幅一三〇・〇 奥行一〇〇・〇

御神体 石三点 縦五・〇 横四・〇 高さ四・五

被川地区

一、宮永久雄氏宅

祠 高さ一八六・〇 幅一一六・〇 奥行一四〇・〇

御神体 縦一三〇・〇 横七・〇 奥行七・〇

神面 縦二五・〇 横一七・〇 高さ二五・〇

獅子面 縦二二・〇 横二九・〇 高さ二九・〇

下部欠損

棟札 「祓口主 宮永氏「霧島東神社 御札調進所」

その他 旧暦一月二五日(現在は二月二五日)霧島東神社の神職がお参

りに来て御神体に紙の衣をつけることをする。

二、若松清文氏宅

祠 高さ二四〇・〇 幅一〇三・〇 奥行二三八・〇

(左記の二個の祠が入る)

御神体 石一点 縦二〇・〇 横九・〇 厚さ八・〇

祠 高さ七四・〇 幅三四・〇 奥行四六・〇

祠 高さ五〇〇・〇 幅二二〇・〇 奥行五〇〇・〇
棟札 「文化六年申正月二五日 春河大明神」

三、増田新作氏宅

祠 高さ二二〇・〇 幅一〇〇・〇 奥行二二〇・〇

御神体 石一点 縦一四〇・〇 横一六〇・〇 奥行一五〇・〇

四、黒木嘉民氏宅

祠 高さ二一五・〇 幅一〇三・〇 奥行一三五・〇

御神体 石二点 縦九〇・〇 横一八〇・〇 厚さ一八・〇

鏡一点 縦一四〇・〇 横一四〇・〇 厚さ二二・〇

イザナギ・イザナミを祀ると伝える。

その他、昔は正月にみかんをお供えしていた。注連縄を張る。

五、園田末治氏宅

祠 高さ二六〇・〇 幅一〇五・〇 奥行一三六・〇

六、園田政盛氏宅

祠 高さ六五・〇 幅三七・〇 奥行三八・〇

御神体 石一点 高さ二五・〇

七、堀之内近松氏宅

祠 高さ二一六・〇 幅一〇五・〇 奥行一四七・〇

御神体 石二点 高さ三二・〇

稲荷 縦三・五 横 五・五 厚さ八・〇

棟札 (表) 奉再興 春日大明神

稲荷大明神

(裏)

天明二年壬寅四月吉祥日

堀之内内奥右衛門

藤原良盛

棟札 (表) 紀元二千五百四拾二年午二月

奉再興当家氏口

家内安全祈所

牛馬盤榮所

(裏)

戸主

堀之内与右エ門

長男

堀之内直次郎

霧島神官八等履神官職務中

八、宮水長治氏宅

祠 高さ一八三・〇 幅九五・〇 奥行二二〇・〇

九、有馬一男氏宅

祠 高さ二一五・〇 幅一〇三・〇 奥行一三五・〇

御神体 石四点 縦二・五 横八・〇 厚さ九・〇

縦三・〇 横八・〇 厚さ九・〇

縦四・〇 横五・〇 厚さ六・〇

縦四・〇 横五・〇 厚さ六・〇

一〇、寺前辰則氏宅

祠 高さ一八三・〇 幅一四・〇 高さ三八・〇

御神体 石二点 縦三三・〇 横一四・〇 高さ三八・〇

刻銘「天照大神」 縦六五・〇 横一八・〇 高さ五六・〇

刻銘「天神」

その他 竹やぶの中に、ウジガミが祭られる。家族に病人が出て、花

堂で占ってもらったところ、祭った方がよいというので、

これを祭った。すると、病気が治ったという。

一一、宮水喜藏氏宅

祠 なし
ウジガミの石碑 一点 高さ三八・〇 幅三三・〇 奥行八・〇

二、園田和利氏宅

祠 なし
ウジガミの石碑 七点 高さ一〇〇・〇、一三〇・〇

三、若松節一氏宅

祠 なし
ウジガミの石碑 一点 高さ 五八・〇

その他 お正月に鏡餅を供える

一四 宮水政雄氏宅

祠 なし
ウジガミの石碑 二点 高さ二二・〇 幅一六・〇 奥行八・〇

高さ二六・〇 幅一一・〇 奥行六・〇

寛文八年

一 ○寛
諸宗口事諍論之儀者其門中差寄可相濟之若難相濟儀者奉行所へ可被致披露之由被仰渡候。付先奉行代ニ條書を以被申渡之候亦可被相守其旨候万一理不尽之沙汰有之或取上無之由ニ企越訴蒙於有之者至門首可致其沙汰候若非口事を以門首之下知をも無信用令越訴族者可為重罪候間致其心得候様ニ門中へ可被申渡置候以上
寛文八年六月七日 寺社御奉行 嶋津出雲 印

神徳院

一 ○差出
霧嶋山六所大権現高原宗廟
右者狹野神徳院格護ニ御座候狹野之宮へ申八別ニ無之候当住持八江戸被罷居候任御尋如此ニ御座候
寛文八年七月廿三日 神徳院内 教員坊 印

寺社御奉行所

- 一 ○間敷差出 高原 神徳院
一 護摩堂五敷三間 天井裏に有三方敷 前唐戸脇切戸五間四四尺戸
- 一 客殿七敷七間三尺 天井裏に有横障子五間 三尺半障子八間三尺四方敷内 七間三尺窓間縁區内
- 一 祖師堂茶之間御座之間 五敷七間六尺有 内書院窓間板ふきくわん八明障子三間切戸十式間
- 一 庫裡 五敷七間 切戸八間有 くれん九間三尺
- 客殿茶之間通
- 一 廊下 四敷二間 取押ふき切戸四間
- 客殿茶之間通
- 一 廊下 二敷五間三尺 かね打廊下切戸四間

諸宗客殿之通

一 廊下 窓間方板ふき切戸窓間有
一 玄喚 二間とちふき入八尺
合八ツ内家四ツ廊下三ツ玄喚一ツ
右者寛文五年御修理被仰付分
寛文八年九月初日 神徳院内 教員坊 印

一 ○差出

- 一 上門 三敷貳間
- 一 下門 右同 但右門
- 一 客寮 四敷五間三尺
- 一 釜屋 五敷六間 堀立
- 一 四敷三間三尺 但覆屋 右同
- 一 四敷三間 但酒作所右同
- 一 合家敷六ツ

右神徳院住持自分ニ遣立申候
寛文八年九月初日 神徳院内 教員坊 印

右差出両通寺社御奉行所より書立差上可申通被仰渡候ニ付如斯候以上
△從是右先住有憲法印代日帳畢

△寛文八年

△從是慈圓坊憲純法印代
○御用人仁礼寛左衛門殿 手簡写
高原新徳院弟子慈圓坊數年江戸東叡山ニ致学文被罷居候処ニ新徳院無住候間早々被罷下新徳院相直候様ニ當奉於江戸町田勘解由殿被仰渡候依之被致下着候条可披露仕之由今朝被仰聞候相良吉右衛門殿ニ細々引合申致披露候弥新徳院住持被仰付候此旨寺社方へ被仰渡候間彼方より安堵之旨可被仰渡存候尤慈圓坊も早々寺社方へ被申入可然候御目見之儀八正月五ヶ日中ニ被罷越候ハ、御目見可被仰付由御老中被仰候以上

十一月十一日

仁礼覚左衛門

喜入休右衛門殿

十一月廿八日

出雲殿
寺社奉行所 印

○覚写

高原神徳院寺孫慈園坊_二被仰付今度被罷下候其段高原_一中_レ可被申越候以上

十一月十二日

寺社奉行所 印

高原地頭

喜入久右衛門殿

○一寺社御奉行 嶋津出雲殿

○一同中取

野村助左衛門殿

○一〇地頭状写

拾一月六日之御札同拾日_二相届披見申候

一慈園坊下向_二目出度存候就夫今月十一日_二二礼覚左衛門殿を頼存慈園坊儀御披露申上候得共、無口能新徳院_二相直可被申旨被仰出先以仕合_二存候

一新徳院寺物勿論此中知行方之所務各横目衆被差寄無相違首尾有之候様、留主居之出家衆_レ可被仰付候

一彼慈園坊儀太守様宮様能御存知為被成人之儀候条此中之新徳院同前_二所中_二より、も取持候様_二可被仰渡候

一御目見得之儀来正月五ヶ日より内_二鹿兒嶋_レ參上候へ、御目見得可相調由被仰出候

一_二二礼覚左衛門殿より之手紙遣候間可被見届候左候_一此手紙慈園坊_レ相渡可被成候恐惶謹言

十一月十三日

喜入久右衛門

久守 判

高原 暖衆中

○覚

一通手形可被申請刻向後者何方之御番所罷通之由差出可被書記候尤差出之仕様_レ可為如此中候以上

○覚

諸宗口事評論之儀者其門中差寄可相濟之若難相濟儀者奉行所_二可致披露之由被仰渡候_二付先奉行代_二條書を以被申渡之候弥可被相守其旨候万_二一理不尽之沙汰有之或取上無之由_二企越訴鞫於有之者至門主可致沙汰者_二以非口事門首之下知をも無信用令越訴族者可為重罪候間致其心得候様_二門中_レ可被申渡候以上

寛文九年_二六月五日

寺社奉行所 印

神徳院

一〇差出案内

何所/何寺 何僧

右僧為何何方_レ參候無別儀者_二候何方之通手形御出可給候尤向後御用_二可被召下刻者可罷下之由書物取置候以上

年号日付

四首 印

寺社御奉行所

若下人并荷物於有之者可被書加之尤下人者年付可有之候

向後者如右差出可被相調候以上

寺社奉行所 印

六月五日

神徳院

○覚

一不依当所諸外城寺山社山堂山之竹木無御被踏_二被伐取儀從前々御法度_二候處_二寺山竹木無断_二被伐取科銀被仕候寺多々有之候弥以竹木少_二も入用之時分者山奉行座_二相断被申請候様_二門中_二堅可被申渡候右之旨御下知_二候以上

西九月朔日

奈良原盛左衛門 印
野津弥五左衛門 印

神徳院

川上右京 印

一 ○寛

其方門派之寺々直末寺又末寺細々書記可被差出候前本寺被差出候留
当座有之候へ共其方判形も無之候間又々申遣候以上

寛文九年十月朔日

寺社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○天台宗法流本末改帳

日州之内松平大隅守領内

一 穴太流 霧嶋山花林寺 神徳院

一 高廿七石寺地

一 右者大隅守私領之内

一 穴太流 末寺 坂本寺

一 寺地斗

一 穴太流 霧嶋山不動寺 末寺 寶光院

一 寺地斗

一 右者大隅守私領之内

一 穴太流 霧嶋山之内 末寺 山内寺

一 高式石寺地

一 右者大隅守私領之内

一 穴太流 霧嶋山之内 末寺 西雲寺

一 寺地斗

一 右者大隅守私領之内

寛文五年六月九日 神徳 判

住心院

圓覚院

右之書立寛文五年八月三日於江戸御屋敷鎌田藏人様より御使來相良
吉右衛門殿 拙僧持參仕東叡山に差上可申由被仰付候間持參申候處に圓
覚院御請取被成候に則本末改帳面を被召載候儀無別条候其外脇坊式間東

光院威徳院申寺中有之候就御尋如此御座候以上

寛文九年十月十六日 高原

寺社御奉行所

神徳院 印

一 ○寛

此中其元より被差出候末寺之書付大方に候間又末寺も可有之条入念相
改細に書記可被差出候依之案文差越候間可被得其意候以上

十一月十一日

寺社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○差出案文

霧嶋山鐺杖院花林寺

神徳院

末寺何所 何寺

何寺末寺何所 何寺

何寺

右ハ本末寺又末寺書記可差出由被仰渡候に付如此御座候此外老ヶ寺も

無御座候以上

年号日付

高原 神徳院

寺社御奉行所

一 ○差出

諸宗御改付当院直末寺又末寺委細書記差出可申由被仰渡候就夫寛文
九年十月十六日書記差上申候處に又末寺も可有之候条相改差出可申之
旨又々被仰渡候得共当寺儀ハ又末寺老ヶ寺も無御座候以上

寛文十年三月十五日 高原

寺社御奉行所

神徳院 印

一 ○寛

從他国寺々に入來僧侶可有之刻者国證文見届先致許容右證文并關所より

之附狀相添門首之差出之門首及披露當座之可任差圖尤掃國之節者手形申出候様、門中へ可被申渡者也

寛文十年六月三日

高原 神徳院

寺社御奉行所 印

一〇寛
前ニ被差出候本末改帳を見合候へハ神徳院儀者東叡山末寺之様ニ見得候間早晩比より東叡山末寺ニ罷成前代者何方之末寺ニ候通細ニ書記早々可被差出之候以上

六月八日

高原 神徳院

寺社御奉行所 印

一〇寛

一当寺事開基性空上人ニ御座候近年迄無本寺ニ罷在候處ニ寛文五ノ年東叡山より御廻文相下り候様子者日本國中天台宗分本寺末寺法流迄相改置候ニト寺社御奉行衆被仰出候間其國天台宗之本寺末寺法流迄相改書立差上可申之由被仰下候就夫則先其御廻文御使衆喜入五郎兵衛殿を以御披露被申上候へハ如御差圖本末相改書立可差出候左候へ、便宜次第江戸へ可被遣之由被仰出候通口上書ニ御返事被仰聞候ニ付改帳相調差上被申候へハ江戸御座敷鎌田藏人殿迄御遣被遊候事

本末帳東叡山(相納)候儀ハ寛文五年(八月)江戸御屋敷鎌田藏人殿より御使衆相長吉右衛門殿ニテ御備持參仕東叡山(相納)可申之由被仰付候ニ付持參仕差上申候処ニ圖覽院御請取被成候ニ本末改帳ニ被召載候從其以來被風直末候儀無御座候

東叡山より之御廻文喜入五郎兵衛殿を以御披露申上候為御返事被仰聞候口上書写別紙ニ差上申候以上

寛文十年六月十九日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

一〇高原神徳院申渡候口上 写
江戸東叡山より御廻文日州天台宗本末共ニ書記可差上之通有之ニ付縣城

下松園院より以狀被申越候ハ右本末寺之書立松園院迄可差遣之由候乍然御未印所之國者地頭ニ相付可差出旨任心院狀ニも相見得候神徳院儀者御領内之事候条口州御分國之天台宗如御差圖書立此方ニ可被差出候便宜ニ江戸へ可被遣候尤松園院ニハ此方領國之本末寺書立ハ檀那方より差出候旨申断御廻文ニ狀相添早々被差遣可然事

右口上書写六月十九日之差出ニ相添候使少納言ニ寺社御奉行所ニ差上申候

△寛文十一年 五月

一〇寛

神社仏閣并寺院修復之儀大破ニ成立至于其期申出候ニ付材木等急ニ難調候間向後前廢致披露候様ニ門中堅可被申渡候以上

寛文十一年五月十四日

高原 神徳院

寺社御奉行所 印

△寛文十二年 五月
〇御分國中神社考出来ニ付申越候

其許霧嶋権現御神林之事中比炎上候ニ退転候故東霧嶋にて御祭礼勤行等も有之候由候右炎上并退転之年間時代迄相知候分可被書出候事

一東霧嶋之先住舜忠と申僧神林并宝物共高原之内へ持道候ニ其後佐野ニ宮作在之由候然時ハ右舜忠中興開山ニ候其折節東霧嶋正鉢も同前ニ持除候

一佐野ニ勸請し宮寺共ニ今有之由候其通ニ候哉之事

一古來より宝物并守護御代御文書御願文等候ハ、写候ニ何々ニ由緒迄委細可被書出候事

一高原置ニ御鎮座其後佐野ニ遷宮等年間并由緒棟札等書写候ニ可被遣候事

一上古者三千八百坊為在之由候其段も寺号并體成古老之者申伝候事共候ハ、書付可被遣事

一性空開基以來山号院号寺号不相替候哉
尤縁起之類候ハ、写候ニ可被遣候事
一古來より之勸書なども其外古目録など迄写候ニ可被遣候勿論不依実否古老者申伝儀者無用捨少ニ可被書出候事

一霧嶋六所權現と申伝候何々之神を崇候_用六所權現と申候哉又同鉢候哉之事

右之条御公用ニ候間早々相記可被遣候
延引被成間敷候恐惶謹言
追貴寺之由緒等も同前ニ可被書出候以上

寺社所申致
八月七日
川上七左衛門 判

右ニ付_用寺社由緒帳巻冊
寛文十二年十月朔日之日付ニ差上申候事

△寛文十二年

一 新地寺社建立御禁制之旨先年天下統一統ニ被仰出候ニ付隱居之節ハ寺中ニ可罷居旨申渡候之處ニ寺中ニ山林を切間致作事候故新地建立ニ相見得御條目違背之條ニ候間向後隱居之節者寺中之脇寺を相応ニ令修補可致住居者寺中ニ明合於無之者寺社奉行所ニ得差図いかに輕き家を致作事可罷移縱無據候ニ新作事仕候共隱居一代ニ後住申付間敷候間内々可得其意何之道も隱居所之儀者寺社奉行所ニ相断可得差図此等之旨末々之末寺も儘可申渡旨諸宗門首ニ可被申渡者也

寛文十三年一月廿日 又左衛門 印

帶刀

出雲

右之旨被仰出候間全相守之門中ニ儘ニ可被申渡候以上

二月廿日 寺社奉行所 印

神徳院

一 ○寛
寛文三年以来諸寺之任持題居仕刻不依寺内寺外隱居所新造立仕候衆各門中ニ於有之者一寺ものこさず相改急度可被書出候尤急用ニ候間油断有間敷候以上

寛文十三年二月廿日 寺社奉行所 印

神徳院

一 ○指出
寛文三年以来門中之出家隱居所被造立仕候衆於有之者可書出候通被仰渡隨承達仕候
左様成衆我等門中ニ無御座候以上
三月十日 高原 神徳院 印

寺社御奉行所

一 ○口上寛

一 高原繩瀨名庄や重永清兵衛男子左善母懷妊之剃度々難産仕候ニ付左善懷胎之刻清兵衛方より当寺先住頼入霧嶋大権現ニ誓願仕候者此節平産仕其子男子ニ有之候ハ、権現ニ寄進可申之旨立願仕置候ハ無恙平産申候ニ付白浜孫兵衛殿貴嶋内記殿御奉行ニ人教御改之刻如誓願寄進仕候由親清兵衛申ニ付先住より改所ニ其段違被露候ハ奉行衆委細被問召違家内手札為被下置由候少も密談ニ家内入置為申儀ニハ無之候然處ニ此節左善事被召上之旨被仰出驚人奉存候

一 左善事先住密談ニ家内入置不申證據ハ万治式年之御改奉行衆加判ニ所被召置候中取帳ニ委細脇書有之事證然上ハ公儀ニ相納候御帳面ニも其段可有御座候ニ候ハ奉行衆被成許容家内手札為被下置事ハ明鏡ニ御座候条密談ニ誰人之家内入置為申者同前ニ被召上候儀迷惑ニ存候間其答御免被遊被下度奉存候手前出家之儀候ハ私欲ニ此段申上儀ニ無御座候寄進者之儀候間其断不申上候ハ神慮も如何ニ存又ハ万治式年以来此節迄三ヶ度家内札為被下置者之儀候處今更被召上之旨彼者父子迷惑仕候段不便之至ニ存候候ニ勞之儀ニ付住番役御断申上事候間所御座候中取帳之写御地頭山田民部殿ニ被懸御目委細御披見之上右之段御被露被遊被下候球ニ各前より被仰上可給候以上

高原 暖衆中

三月十四日 神徳院 印

右之段山田民部殿より御申被成候得共不相違候

一 ○寛 御寺福昌寺

泰清院殿薩州太守拾遺從四位下

關山良無大居士

右御中陰内寛文十三年^{庚子}六月十日^二誦經^三參上

立宿衆寮

包紙惣金

柳箱惣銀

○ 憲純法印伴儀式人 東光院

○ 於御書院御供養有 威徳院

○ 御法事奉行兩人 嶋津豊前殿

○ 御布施老貫文 新納四郎左衛門殿

○ 御経之御布施老文

○ 伴僧御布施三十疋^兩

○ 福昌寺東堂佛前立向^一一礼有

○ 寛文十三年九月廿一日改元有之被号延宝候由同月廿八日於江戸御城^二

被仰出候条被得其意門中^三也此段可被申渡候以上

延宝元年十月廿五日

神徳院

右門中^二則申渡候

△ 一延宝二年^{甲寅}

△ 一同 三年^{乙卯}

△ 延宝四年^{丙辰}

○ 寛

出家山伏社佛閣修補用之由^一無御免許之處^二御分国中行廻勸銀取候

輩有之由其間得候如斯所行曲事深重^三候之間向後右跡之族者急度可及

御沙汰之条此旨門中^一堅可被申渡者也

延宝四年三月廿二日

高原 神徳院

寺社奉行所 印

○ 寛

四月三日^一国符長右衛門殿を以爲御内意町田勘解由殿へ申入候者先年於

江戸従日光御門跡御使僧以明玉院 大守様^二被仰入候ハ霧嶋山神徳院

事宮寺共^三結構^四御建立被仰付御欣悦不殘候殊更今度慈園坊住職被仰付

是又御満足^五被思召候亦当住^六被懸御目寺院相統仕候様^七御頼被思召之

旨被仰入候處^八太守様出御故勘解由老御意趣被聞召置候由御返事有之

候条以來御修補之儀無口能可被仰付候間其通相心得罷居候様^九と役者

衆より拙僧入院之御被申渡候哉其段必定^{一〇}御座候哉此度御修補之儀御

訴訟申上候^{一一}ハ如何可有御座候哉乍憚御内意被仰聞被下度奉願之旨申

入候候^{一二}ハ右御返事トシテ国符長右衛門殿より書付を以承候留

高原 神徳院

寺社奉行所 印

○ 寛

四月四日

国符長右衛門

神徳院様

○ 寛

御方門中之諸寺正月御目見得被仕衆不殘書記早々可被差出候以上

四月五日

高原 神徳院

寺社奉行所 印

○ 寛

先比御出被成候^一被仰候儀勘解由方^二申聞候被申候者貴僧様被仰筋別儀

無御座候右之儀者御老中様方何も御存被成候今度訴訟共御申^三付右之

申立可被成儀者不苦儀^四存候併神徳院之儀ハ無隠寺之儀候間それ程之

御申立無之候共相当之儀ハ可相調様^五存候委曲御面^六可申入候状數四

通返進仕候以上

四月四日

国符長右衛門

神徳院様

○ 寛

御方門中之諸寺正月御目見得被仕衆不殘書記早々可被差出候以上

四月五日

高原 神徳院

寺社奉行所 印

○ 寛

此方門中之諸寺正月御目見得仕候寺不殘書記差出可申由被仰渡候得共

此方門中^一当分御目見得仕寺無御座候但當寺儀ハ御目見得仕事^二候以上

○ 寛

先比御出被成候^一被仰候儀勘解由方^二申聞候被申候者貴僧様被仰筋別儀

無御座候右之儀者御老中様方何も御存被成候今度訴訟共御申^三付右之

申立可被成儀者不苦儀^四存候併神徳院之儀ハ無隠寺之儀候間それ程之

御申立無之候共相当之儀ハ可相調様^五存候委曲御面^六可申入候状數四

通返進仕候以上

四月四日

四月九日
神社御奉行所

神徳院 印

一 波紙包老ツ 但衣類入 当寺先任弟子

小宰相

右之僧為学文致上洛候間紙屋御聞所通御手形御出可被下候向後御用之刻ハ罷下可申之由證文取置申候以上

四月九日

神徳院 印

神社御奉行所

一 ○口上寛

先住弟子小宰相上洛仕度由申出付先比御手形申請候處此五日殊之外相煩申候若近日快氣仕候半かと今朝迄様子見合申候得共二三日中快氣可仕候も相見得不申候左候得ハ御手形之日限ハ明日限之事御座候条無是非仕合奉存候先々御手形奉返納候近比御無心之儀御座候得共源左衛門殿右右段被仰分御手形御返上被成可被下候万々奉頼候以上

四月廿二日

神徳院 印

寺社所中取

川上十郎左衛門殿

同

門司伊兵衛殿

一 ○右返簡

去廿二日之御使札并紙屋御番所通手形御返納被成儘受取置申候如仰先住弟子小宰相上洛之志御手形被申受置候処病氣御座候今程快氣も可有之條も無御座候付御返納之由候此等之旨源左老も御序之初可申上候是又為御心得候恐惶謹言

四月廿五日

門司伊兵衛

高原

神徳院様

貴報

一 ○写

一筆致啓達候仍此中御申被成候權現宮御夫社脇宮并御供所之儀致披露候得共不相違候右宮御建立候段日門様達貴聞候由承及候通委細御取合仕候共彼社頭之儀者御宗門便宜有之候為被仰付事者無之別条之儀候由御出合共候是又為御存候恐惶謹言

寺社所中取

五月十三日

門司伊兵衛

同

元次 判

河上十郎左衛門

久文 判

神徳院 几下

一 ○寛

貴寺門中へ行願山大日寺と云寺有之候哉見合人事候条書付可被差出候尤日向之内他領などへも右寺被承及候ハ其段可被申出候急用候以上

九月廿九日

寺社奉行所 印

神徳院

一 ○留

御覽書令拜見候然者行願山大日寺申寺御尋候得共当寺門中へ無御座候他領右寺有之儀も不承及申候以上

十月十二日

神徳院留主居

威徳院 印

後代為龜鏡如件

寺社御奉行所

憲純法印(花押)

二 公私留帳 第五(岩元正吉氏文書)

(表紙)

△元祿十一年庚寅正月始

○同十二年乙卯七月廿二日終

公私留帳 第五 憲純法印

△元祿十一年庚寅正月始
○同十二年乙卯七月廿二日終
△元祿十一年庚寅正月始
○同十二年乙卯七月廿二日終

△元祿十一年庚寅正月始

○二月四日 御祭 御名代 甲斐兩右衛門殿

○一月十三日より同十九日迄頼朝公五百度□□□□御法事於 大乘

院御執行

○三ヶ寺□經○十五日福昌寺○十六日淨光明寺

○一当社頭□押殿并寺院之諸家御修補銀老貫十五匁五分被仰付候委曲御

修補帳二□□□六月十五日より使僧龍園坊を以寺社御奉行所并御地頭所正

御修補成就之御札申上候雜帳二載之

○一吉貴公明年御厄年二付七月五日二御願文差上使僧東光院向八月御願

成就之御札龍園坊を以差上申候委曲御願文帳簿載之

○一寺社御奉行所并御地頭所八朔□御祝儀使僧龍園坊を以申上候委曲雜

帳二載之

○一八月期高出銭寺高ハ老石ニ付三文ツ、付高ハ老石ニ付六文ツ、七月廿

六日与頭長富市左衛門殿ハ首尾仕候威徳院

○一寺社御奉行所より御廻文写八月五日

長浜勘兵衛殿より番衆早田新兵衛使被遣候写

從古來有來候神社佛閣之由來書御用之際相認可差置候調様之次第左
記候
但差置候由緒有之近年造立之神社仏閣於有來者可書載候所中より取
立候何七分ケも無之神社仏閣者不及書載候

一 從往古之由來書於有之者写可指出候由來分明無之申伝之儀も候ハ、其
趣可書出其所中者帳一冊二相調神社者其社司座主之間仏閣者格護候寺
院致印形各奥書印形可有之候由來無之神社仏閣も右帳之奥ニ銘々相記
由來不相知段可書載候

一 但神社仏閣之在所何方何村何名ノ厩書可有之候
一 為及廢壞ニ神社仏閣由來者相知候も可有之候矣其所中帳一冊之内ニ由來
不相知候共從往古有之候神社仏閣及廢壞候ハ、其旨右帳内ニ可書載候

一 神社仏閣之由來并申伝之儀依所一向不相知儀も可有之候其神社仏閣も
帳一冊ニ書載由來不相知段書記其格護之寺院社司奥書印形可有之候

一 子ノ年被差出候諸寺院由緒書之内神社仏閣之由來為相載候可有之候矣留
見合右之分者相除其所中ノ帳内ニ右神社仏閣書載寺院ノ緒書之内ニ書出
候故由來相除候段可相記

一 諸寺院開山行狀之記別冊ニ可書出候
子ノ年被差出置候寺院由緒書之内相載候も可有之候間留見合右帳ニ於有
之者相除其段可被申出候

一 右之趣被得其意寺院并社司被申渡右帳當霜月限ニ便宜を以當座ハ可被
差出候此覺書外城次ニ無遅滞可次後若大形之儀於有之者可及詮議候
以上

七月朔日 寺社奉行所 印

藩生吉田諸所 役人中

○寛
神社仏閣并寺院御修補被仰付候諸家格護大形之故及破損之由不可然事ニ
候依之委細左ニ申渡之候

一 屋祢軒廻、普付候節時之見合、以可措落事

一木之葉落積又ハ茅家取合之板葺廊下并板庇ニ茅可落入候間時々可払落且又茅家ニ草ハ候節早速可取之事

一立物迄御修補被仰付候寺院不格謗故立物及破損ニ形も於無之者重ニ修補申付間敷候事可得其意事

一舞殿拝殿外寺家之梁ニ古材木等上ケ置之由不宜候間向後上置間敷候事ニ惣御修補之家床之下ニ古材木入置ニ付漸々虫可相付候間自今以後入置間敷事

一掃除大方之故□□朽損之由候間可入念事

一蒲生正八幡若宮社頭掃除定之儀先奉行代段々被申渡置候趣も有之候處ニ比日大方之由其聞得有之不可然候亦以先年被申渡置候通堅固ニ相守候様ニ可被申渡候

一曾於郡霧嶋山社頭掃除定之儀右同斷

一高原東光坊掃除定之儀右同斷

右之通ニ相心得此ヶ條之外ニも及見次第無油断可致格護候修補所破損之節ハ当座中被差越見分之上修補申付候ニ候条若大方故破損所於有之者致食儀可申出候旨申渡置候間得其意御修補所之寺院社司ノ堅固ニ可申渡候各ニ大方有之間敷候此覚書并神社仏閣由来書之儀ニ付之覚書老通外城次ニ無遲滞次渡何月何日ニ見届候段其外城付之下ニ当番之暖役人仮名相記致印形終之外城より右覚書式通御判紙相添便宜を以可被相返候以上

○七月朔日 寺社御奉行所 印
吉田 蒲生 山田 帖佐 園分迄
三十四外城 暖中 役人中

但宮内与頭中ハ別紙ニ申渡候

○覚
一寺社御奉行所より神社仏閣由来書御用之由被仰渡候御覚書老通
一神社仏閣并寺院御修補被仰付諸家格護之儀ニ付御覚書老通
右両通御題文を以被仰渡候具ニ令承達候為其如此ニ御座候以上
○八月五日 神徳院 印
御暖所 村田外記殿

○一八朔之御祝儀寺社御奉行所并御地頭所使僧龍圓坊を以申上候事

證文

○田木民部右衛門
右者代々天台宗ニ當寺檀那ニ御座候
御法度之宗旨ニハ無御座候為其證文如件
元禄拾老年八月十日
高原 神徳院 印

證文

深見左衛門殿
其元宝光院隨居憲海弟子
高原 正法院

證文

○右者久々本寺住山相勳元禄七年戊五月被罷下候儀別儀無御座候間此節於其地手札被仰付可被下候為其證文如此ニ御座候以上
○九月九日 神徳院 印
小林 御暖衆中

證文

○一萬九月花山七郎左衛門殿御内室死去之由相聞候ニ付同十五日より為梅使僧東光院遣之十六日梅申入候花山權右衛門殿御逢被成吸物被下候由七郎左衛門殿ニ相良四郎左衛門殿所御見廻故御留主申入置候由

○一萬九月廿九日御祭 御名代甲斐兩右衛門殿御意 正入木次郎兵衛
○一十月二日山奉行長田彈右衛門殿横目見玉助事殿御出
宿ハ松川弥五右衛門為左衛門所也

△元禄十一年八月より宗門手札御改

寺社御奉行所御條書寫

一此節宗門手札為御改名被差越候ニ付申渡候諸外城衆中并諸家來ニ可社役相勳候人之儀者先規之通帳面ニ相記被改之社人帳面ニ者被書載間敷候社家一篇之者ニ又有來候通社家帳を以可被相改候乍然神職之儀神主社司祝子大宮司權祝子祠官等之儀吉田之許状を以相記答ニ候処ニ依外城手札兩書神主相記取來候社人所有之候由共聞得候神主之儀者吉田之免許無之候ハ不罷成事ニ候条自然古札ニ右之通相記於有之者許状見届神主之

免無之候ハ、相餘之許狀之通社司祝子大官司權祝子詞官之分ケ可被相記之無官ハ、官格護之者ハ頭取又者支配下之社人官格護之者ハ主取權祝子者權主取大官司ハ代官司可被相記右之外役付之儀者可為先規之通社方役替跡目之儀者當座證文出置條桑見届之如證文手札并候面相記右社人候先脚改之通當座可被差出候
一 衆中社家并諸家申宿社家右家内之書写一冊相調可被差出候神職之儀
右相記候通吉田之許狀次第可被書記候
一 在郷并町社家人數も書写致役付一冊相調可被差出候
寺院住持并弟子下人又ハ家内札者門前者家内迄先規之通相調右社人候同前被差出候

一 衆中山伏并家中在郷町浦浜之山伏家内迄書写一冊相調可被差出候
右之通被得其意各佛宅之節右候當座可被差出候以上

八月廿三日

寺社奉行所 印

札改 檢者衆中

高原狭野霧嶋權現社人之儀ハ吉田之許狀無之答候間先規之通可被相改候以上押札也

○一札改檢者衆兩人

池辺源太郎殿
篠原五右衛門殿

右者當所高崎野尻三外城

○一暖來四人

丸山源大夫殿 甲斐右衛門殿
村田外記殿 長浜助兵衛殿

○一筆者兩人

森山新之介殿 岩元安之介殿
宮田伝右衛門殿

○一筆者一人

以上

○一寺社御奉行

嶋津織部殿
嶋津織部殿

町田源左衛門殿
種子嶋彈正殿

○一寅十月九日使僧東光院を以寺社御奉行所御内證申上候ハ当社社人

共高崎之内栗果又ハ野尻之内江平村其外方々々中宿仕罷居申候右栗果村江平村者先年高原之内御座候得共外城分ケ付他所罷成候然者御老中様又ハ寺社御奉行衆など不図当社御參詣之刻高原一所之時分ハ所より村次廻文を以被申渡候得ハ夜之間も社人相揃申候御神楽など相動為申儀御座候得共唯今ハ他所罷成候故其段罷成急之御祈禱旁之刻必至差究申候間右社人社頭近前召移申度申候間此段被聞召上置可被下旨申上候處御中取衆伊集院三右衛門殿木脇喜兵衛殿被聞合御返事承候ハ御座方ハ何ぞ差究候儀ハ有之間敷候間左様相心得可申候田地作職方など付差究申儀も候ハ御郡座など御祈申上宜筋有之候様可仕旨被仰候事

○留

應一筆致啓上候先以各様御堅固御勤之由弥重之御儀奉存候然者其元中宿仕罷居申候社人共此方社頭近辺召移申度申候間其通被仰被下度旨寺社御奉行所御訴申上候處被仰渡候者御公儀方何ぞ差究可申儀も有之間敷候間各其段申入御相談得召移可申旨被仰渡候付先此横山宝寿坊を以右之旨申入候處則御相談被遊此方願之通被仰渡被下候由御返事之趣得其意奉存候此等之旨御札為可申上如此御座候恐惶謹言

十二月六日

神徳院

憲純判

高崎

御庄屋衆中
御郡見廻家中

御暖來中

○口上覽

当寺私領山野之内門前者作人新仕明御免許被下候付平左衛門父子門前召移申度申候間其段貴殿より御役所被仰渡候間下類入石東五郎左衛門殿頼相添差遣申候處段々被仰渡被下候付御役中御相談之上何とそ各中候被仰渡可被下之趣石東五郎左衛門殿痛之刻貴殿より御内意被仰聞承達仕先以何連も御懸意之段奉存候間御返事も有之候ハ明年ハ召移可申存申候間昨日方相考見申得ハ明年迄ハ萩川内よ

り金神の方ニ付御座候間明年召移申儀難成儀ニ御座候矣明年中ハ如此中
 中宿ニ被召儀被下度存申候間貴殿より御役所ニ其段御断被仰達可被下
 候尤作職之儀モ明年一年ハ如此中平左衛門相勤可申旨申渡候間其御心
 得御断御申候口口可被下候以參此段申上度存候得共大番通路難叶御
 座候故下御断口口如此御座候間此等之意趣宜被御申口口可被下候花堂
 御役所ハ此方より御断可申述候是又為御納得申入候以上
 十二月十九日
 丸山五郎左衛門殿
 神徳院

○差出

- 高原宗廟霧嶋狹野六所権現御修補所
- 一宝殿 一字 石居板壁小坂葺ニ重垂木
軒廻り廿五間

三間四面四方縁并櫓子有御戸廻ほり物
 色々彩色有四方風構有

- 一内宮殿 一字 大板葺 竪三尺七寸
横老尺五寸
- 一舞殿 一字 石居板壁 竪三間
茅葺 横式間
- 一拝殿 一字 石居板壁 竪四間
茅葺 横式間
- 一善神王兩字 石居板壁小坂葺 四尺方
二重垂木
- 一鳥居 一字

- 一脇宮 兩字 石居板壁小坂葺
二重垂木軒廻一間三尺方
- 右兩字前々より御修補所ニ御座候ニ付明曆二酉年普請奉行伊集院正右
 衛門殿新納仁兵衛殿ニ御造替被仰付候雖然近年御規式之由ニ御修補不
 被仰付候ニ付及大破申候
- 一本地千手觀音堂 一字

石居板壁茅葺四方垂木作

三間四面四方三尺殿

右者前々より御修補所ニ御座候處寛永十四丁年二月廿九日炎上以來
 飯殿ニ御座候ニ付明曆式年普請奉行伊集院正右衛門殿新納仁兵衛殿
 御造替被仰付其後寛文十一年正月廿二日寺社御奉行嶋津出雲殿より
 御修補銀被仰付候ニ付修治仕候然共近年御規式之由ニ御修補不被仰付
 候ニ付縁廻破損申候上葺之儀者自分より時々ニ修補仕置候

- 一水天宮 一字 石居板壁 二間四面
茅葺

右者自分造立

- 一御供所 一字 石居板壁 竪三間
茅葺 横式間
- 右同斷

御再興之次第

- 一慶長六丁酉年 忠恒公 御修補 十一月廿六日遷宮
- 一同十七丁酉年 忠恒公 御造替 十一月廿八日遷宮
- 一寛永七丁酉年 御名代 嶋津大膳亮殿忠俊
- 一寛永七丁酉年 家久公 御修補 十一月四日遷宮
- 一明曆二丁酉年 御名代 嶋津大膳亮殿忠俊
- 一光久公 御修補 十二月廿三日遷宮
- 一延宝七丁酉年 御名代 嶋津美作殿久盛
- 右同御修補 八月七日遷宮
- 一御名代 山田弥九郎殿有祐
- 一元禄八丁酉年 御名代 鎌田采女殿政良
- 一綱貴公 御修補 四月十七日遷宮
- 一開山性空上人行状和讃記巻差上申候
 細如元享釋書隠道伝

一右神社仏閣之由来寛文十二年^{壬午}十月朔日元禄十年^{丙申}三月廿二日兩度由
緒書記差上申候。付此節由來略之書記不申候以上

元禄十一年十一月廿二日
霧嶋狹野權現座主

神徳院

憲純 印

高原 御暖衆中

右差出所中帳卷冊 相調寺社御奉行所^ニ被差上候其帳面^ハ此方印形仕候

○一高原水天宮 社司 日高甚太夫 印形仕候 爲念記置候

○一高原地頭桃山権右衛門殿 ○暖衆介人

長浜勘兵衛殿村田外記殿黒木治部之介殿丸山源太夫殿

○一寺社御奉行嶋織部殿 爲念記置候

○一中取衆三人伊集院三右衛門殿木脇喜兵衛殿藤原喜右衛門殿

○一筆者衆三人堀見崎爲右衛門殿伊集院茂兵衛殿酒匂孝左衛門殿

○一手代三人深見左衛門殿辺七右衛門殿萩原平兵衛殿

以上

○元禄十二年^{丁卯}正月三日ヨリ鹿^ノ鹿^ノ參上

一今年 中将様御在国

○乍恐口上書を以申上候

東叡山本堂御建立之儀慈眼大師以來代々之御門主様方内々御願深重之

御事^ニ爲被成御座由候得共大莊成御普請之儀^ニ御座候故代々々々尊願不被遊

御違累曆嗟嘆之御事共^ニ被成御座候処^ニ此節御建立被仰付当御門主様

御清悦之段不殘御事之由候就夫御普請成就之節者一宗之僧徒不奉賀之

候^ハ不叶分ク^ニ御座候^ニ付国々差立候寺之分ハ皆々々々以參勤御祝儀被申

上答之由先比伝承候因茲御祈折上候縱餘国より參勤無之候共此方様御

手伝^ニ御建立之御事^ニ御座候^ニ付当寺儀者御普請中^ニも遂參上旁不申上

候^ハ不叶分ク^ニ御座候殊^ニ先年山門大会之刻^ニ御門跡様山門座主職

宣下^ニ付被遊御登山大会御執行之御上^ニ方并西国方差立候寺之分ハ皆々

罷登御祝儀被申上候右之來過半者守護方御造作を以爲被召登之由候左

様成來も皆々一度^ツ御門主様御目見爲被仰付事^ニ御座候然共拙僧儀

ハ被遊對殿様^ニ御尊慮之由^ニ大会動之儀も次第超越^ニ初日^ニ被仰付被下

御目見之儀も御在山中三度迄被仰付旁以餘寺^ニ相替爲申御取持共^ニ御
座候此段御威光故^ニ雖有奉存候帰国之刻^ニ拙僧儀被添御心被下候様^ニ御
頼被思召之旨御奉書^ニ御老中様方迄被爲御頼越爲被下事^ニ御座候此段^ニ
餘寺^ニ無之事^ニ御座候左候^ニ野拙僧方^ニ承候^ハ当御門主様御代^ニ未東
叡山^ニ參勤不仕候間近年中^ニ御暇申上必參上仕可申旨被仰渡候付其旨請
申上届国仕候得共大会^ニ付拝借仕候御銀^ニ未返上納皆済仕得不申其外
之借銀も目成不申候^ニ付勝手向調兼申候故自分^ニ罷登申候儀^ニ難成御
座候^ニ付乍不首尾只今迄延引仕候然處^ニ此節類火^ニ御門主様御所御炎上
之由候得^ハ旁以無嫌時節^ニ御座候尤餘国^ニ寺者亦參勤可被仕^ニ存し候当
寺事^ニ之通御門主様何角^ニ被者御心被下^ニ之儀御座候^ニ付難爲實地其通
^ニ難罷罷居奉存因茲御繁多之時分近比雖申上儀御座候得共無嫌寺役之
儀^ニ御座候間何と之輕^ニ御仕立を以被召登被下度奉願候矣此等之趣宜様
^ニ奉願候以上

卯正月六日

高原 神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

右口上書御披露被成答^ニ候間若何^ニ御尋被遊儀可有之候矣得共其相詰

居申候様^ニと御奉行より被仰候間左様^ニ相心得可申旨様原喜右衛門より

正月十八日^ニ被仰渡候事

○覚 写

一此秀天^ニ申出家老人天台宗今度爲一見廻国仕候九州^ニ罷越申候海陸無異

儀御通可被下候以上

元禄十一年^{乙未}二月十一日

江戸下屋年寄

青山善兵衛 印

岡野孫四郎 印

所々御改所

右秀天去^レ七月九日之晚当寺^ハ一宿被申候翌日被罷立候刻被申置候^ハ昨
日ヨリ呻申候通此節東叡山本堂御建立^ニ付諸国差立候天台宗寺之分^ハ

皆々以參勤御門主様御祝儀被申上管之由候薩摩守様御手伝御建立之儀御座候間弥神徳院儀可有參上候間其節必私宅御尋待入候拙借儀近比出家仕候間秀天御尋候相相知申間敷候間江戸下屋長町岡野孫四郎兼岡野孫太郎俗名尋申候得相相知可申旨被申置候其外段々咄有之候事

正月六日

神徳院

○借銀覽

銀五百目

右者先年山門大会之刻於京都御銀老貫目拜借仕候御銀之内去々戌之年より当年迄年々百目ツ上納仕哉右貫數未上納仕得不申候

銀老貫式百廿六分

右者先年山門大会龍登候刻京都借銀仕罷下申候返弁之儀寄替銀を以被仰付被下度旨御訴申上銀子九百五拾玖致拜借去酉年御藏上納仕京都返済之儀者大坂御藏より被仰付被下候右本銀九百五拾玖之銀子未返弁仕得不申候付元利合右受取罷成申候口入所取衆中上瀬喜左衛門小林兼中野島善七申仁候

銀式百六拾六分五分

右者先年当寺下台所五敷五間之家四敷三間之居間四度五間之神酒藏一合家數三ツ石居板壁自分造替仕候刻銀八百目程借用仕造調申候借銀之内右受取未返済仕得不申候口入所衆中宮田主馬黒木正左衛門申仁候

銀七百廿々

右者去酉年按野原新仕明御免許被口口付并手澤普請仕候飯米調用シテ右銀口借用仕候口入所衆中兎玉助之進申仁候右之通各口入借用仕罷居申候由覺書老通為御内見寺社御奉行所御筆者迄差上申管御座候間此等之旨被聞召置可給候以上

十二月十五日

高原 神徳院 印

宮田主馬殿

黒木正左衛門殿

兎玉助之進殿
上瀬喜左衛門殿

野辺善七殿

右之通我々口入仕罷居申候儀別儀無御座候間若御尋御座候ハ有筋可申上候条左様御心得可被成候以上

十二月十六日

野辺善七 印

上瀬喜左衛門 印

兎玉助之進 印

黒木正左衛門 印

宮田主馬 印

神徳院

右秀天形写老通并借銀覽書老通合式通正月六日東叡山參勤願之口上書相添寺社御奉行所差上申候得共此兩通ハ先無用可仕旨被仰渡儀原喜右衛門殿御取次御返被下候為念記置申候

○高原神徳院可被申渡趣

東叡山本堂御建立付為御祝儀江戸五差極可申之旨相願候書物之旨達尊聽候御手伝御勤大分之御物入有之且又以前より御不勝手付御音信贈答御断之儀被仰達事御御略之時節候得被差上候儀難御成候間罷在候儀無用可仕御意候間奉得其意可被申渡候以上

二月三日

卯二月四日於寺社座御奉行為仰篠原口口被仰渡候先比願書物被差出候付則送御被殿候處右御書付之通御返事被仰出候間奉得其意婦寺可仕旨被仰渡候事

寺社御奉行鳴織部殿

一中取衆三人 伊集院三右衛門殿 篠原喜右衛門殿 木脇喜兵衛殿

一筆者衆三人 検見崎為右衛門殿 伊集院茂兵衛殿 酒匂孝左衛門殿

一手代三人 深見左左衛門 岡辺七右衛門 萩原平兵衛

一高原御愛 桃山權右衛門殿

○覽写

神徳院

神德院末寺極來寺

式部卿

右者去秋御借入高之儀被仰渡候

付右面々より御借入高被差上候右付

最前被仰渡候通九部之利私被仰付事

候間當座被罷出候付被申請候

儀ニ可被申渡候以上

申二月廿九日

春間物奉行所

高取 渡來中

右之通被仰渡候間早々致參上御借狀等被申請候儀ニ可被仰渡候以上

三月七日

神德院

永浜勘兵衛

錫杖院

諸寺院之住持其寺之修補少も無構隠居之支度致專隠居所作事等者却

令奇麗僧侶有之由風聞候左様ニも有之者漸々寺院仏閣令腐破ハ依之任

職中致修補口驗不相見得出家者修治為仕早速隠居申渡重々若小庵之住

持をも申付間敷候奈其旨門中ニ可被申渡由先奉行代ニ被申渡置候亦以其

心得ニ門中ニ可被申渡候以上

申六月廿二日

高取 神德院

寺社奉行所

○覽

社家寺門前之人林井家内之者身上致逼迫無據仕合ニ付何方成共永代ニ手

札相除度由又ハ年季暇於願申出者委細之段其支配書以願之通被相除

候もつかへ無之由申出候ハ當座詮議之上免許證文可申付若免許口

口相除候者於有之者可及沙汰或ハ口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

申渡候以上

申六月廿二日

神德院

寺社奉行所

印

光院婦寺之節持來候

○覽

新地ニ寺社建立御禁制之旨

天下ニ一統ニ被仰出候ニ付隠居之節者寺中ニ可罷居旨申渡候之處ニ寺中ニも

山林之切開致作事候故新地建立ニ候向後隠居之節者寺中之隱居をも

相込令修補可致隠居若寺中ニ明合於無之者寺社奉行所ニ得差圖如何ニも

輕々家之致作事可罷移候無據儀ニ付新作事仕候共隠居一代ニ而後住申付間

敷候間内々々可得其意何之道ニも隠居所之儀ハ寺社奉行所ニ相斷可得差圖

此等之旨未々々之末寺ニも候ニ可被申渡旨請門首ニ渡口

寛文三年二月廿日ニ被仰候口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口

右申六月廿二日之御覺書三通并出家他国出之證文候卷册申七月廿一日ニ東

光院婦寺之節持來候

御案文様上書

神德院

元禄十二年申六月廿二日

出家他国出并本尊繪書物草案

寺社奉行所

印

右之儀一冊比相紋ニ召置候

寺社奉行所

印

光院婦寺之節持來候

三 社方倉藏帳(岩元正吉氏文書)

△延宝六年^{庚辰}二月六日

○社方倉藏帳

○一 高原社人役付帳

一 屋敷老ケ所 鷲嶋正祝子兼中 岩元宮内左衛門

一 同老ケ所 神祝子 日高權左衛門

一 同老ケ所 右者祝詞之時御幣取次役 御座候

一 同老ケ所 但當機屋敷 押領司休左衛門

一 同老ケ所 右者太鼓打ならし申役 御座候

一 同老ケ所 右同所 窪田助六

一 同老ケ所 右ハ笛吹ならし申役 御座候

一 同老ケ所 右同所 古川内藏之丞

一 同老ケ所 右ハかね打ならし申役 御座候

一 同老ケ所 右同所 益田助吉

一 同老ケ所 右ハ御祭七日前ニ柴さす役 御座候

一 同老ケ所 牧 善九郎

一 屋敷老ケ所 右者翁之面持役 御座候

一 同老ケ所 正市

一 同老ケ所 二ノ内侍

一 同老ケ所 右者御供もる役 御座候

一 同老ケ所 押領司勝兵衛

一 同老ケ所 右調拍子ならし申役 御座候

一 同老ケ所 牧四兵衛

一 同老ケ所 右ハ木地あらし申役 御座候

一 同老ケ所 坂口長左衛門

一 同老ケ所 右者正市家内 御座候

一 同老ケ所 右者高原宗廟鷲嶋狹野大権現社人役付并名字書立差上可申旨寺社御奉

一 同老ケ所 行所より被仰渡候付相調申候間被御覽届奥書願入存候以上

平二月五日 正祝子 岩元宮内左衛門 印

高原御禮衆中 右之表見届申候御仕様次第ニ被仰付可被下候以上

平二月六日 高原同 丸山拾左衛門 印

寺社御奉行所 同 平川権兵衛 印

御取次衆中 同 宮田弥兵衛 印

諸所社人屋敷取之内手札ニ名字付無之者其所之暖より相改帳面ニ相記来

月廿日より内ニ当庄可被差出候以上

但老所衆之段ハ不及書出

平十月廿六日

諸所 暖中 寺社奉行所 印

○高屋敷取社人名字付帳

一 屋敷老ケ所 狹野社家権祝子日高權左衛門

一 同老ケ所 右同太鼓役 児玉義左衛門

一 同老ケ所 右ハ休左衛門前々格護申候得共只今ハ義左衛門格護勤候

一 同老ケ所 右同金之役 窪田助六

一 同老ケ所 右同金之役 古川内藏之丞

一 同老ケ所 右同柴之役 益田助吉

一 同老ケ所 右者社人屋敷取之内手札ニ名字無之者我々方より相改可差上由被仰

渡候間如此御座候以上

平十一月十七日 丸山拾左衛門 印

寺社御奉行所 平川九郎左衛門 印

平川仲兵衛 印

○證文

高原狹野権現社家

權祝子 日高權左衛門

（舊）王之役

木兼律 児玉義左衛門

（舊）謂印有

笛之役 窪田助六

金之役 古川内藏之丞

柴之役 増田助吉

右当職相勸申者屋敷格讓仕儀候故片書名字御免許候間後年手札改之刻此證文其他改乘へ指出手札屑書名字可被相記候以上

十一月廿日

高原噯中

寺社奉行所 印

△天和二年

○口上覽

去々年極月御回章ヲ以諸所之正祝子權祝子方被仰渡候へ来正月当所諏訪神主方より被申渡儀有之候間如日限罷越可申旨被仰渡候ニ付高原正祝子狹野宮神主若元宮内左衛門同權祝子日高權左衛門如御差因罷越候處ニ諏訪神主より被申候へ右兩人何方よりも携無之社人ニ候通口上書差出候へ、御條書之趣可申渡候若又差引方有之社人ニ候ハ、对其方有憚儀候間余御條目申渡罷成間敷由被申候ニ付右兩人申候ハ我々儀代々座主神徳院より諸事差引承社人ニ候ニ付何方よりも携無之旨口上書差出申儀曾以罷成間敷由申候得ハ左候ハ、御條書申渡儀罷不成候余神徳院相付御條書可承旨被申候ニ付其通ニ罷罷候由到拙僧申出候候余神成御條目ニ御座候哉此方被下候ハ、堅固ニ相守候様ニ可申渡候右如申上候狹野宮社人等古来より座主方より差引ニ何方よりも携無之社人ニ御座候付以來社人ニ被仰渡儀御座候刻ハ何時も此方御條目被下候ハ、早速社人方ニ可申渡候為其兼日御断申上置候以上

正月八日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○差出

高原惣廟霧嶋野大権現当職屋敷

一 屋敷五畝

右ハ江平之内ニ有之候 狹野 鐘之役屋敷

一 屋敷五畝

右ハ前田之内栗巢ニ有之候 右同 王之役屋敷

右之通ニ此方社屋敷有之候然處ニ去年外城分ニ付江平村ハ野尻前田村ハ高崎ニ被召付候間右式ケ所之返地高原之内ニ被下候様奉願候右之旨御地頭前より被仰達被下候様ニ御披露願存候以上

天和式年九月七日

高原 御噯衆中

神徳院 印

○差出

殿様御生年御名乗之書付所持仕常禮上ニ備置 殿様御祈禱仕候哉之儀諸外城之社人迄御改被仰付之由承及候狹野宮社人ニ儀ハ先比御断申上置候通古来より座主方より差引仕社人ニ御座候ニ付御生年并御名乗之書付禮上ニ備置申儀常々禁止ニ申渡置候雖猶以此節神主方申渡置社家中相改申候得共御生年并御名乗之書付所持仕為申社人無御座候為其神主方ニ差出為仕差上申候以上

十一月十日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○差出

殿様御生年并御名乗之書付所持仕常ニ禮上ニ備置 殿様御祈禱仕候哉社家中相改有筋可申上旨被仰渡奉得其意相改申候得共御生年并御名乗之書付所持仕為申社人無御座候尤我等も所持仕不申候為其差出如斯御座候以上

十一月十日

高原正祝子狹野宮神主 岩元宮内左衛門 印

神徳院

右差出式通使日高權左衛門ニ寺社御奉行所差上申候

△天和三年

○口上覚

外城分ケ付高原之内江平名野尻被召付候就夫申上候江平名正有之候
取方之明神又ハ上ノ明神下ノ明神熊野権現取方明神合四社神事之儀ニ付先
方之神主高原正祝子岩元宮内左衛門先祖より代々勤来申候然處外城分
ケ付江平名野尻被召付候因茲野尻正祝子より高原正祝子岩元宮内左
衛門方申来候ハ江平名野尻被召付候間右四〇之神事又ハ各中之折禱
方此方より相動可〇其段断置候申来候由宮内左衛門より〇口拙僧申
出候柔拙僧宮内左衛門方返事申置候者外城分ケ付折廣原名又ハ水流
名之神事折禱方も高原正祝子より相動道理ニ付可有之候此段ハ下々
何かと申候ハ六ヶ敷可有御座候間御奉行所相付一途御究可被下
旨可申上候柔先々其内ハ申来候様被相渡可然旨宮内左衛門方返事申
置候就夫右神事并名中折禱方野尻之正祝子より相動申候此段如何可有
御座候哉宜様被仰付可被下候

一 江平名之神事并折禱方野尻正祝子より相動可然被思召上儀候ハ、高原
被召付候廣原名又ハ水流名之神事折禱方(高原正〇口岩本宮内左衛門
方)被仰付可被下候尚又〇口相分ケ候も神事之儀ハ如古来相動可申
上儀御座候ハ、江平名神事之儀如前々此方神主被仰付可被下候左
様野尻正祝子も其段被仰渡可被下候様成儀定例も可御座候柔宜
様被仰付可被下候
一 高崎之内繩瀬名之天神又ハ大牟田名之天神右両社之神事此方之神主よ
り前々より只今迄相動申候柔是又為後来披露申上置候以上
天和三年四月廿三日 高原神徳院 印
神社御奉行所

○口上覚
江平名之内上ノ明神下ノ明神熊野権現取方明神合四社神事之儀ニ付先
比〇口書を以申上置候就夫右社頭木候無之候〇口拙僧引合被成委細
可被為申上旨神社御奉行所より為被為仰渡由承候明暦元年神社御改
御座候初為御奉行所岩切仁右衛門殿御越被成候其刻先役人衆より六月十

六日ニ改帳被為差上候其帳之留一冊為後代龜鏡当寺文庫ハ納置可申旨役
人衆より被仰候付格護仕罷在候右帳者儘四社共相載有之候然處
同七月廿八日之日付鎌田筑後殿より御條書を以被仰渡候又先日堂宮
并諸寺改被仕可被差出旨從此方大形申候付帳面委無之候就夫巨細之政
書付を以今度申遣候間如其帳面相調又々可被差出旨被仰渡候付其通
改有之候堂宮并諸寺改帳三冊相直候其帳祈願所役当寺清帳仕相
〇口可申旨所より被仰渡候付清帳仕八月八日先役人衆判形此方等
借園実坊を以鎌田筑後殿御家差上申候其砌住持住山之留主候付等
輩之出家共迄清帳仕候故致不念書落為申儀由相見得候八月九日之留
帳者上ノ明神老社相見得申候然共六月十六日之留帳者四社共儘
相載有之候江平名右四社有之候儀ハ常々各御存知之前候柔宜様御披
露頼在候為御見合右之留帳式冊并鎌田筑後殿より被仰渡候御條書之留
卷通差上申候以上
七月七日 神徳院 印

右之表別儀無御座候右四社江平名ハ儘有御座候然者先年之改帳老冊
書落〇口有之相見得申候猶神徳院より使借〇口候間委細可被申上
候間可然様被仰付可被下候以上
七月七日 丸山源太夫 印
黒木次郎左衛門 印
村田仲左衛門 印
黒木助左衛門 印
神社御奉行所
(朱筆)
右鎌田筑後殿被仰渡候御條書之留神社御奉行所より未御返不遊候間
重申上候ハ取置可申候

○口上覚
江平名四社之神事之儀行此方口上書々々書以寺社御奉行所
上儀有之候間此竹文箱志通持参仕差上可申候最早神事も無間も儀御
座候柔一途御究可被下旨申上御返事承可被罷候候以上
七月八日 神徳院

鹿兒嶋^二

宮内^上

右之者申付遣候若此飛脚中途參違申候ハ各御披露被遊可被下候左候右飛脚被為留置一途御返事有之候様御肝衷被遊可被下候万々奉頼候以上

七月八日

檢見崎為右衛門様

海江田治左衛門様

高原 神徳院 印

御證文留

○覚

高原之内江平名有之候諏方大明神并上明神下明神熊野權現右四社之神事且又折拂方岩元宮内左衛門先祖代々勤来候処近年外城分付右江平名野尻被召付候付右四社之神事折拂方迄野尻正祝子方より可相助之旨引合有之由此節被申出候統外城相分候も神事之儀ハ如古来右宮内左衛門相助候様可被申渡候此等之旨野尻方へも申渡候間可被得其意候以上

天和三年七月十日

高原 暖中

神社奉行所 印

神徳院

(朱筆)

△貞享元年 覚写

神社奉行新納五郎右衛門上落付役儀御免許跡役嶋津主計被仰付候間郷中へも可被申渡者也

七月十三日評定所 印
高原 神徳院

○口上覚

諸所社人屋敷取之内名字付無之者其所之暖より相改帳面書記可被差出旨午十月廿六日之日付神社御奉行所より御廻文以被仰渡候付各より当寺留主居方被仰聞候ハ右之通被仰渡候間社人屋敷取之内名字付無之者書記可差出旨承候付拙留主之儀候故先年兩度之支配之刻所暖乘より社屋敷願之書物之留式通当寺有之候を見合申候差出申

候處各より十一月十七日之日付社人名字付帳寺社御奉行所被為差上候付其帳面之通片書名字御免許之御證文被下置候然處先年御支配之刻所被下置候社屋敷御免目録只今見合申候ハ留主相違申候付目録ハ王之役屋敷有之候間太鼓役義左衛門と有之候片書御免目録之通王之役と片書御直被下候様奉願候尤右屋敷義左衛門嫡子伝三郎格護仕罷有候間片書御直被下右伝三郎王之役被仰付被下候様奉願候右之趣寺社御奉行所被仰上可給候以上

八月十四日 神徳院 印

高原 御衆中

右之通被申出候別儀無御座候付御免屋敷目録之通片書御直可被下候奉願候

八月十六日 高原 丸山源太夫 印

同 宮田孫兵衛 印

同 黒木次郎左衛門

同 村田外記

神社御奉行所

御筆者衆中

○覚

其元宗廟狹野大権現宮屋敷取口之内手札名字無之者相改可差出旨先年申渡候處神徳院本寺住山之留守中故先年兩度之御支配之刻所暖方より社屋敷願書物留式通右寺有之候を留主居より見合差出仕候処十一月十七日之日付社人名字付帳当座各奥書差出候故其帳面之通片書名字御免許候處先年御支配之刻所被下置候社屋敷目録被見合候得ハ留主致相違王之役屋敷と有之候間太鼓之役義左衛門と有之候片書右免目録之通王之役と片書御直右義左衛門嫡子伝三郎王之役被仰付被下度旨神徳院より各奥書此節被申出候余願之通合免許候間其段可被申渡候以上

貞享元年八月廿四日

寺社奉行所 印

高原 暖中

○覺

一 從前々神社に被附置候御高之外寄進又ハ座主并社人致買地當時ハ付高ニ召置候高之事

一 或買地或寄進高御免許之上付高ニ召置候高之事

一 右通可有之者最初之由緒高員數又者座主社人支配之分ヲ右取納米何々ニ召仕候通委細書付右鉢之高有無共ニ所遺横目證文相添來月拾日限ニ可差出之此儀無懸事ニ候処ニ自然懸置後々於令露顯者可及沙汰之条此旨

郷中并社家中へも可被申渡候以上
八月廿日

高原 神徳院 寺社奉行所 印

○差出

一 高原宗廟狹野大権現社人役付

一 太鼓之役 古川内職之丞次男前名次郎介

古川孝右衛門

一 舞之役 前名善九郎 吉左衛門

一 同断 四兵衛弟前名乙 助兵衛

一 同断 薩田助六次男 窪田助五郎

一 同断 休三郎 少兵衛

一 調拍子之役 少兵衛

一 御供之役 正市家内 長左衛門

一 膳所 四兵衛

一 右之通社役被仰付被下候様ニ奉願候以上

八月廿六日 高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○御證文写
○覺

高原宗廟狹野大権現社人役付

一 太鼓之役 古川内職之丞次男前名次郎介

古川孝右衛門

一 舞之役 前名善九郎 吉左衛門

一 同断 四兵衛弟前名乙 助兵衛

一 同断 窪田助六次男 窪田助五郎

一 同断 休三郎 少兵衛

一 調拍子之役 少兵衛

一 御供之役 正市家内 長左衛門

一 膳所 四兵衛

一 右通ニ社役之願依申出神徳院より被申出願之こと令免許候条其段可被申渡候以上

貞享元年八月廿六日

高原 暖中 寺社御奉行所 印

○差出

一 從前々神社に被召附置候御高之外寄進又ハ座主并社人致買地當時ハ付高ニ召置候高之事

一 或買地或寄進高御免許之上付高ニ召置候高之事

一 右通之高有無之段委細書付各御證文相添可差出之旨寺社御奉行所より被仰渡候当社儀ハ右鉢之高少も無御座候間此段各より御披露被成可被下候以上

子九月五日

高原宗廟狹野大権現社主

岩元宮内左衛門 印

御暖中

横目衆中

右之通別儀無御座候以上

九月六日

高原横目岩元宮内左衛門 印

同 岩元駒左衛門 印

同 岩元駒左衛門 印

右同慶 富田弥兵衛 印
同 村田仲左衛門 印
同 黒木次郎左衛門 印
同 丸山源太夫 印
寺社御奉行所

△貞享二年乙丑

○差出

窪田助六

一 笛之役
右親助兵衛老林故笛之役勤得不申候。付内々。助六。笛之役申付置候。延宝六年。十一月。寺社御奉行所より御證文被下御免許。助六右役相勤申候。但親助兵衛天和三年。六月。相果申候。付遺跡之儀。内々。申付置候。

一 柴之役

増田助吉

右親千兵衛老林故柴之役勤得不申候。付内々。柴役助吉。申付置候。延宝六年。十一月。寺社御奉行所より御證文被下御免許。助吉右役相勤申候。但親千兵衛事延宝九年。十一月。相果申候。付遺跡之儀。内々。申付置候。

一 調拍子之役

勝兵衛

右親藤兵衛老林故社役勤得不申候。付内々。勝兵衛。調拍子之役申付置候。貞享元年。八月。寺社御奉行所。御訴申上御免許。勝兵衛右役勤申候。但藤兵衛事延宝七年。四月。相果申候。付遺跡之儀。内々。申付置候。

一 舞之役

休三郎

右親休左衛門。一節太鼓之役相勤申候。然共休三郎。儀ハ太鼓役勤得不申候。付貞享元年。八月。寺社御奉行所。御訴申上御免許。右役相勤申候。但親休左衛門。事天和式年。四月。相果申候。付遺跡之儀。内々。申付置候。右四人親相果申候。付遺跡之儀。内々。申付置候。繼目之儀。未寺社御奉行所。願不申上候。間亦右之通。跡目被仰付被下候様。各前より御申上可候。以上。

八月十二日

御愛衆中

神徳院 印

右差出。嘆來次書を以。九月十日。寺社座。持參仕御中。取衆宮里孫之進。差

出段々申上候處。孫之進殿より左馬源太左衛門殿。御相統被成。被仰渡候。右社役之儀。最早寺社奉行所之御證文。先比より相勤來候得。何七無口。能候。候間御奉行。不及申上候。間嘆來。其段委細可申達。由候。右口上書。御返。候間罷掃。則嘆來。其段申達置候事。

△元禄二年乙丑

○覽

一 札年四十八才 高原惠助大権見社人

増田助吉

一 同七十才 右同

一 同四十九才 右同

一 同三十八才 右同

窪田助六
少兵衛
宮水權左衛門

右ハ社人改。付去丑ノ年被差出候。社人帳。右人致親相果候。跡役并養子成跡。役繼目之儀。未不申出候。間器置於相応者。委細書付。社人頭取より申出候。上。嘆次書。以佐藤大和守。致宛書大和守。次書。今月廿日限。可被申出候。当座候。面相究置候。付急用。候間延引有間敷候。以上。

七月四日

寺社奉行所 印

高原 愛中

右之通。被仰渡候。間來。十七日限。差出相調被成候。嘆所。御出可被成候。右御書付之通。委細書記可被成候。御急用之儀。候間御延引被成間敷候。以上。

七月十五日

宮田主馬 印

岩元宮内左衛門殿

○口上覽
一 当社社人之内。窪田助六。増田助吉。勝兵衛。右三人親相果候。跡役繼目之儀。未申出候。間器置於相応者。委細書記。社人頭取より申出。各奥書之上。佐藤大和守。次書を以。可申出旨。寺社御奉行所より被仰渡。趣神主方。各より御書付。令披見候。就夫段々申上候。

一 笛之役

窪田助六

右職。従先年勤來。屋敷格。護仕候。故延宝六年。十一月。廿日。片書名字御免許。

并役付之御證文被下右職相勳罷居申候但親助兵衛儀罷居仕無役罷居天和三年六月相果申候

一 柴之役

増田助吉

右職從先年勳來屋敷格護仕候故延宝六年十一月廿日片書名字御免許并役付之御證文被下于今右職相勳罷居申候但親千兵衛儀罷居仕無役罷居十一月相果申候

一 彌拍子之役

少兵衛

右親藤兵衛罷居延宝七年四月相果申候其後社役之願申上貞享元年八月廿六日之御證文右役少兵衛被仰付候

右之通三人共先年より寺社御奉行所之御證文社役相勳罷居申儀候条今更跡役願之儀不及申上候と奉存候雖然右之通先年御證文被下置社役相勳罷居申儀しかと御座候御存知無之候哉去年も跡役願之儀可申上旨被仰渡候付八月十一日差出任受奥書を以同九月十日拙僧寺社御奉行所へ参上仕宮里孫之進殿へ段々申上候処御相役有馬源太左衛門殿御相談之上被仰聞候へ右之通先年より寺社御奉行所之御證文社役相勳來儀候得へ何ぞ無口能儀候間只今跡役願之儀不及申上候奈其通相心得受來も其段可申達旨御返事承置候間弥其御證文之筋被仰付置被下候様各より御申上可給候為御見合申上候御證文之写式通差上申候且又佐藤大和守次書を以可申出旨被仰渡候得共当社社人儀へ前々より座主支配不依何色公儀申上候儀ハ当寺より申上來候大和守次書之例無之候条此段ハ達御断奉存候間是又宜様寺社奉行所御申被成可被下候以上

七月十七日

高原 御受衆中

右之通被原出候跡役之儀御證文を以相勳罷在儀別儀無御座候此證文之写式通為御覽相添差上申候宜様奉候以上

七月拾八日

富田主馬 印

黒木正左衛門 印

丸山源太夫 印

長浜勳兵衛 印

寺社御奉行所

御筆者衆中

○口上覽

社人諸役之儀付差上申候口上書別御急用之儀候間早々為持差上可申旨所より被申渡候折節使僧差突申候故及延引候者如何奉存飛脚を以差上申候間此等之趣宜様被仰上可被下候萬々奉候候以上

七月十九日

神徳院印

寺社御奉行所

御筆者衆中

○写

猶々飛脚今日罷歸候様肝煎申候以上
一筆致啓上候先以貴僧謀御勇健被成御座候由目度奉存候然者社人繼目并跡役之儀以飛脚差上被成候付御座中取衆迄差上願申候間左様御心得可被成候私儀も当五月初丸田孝兵衛代筆者役被仰付只今相勳居申候間何ぞ御用等も御座候へ可被仰聞候何様貴面之刻可得御意候猶斯後喜之時候恐惶

七月廿日

神徳院

御間宿中

小笹五郎兵衛

景寛 判

○覽

札元七十才 笛之役

四十八才 柴之役

窪田助吉

右両人先年より勳來屋敷格護候故延宝六年片書名字并役付以御證文相勳候間詰役願及間敷候哉と被存此節被申出候然者去年各より被出置候社人帳西亥年親相果儀付跡役内々勤居候次め儀ハ重可申出由記置候付次め之儀可申出由先比申渡候右年證文ハ片書名字御免許之趣にて親存生之内之儀候左候ハ右以後西亥年親相果跡次め之證文可相成候哉難究候佐藤大和守次書断之由相見得候付此節一途難致落着候重々委細被申出候ハ其刻得と可得其意候

一同三十八才

宮永權左衛門

右ハ膳所官永十右衛門為養子常住札之者内々申付代役相勤候追右首尾可被成管候由右帳面相見得候付同前ハ先比申越候此節如何様之儀も不被申出候乍然右同所之故遅致落着候

一同四十九才

調拍子之役 少兵衛

右ハ貞享元子年右社役證文を以被仰付置候間此節願及間敷由被申出候然者去々年各より差出候帳面親相果跡役内々相勤候次め之儀ハ重可申出由記置候付急度其首尾可申出申渡候雖然右社役免許之儀ハ親藤兵衛延宝七未年死去之儀候故親跡次井右社職此節不及相故候併社人帳之内重可申出記置候儀弥書候各間罷越候節當座罷出帳面相改元候

右之趣神徳院へ可被申達候以上

七月廿日

高原 暖中

寺社奉行所 印

〇口上寛

一札年七十才 笛之役

窪田助六

一同四拾才 柴之役

増田助吉

右兩人親相果候跡役次目之儀未申出候間器量於相応者委細書付を以可申出旨先比被仰渡候付口上書を以申上候ハ親隨居仕兩人共右社職先年より勤來候付延宝六子年肩書名字并役付之御證文被下置候免許ハ跡役勤來候条今更願之儀不及申上儀かと奉存候間弥御證文之筋被仰付置被下度旨願申上候処又々御書付を以被仰渡候ハ去々年暖方より被差上置候社人帳西亥年親相果候付跡役内々勤居候次め之儀ハ重可申出由記置候付次目之儀可申出旨先比為被仰渡之由御紙面之趣奉承達此段御尤之儀奉存候就夫段々御断申上候年被下置候御證文當寺格謹此拙僧不念故其以來役代合之時分も終所差出不申殊更丑年社人帳被差上候刻も御證文差出不申候付内々跡役勤居候暖衆被存社人帳次目之儀ハ重可申出由書記差上置為被申儀候拙僧重々不念故跡役御證文を以相勤來候旨不申出候付右之通御座候条此段幾重も御断奉存候年被下置候御證文笛之役窪田助六柴役増田助吉右

職相勤中ハ屋敷格讓仕儀候故肩書名字御免許之由候然ハ親存生之内

願居仕屋敷并跡役迄次渡申候故右之通助六并助吉名付御證文為被下置候御座候条御免許ハ跡役相勤來候儀ハ御證文分明御座候間近比恐多申上事御座候得共丑年之社人帳次目儀ハ重可申出由書記差上置為被申候ハ拙僧重々不念故右之通御座候間此段被遊御免許被下右兩人之者跡役之儀ハ弥御證文之筋被仰付置被下候條備奉願候

一同三十八才

宮永權左衛門

右ハ此方之社人

無御座候故先比何分共不申上候

一同四十九才

調拍子之役 少兵衛

右ハ貞享元子年被下置候御證文之筋被仰付被下候連委細之御書付奉得其意難有奉存候重々遂參上御礼旁可申上候

右之趣宜様被仰上可被下候以上

七月廿九日 高原 神徳院

惠純 印

寺社奉行所

御筆者衆中

右口上書使日高權左衛門七月廿三日差上申候

〇寛

社人之儀付去月廿九日以返簡午年御證文を以跡役被仰付置候故親相果跡役願之儀不及申出之由申來候処丑年暖被差出候帳面重々次目之儀可申出由被記置候付跡役願之儀可申出旨為被仰渡候儀由重々次目之儀可申出由被申出置候就夫此度被仰渡候段御尤奉存候畢竟拙僧無念之故右筋候然共午年以御證文跡役之儀相濟候間午年御證文之筋を以被仰付置可被下由被申出候雖然右午年證文之儀ハ片書名字願之儀ハ付役儀相記有之候故跡役次目之證文ハ難取持候然共右旁之儀神徳院被差越候節得申達一途可相究儀候故此度不致落着右使相返申候右之趣神徳院可被申達候且又少兵衛儀暖衆越候御帳面之内被相直可然候以上

八月三日

寺社奉行所 印

高原 愛中

○手形

今度社人神子之内正道無之致折念無謂儀を申立施物其外品々取候者御改候被仰渡候付当社家中急度相改之右鉢之者有之候ハ、書付を以可申出旨被仰渡奉得其意社人中一々相改申候得共右鉢之者一人も無御座候若隱置脇より相知申候ハ、如何様も曲事可被仰付候為其手形如此御座候以上

高原宗廟狹野大権現神主

岩元宮内左衛門 印

十二月十一日

神徳院

○差出

出家山伏社人神子之内正道無之致折念無謂儀を申立施物其外品々取候者有之由其聞得不可然儀候矣右鉢之折念仕候者一々其頭より急度相改之可申出候右之儀付ハ密々被仰付置趣も候間若隱置脇より相知申候ハ、可為越度旨被仰渡候付右鉢之者入念相改有無之儀十二月十五日限書付を以可申出旨被仰渡候奉得其意郷中之出家一々相改申候得共右鉢之折念仕候者老人も無之候且又当社社人頭も如何申渡社家中為相改候得共是又右鉢之者老人も無御座候為其神主方手形為仕差上申候以上

十二月十三日

高原宗廟狹野大権現座主

神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

○一御不例之刻御願文差上申候寛

○一先中将様御不例付

(朱筆) 光久公

延宝貳年六月十七日付神楽三十一番之御願文社家中より差上置其後成就之御札差上申候事

○一綱貴公明年御厄年御座候付元禄二年十二月吉日付御神樂并中臣殿一干座之御願文神主方より差上申候

但如例寺ヨリ取次ニ付十二月廿日使僧宮内ニ御用人高橋左衛門殿へ相付寺より之御願文同前ニ差上申候神主方より差上申候御願文并御札等者古例ニ早晚も座主方より取次差上申候旨御断申上候事右御願成就之御札翌年三月廿八日使僧威徳院ニ寺より差上申候御札同前ニ高橋左衛門殿へ相付差上申候事

○一光久公御不例付元禄四年六月十八日御神楽并中臣殿一干座御祈禱成就之御札神主方より差上申候如例寺ヨリ使僧坂本寺ニ当寺より差上申候御札同前ニ御下屋敷差上申候御取次喜入次兵衛殿

○一光久公御不例付元禄七年六月七日御神楽并中臣殿七百五十座之御祈禱成就之御札神主方より差上申候寺ヨリ使僧東光院ニ当寺より差上申候御札同前ニ御下屋敷差上申候御取次中神内藏之丞殿

○右候後代為龜鏡当寺御願文候具載置也

○一光久公元禄七年十一月廿九日御逝去神主岩元宮内左衛門郡見廻役相相候付御用多候故御悔參上難成候付社家中より日高神太夫參上仕候

○一十二月七日神太夫御本丸ニ參上仕御悔申上候得ハ御月番御用人富山九右衛門殿御逢被成御悔候ニ被召載候

高原宗廟狹野大権現

社人中より 日高神太夫

右之通御候ニ被召載候後年為見合記置候

尤寺社御奉行嶋津織部殿御候又者寺社座御候も右之通付申候

△元禄十年

○口上寛

高原宗廟尋常儀権現社人 窪出助六

笛之役

右者老鉢ニ當職難相勤御座候間隠居被仰付孺子窪田長右衛門正跡役被仰付被下度旨奉願候右長右衛門器量相忘之者御座候間互様御申被成可被下候以上

正月二日

神徳院

憲純 印

高原 御嘆衆中

右表別儀無御座候間願之筋ニ被仰付被下候様ニ寺社御奉行所ニ被仰達可被下候以上

正月二日

高原嘆

丸山源太夫 印

同 長浜助兵衛 印

同 村田外記 印

同 甲斐両右衛門 印

御地頭所

右之表嘆次書を以願出承届申候間被仰渡被下度御座候以上

正月六日

桃山権右衛門 印

寺社御奉行所

○覚

高原宗廟霧嶋狭野権現社人

窪田助六嫡子

窪田長右衛門

札年三拾四才

右親助六儀笛之役相動来候處ニ老鉢故右役難相動候条隠居被仰付右長右衛門ニ跡役被仰付度旨神徳院より之口上書ニ嘆次書御方奥書ニ依申出願之通令免許候間右長右衛門事跡職堅固ニ相動候様ニ可被仰渡候以上

元禄十年正月十一日

寺社奉行所 印

桃山権右衛門殿

右御取次伊集院義兵衛殿ニ候寺社御奉行嶋織部殿御中取衆伊集院三右衛門殿木脇喜兵衛殿奉原喜右衛門殿ニ候使僧東光院長右衛門乍別右御人数ヲ御礼申上候尤地頭所同断也

○一吉貴公明年廿四御厄年ニ付神主より御祈禱仕御神楽并中臣祓一千座成就之御礼元禄十一年七月五日使僧東光院ニ御下屋敷ニ差上申候御取次仁礼与三左衛門殿也

△元禄十一年

書物

善兵衛 印

○一狭野権現鐘之役屋敷取

右者前々より屋敷持来鐘之役相動罷居被申候処ニ寛文十二年十月月相果被申候嫡子善九郎少年ニ右役難相動御座候ニ付善九郎成人仕右役可相動内我等親由緒も有之候間一節代役相動善九郎ノ屋敷社役共ニ次渡可申旨被仰付候ニ付一節之御請申上社役相動罷居申候処ニ元禄五年申上七月相果申候ニ付此中御内書ニ拙者方ニ右役被仰付置候此節手札御改御座候ニ付右屋敷如本之善兵衛方ニ相渡可申候間鐘之役相動可被申由申断候ニ返事被申候ハ当分身上逼迫故右社役難相動候間今一往代役相動可遣由頼被申候ニ付其段申上候處ニ善兵衛頼之通ニ今一往拙者代役相動可申旨被仰付候ニ付一節之御請申上候尤右社役善兵衛相動可申与被申候ハ何時成共屋敷社役共ニ無異儀相渡可申候為後日与中拵合ニ相立書物仕差上置申候間此節鐘之役難日日被仰付被下度奉願候間此等之旨宜様ニ御申上可被下候以上

元禄十一年

藏之允嫡子 吉右衛門 印

七月廿日

同 助兵衛 印

同 増田千兵衛 印

同 日高神太夫 印

神徳院様

御役人衆中

右書社方證文箱入置也為念此帳ニも印形為仕召置也

△

○差出

一鐘之役 高原宗廟霧嶋狭野権現社人

古川藏之允

右者元禄五年七月相果申候因茲此中寄役を以為相動召置申候右嫡子古川吉右衛門器量相応之者ニ御座候間藏之允跡役被仰付被下度奉存候間此等之旨宜様ニ御申上可被下候以上

元禄七年七月廿三日

神徳院

高原 御嘆衆中

右被申出候通別儀無御座候間願之筋ニ被仰付被下旨御申可被下候以上

七月廿六日

高原

長浜勘兵衛 印

丸山源太夫 印

同 甲斐両右衛門 印

同 村田外記 印

高原

御地頭所

〇寛亨

札年貳拾九歳

古川吉右衛門

右者高原崇廟狹野權現宮鐘之役右親古川藏之允相勤居候處ニ元禄五年

七月相果候ニ付内々ニ寄役トシテ相勉候得共器量相応之者ニ候間跡役被

仰付度旨神徳院より之口上書ニ嘆次書ニ御方奥書ニ依申出願之通令免許

候間右古右衛門事跡職堅固ニ相勤候様ニ可被仰渡候以上

△元禄十一年八月三日

社奉行所 印

社奉行所 印

△元禄十二年

口上寛

崇廟霧嶋六所權現社人

高原

一切明屋敷七畦程 太鼓役 古川孝右衛門

一同七畦程 舞ノ役 窪田太左衛門

一同七畦程 舞ノ役 喜右衛門

一同七畦程 舞ノ役 善兵衛

一同七畦程 舞ノ役 助兵衛

一同七畦程 調拍子ノ役 少兵衛

一同七畦程 膳所 四兵衛

一同七畦程 御供役 長左衛門

右八人名如御存寺社御奉行所御證文を以右之通社役相勤申儀別儀無御

座候雖然居屋敷無之候ニ付縁者親類之側ニ借宅仕罷居不勝手ニ行迫リ申

儀ニ御座候間御用地之外諸障無之所を切明屋敷被遊御免許被下度奉願

候尤右之通方々ニ縁者親類付ニ罷居申候ニ付急成御折拂旁之時分も時々ニ

差室申儀も御座候奉願筋ニ被仰付被下度奉存候間此等之趣宜様ニ御申

上可被下候以上

卯二月二日

神徳院

高原 御叢衆中

憲純 印

〇蒲牟田村山野うつき

五反六睦

切明屋敷八ヶ所 右申出候通少も別儀無御座候右山野御用地之外何ぞ脇々障ニ罷成所ニ

無御座候間願之通被仰付被下候様ニ御披露奉願候以上

卯一月六日

高原

長浜勘兵衛 印

同 村田外記 印

同 黒木治部之介 印

同 丸山源太夫 印

高原 御地頭所

△

一元禄十五年正月二日より岩本齋宮社人惣代トシテ鹿ノ参上

一中紙 志東ツ、

寺社御奉行両人種子嶋正殿

一三本入 柁助太郎殿御地頭柁山権右衛門殿

一扇箱一箱ツ、 中取衆両人平田治左衛門殿

伊東才藏殿

以上年始之御祝儀也

〇寛亨

一錢八十三文ツ、 屋敷取五人

一六十式文ツ、 九人

右払

一六匁 紙三束
右八御奉行兩人御地頭

一巻匁貳分 扇子箱二ツ

一巻匁四分八リ 扇六本
右八中取衆兩人

一五匁

右岩本齋宮殿遺錢

右八年頭之御祝儀跪 御越被成候弘方如此御座候以上
二月十一日 日高神太夫
岩本齋宮殿

△元禄十六年正月三日より社人惣代トシテ跪上 日高甚七

一 中紙老末ツ、寺社御奉行 桃山助四郎殿 同種子嶋彈正殿 御地頭 桃山権

一 扇子三本人一箱ツ、平田治左衛門殿 伊東才藏殿 丸田八之允殿以上中取三人也年始之御祝儀

○出錢寛

一 巻匁貳分五リシツ、屋敷取五人
一八分五リツ、長左衛門 長三郎 少兵衛 四兵衛 助兵衛 正三郎

一 六分五リツ、孝右衛門 太左衛門 善兵衛
甚兵衛 四人

合拾三匁九分五リシ

右払

一 銀子四匁五分 中紙三束代

一 巻匁三分五リ 扇子箱三ツ代
一 式匁七分 扇子九本代
一 五匁 甚七遺錢
合弘方十三匁五分五リ

引錢付

四分有 正月拾日宛之
一分不足アリ為念記置

△○口上寛

霧嶋六所権現社人

古川孝右衛門

右者無屋敷之者 御座候故当寺門前中宿 罷在候今朝塵焼付相仕廻候 付夫婦共 持罷出候處 留主之間 八重風駛吹出候 火相起り居屋老ツ焼失仕候折筋所中之衆相統 被成候故頰火も無御座候不意之儀 右仕合 御座候依之右孝右衛門儀者早速錫杖院 走込寺領仕罷居申候此等之段宜様 御披露御申可被下候以上

八月三日 神徳院 憲純 印

高原 御愛衆中

右被申出通自火起り様承届申候被申出筋別儀無御座候尤焼失物之儀ハ御案紙之通別紙 相調差上申候以上

八月四日 黒木正左衛門 印
村田与右衛門 印
甲斐而右衛門 印

御当番御用人衆

御与力衆中

右飛脚孝右衛門 増田早右衛門 八月五日より參候 同八日 罷掃候御用人衆より之御返事口上 孝右衛門何そ御構も無之候間早々出寺可被申時由候 付同十 被召置候事

△口上寛

霧嶋六所権現社人

古川孝右衛門

右者無屋敷之者 御座候故当寺門前中宿 罷在候今朝塵焼付相仕廻候 付夫婦共 持罷出申候處 留主之間 八重之風駛吹出候 火相起り居屋老ツ焼失仕候折筋所中衆相統被成候故頰火も無御座候不意之儀 右仕合 御座候依之右孝右衛門儀者早速錫杖院 走籠寺領仕罷居申候此等

右者無屋敷之者 御座候故当寺門前中宿 罷在候今朝塵焼付相仕廻候 付夫婦共 持罷出申候處 留主之間 八重之風駛吹出候 火相起り居屋老ツ焼失仕候折筋所中衆相統被成候故頰火も無御座候不意之儀 右仕合 御座候依之右孝右衛門儀者早速錫杖院 走籠寺領仕罷居申候此等

之段宜様御披露被仰上可被下候以上

八月四日

高原神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

御筆者衆中

右ハ寺社所より何そ御返事無之候事

証文

礼年三拾三才 高原狭野権現社人

古川孝右衛門

右者身上逼迫仕候ニ付奉公ニ罷出度旨願申出候ニ付三年之暇置申候此方何そ無罷者ニ候間御縁次第可被召候候仍証文如此ニ御座候以上

二月十八日

神徳院役人

満尾休左衛門様

日高神太夫

孝右衛門事別所へ相直ニ候故右証文取返ス也

△

○覚

社家少兵衛孫女子 右ハ社頭へ御奉公不仕候ハ不叶者ニ御座候故此方社帳へ相載申候間左様ニ被開召置可被下候以上

高原狭野権現社頭役人

日高神太夫 印

七月十八日

高崎 御愛衆中

△元禄十七年正月三日より社人惣代

同人重孝上

増田早右衛門

一三匁式分中紙式束

右ハ寺社御奉行御同人

梶山助太郎殿

一銀式匁六分扇子三本入

種子嶋彈正殿

二箱

平田治左衛門殿

一銀五匁

伊東才藏殿

増田右衛門遣銀也

合銀十匁八分温明所之御地頭上之御進物ハ不入也

出銭取納 窪田長右衛門也

右ハ申正月社人年頭之御礼参上一巻也

△

一寶永元年八月

綱貴公於江戸御不例之由相聞候ニ付神主より中臣談一千座并御神楽成就之御礼差上被申候此方使僧坂本寺を以八月十二日差上也

一 中将様九月十九日之夜御逝去之由同十月八日朝五ツ時より御注進候

付同四ツ時より岩本宮内左衛門日高神太夫御悔ニ参上申候

十月九日四ツ時御本丸御二ノ丸之御帳ニ相付申候御本丸ハ舊用人新納

右衛門殿御一ノ丸ハ赤松次郎右衛門殿被開召候付御帳ニ被召付候

高原宗頼狭野宮神主

岩本宮内左衛門

右同社社人相口口口惣代

日高神太夫

右之通御帳ニ相付申候其外御家老様方不残并鳴又之進殿垂木殿加治木殿寺社座并寺社御奉行御両所梶山助太郎殿種子嶋彈正殿へ御帳ニ相付申候

右之外御用人御月番新納小右衛門殿赤松次郎右衛門殿両所斗御帳相付申也

後年為見合如此記置者也

以上御悔事

右兩人寺より道中給中賄ニ被口口候ニ付遣錢ハ老人ニ付三匁ツ、社人中より切立相渡也屋敷取も無屋敷之者も老人ニ付四分掛也出銭人数十一人也

△宝永二年正月三日より

社方惣代岩本斎宮参二

一中紙老束ツ、寺社御奉行御同人

種子嶋彈正殿梶山助太郎殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

種子嶋彈正殿

一 願子三本入老菊ツ、中取衆三人
 平田治左衛門殿本田田右衛門殿伊東才藏殿
 一 社方出錢屋敷取四人ハ老菊一分ツ、
 窪田長右衛門ハ出錢總之役人ニ候ニ付無屋敷并ニ七分掛候以上七分出
 錢十一人也合十式老菊分也
 右弘

一 三匁六分中紙式東
 一 老菊八リ 願子九本
 一 老菊五分 三本入箱三ツ
 一 三口合六匁一分八リ
 一 銀三匁 岩本青宮遺錢也
 惣合九匁一分八リ

相殘式匁九分式リ有寺ニ預置也
 後年之出錢ニ可加也
 一年々年頭ニ參候社人寺方之賄ニ相付差越候ハ、何時も遣銀ハ三匁ツ、之
 規ニ相究候若又何モニ付獨立ニ可參刻ハ所衆中并ニ遣銀六匁ツ、ニ可然旨
 僉儀上ニ相定置也
 證文
 一 札年拾才 羨野當社人 古川吉右衛門嫡子 龜松

右ハ吉右衛門身上逼迫ニ付何方ニ成共奉公ニ差出申度存候間五年限之御
 暇可被下旨神徳院方ニ申出候ニ付願之筋ニ被申付此方何モ口能無之候間
 何方ニ成共奉公ニ差出可被申候仍ニ證文如件
 寶永二年九月九日 神徳院役人
 日高神太夫 印

古川吉右衛門
 与中

△ 覚 写
 高原露嶋山東御在所
 權現社人

芍田舍人
 芍田長次郎
 芍田伊勢松
 若松休左衛門
 有馬松右衛門
 有馬助右衛門
 芍田長吉
 新納宇左衛門
 黒木實右衛門
 宮永權左衛門
 宮永權八
 一内侍
 二内侍

高原六所權現社人

古川孝右衛門
 窪田太左衛門
 嘉右衛門
 善兵衛
 助之丞
 少兵衛
 四兵衛
 長左衛門

右人数伐明屋敷之願前方申出置候處ニ此節願之通被仰付候間此旨可申
 渡由中務殿御差函之由新納小右衛門御取次ニ被仰渡候間其段可被仰渡
 候以上
 寶永二年九月九日 寺社奉行所 印

月番御用人衆中

右之通被仰渡候間可被申渡候左候ニ右人数之内より御札ニ差越可然候間
 是又可被申渡候當時明所之故我々月番ニ如此候以上

高原 暖中

九月十一日 諏方市右衛門 印
 高橋七郎右衛門 印

右御證文社方袋ニ入置也

△免證文

崇廟霧嶋六所權現社人

一切明屋敷七睦程

古川孝右衛門

同所

同七睦程

窪田太左衛門

同所

同七睦程

喜右衛門

同所

同七睦程

善兵衛

同所

同七睦程

助之丞

同所

同七睦程

四兵衛

同所

同七睦程

長左衛門

右者其元社人中より切明屋敷之願申出候ニ付願之通御免被仰付候旨實
永二年九月五日新納小右衛門殿御取次ニ被仰渡候間右地方可被引渡
候左候ニ開調四年目御竿之儀可被申出候右切明屋敷相調御竿之節相障
儀於有之者可為公領候尤切明屋敷之儀一ヶ所之内たりといふとも兩所
ハ不出御法線ニ候間是又可被承知候ニ後有問敷候以上
寶永二年十二月廿四日

郡座

岩下長右衛門

藤村四郎左衛門

家村造右衛門

曾木甚右衛門

田原庄左衛門

印

右郡座之御證文所ニ入用之由候ニ付
寶永七年正月七日

長濱勘兵衛殿^印当寺客殿^印
相渡申候取次郡方森山
善兵衛殿^印相渡也

高原

郡見舞衆中

環衆中

右地方御竿入日限

△寶永六年十一月十四日御勘定所より御竿奉行小倉六郎左衛門殿筆者
衆兩人木上清左衛門殿藤崎甚右衛門殿藤見山路千右衛門口竿取肥後次
介殿御伐被成所より出入被申候衆環口宮田六左衛門口次見廻兩人森山
左兵衛宮田正兵衛口蒲幸田庄屋才藤永左衛門同功口式人次兵衛高右衛
門出合被申候間御竿入被下候事

一十四日朝当寺御竿人数申請二三膳迄之料理進入申候口

一御屋間社人中より当寺申請あん餅振舞進上申候事

一拾四日之晚此方より御札申入候品提子一茶一包小倉六郎左衛門殿へ茶

一包ツ、付衆四人以上

一同院社人中相中より一中紙一束鈴老対大根一束合三色小倉六郎左衛門殿

ニ進上焼酎六升大根一束付衆四人相中進上

一同十六日当町御立被成候ニ付暇乞ニ見廻申候一餅かき一包ニ仕小倉六郎

左衛門殿へ進入申候付衆四人ハ門迄見送申候事

△ 寶永二年九月 社人切明屋敷

一八ヶ所被下候ニ付御札申上候次第御證文ハ右ニ写之置也

一中紙式東御奉行樺山助太郎殿へ

一中紙老東ツ、中取平田治左衛門殿本田休右衛門殿へ

一外ニ貴嶋次古殿中取ニ候得共病氣出座無之候ニ付御札不申入

一中紙老東ツ、当役人四人黒木治部之介殿甲斐向右衛門殿村口与右衛門殿

黒木庄左衛門殿

一中紙老東ツ、古役人兩人

丸山源太夫殿

永浜勘兵衛殿

一 中紙老束新納小右衛門殿

右ハ御取次之故

一 高原明所故御證文月番御用人御次書有之

一 寶永三年正月三日より 寶永日高甚七
正月五日寺社座御札申上也

同日御奉行桃山助太郎殿中紙老束連上

一 御地頭清水弥兵衛殿中紙老束也

一 副子不入 中取平田治左衛門殿東也

一 岡本田休右衛門殿露嶋回禄付御詰問永山權四郎殿ハ寄中取候付右
兩人ハ御札相格之

一 中紙式束代三匁八分

一 扇子箱二ツ代老奴

一 扇子六本代老奴八分

一 銀三匁八日高甚七遣銀也

合九匁六分 戊ノ三月廿九日ニ口付
成七ニ相渡也

△ 差出

一 屋敷五畦 高原惣廟露嶋狹野大權現当職屋敷

右ハ江平之内ニ有之候 狹野 鐘之役屋敷

一 屋敷五畦 右間 王之役屋敷

右ハ前田之内栗果ニ有之候

右之通ニ此方社屋敷有之候然處 去年外城分ニ付江平村ハ野尻前田村ハ
高崎ニ被召付候間右ニケ所之返地高原之内ニ被下候様ニ奉願候右之旨御
地頭御前より被仰達被下候様ニ御披露願存候以上

天和武年九月七日 神徳院 印

高原 御受取中

右之通先年所ニ相付申上候処ニ願之通御免被成御支配所ニ被仰渡由承
候得共于今御繰替無之口口様之儀 御座候哉御内證御尋申上候間御知
被下候様ニ奉願候以上

二月十日 高原 神徳院 印
御支配所 御奉行衆中

△ 證文

一 高原宗廟露嶋狹野權現社人

日高甚七

(判印) 右者此節御上洛付江戶御詰申御下向迄御奉公仕御約束ニ被召抱候此
方何之無口能者御座候御抱之内御仕度相背且又氣任仕候ハ如何様
も曲事可被仰付候至其節少申分有御座間敷候尤彼者御仕度之宗旨ニ
無御座候仍為後證如件

寶永三年三月廿九日

高原 神徳院 印

富山拾兵衛殿

△ 證文 長左衛門

一 高原宗廟露嶋狹野權現社人

右老家内此方ニ手札内改ニ逢申候儀別儀無御座候為其證文如此ニ御座候
以上

六月九日 高原狹野權現社頭役人 日高神太夫 印

郡之儀 御役人衆

△ 口上覚

一 高原宗廟露嶋狹野權現社人

舞之役 前名吉左衛門 善兵衛

一同断 前名休三郎 助兵衛

一同断 前名休三郎 喜右衛門

一 調拍子役 正市家内 少兵衛

一 御供之役 長左衛門

一 膳所 四兵衛

右者貞字元年八月廿六日寺社奉行所ニ御證文を以右之通社役相勤罷居
申候然共無屋敷之者共ニ候故御先代ニ切明屋敷之願申上置候處ニ寶永二

年九月九日寺社御奉行所之御證文を以切明屋敷被下置候然者当社社人之儀屋敷取之分者延寶六年十一月廿日寺社御奉行所之御證文を以肩書名字御免許被下置候右六人之者共者其節者無屋敷候故肩書名字御免許無之候依之此節肩書名字被遊御免許被下度旨願申出候付肩書名字之儀別紙書記指上申候間何とそ願之筋被仰付被下候様御披露奉候候以上

長次郎

安千代

同拾七才

高原 御暖衆中

神徳院

憲純 印

同拾七才

右之通被申出候間何とそ願之通被遊御免許被下候様寺社御奉行所被仰上可被下儀奉候候以上

長次郎

安千代

同拾七才

高原 御地頭所

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

二

覚

一当五拾壹才

前名吉左衛門

牧善兵衛

同五拾才

同四兵衛

合式人

一 同四拾三才

助兵衛編子

牧助兵衛

一 同五才

右者午四月生

次郎七

合式人

一当五拾壹才

前名休三郎

岩本喜右衛門

同廿二才

喜右衛門編子

正次郎

合式人

一当七拾壹才

合者人

窪田少兵衛

一当五拾六才

正市家内前名長左衛門

坂口金右衛門

同三拾貳才

金右衛門編子前名長之五

金左衛門

同三拾貳才

同廿五才

金右衛門次男

長次郎

同拾七才

右三男

安千代

同拾七才

右四男

長五郎

同拾七才

仰渡候間其段可被申渡候為其寺社御奉行所より被仰渡候写もたし遺申候以上

六月廿六日

清水弥兵衛 印

高原 慶中

右之御礼社人中相中より□□神大夫相廻り御礼申上候事

○一 中紙武東 寺社御奉行 桃山助太郎殿

○一 同老東 高原御地頭 清水弥兵衛殿

○一 同老東 中取衆 平田治左衛門殿 本田休右衛門殿 平山傳次郎殿

右者肩書名字被下候社人中相中より之御礼也

○寶永四年正月 社方年頭惣代

正月三日より 児玉拾左衛門

○一 中紙老東 御地頭 清水弥兵衛殿

○一 同老東 寺社御奉行 桃山助太郎殿

○一 扇子三本入 中取衆 四人

平田治左衛門殿 本田休右衛門殿 土岐源右衛門殿 平山傳次郎殿

一 中紙武東代 四匁八歩

一 扇子拾貳本代 二匁八歩

一 箱四ツ代 二匁

一 銀三匁 児玉千左衛門遺銀也

合銀拾貳匁六歩

△ 證文

高原宗廟露鳴狹野權現社人

坂口金石右衛門

右老家中御領内中宿仕罷居申候吉利支丹改之儀ハ毎年此方ニ被相改候儀別儀無御座候為其證文如此御座候以上

高原狹野權現

社頭役人

日高神太夫 印

六月廿六日

郡城 御役人衆中

一 札年拾三才 社人牧助兵衛父子 安千代

右ハ助兵衛身上運迫仕候ニ付御方一節奉公ニ指置申度旨申出候ニ付願之

通ニ被申付此方何モ無口能候間一節可被召抱候為其證文如此ニ候以上

寶永四年十二月廿一日 日高基太夫

相場仲左衛門殿

△一 社人肩書名字願之入目銀 寺より銀返置

一 五匁三歩五リ 十二月廿四日

一 五匁三歩五リ 十二月廿五日 牧助兵衛 濟

同善兵衛

同四兵衛

岩本喜右衛門

窪田少兵衛

坂口金石右衛門

右人数皆々ハ五匁三歩五リトハ出答也

△ 寶永五年 社人惣代 日高基七

正月三日より参上

○一 中紙老東 御地頭 清水弥兵衛殿

○一 同老東 寺社御奉行 桃山助太郎殿

○一 扇子三本入 寺社中取衆 平田治左衛門殿

○一 同老箱 寺社中取衆 土岐源右衛門殿

右之之外中取衆二人平山傳次郎殿 永山権四郎殿 右兩人ハ寄中取衆故

御礼不申上候

△一 中紙武東代 四匁

一 扇子六本代 老匁貳分

一 箱貳ツ代 老匁

一 惣代甚七勳銀 三匁

合九匁貳分

寶永五年^子二月十五日窪田太左衛門三〇〇暇出^レ〇〇中満〇七所^ハ遣之
證文此内入置也

△ 口上覺

狭野權現 舞之役 牧善兵衛
同 鐘之役 古川吉右衛門

右兩人より願申出候者善兵衛儀老林之砌舞之役難相勤仕合^ニ御座候間
善兵衛方^ニ者鐘之役被仰付吉右衛門儀ハ舞之役練替被仰付可被下旨願
申出候先年御證文^ヲ以右役為被仰付置儀御座候願之筋^ニ御練替被仰付被
下候様^ニ御申上可被下候以上

十二月廿日 神徳院

高原 御暖衆中
右之通被申出候間願之筋^ニ被仰付被下候様^ニ奉頼候以上

十二月廿日 暖 甲斐向右衛門 印
同 宮田吉左衛門 印

寺社御奉行所

△ 覺

牧善兵衛

右善兵衛事舞之役相勤居候処^ニ老年^ニ成候^ニ付難相勤由申出候故鐘之役^ニ
申付候

古川吉右衛門

右吉右衛門事舞之役練替申付候

右之通社役練替被仰付度旨神徳院口上書^ニ各次書を以申出候^ニ付願之通
申付候間堅固^ニ相勤候様^ニ可被申渡候以上

寶永五年^子二月廿日

寺社奉行所 印

高原 暖中

寶永六^巳正月二日より

社人惣代 日高甚太夫 鹿丘參上

中紙老東 御地頭 清水弥兵衛殿

同 老東 寺社御奉行 栴山助太郎殿

同 老東 右向 伊集院拾右衛門殿

一 扇子三本入 中取衆 土岐源右衛門殿

一 扇子三本入 中取衆 平山傳次郎殿

同 二本入 右向 永山権四郎殿

以上

一 八匁四歩 紙三東代

一 三匁九分 扇子三本入三箱代

一 三匁 神太夫遺銀

以上十五匁三歩

證文 高原

札年四十才 高原惣剛狭野權現社人

古川孝右衛門

右者持病者^ニ候^ニ付為業性貴殿御座敷内^ニ借宅仕罷居申度旨願申出候^ニ
付寺社御奉行所^ニ無披露内證^ニ三年之暇出^シ置申候此方何^レ無口能者^ニ
候衆右年限之内其免^ハ被召置可被下候
右其證文如此候御座候以上

寶永六^巳正月十八日

高原神徳院役人

日高甚太夫 印

福山 和田弥右衛門殿

寶永七年^寅正月如何社人より進物差上申候

一 中紙老東 御地頭 清水弥兵衛殿

一 同老東^々 寺社奉行御兩人

伊集院十右衛門殿

栴山早馬殿

一 扇子三本入一箱^々、寺社御奉行所^〇中取衆^〇永山権四郎殿^〇源右衛
門殿^〇右衛門殿^〇以上社人相申より進上
右ハ^男正月五日差出し候使僧刑部^〇より被仕也

寺社所御状写

御判紙

御文箱老通

右者高原神徳院へ御用有之寺社奉行所より差越候条中途無滞早々可持届之若於延引者可及沙汰□□物也

十一月十日

御普請方諸所

覚写

御太守様御官位御昇進ニ付来々廿二日四時致登城御祝儀可被申上候依之前日廿一日御当地致参□□□□当座之可被申出候

当病差入□□又者寺務ニ付參上難成候ハ、其訳可被申出候被罷出候節当座中座御取(取儀同候)相付退出之管候尤進上物者不及候以上

十一月九日

寺社奉行所 印

高原神徳院

御判紙之儀者被差越節返納可被下候
右御文箱被受取甚太夫より荒川内郡見廻頭遣也

口上覚留

高原神廟霧嶋狭野権現社人

古川吉右衛門

牧四兵衛

右者野尻之内江平名ニ当分中宿仕罷居申候右江平名先年ハ高原之内ニ御座候也ニ高原高崎平城分々之時分江平名□野尻□内ニ被召付候右名高原之内ニ有之時分ハ於社頭急成御折袴旁被仰付候刻ハ所より村次ニ飛脚被申付候得□右兩人出仕之間ニ合申候也ニ只今ハ他所之内ニ候ニ付村次飛脚不罷成候ニ付急成御折袴なと被仰付候時分間ニ合不申候条右兩人之屋敷社頭近辺ニ御繰替被下度旨御訴申上候得ハ古川吉右衛門屋敷ハ御繰替牧四兵衛屋敷ハ切明屋敷被下置候依之右兩人早々罷移可申旨申渡候得共役職田地方之儀ニ付野尻郡見廻衆より免許無之候付于今罷移不申候故急成御折袴旁之刻毎度差置申儀ニ御座候条右田地方之儀ハ何とそ被仰付被下兩人共ニ如此方被召移被下候様ニ偏奉頼候為御覽御證文

之写式通差出候以上

寶永七年十一月十五日

高原

神徳院印

御郡座

右ニ差上申候御證文之写二返

覚写

高原六所権現社人

古川孝右衛門

窪田太左衛門

喜右衛門

善兵衛

助之丞

少兵衛

四兵衛

長左衛門

右人数伐明屋敷之願前方申出上慮此節願之通被仰付候間此旨可申渡由中書殿御差図之由新納小右衛門御取次ニ被仰渡候間其段可被仰渡候以上

寶永二年九月九日 寺社奉行所印

月番御用人相中

右之旨被仰渡候間可被申渡候左候ニ右人数之内より御礼ニ差越可然候間是又可被申渡候當時明所之故我々月番ニ如候以上

九月十一日

高原 暖中

飯方□右衛門印

高橋七郎右衛門印

免證文 写

崇廟霧嶋六所権現社人

一切明屋敷七畦程

古川孝右衛門

窪田太左衛門

一同七畦程

四所

同所
一 同七畦程 喜右衛門

同所
一 同七畦程 善兵衛

同所
一 同七畦程 助之丞

同所
一 同七畦程 少兵衛

同所
一 同七畦程 四兵衛

同所
一 同七畦程 長左衛門

右者其元社人中より切明屋敷之願申出候ニ付願之通被仰付候旨寛永二年九月五日新納小右衛門殿御取次ニ被仰渡候間可被引渡候左候付開闢四年目ニ御竿之儀可被申出候右切明屋敷御竿之節相障儀於有之者可為公領候尤切明屋敷之儀一ヶ所之(以下欠)

享保三五月十六日より

高原 神徳院 □

一 札年三拾四才 王之役

兄玉傳左衛門男子前名十左衛門
兄玉茂右衛門

右者親兄玉傳左衛門去々西年相果申候ニ付右男子茂右衛門(旧前社役被仰付被下候様ニ奉願候

一 札年式拾老才 窪田才兵衛次男
窪田助左衛門

右者社家^①□□鐘之役相勤來候所老躰ニ罷成同所社家窪田才兵衛(一男所之助左衛門)養子仕度願出申候付願之通被仰付被下候様ニ奉願候

一 札年三拾貳才 坂口金右衛門二男
坂口安兵衛

右者社家^②□□四兵衛膳所役相勤來候所老躰ニ罷成同所社家坂口金右衛門二男坂口安兵衛養子仕度願出申候付願之□被仰付被下候様奉願候

一 札年拾六才 兄玉傳左衛門二男
兄玉甚五郎

右者社家窪田□兵衛調拍子役相勤來申候所少兵衛□先年相果申候夫より以來右甚五郎(調拍子役為相勤召寄申候跡職被仰付被下候様ニ奉願候

一 札年拾才 坂口金右衛門女子 兼松
右者正市弟子ニ奉願候正市老躰罷成神事方難相勤□□□□金右衛門女子□□正市ニ被仰付被下候様奉願候

四 御願文并御祈禱方諸書留帳(岩元正吉氏文書)

(表紙)

寛延二年六月始

御願文并御祈禱方諸書留帳

御願文

狭野現住

宥盛法印代

鹿府丘相懸表立御祈禱方書留

寛延二年六月廿八日

一 太守宗信公御不快被遊御座候間高原衆中より御願文御札可差上旨御地頭所より被仰渡候由ニ付今晚宮田直右衛門殿与頭甲斐仲助殿入來候所右之旨承依之左之通

御願文

一 霧嶋狹野大權現 御神案之事

一 霧嶋東御在所大權現 一万度參詣之事

一 鎮守大明神 一万度參詣之事

一 右柚丹誠旨趣者護持大權越源朝臣

宗信邦君御當弱平癒御壽命長久
御如意満足奉祈所也仍御願文如件

寬延二己巳天六月吉祥日 高原衆中願主白

霧嶋狹野大権現御神樂御當弱平癒祈所

霧嶋狹野大権現御神樂御壽命長久祈所

上包
狹野大権現

御祈禱御札 高原衆中 敬白

右之通坂本寺認之畢神前相備普門品心經等心之及讀之加持其内ニ神主并社人不残打寄御神樂勤之尤禱与頭衆參詣右之内被詰居御神酒并右之御札頂戴、右相濟下向於当寺禱与頭衆茶飯焼酎出之、扱又所中より之御初徳式百錢來、内百錢ハ先例無據自分之心慮を以社人相中下渡、百錢寺納也

但鎮守大明神之御札も前々当寺より相認候由、禱來より申來り候、明日より鹿野左右御札被差上被下候ニ付、別急成事ニ付任其意御認於神前致加持、禱來ハ相渡候、齋純法印御書留帳并先住書留帳も東御在所鎮守大明神御札認之儀、此方世話ニ不及由有之候、重御厄年等之節ハ右之旨可申分答也

寶曆五年亥七月朔日

一 太守重年公御不例被遊御座候付、高原衆中より御祈禱之御願文并御札可差上旨御頭より被仰渡候由、今日与頭黒木八郎兵衛殿并禱与頭支候由、郡見頭岩元五次右衛門殿入來右之旨承依之如左認

御願文

- 一 霧嶋狹野大権現 御神樂之事
- 一 霧嶋東御在所大権現 一万度參詣之事
- 一 鎮守大明神 一萬度參詣之事
- 一 右抽丹誠旨趣者護持大権越源朝臣
- 一 重年公御當弱平癒御壽命延長奉祈

所也仍御願文如件

寶曆五乙亥天七月吉祥日 高原衆中願主敬白
右認様杉原紙ニ書認杉原紙を折包之上書如左

御願文

右御札認様如左

霧嶋狹野六所大権現御神樂御當弱平癒祈所

霧嶋狹野六所大権現御神樂御壽命長久祈所

上包杉原一枚置

御祈禱御札 高原衆中 敬白

右之通御願文并御札書認畢、次ニ神前相備且又所中より待參之神酒も相備、有盛法印并坂本寺極楽寺打寄、錫杖普門品三卷短心經七卷短、其外御本地佛之真言等誦之、畢御願文御祈禱御札加持其内ニ正祝子并社人麻上下着ニ打寄、御神樂勤之、扱与頭等之兩人ハ右之内拝殿ニ被詰居、右作法相濟、御神酒御願文御札頂戴、極楽寺持下り而人ハ渡、其以後ハ衆中触より御願文等被持帰、左候間今日御願文入白木箱老ッ御札入白木箱老ッ作調之儀、与頭衆より当門前之大炊七右衛門被申付、無餘刻調來候間、於当寺入付之、又白紙を以式共ニ張調、草書ニ致銘書、与頭衆被受取衆中触持參ニ被備也

亥七月朔日

一 鳥目式百文 諸衆中より之御初徳來

右之内百錢ハ寺納メ百錢ハ社人相中下渡

但社人左右ノ通百錢相渡候儀ハ宥盛心ありての事後例ニハ不相成也

七月朔日

一 今日より社頭より与頭等、尤衆中触迄茶飯焼酎当寺より出

七月朔日

一 今東御在所并鎮守御願文於当寺可相認旨与頭より來趣有之急成儀ニ付相認候重ハ必以可致断次第也

寛写

- 高原 神徳院
- 高岡 本水寺
- 右ハ 太守様御不快被遊御座候付銘々御祈願申上御守札可致持參候御

不快之儀候間不致延引候様可相違候若病氣^付而自身難差越寺院ハ代借を以、御守札差上候様可相違候、此段御印紙を以申越候、御印紙竹文箱之儀ハ留より急度可致返納候以上

七月朔日

寺社奉行所 印

高原 愛中

右之通被仰渡候間写持申候、御見届写ハ御返可給候以上

七月三日

月番暖

甲斐仲右衛門 印

神徳院

一右御書付写亥七月三日己中刻達来ル則堂内^ニ有盛詣御本地供真修^ニ一白ヶ座可修致誓願今晩方致開關其砌御當番平愈之御祈禱御守札致加持也

御祈禱御守札認様如左

奉真修露嶋狹野六所大権現御本地供御當番平愈祈所

御當番平愈

上包 御祈禱御札

高原 神徳院

但上包杉原紙一枚重左候為念神徳院と不書認敬白と書認候、上包

壹通添遣

御守認様如左

内ニ符 御守認様如左

上包如常 御守護

右之通相認御札ハ御本地供致真修加持御守ハ不動立印法之加護修之、致取願左候有合之札箱^ニ入付能致上包、有盛代借極楽寺^ニ渡、尤受齋

鹿問屋^ニ有之候、茶之儀致口傳遣也

但右之通亥七月三日夜分迄漸々相認、翌四日曉天より鹿極楽寺

圓僧遣 尤門前より一人相付遣也

口上覚

太守様御不例被遊御座候付、御祈願申上御守札可差上旨今朝日之御廻

書を以被仰渡候、昨三日相違奉承知候、則誓願仕御祈禱申上候、御守札ハ略儀以代借差上申候、御守札指借持参仕管候處、当五月長々相煩、漸々得快氣申候得共、于今精力別々弱々有之、中々其御地^ニ罷越躰^ニ無御座候故、無是非右通代借を以差上申候、何分^ニも奉頼候以上

七月四日

寺社御奉行所

高原 神徳院印

右之通相認極楽寺遣候處、中途極々急急陸地より七月五日朝己上刻鹿^ニ致参着候被遊

御逝去候、御弘^ニ前日四日鹿府中有之候由、然共早速寺社所^ニ極楽寺罷出、右口上書差出候迄^ニ旅宿^ニ罷帰候由、七月七日右僧罷帰承届也

寶曆十年辰九月廿二日夜暖來連名^ニて如左頼來

一御隠居隅州様兼豊公御不快被遊御座候付、高原衆中より 御祈禱御札

可差上旨御地頭所より被仰渡候付、明廿三日暖來与頭等当寺^ニ被差越

管候間、如先例三社之御願文并当社ハ御神樂猶又鎮守大明神一万度参詣之御札認方被頼越候、左^ニ鎮守之御札ハ明朝申受^ニ衆中触又ハ常之

衆中^ニも当寺^ニ可被遣由頼來、且又御願文入箱迄^ニ并御札入箱此式^ニ作調方当寺役人世話を以、大工相頼調候様^ニと分^ニ頼來候、当寺^ニ有合之

新板を以夜中^ニ作調之手当役人致世話候^ニ口^ニも此節同前右式箱指調方

当寺^ニ頼來役人^ニ申付調也

但重^ニ万々一御祈禱御願文并御札認方之儀有之候節、右之通細^ニ頼來

より不頼來候儀^ニも御之候得共、祈願所役^ニ可成程心安受合可互事

也

御願文入箱内法之寸尺如此 但さん蓋五から尺

一長^ニ老尺式寸 一高^ニ式寸 一幅^ニ式寸五部

御札入箱内法之寸尺如左 但さん蓋五から尺

一長^ニ老尺式寸六部 一高^ニ式寸五部 一幅^ニ五寸

辰九月廿三日

一右御祈禱^ニ付今日九^ツ時分、暖甲斐仲右衛門殿与頭取田平右衛門殿、普

請見廻瀬戸口武左衛門、横目田口二郎右衛門殿衆中触

右之外籠中衆中不殘入來
但今日御願成就以後右役目之分當寺に招人茶飯焼酎出

御願文 但不殘文字三調

一霧嶋狹野大權現 御神樂之事
一霧嶋東御在所大權現 一万度參詣之事
一鎮守大明神 一万度參詣之事

右拙丹誠意趣者大權越源朝臣
縫登公御當御平愈御壽命長久奉祈所也

仍願文如件
高原衆中
寶曆十庚辰九月吉祥日 願主敬白

右杉原紙書認尤包紙杉原 上書如左
御願文 但如實真文字三認

霧嶋狹野大權現御神樂御壽命長久祈所
霧嶋東御在所大權現一万度參詣御當御壽命長久祈所

右同文段 御息與延命祈所
鎮守大明神 一万度參詣御當御壽命長久祈所

右同文段 御壽命長久祈所

右之通候、於当社頭八院主坂本寺等打寄、錫杖普門品三卷真言等誦誦、
神樂御願文御札加持院主助之、神主を始社人不殘麻上下着、相措、御
次衆相觸、右時刻之内暖衆与頭并殿に被詰居、麓衆中不殘万度參有之
候、扱東御在所、一万度參詣ハ花堂福原迄之衆中、尤暖衆与頭社參之
由、鎮守、之一万度參詣ハ後川内越等之衆中、尤暖衆与頭并鎮守社頭
格護之神主押領司河内被相詰候由承之、鎮守之御札ハ辰九月廿三日朝
於當寺認置候處、朝飯時分衆中触入□□□□札箱、入付風呂敷ニ包渡遣、
左候、□夕方鎮守願成□以後又右御札衆中触入、以、當寺來々、錫杖候、
今夕方當寺來候間、三社之御□□□□を以各包調、水引にて括り候
付、指調候、新箱ニ入付広紙を以包調、致封印、明廿四日より出府、
暖衆方其衆中触被持越候、尤箱之内入付等之儀、衆中触見其旨暖衆
申達有之筈ニ申合遣之

立願文

一霧嶋狹野大權現 己年中名代參之事
一霧嶋東御在所大權現 己年中名代參之事
一鎮守大明神 己年中名代參之事

右意趣者畠山嫡男四十二年厄災消除、一
求願如意満足故也 仍立願如件
寶曆十庚辰天二月吉祥日畠山嫡男敬白

御願文

一霧嶋狹野大權現 己年中月々一千度參詣之事
一霧嶋東御在所大權現 己年月々一千度參詣之事
一鎮守大明神 己年月々一千度參詣之事

右旨趣者高原御地頭畠山家御嫡男四十二
御厄災消除御息與延命御願成就故也
仍御願文如件

高原衆中

辰九月廿三日

一青銅百足
一鐵附老徳利之内

右ハ今日社參之暖甲斐仲右衛門殿与頭最田平右衛門殿持參、焼酎ハ御
神酒ニ相備、尤青銅百足ハ其儀ニ神前ニ相備、左ニ御神樂相濟候、以後
三百文ハ社人中互、為酒代渡々、百文ハ今日箱式ノ指調候、大工費ニ
拂、六百文當寺受納、扱青銅百足之儀、先格ニハ無之候得ハ、後例ニ
も成間敷候、其時之暖衆等吟味次第ニ候由也

一右之通三社之御札出府之候、暖黒木八郎兵衛殿頂戴ニ候処、九月廿三日
晚、御逝去之御触有之候、然共被仰渡候一筋ニ付、翌廿四日より黒木
八郎兵衛殿出府ニ付、三社之御札持參御地頭所より御用人衆立被得御内
意候處不及差上旨ニ付、八郎兵衛殿被持帰、三社ニ被納納
但右返納之御札不淨ニも無之候故、吉方故地堂天井納

寶曆十庚辰十二月吉祥日 願主敬白

御願文

奉修霧嶋狹野大權現御本地供十三座之事
右抽丹誠旨趣者畠山家御嫡男四十二年厄月與消除御願圓滿故也、仍奉誓願意趣如件

高原神德院有盛

寶曆十庚辰十二月吉祥日

歎言

御願文

一霧嶋狹野大權現 正五九月御神樂之事

一同社大中臣祓 十三座之事

右抽精誠意趣者畠山家御嫡男四十二御厄月與消除御壽筭延長故也、仍御願文如件

寶曆十庚辰十二月吉祥日

願主敬白

高原狹野權現社家

五 舞座敷御広め願(仮称・岩元正吉氏文書)

寶曆十年庚辰七月始 如左伴草書

口上寛

狹野權現社願

舞殿茅薙天井板敷四敷三間舞座四敷者間ハ舞殿押取合かき家之下夕願下

但此節奉願候ハ舞座六敷三間三尺

右舞座以前より四敷三間御座候、然ハ神事之節社人共技身之刀を以四人相並ニ舞神楽仕候ニ付舞座四敷三間ニ殊外狹ク有之漸ニ相勸申事ニ御座候、夫故自然怪我之用心ニ鼓笛等役目之者五六人舞座之隅々互随分身を相片付罷居其外舞座ニ詰居申寄之社人共ハ舞座狹ク無是非御供所ハ引退畏居申候者舞相勸候者舞之半ニ神歌唱ハ申候、舞相勸候者斗ニ候ハ中々聲統不申、詰居申候社人より助音仕事ニ候得共、右通詰居申候者無之候付、無是非鼓笛等役目之者より助音仕候、笛等相止、則之助音故、別ニ不統ニ有之候、右刀舞ニ付、怪我之念違有之故を以舞御廣ク被下候様奉願度旨、

以前より毎々為申迄ニ罷居申候由、然処享保元申年当嶽大燃ニ付、社頭不残焼失仕、其以後御再興被仰付被下候砌、当寺先々住圓清より只今迄之通舞座四敷三間ニハ刀舞ニ付、怪我之念違有之候間、此節より舞座敷ハ六敷三間三尺ニ御造立被仰付被下度旨奉願候処、以前より四敷三間ニ濟來候

(朱筆文) 第一口上更ニの行間に書き込まれている。

写

狹野權現別当 神德院

右ハ狹野權現舞殿狹ク差支候付、廣ク造立之願且又向押無之候付、是又差支候故当座斗を以、造立被仰付度候、左候ハ、右目料并往々修補料之儀可差出旨段々申出趣有之、願之通申付候間此段可被申渡候以上

五月十四日

寺社奉行所印

高原

地頭

別紙之通被仰渡候間、寺社奉行所ニ御禮神德院被差置候様可被相達候、神德院差支難差越候ハ、代僧可被差出候、此旨御地頭御差因ニ候以上

五月十六日 高原 衆中

取次木藤仲左衛門印

第九章 神楽史上における高原神舞

第一節 高原神舞の歴史

一 はじめに

旧薩摩藩領の薩摩・大隅・日向では神楽の事を神舞と呼んでいる。神舞の名称は戦国期まで遡るが、かつてかなり盛んであった神舞も今日では衰退の一途である。神舞は露天に舞庭を設け、大玉・大奉・大法・大幣ともという大神籠を立て、御笠と称する一種の天蓋を吊して、三三番の次第を徹夜で演ずるのが通例である。しかし夜を徹しての神舞は薩摩・大隅では皆無となり、旧薩摩藩領の西諸県郡高原町の神舞のみが、古来これを順守している。高原町には狭野神社の社家(社)を中心とする狭野神舞と霧島東神社の社家(祇川集落在住)による祇川神舞の二つが伝承されている。江戸時代に神舞と称していた事は、白尾国柱が寛政七年(一七九五)に著した『寛澤名勝考』巻八、日向国の狭野神社の条に「例祭十一月吉日ヲ以テ、神舞在リ」とある。神舞と神楽の語は併用されてきたが、最近では神楽が一般化している。小稿では狭野神舞・祇川神舞と記す事にし、両神舞を総称する場合は便宜上高原神舞とする。

二 高原神舞の周辺

ここでは、戦国期から江戸時代前期にかけて高原周辺の神楽(神舞)の状況を文獻記録によつて把握しておく。薩摩藩と関係の深い相良藩(熊本県、佐土原藩(宮崎県)も視野に入れる事にする。

〔史料一〕北郷忠相・北郷忠親連署寄進状写^①

祝弓箭奉寄附、霧島山水田之事、島津庄山田之借屋村田敷三町^{付祭}礼之事、六七ヶ年一度神舞、其内者毎年御酒位^付神水年替堅固可被致勤仕之事

右折願者、為武運長久・家門繁栄・庄内泰平・万民快樂・心中求願・如意成弁、仍證文之状如件。

天文十二年^即八月吉日

北郷讀岐守忠相(花押影)

同左衛門尉忠親(花押影)

南光坊

この史料の天文十二年(一五四三)は「神舞」の初見である。この年、都城盆地一帯を支配下に収めた北郷氏第八代の忠相・忠親父子の寄進状である。島津庄山田は都城島津氏領の荘内七ヶ郷の一つ。祭礼として六七ヶ年に一度神舞執行を命じて折願している。神舞が毎年でない事は、かなり大がかりなものであつた事を想像させる。

〔史料二〕『八代日記』天文二十二年(一五五三)二月条^②

同廿九・卅日兩日、妙見ニテ卅三番ノ舞神楽

右の妙見とは熊本県八代市妙見町の妙見社である。この記事は九州地方における三三番舞神楽の文獻上の初見である。この当時は肥後人吉の相良氏が八代に進出していた時代であつた。

〔史料三〕島津忠恒(家人)領知目録写^③

一 一宮本丸遷宮

永祿九年^一一宮社飯野城本丸 兵庫頭忠平公被遊御勸請、日向表嶋津手裡^二可入隨、為御祈願御太刀式腰社内御寄進、于今二社内太刀アリ、神主黒木六郎三郎家貞子出雲守家盛為件御祈禱神舞被仰付故、十二ヶ年神舞成就畢、社領飯野内今西村・上江村以上十三町御寄進、

兵庫頭忠平(島津義弘)が日向諸県郡飯野(宮崎県えびの市)に移つたのが永祿七年(一五六四)、二年後の九年、飯野城本丸内に今西村の一宮社(一宮社香取大明神)を勧請、遷宮し、社殿を新造すると共に社領二三町を寄進した。祈禱の為に十二ヶ年の神舞執行を命じている。

〔史料四〕『上井覚兼日記』天正三年（一五七五）四月一日条⁽⁶⁾

如常出仕申候、曾於郡吉祥院霧嶋御神舞、先月廿五日より廿七日まで成就候、御代々御参候間、御花かう御持せ參候由候、同霧嶋にて神舞にハ、御代々大ほうハ不立候、此度ハ座主頂峯院御齋候を申候に、可然おり候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候、然處、廿五日之亥時計、善神王之御前、稲荷之二聲こたひ候由、目自由御申候也、并霧嶋之祝参候、是も御目にかけ候、

右は霧嶋御神舞の記事として周知の史料であり、大宝の注連の初見記事でもある。霧嶋の神舞には大宝を立てる前例がなかったが、この時は、座主の引いた御圖の結果を見て大宝一本を立てて御神舞を行ったというのである。曾於郡吉祥院は重久村（国分市）にあるが、座主の頂峯院については永松敦氏執筆の第七章第一節に詳しい。なお、『上井覚兼日記』の天正二年七月一日条、同一三年一月一日条に、それぞれ神舞の記事があり、前者は「神舞之御立願」であった。

〔史料五〕小林八王子権現由緒覚⁽⁶⁾

（前略）

- 一 神主屋敷・内侍屋敷・大宮司屋敷・権祝屋敷・楽所屋敷合五ヶ所、右社頭知行屋敷如此⁽⁶⁾御座候事
 - 一 右社頭三兵衛頭様度々御出陣之御時、我等先祖御祈念申上成就仕候事
 - 一 三之山御知行、為祭故神舞注連三本成就仕候事
 - 一 飯野・佐原合戦之時、神舞成就仕候事
 - 一 一献肥⁽⁶⁾御立之時、注連三本成就之事
 - 一 天正六年十月廿日新納院於高城豊後より陳ヲ取候時、神舞注連十三本ツ、拾三年差上、於大岸護摩一座成就之事
 - 一 天正十三年八月十八日より肥後御登之御時、御祈念神舞成就之事
 - 一 同拾四年六月廿一日より筑紫へ御立之御時、神舞注連六本成就之事
- （中略）
- 一 大坂御出陣之御時、神舞注連七本成就之事

一 其後御上洛之御時、神楽成就事

一 右之通、先祖代々御祈禱申上候条々別紙書記在之、我等迄伝仕候、勿論到当代迄相定神事、其外年頭御祈禱之御礼無解怠當年迄差上申候事

如右之先祖代々我等迄五代、右崇廟社頭神主任罷居候事、少別儀無御座候事

延宝八年、小林崇廟難守権現神主

十一月廿七日 黒木佐十守

右に見える神舞注連は、その大半が島津義弘の合戦の際、戦勝祈願し、その成就の曉に行われたもので、いわば臨時の折禱神舞であった。日向諸果郡小林郷（小林市）北方総廟八王子権現の社頭において、合戦の出陣にあたりこれらの折禱神舞が奉納されたが、三本・六本・七本・一本三本とある注連の数は、願の規模を示すものである。合戦に臨む島津義弘の信仰心や戦局の重要性を計るものとしても興味深い。特に天正六年（一五七八）の合戦の場合は、神舞注連を「三本ずつ一三年差し上げるといふので、さらに大岸において護摩一座を行つてゐる。同年一月、島津義弘は大友義統の軍を高城（宮崎県児湯郡木城町）に破り、日向一國を手中にしている。

この由緒覚が書かれた延宝八年（一六八〇）当時、八王子権現には冒頭の条文の如く、神主屋敷・内侍屋敷大宮司屋敷・権祝屋敷と共に楽所屋敷が存在していた事に注目したい。時代はさらに降つて、延享五年（一七四八）の「神社由緒・宝物・棟札万改帳」によると八王子社の祭日は九月九日と一月十五日で、年に二度の祭には、内侍舞と一番舞が行われてゐるに過ぎない。大がかりな神舞が執行される事はなかったであろうか。

〔史料六〕島津義弘願文⁽⁶⁾

- 一 御願文之事
 - 一 大幣十二本、御神舞之事
- 天正十六年⁽⁶⁾
五月十五日
狗留孫権現

義弘（前略）

右の狗留孫権現は、日向国諸県郡飯野(えびの市)の狗留孫権現である。島津義弘は前年の天正一五年(一五八七)五月、豊臣秀吉軍に降伏し、大隅一國と日向真幸院を秀吉より安堵されている。同年八月に義弘と改名、同一六年六月上洛し、侍従に任ぜられ、從四位下に叙せられ、七月羽柴姓を与えられた。上洛にあたって、大幣(大宝の注連)一二本を立て、神舞を奉納する事を神に約束して願成就を祈願したのであるが、合戦の場合と異なるものの、義弘にとって重要な上洛であった事は、一二本の数が示すところであった。

〔史料七〕伊勢貞林願文の

御願文之事

- 一可奉修一字金輪法一千座之事
- 一霧嶋六所権現 一白鳥六所権現
- 一正八幡大菩薩 一新田八幡宮
- 一加久藤諏方大明神 一二之宮現王
- 一稻荷大明神 一鹿見島諏方大明神
- 一金峯山蔵王権現 一新正八幡大菩薩
- 一諸神等

右十三社奉勸請大幣十三本ニテ御神舞之事

以上

右意趣者、藤原 忠恒公今度庄内就御在陳、御勝利多幸、御武運長久、作難者皆悉消滅、万民快樂、諸願成就、故抽精誠狀如件、

慶長四年十月吉日 伊勢平左衛門尉貞林

右の忠恒公は島津義弘の第三子、家久(一五七六〜一六三二)の初名。

「今度庄内就御在陳」とは、慶長四年(一五九九)三月に島津家の老臣伊集院忠棟(幸包)が山城伏見の島津忠恒(家久)邸で謀殺され、幸包の子源次郎忠真が島津家に対して反乱を起こした。これを庄内の乱という。この乱を平定するために霧島六所権現をはじめとする一三社を勸請して大幣一二本を立て、神舞執行をするという内容の願文である。一三社のうち、加久藤諏方大明神と二之宮現王は、天正四年に家久が加久藤城で誕生した事により、島津氏の崇敬厚いものがあつた。

〔史料八〕島津惟新(義弘)願文写⁽⁸⁾

○木裏木山神

立願文

- 一四目二本被立神舞之事
- 一七湊之塩舟之事
- 一御宮作之事
- 一知行五万石御寄進之事

右立願、果廉於有之者、早速可有成就者也、仍願文如件

慶長十二年

閏四月廿四日

惟新

木裏木山の神に島津義弘が立願した際に、八王子権現(小林市)の治部太夫が神事を勤めたが、その時の立願文である。この山の神は、義弘の立願によつて勸請されたもので、天正の初代宮司八重尾氏が鷹を捕つて、義弘へ献上した。これによつて伊東義祐をこの地から追散させたという。果廉は、その吉例に倣つての事であらう。

〔史料九〕「加治木御日記」慶長十三年(一六〇八)正月⁽⁹⁾

九日

一惟新様去年御煩時分立願之事

- 一大汝八幡^正神師
- 一大汝八幡^正社衆五人、其日參詣、
- 一五社^正御神樂、願主篠原源太夫

廿七日

一惟新様御煩^正付立願成就之事

- 一王子権現^正 神師一座
- 一老神大明神^正 神師一座
- 一奈良田大明神^正 神師一座
- 一正一位正八幡^正 神師一座
- 一稻荷大明神^正 神師一座

慶長二年加治木に隠棲した義弘の病氣平癒の立願である。九日条の「大汝八幡」は、日置郡吹上町の大汝牟運神社。「神師」とあるのはおそらく「神師」の誤植であろう。「神師」は「カンスイ」と読み、抜身の太刀を持つて舞う代表的な剣舞である。

〔史料一〇〕市来家元外四名連署願文⁽¹⁰⁾

立願文

四十九所大明神二夜三日參籠之事并かくら上可申事

右意趣者、旅中殊ニ海上無何事輒ク帰朝申、一々心中如意満足成就之所

慶長十四年

那答院織部佑

三月廿八日

良贈(花押)
鹿野屋民部左衛門

兼次^精

切通五郎兵衛

俊重^精

益山兵部左衛門

忠美^精

市来孫兵衛

家元^書

この願文は島津の琉球征討に関わるもので、慶長十四年(一六〇九)二月、琉球に出兵、五月二五日、国主尚寧以下を伴って鹿兒島に凱旋した。薩摩軍の海上安全と無事帰国を祈って、四十九所大明神(肝属郡高山町に鎮座)に二夜三日の参籠と神楽の奉納を行うというものである。

〔史料一一〕佐土原藩嶋津家日記⁽¹¹⁾

①延宝二年(一六七四)六月廿七日条

一 童泉院様御立願文之写

撰書御願状

一 伊勢大神宮御神楽之事

一 諏方大明神御神舞之事

一 大峯護摩修行之事

右三ヶ条者

奉為源朝臣光久公当病平癒還本人貴体堅固寂災延齡之故謹備没駄請

冥助対神明所平損良以来内盛大悲為根垂迹本旨和光為事然通嗣此白

業竜雲自感虎吹速心立願冒標若斯

延宝二年^精

六月廿日

童泉院謹啓

②同年十一月七日条

一 中将様御病氣ニ付御立願成就之御神舞有之ニ付為目付阿部松勘兵衛

池上權左衛門池田覺左衛門足輕四人差越

③同年十一月八日条

一 昨晚御神舞成就為仕由二面三寸池田兵部大夫持參之由寺社奉行ヨリ

月番酒匂源左衛門^正相達之

一 例年之神舞有之ニ付目付池上權左衛門池田覺左衛門阿部松勘兵衛足

輕四人差越

④延宝二年十一月四日条

一 社家中ヨリ殿様為御祈禱於諏方之前神舞申上ニ付為池上權左衛門池

田角左衛門并足輕八人差越

一 妻方社家中并一乘院神宮寺為御祈禱神舞大至七本ニ而為仕由以御願文

寺社奉行^正申出之由月番酒匂源左衛門^正相達之

⑤同年十一月九日条

一 神舞無別条相済之由阿部松勘兵衛池上權左衛門池田覺左衛門月番酒

匂源左衛門宅^正罷出申達之

一 殿様為御祈禱社家中神舞諏方大明神天下大明神諸神社奉幣十八本右

之願成就之由池田兵部大輔寺社奉行迄申出由也

⑥延宝九年(一六八二)三月七日条

一般様為御祈禱方大明神天下太明神稻荷大明神右三社之神舞之御立願有之是万吉様と御代御讓被成迄仕合能御家中平安之為御祈誓於黒貫寺御立願文御調毎年九月ニ神舞有之誓也

⑦天和二年(一六八三)九月廿七日条

一今晩於池田兵部太夫所如例年三社御神舞有之付小姓町田孫右衛門立山弥兵衛并足輕四人差越

一湊柱八掛悪敷ニ付今日於神前御祈禱之御神楽有之

⑧同年十一月八日条

一今晚御祈禱之神舞於高山将監所有之付中小姓御目付檢本六郎右衛門立山弥兵衛并足輕四人差越

⑨同年十一月十四日条

一大手衆中御祈禱之奉仕御願文老通伊集院勝五郎持参之是去ル二日怪異有之候付而也

一鳴之口衆中諏訪大明神天下大明神御神楽之御願文老通飯田平之允持参之右同断付也

⑩同年十一月廿日条

一鳴之口衆中去二日怪異有之候付立願仕候通諏訪大明神天下大明神御神楽成就仕候由而三寸山口兵太夫持之

本史料①の竜泉院は、日向国佐土原藩主第三代島津久雄の生母、『寛政重修諸家譜』卷一〇九によれば、久雄は寛文三年(一六六三)二月一日卒。年三一。室は松平大隅守光久が女である。『佐土原藩嶋津家日記』によれば、竜泉院は天和三年(一六八四)一月二十四日に死去している。日記の延宝二年六月一日条に、本藩の鹿兒島藩主第一九代島津光久が江戸からの帰国途中、薩摩出水の脇本(現・阿久根市)で病氣になった事が記されている。この日、竜泉院は見舞の文箱を差し上げるために、早速飛脚を脇本に走らせている。

さて、竜泉院の立願文であるが、第一条の伊勢大神宮への御神楽とは、

伊勢外宮の御師邸で行われていた伊勢神楽の事で、伊勢の御師御炊炊大夫は佐土原藩と師種関係にあったから、御炊大夫を通じての神楽奉納であったであろう。②③は、立願文第一条の関係記事であるが、④に例年之神舞有之とあるのが興味を引く。初めは立願による臨時の神舞が恒例化する様子が窺われる。

①②③が島津光久の病氣平癒の立願とその願成就の神楽と神舞奉納であるのに対して、④⑤は佐土原藩主第四代忠高の病氣祈禱の神舞である。⑥の殿様とは、佐土原藩代島津久寿、第四代藩主忠高が延宝四年(一六八六)八月一日に病没した際、嫡男万吉丸が誕生間もなかったため、忠高の叔父島津久富の子久寿(二歳)が番代を命じられ政務に当たった。この時、松木左門を中心とする久寿派と山口高直を中心とする万吉丸派との対立が激化した。松木騒動と呼ばれているのがこれである。⑥の神舞の立願の趣意は万吉様(後の第五代藩主惟久)へ藩主を譲るまで藩内が平安であるようにという祈誓のためのもので、毎年九月に神舞を行うというのである。

ちなみに本史料は、日向地方における「神舞」の呼称の北限を示すものと思われる。「神舞」の語は、『防長風土注進案』によると周防・長門地方の神楽にも散見する。周防を代表する山口県岩国市の行波の神舞などのように神舞を称する神楽がある。薩摩日地方の神舞と防長地方の神楽との間には直接的な関係を示す資料は今のところ見出す事はできない。以上、戦国期以降の神楽(神舞)の状況を概観した。注目されるのは立願文等に見られるように、合戦の勝利祈願や政治的事件・病氣平癒等、様々の祈願成就のために、祈禱の神舞が行われ、願成就のしるしとして大宝の注進が立てられた事である。次に大宝の注進について述べる事にする。

三 大宝の注進

大宝の注進は願成就の時に神を勧請するために立てる神籬であったと思われ。したがって必ずしも神舞・神楽に特有のものではなく、神楽と結びつかない場合もあった。例えば、肥後国相良藩の編年体の記録である『南薩曼綿録』(3)には、大宝の注進が散見するが、いずれも神楽とは結びついていない。同書における大宝の注進の初見は、寛永七年(一六三

○正月一八日の次の記事である。

① 田代村龍大明神岩穴ヨリ紅血流出ル、希代測ラサルノ表事也トテ則青井宮へ犬童權太夫權延ニ命シテ当社神前ニ於テ一千度ノ祓ヲ修行シ、又青井神前ヨリ大宝注連御建立、凡其前天正ノ初ニモカ様ノ奇瑞有之由

青井宮は人吉市の青井阿蘇神社、代々相良氏の崇敬厚い宮である。寛永一七年(一六四〇)五月、藩主相良頼寛は老臣相良清兵衛の專横を幕府に訴えた。七月、一族の田代半兵衛頼昌が反乱(お下の乱)を起こした時、乱平定の御立願として、左記のような大宝注連の執行を神に約している。

② 一青井宮神輿再興并大宝注連十二本

一市房宮大宝注連六本

一老神并諱訪宮へ三本宛三年

次の③は、翌一八年七月二十八日、相良頼寛が江戸からの帰国途中の肥前国の平戸沖で難風に遭つた時の事である。

前年のお下の乱が落着し、その願成就の為に神前に大宝の注連が執行されている。

③ 廿八日願寛公御帰城御船中御無難ノ御祈禱ノ為一千度ノ御祓御修行并去年御立願成就ノ為当社神前ニ於大宝注連執行候処、此日未刻ヨリ俄大雨大風頻リニシテ注連竹吹折幣帛ノ供具皆雨ニ滋シ言語同断也、此時分頼寛公御船中最中ノ管也

右の三例は大宝の注連が立願の折りと願成就の折りに執行された事を示しているものの神楽とは關係していない。

今日、大宝の注連は全て神楽(神舞)と結びついて行われており、南九州の神楽のみならず宮崎県東臼杵郡の諸塚神楽や椎葉神楽にも見る事ができる。椎葉神楽などでは原則として毎年の神楽には大宝の注連を立てず、願成就の大祭形式の神楽の場合に立てられる。これに対して高原神舞では毎年必ず大宝の注連が立てられている。萩川神舞を中心に記すと、

御講屋(講庭とも)の正面中央に白布を巻いた三本の柱が高々と立てられる。中央の最も高い注連を向注連(大幣とも)といひ、上方の藁束に「国常立尊・国狭穗尊」と墨書した半紙を貼る。向注連を挟んだ両脇を脇注連といひ、向かつて右側の藁束には「伊弉諾尊」、左側のそれには「伊弉册尊」と記す。藁束の頭部には、赤小幣一本、白小幣一本の他に、日の丸開扇・赤布・麻苧をそれぞれ串に結びつけたものを各一本宛挿す。藁束の下方には白幣三本を逆に挿す。注連を立てる時には太鼓を打ち鳴らし、まず中央の向注連、次に右側の脇注連、最後に左側の脇注連を立てる。注連の願は高原でも行われていた。水浜家文書「高原所系図巻冊」(4)に、次のようにある。

明和八年(一七七七)七月廿日晚、鳥比より霧嶋山古御鉢燃出、差川内・猪之子石シ・福山・志布知迄迄灰ふり候由、且霧嶋山より流出ル川筋どろ水出候由、七月廿三日近郷正灰降り、大燃ニ付狭野権現東御在所権現正神事の御願立成

明和八年(一七七七)、霧嶋山の大噴火に狭野権現と東御在所霧嶋東神社に神事の立願があったが、これが注連の願であつた。狭野権現の神主(正祝子)であつた岩元家の文書「狭野権現社頭方其外神社二附被仰渡候控」には、この時の様子が次のように詳述されている。

- 一此節燃ニ付高原郷中衆中村々不残祈禱米籠ニ付出来式舛三合ツ、
- 相掛候
- 右御しめの願ニ付用物所ニ差出申候
- しめ三本
- 一しめ布三反
- 一中紙五束之内老東残候故相返し申候
- 一前紙三拾枚
- 一後紙三拾枚
- 一繩三把
- 一ろう東五丁
- 一油式盃
- 一扇子六本

一日数

明和八年八月十七日

所役之与頭

村田仲左衛門

黒木八郎右衛門

丸山庄蔵

但社頭しめ立候少雨降候得共舞有之候

次

御折拂之首尾として日高甚左衛門児玉茂市差遣候、御当番暖衆瀬戸口折左衛門殿

一社祭之次第

一注連三本立候節へ權主取一本くれ候事茂有之

其外一本又ハ二本立候も頭取斗ニ而候

一尤山宮祭といふとも作初尾祝言米酒開迄頭取斗且又神楽米之儀者太夫權主取平社家迄はひ分て候

右によると、霧島山噴火の鎮静を祈る注連の願があり、狹野権現の社頭

頭に注連が三本立てられた事、小雨が降つたけれども舞が行われた事、

神楽米は太夫・權主取・平社家で配分された事などがわかる。東御在所

にも同様に注連の願があり、注連が立てられた筈であるが、その詳細は

不明である。

大宝の注連は、神楽によつて、名称・柱の數・飾り付けの形式など区々

である。大宝の注連の飾りを表したものと云ふ事になると不明な

点が多い。大宝の注連に関わる唱歌が参考になるが、次には鹿兒島県入

来神舞資料の「大宝七五三の聖教」を紹介する。これは万治元年（一六五

八）の聖教集⁽⁶⁾に見えるもので、大宝の注連の最古の唱歌として注目して

よいものである。

抑大宝ト者、須弥ノ四州ヲマナヘタリ、八ツナハトイツハ、八海ノ

相成道ヲヒウシ給フ、二ツノ神幣トイツハ、日神月神ノ只今愛二顯

也、其御シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ノ淨土ニ參シメトイツハ、神ニハ淨土、佛ニハ極楽、カメル貴キ九品

ウライシカ、天竺ウランコノ嶽、イランコノ浜ニ鶯ノ宮移シノサウ
ライシ時、梵天ニ神主參、彼シメヲ請取給テ、天竺唐土我朝此三国
ニライテハ七五三ノ御シメトハ申也、彼シメヲナイハシムル所ハ利
生也、納ル所ハエシメヲ也、彼シメヲ懸奉ル所四方四要羅密是也、
丑未辰戌ハケテ引シメノ本ハカハサテウラワカエセル

注連の唱歌は、注連の由来を説き、注連を誓める内容になっている。
椎葉神楽などでは、浮輪(畫の円座)は天地、三十三本の御幣は三十三天、
青布・白布をさぐる事は雌龍・雄龍をそれぞれ表すというように、注連
の意味するところを説いている。従来の神楽研究では、大宝の注連に関
して、唱歌も含めての比較研究が立ち遅れていると言わざるを得ない。
高原神舞が、最大規模の大宝の注連を毎年立てている事は類がなく、
その存在意義は大きいものがある。

四 社人神楽の伝統

『霧島山狹野大権現御神名附并緒書候』⁽⁶⁾の狹野権現の別當寺神徳院
第一八代憲純法印の条に次のような記事がある。

延宝六年、自公儀札神社仏閣由緒執則等、此時東光坊盛長當寺住持、
以住山之間為時、当社司密約押領司為祝子之、転門前者為社人、始
令司兩所権現之祭奠、既從之先当社之社人每所致祝詞神楽

右を解釈して整理すると次のようになる。

(一) 延宝六年（一六七八）、公儀から神社仏閣由緒執則等を調べよとの
通達があった。

(二) この時、東光坊(錫杖院)盛長は、神徳院を兼職していたが、神徳
院第一八代の憲純法印が比叡山に住山して留守の間に、狹野権現の
社司と密約を交わし、押領司を祝子となし、狹野権現の門前の者を
社人となし、はじめて両所権現(霧島東御在所権現(霧島東神社)の
祭典を司らせた。

(三) 既にこれより先、狹野権現の社人達は祝詞と神楽を行ってきたと
ころである。

右のような一件の背景として、当時、霧島東神社の社家組織に何らかの異変があり、祭典もままならぬ状態にあったものか。そこで狹野神社の門前の者を社人として一時的にせよ凌ごうとしたのか、いずれにせよ確かな史料が無く、想像の域を出ない。

この後延宝七年八月に比叡山から帰って来た憲純法印が、社子等に謀計があるとして公に訴えようとしたが、地頭の山田弥九郎がしきりにとりなして和睦した事が記される。又、右の(三)に關しては、同書の第一〇代快憲法印の条に、

社司高橋兵部大輔・岩本淡路大輔・日高大輔・窪田仁義大輔・此
外社司等と舞憲法印俱揺動神輿並宝物等、而先暫越于江平、次転
神殿于高原麓矣、

諸社司と舞憲法印(神徳院第一二代)が、神輿と宝物等を揺動し、江平(高崎町)を経て高原の麓に神殿を移したというのであるが、これは天文一二年(一五四三)の事と推定される。とすると、この当時すでに狹野権現には、後世の社家の名前に連なる社司がいた事になる。又、富田至和氏文書の「劔之巻」は、熱田神宮の靈威を説く八劍の縁起であるが、奥書によれば、天正二〇年(一五九二)に正祝子岩本兵部太夫・権祝子日高権左衛門がいて、社家組織が形成されていた事が知られる。狹野権現で神楽が行われていた可能性が高い。記録上の初見は、延宝二年(一六七四)である。

狹野の岩元家所蔵の『社方含藏帳』所収「御不例之刻御願文差上申候覺」に、

○一先中将様御不例ニ付

光久公

延宝二年六月十七日日付ニ神楽三十二番之御願文社家中より差上置其後成就之御礼差上申候事

とあり、島津光久の病氣平癒祈願に神楽三二番の御願文を社家中から差し上げ、その祈願が成就して神楽が奉納された。延宝二年には、狹野権現では三二番の神楽を奉納するだけの社家組織が形成されていたとみ

なす事が出来る。

次には高原社人役付(狹野権現・霧島東御在所)を表示しておく。出典の『東御在所社人差出帳』は霧島東神社所蔵文書(『郷土社家平家のしらへ帳』は、正式には「高原東御在所社家・狹野権現社家郷土社家平家のしらへ帳」という。代々霧島東神社の社家を勤めてきた押領司家文書(『社方含藏帳』の貞享元年(一七八四)によつて舞之役四人を補つた。東御在所の享保一一年(一七二六)の場合も同様に舞之役が記載されていない。

狹野権現の延宝六年の社人役付には舞之役が記載されていない。『社方含藏帳』の貞享元年(一七八四)によつて舞之役四人を補つた。東御在所の享保一一年(一七二六)の場合も同様に舞之役が記載されていない。

高原社人役付(狹野権現)

役付	出典	
	年	年
正祝子(社家頭取)	延宝六年(一六七八)	郷土社家平家のしらへ帳
權祝子(權主取)	岩元宮内左衛門	天保一五年(一八四四)
太鼓役	日高権左衛門	岩元掃部
笛之役	押領司休左衛門	日高市正
鐘之役	窪田助六	窪田甚兵衛
翁之面持役	古川内藏之丞	窪田左膳・窪田助七
調拍子役	牧善九郎	牧助右衛門
柴之役	押領司勝兵衛	増田庄兵衛
御供役	益田助吉	
木地あらい役	児玉義左衛門	
舞之役	牧四兵衛	
勝之役	吉左衛門	牧伝兵衛
舞之役	助兵衛	古川平右衛門
	窪田助五郎	牧庄之丞
	休三郎	岩元平太
	正市	日高平兵衛
王之役	正市	児玉右内
内侍	二ノ内侍	正市

高原社人役付(東御在所)

出典	高原社人役付(東御在所)	
	東御在所社人改差出帳簿	郷土社家平家のしらへ帳
享保二年(一七二六)	天保一五年(一八四四)	天保一五年(一八四四)
正祝子(社家頭取)	押領司長門	押領司衛門
權主取	黒田吉右衛門	黒田茂右衛門
樂者	黒田堅右衛門	黒田宇右衛門
笛之役	藪田舎人	有馬多門
調拍子役	新納五兵衛	堀之内左京
築之役	有馬松右衛門	若松隼人
食事役	有馬十兵衛	藪田源右衛門
御供役		坂口右膳
無之役		有馬儀兵衛
王之役	新納宇左衛門	黒木半右衛門
政所	宮永権左衛門	宮永熊次郎
一内侍	うふ	宮永瀧右衛門
二内侍	袈裟	道

叡川の黒木嘉民家には安政六年(一八五九)の裁許状が伝わっている。

日向国諸縣郡高原東御在所
舞之役黒木主膳事神事参勤之時
風折烏帽子可着淨衣者
仍許状如件

安政六年二月廿五日

薩隅日三州惣大官司從三位

藤原朝臣親徳(花押)

黒木主膳は、嘉永六年(一八五三)「神哥本」を書き記した社人であるが、舞之役であった事がわかる。天保一五年の黒木半右衛門は主膳の前名であったかも知れない。発給者の三州惣大官司である親徳は、おそらく鹿兒島の諏訪大明神の官司であろう。

一方、狹野権現の社人は慶応三年(一八六七)に至り、岩元兵庫ら三人が上京し、神祇伯王白川家より直伝を受けており⁽¹⁰⁾、岩元家にはその裁許状が伝存している。旧薩摩藩領の薩隅日は、吉田神道の最も強い影響が及んだ地域である。狹野の社人が、京都吉田家ではなく白川家から神道伝授を得たのは、どのような事情があったのか。その事により神楽に変質を生じたか否か。解明されていない点が多々あるが、いずれにしても高原神舞は社人の流れをくむ人々によって今日まで伝承されてきた事は疑う余地がない。この事は高度な芸能内容を保持継承してきた高原神舞の大きな特色であり、看過してはならない点であろう。

五 内侍舞

中世以来、薩摩・大隅・日向をはじめ九州各地の諸社には内侍・八乙女あるいは命婦と呼ばれる巫女がいて、神楽を司っていた。特に南九州では内侍による神楽舞を内侍舞と称し、文献の上で枚挙にいとまのない程である。高原にも内侍がいた事は、前記した通りである。

狹野の岩元家文書「神社田緒之事」の中に次のようにある。

- 一 釘張太鼓 老ツ
- 一 鈴 神楽之節神子撃振用 四振 老通
- 一 調拍子 老通
- 一 右三行社頭専用道具故享保年中社人中相調を以相調候
- 一 木牛 老正
- 一 右二月初西御祭之節入用二而御座候処享保年中嶽大燃之節焼失
- 一 付社人増田早左衛門致彫刻候由

一 錫杖
一 打かね 神楽之節用之
右式行往古より有物
老振
老丁

右の鈴四振は「神楽之節神子撃振用」とあるように、神子すなわち内侍が神楽の時に用いたものである。狭野権現社には、正市と二の内侍の二人がいた。江戸時代の神楽番付では、第七番の「神楽」の時に内侍舞があったと思われ、それは祓川神舞の嘉永六年神歌本にも「神楽」の次第があり、その御神楽歌の中に、

△たてやねぎ とくたち給へや たてはや
吉屋のたてばや 是より内侍舞有り

とあって、この時、内侍舞が行われたからである。狭野神舞でも「神楽」の時に内侍舞があった可能性が高い。
明治六年、鹿児島県は内侍の制を廃止し、諸神社から内侍が姿を消す事になった。しかし神舞の中の内侍舞は、以後、社人の子女によつて行われたものようである。祓川の場合は、昭和一〇年頃まで女子二人が鈴を持って舞ったという。一方、狭野神舞の内侍舞がいつ頃まで行われたかは、いま明らかでない。

第二節 高原神舞の特色

一 宿借り曲「門境」

祓川神舞の「門境」は、旧薩摩藩領の神楽の中では現行唯一の宿借り曲として注目されるものである。宿借り曲は一夜の宿を乞う問答を中心に展開するが、山の神が宿を乞う形と、山の神に宿を乞う形の二つに大別される。

(一) 山の神が宿を乞う形

- ① 入来神舞「門境」 薩摩郡入来町
- ② 藪牟田神舞「門境」 薩摩郡祁答院町

(二) 山の神に宿を乞う形

- ③ 荒瀬神舞「門境」 大口市曾木
- ④ 本城南方神舞「問答」 伊佐郡妻刈町
- ⑤ 宮坂神舞「門境」 宮崎郡喜入町
- ⑥ 祓川神舞「門境」 宮崎県高原町

九州・中国地方にも宿借り曲があるが、その殆どが(一)の山の神が一夜の宿を乞う形であり、(二)の形は旧薩摩藩領の神楽にしか見られない。(二)の具体例として④の本城南方神舞の安永一〇年(一七八一)の神舞書によって見る事にする。本城南方神舞「問答」は、内(氏)の大神が山の大神に一夜の宿を乞う形になっているが、次のような文意がある。

○抑日本西上の神祇の西定者、神明こふけのらん主、けいかいくわん上の権現、神武のそうけんわ、彼の国のかしよくなり

○抑日本最上神祇ノ斎場者、神明降化ノ遷焼、下界勧請ノ根元、神武

草創、吾國ノ佳郷也、

右の文言は唯一神道の根本道場である斎場(日輪太神宮)の鎮座の由来を述べた一節である。宮坂神舞では、さらに続いて、

○夫當場ハ天児屋根命ノ妙業、神代ノ遷焼也、唯一ノ宗源ハ神明ノ直伝、自然発明ノ妙理、日本最上ノ宗源行事之道場也、(天)神トシテ下ラスト云フ事ナク、地ノ神トシテ頭ハレスト云フ事ナシ(以下略)

とあり、「唯一ノ宗源ハ神明ノ直伝」「日本最上ノ宗源行事之道場」等、いかにも唯一神道らしい表現が続く。

山の神が一夜の宿を乞う形が本来の宿借り曲であるとすると、氏の大神が山の大神に宿を乞うという主客転倒している形は、唯一神道による改革の波を受けているとみられる。

祓川神舞の「門境」は、山の神が鬼面・赤狩衣、杖を持って舞庭に出て、神前に背を向けて床几に腰を掛ける。そこに烏帽子・素面・白衣の袂が出て一夜の宿を乞う。ここでは唯一神道風な文言は見られず、中国地方の神楽の「荒平」「柴荒神」、九州の神楽の「柴荒神」等と共通する神歌が詠われる等(二)の山の神に宿を乞う形を乞う形であるが、③④⑤とは一線を画す。問答が簡略化されているものの山の神祭りの古態を残している。祓川神舞「門境」は、旧薩摩藩領に属する神楽の中では特殊な形であり、宿